

## 第二編 谷山の歴史

### 第一章 先史時代

#### 第一節 先史時代のあらまし

大昔いつ頃から人びとが、どのようにして生活をはじめたかということをするのはなかなかむづかしいことで容易なことではない。しかしそのころの人びとが書き残した記録をさがすことによってそれを知る方法はある。日本人が自分の力で生活の記録をつくりはじめたのは今から一二〇〇年程前であった。「古事記」と「日本書紀」註1がそれであるが、これは日本人が書いた最も古い歴史書なのである。しかしこの二つの歴史書をそのまま信することにはいろいろと問題があることを今日では誰でもが知るようになったし、また、この歴史書は今から一二五〇年程前まではさかのぼって考えることはできるけれども、それ以前のことは全くわからないといつてよい。ただ幸いなことにはそれより少し以前の日本の人びとの生活を記した中国の魏志倭人伝わなどの歴史書註2があつて、かなりくわしく理解することができる。それでもこの中国の歴史書の中に出てくる日本人（そのころは倭わとよんでいた）の生活の記録の最も古い時代は西暦紀元前後の頃までである。文字や記録に残された日本人のことは中国の歴史書を利用して西暦紀元前後の頃までしかわからないが、それでも日本列島のあちこちではそれよりもずっと以前から人びとが生活を始めていたこ

とがわかつている。では、一体どうしてそのような文字も記録もない時代のことをしることができのだろうか。

文学や記録のなかったこのような時代のことを歴史学の上では先史時代とよんでいるが、この先史時代のことは考古学を中心としてそれに関係のある諸学問の力を借りなければならぬのである。<sup>註3</sup>

日本の先史時代は、戦後急速にその研究が発達した考古学の貢献によって、そのはじまりを旧石器時代にまでさかのぼらせることができるようになった。然しこのことはまだまだ問題が多いので、現在多くの学者がこれにとりくんで多くの業績や資料を発表しながら研究を続けているのである。

日本の先史時代は、今まではその最も古い時代は縄文土器を使用した縄文時代とよばれていたが、それよりも以前に人が住んでいたこと、そしてその文化は土器や磨製の石器、弓矢などを持っていなくて、ただ粗製の打製石器のみを使用していたことがわかったのである。これを今では「無土器文化」または「プレ縄文文化」などとよんでいる。このことから先史時代は無土器文化、縄文文化、弥生文化の三つの時代に区別することができる。

### 無土器文化

この時代は、土器をとまわらないで石器のみを使用したことからつけられた名称である。昭和二十二年群馬県の岩宿でそうした遺蹟が発見されてから以来今日まで数多くの遺蹟が発見されているが、どの遺蹟からも各種の打製石器が出土している。これらの打製石器には、「打ったり、割ったりするための握斧（握槌）粗製の片刃石器、両刃石器、掻きとったり、抉りとったりするための搔器、削ったり、切ったりするための削器、のみの役目をする彫器、錐として役だつ採錐器、槍さきにつける尖頭器、剥片を利用した特殊な器具の刃器」などがある。<sup>註6</sup> また、この時代に属する人

類の化石等も発見されている。明石人とか、葛生人、牛川人、三ヶ日人などである。<sup>註7</sup>これらの人類が前記のような石器を使った人類であったかどうかは別として、とにかく日本の無石器文化はこのような石器を用いて狩猟生活を中心に、この時代の終り頃には漁撈技術<sup>註8</sup>を生活にくわえながら生活をくりひろげていたと考えられるのである。最近では火を使った炉址さえ発見されている。

しかし無石器時代の文化はこれだけではまだ容易に理解できるようになったわけではない。今後の多くの研究業績がつみかさねられて明らかにされていかなければならない。

なお鹿児島県に於ても川内市の中馬立や上竹之隅から尖頭器に属する石器が出土していることが伝えられているが最近に於ては出水市の上場において極めて有力な無石器文化の遺蹟が発見されていることが報ぜられている。<sup>註9</sup>

## 縄文文化

縄文文化というのは、<sup>註10</sup>縄文石器を生活の用具として使用した時代の文化のことである。この文化はさきの無石器時代の狩猟や漁撈生活を基盤にして発達したものではなかったろうかと考えられるが、たしかなことはわからない。縄文文化は無石器文化の次の時代の文化ではあるが、それがいつごろから始まったかということはなかなか判断しにくい。

しかし最近の科学的研究の結果から、最も古い石器は紀元前七千年程の古さを持っていることが認められている。また最も新しい石器では、紀元前六百年位の古さであることも認められている。<sup>註11</sup>だから縄文文化は非常に長い期間にわたって続いたといえるが、それもいつも同じ様子であったのではない。そのために縄文式石器の型式のうつり変わりを目標として縄文文化を、早期、前期、中期、後期、晩期の五つにわけると考え方が認められている。また地域によって

もその趣を異にしている。ところで、縄文文化を生み出した人は誰かということも、またどこからやって来たのかというのもしろいろと論議がなされているが、貝塚などから発見されている縄文人の骨が次第にその数を増しているところから更にその研究が進められている。最近ではこの縄文文化人が日本人の祖先であるといわれるようになった。<sup>註12</sup>

長い間にわたって続いたこの縄文文化は、その間にかんりの変化を生じたが、「弓矢をもって狩猟をなし、鉞、釣針をもって漁撈をなし、また水辺の住居では貝を捕食して貝塚をのこし、あわせて食用植物を採集する採集経済の段階で終始している。住居の大きさや形には多少の変化はあるが「竪穴住居」を主としており、時には「平地住居」も用いていた。自然の洞窟もあつた。死者は住居の近くに埋葬されたが、多くのものは「屈葬」と<sup>註13</sup>いって手や足をおりまげてあつたり、抱石葬といつて死体の上に大きな石などをせたりしてあつた。このころに使用された道具には石器、土器を中心に骨角器、牙器、貝製品、硬玉製品などのように生活用具や装飾用具などがある。土偶のような精神生活をしのばせるものが出土しているし、また抜歯のような風習も見られるのである。<sup>註14</sup>

鹿児島県に於ても縄文文化は早くから開けており知覧の石坂遺蹟や吹上町の黒川洞穴遺蹟からはその住居の址を知ることができし、出水貝塚や、市来貝塚、それに谷山の草野貝塚、指宿の大渡遺蹟などからは土器、石器の他に、<sup>註15</sup>そのころの人びとの食物資料が得られる。また縄文人の骨ささえ発見されて、埋葬風習を知ることのできるのである。<sup>註16</sup>その文化の古さからいえば大口市や、出水市、志布志、鹿児島市周辺、谷山、知覧、笠沙、西之表等に縄文早期に属する押型文とか曾畑式土器とか呼ばれる古い時期の土器が出土しているから、その何れかの地を中心に拡がっていったに違いない。しかし縄文文化が薩摩、大隅両半島一円に共通した文化圏、生活圏をもって発達していくのはもつと後

のところで、縄文文化の時期からいえば、縄文中期の終り頃から後期に至る間であつて、この文化は、南九州一円から種子島、屋久島などの地にまで広がっている。<sup>註18</sup>

### 弥生文化

長い間続いた縄文文化が終りをつけるころ、中国や朝鮮から伝えられた大陸文化の影響をうけて発達した弥生文化とよばれる新しい文化が北九州の地域などと関係をもちながら県下一円にひろがっていったのである。弥生文化は縄文文化には見られなかつた様々の内容をもっている。

先年発見された多布施（金峰町）の高橋貝塚の調査報告によると、<sup>註19</sup>若干の縄文末期の土器を加えて弥生時代の各時期の弥生式土器が<sup>註20</sup>多量に出土しているのをはじめ、石鏃、<sup>註21</sup>石匙、石槍、石斧、石包丁、石鎌などの石器類、<sup>註22</sup>紡錘車、土版、土錘などの土製品、貝輪、骨角製や牙製の鏃、釣針、垂飾、および鉄器などが出土していることが報告され、さらには貝類や獣類の自然遺物、住居址、倉庫のような遺構の発見も伝えられている。

この報告にも見られるように、弥生文化は縄文文化の終り頃からその上に発達したものであり、様々の内容をもっている。たとえば、石包丁や石鎌が出土したことは既に稲作農耕がはじめられていたことがしられ、紡錘車の出土は紡織が行われていたことを思わせ、鉄片の出土は武器としてまた鎌や鋤、鍬などの農耕具としての存在を示めそうとしている。住居址と共に倉庫のようなたて穴遺構が発見されているのは、この時代の人びとが既に定着生活をはじめたことをあらわしているが、しかし農耕だけでなくまたまた狩猟や、漁撈が行われていたことも貝類や獣骨類の発見によつて知ることができるようである。

このように弥生文化は、稲作農耕を中心とし、弥生式土器や磨製石器や金属器（銅鏡や銅剣のような青銅器や鉄器）木器などの使用がはじめられ、台地よりか低地におりた人びとが協同しながら集団生活を行った文化であるといえる<sup>註23</sup>。そして、この弥生文化は大陸文化の影響を直接間接に受けて発達したものであった<sup>註24</sup>。

鹿児島県遺蹟地名表によれば、県下の弥生文化の遺蹟は台地の前端やそれに近い低地のいたるところに発見されている。さきの高橋貝塚をはじめ、鹿児島市郡元一の宮住居址遺蹟、旧医大住居址遺蹟、阿多中津野、高山の花牟礼住居址、根占の千束遺蹟、山口遺蹟、指宿下里遺蹟（花牟礼川遺蹟）、山川成川遺蹟などがある。鹿児島県の弥生文化は、以前は北九州から東海岸を経て大隅半島に早く開け薩摩半島に影響を及ぼし県下一円に拡がったといわれるが、薩摩半島の高橋貝塚の発見は必ずしもそうでないことをしめしている。むしろ、薩摩半島にその古さが求められるように思うのである。

このような弥生文化が発展しつつあるころ、中国大陸では、既に春秋戦国時代を経て秦、漢の高度な文化国家が繁栄しており、しかも日本のことがそのころからの中国の歴史書に記されてくるようになる<sup>註26</sup>。特に後の魏志倭人伝によると、三世紀頃の日本は「倭の国」とよばれ、女王「ひみこ」の使節などが中国に派遣されて大陸との交渉をもったことが記されていて、稲作農耕生産の上になつて一つの社会組織がつくられ、富や権力をもった豪族たちが強い力で大きな政治的集団を支配したことが知られるのである。この強大な支配者達が死ぬと壮大な「墳墓」をつくって後世にその威容を誇るようにさえなつてきた。この時代が「古墳文化」とよばれる時代なのである。

## 古墳文化

<sup>註28</sup>

弥生文化の次に続く文化で、弥生文化のころにはじまった農耕生活が、鉄器の普及と耕地の拡張によって、しだいに生産量がまして、経済力の発展にともなうて国家的統一がなされ、豪族たちが壮大な墳墓をつくった時代であるとされている。<sup>註29</sup>日本の古代史上「大和朝廷」とよばれる支配者や、民族制度のような政治、社会制度ができあがるのもこの時代である。西暦三世紀末から七世紀後半にまで続き、<sup>註30</sup>次いで律令制の（古代天皇制）社会へ引きつがれてゆくのである。

古墳文化の中心は古墳（「古代社会において遺骸を葬るために営まれた高塚」<sup>註31</sup>）である。その形には、円墳、方墳、前方後円墳のように墳丘をもつものや、横穴、地下式土塚のような墳丘を伴わないものもある。このころの生活は古墳の内外部に出土する副葬品（甲冑、刀剣、弓矢、鎗、馬具等の武器、冠帽、耳飾、帯金具、剣、鉾、鏡等の青銅器、鉄製農具や石製模造品、埴輪、土師器、陶質土器等である。）が之を示しているが、これらの多くのものが大陸文化の影響をあらわしていると共にこの時代の生活の進歩をあらわし、さらにその政治のしくみや社会のしくみにおいても一つの段階にあつたことを物語っている。集落は次第に大きくなり、住居は平地住居や高床住居があらわれ、倉庫や納屋等の建物もあつたにちがいない。衣服は男子の衣と褌、女子の衣と裳の区別が男女の人形埴輪で明らかにされ、米は甑<sup>こしき</sup>でむして食<sup>註32</sup>べ、酒もつくられた。狩猟も、漁撈もまだ行なわれていた。粟<sup>あわ</sup>、稗<sup>ひん</sup>、麦などを耕作したことも想像せられるのである。

地域によってそれぞれの特徴や違いはあるが、既に古墳文化の中心は、大和朝廷の発生した大和地方（近畿）に見られ、そこから各地に広がっていくようである。南九州殊に鹿児島県においては五世紀の中頃以後にいたって近畿地方

から伝わったと考えられる。<sup>註33</sup>

県下の古墳文化はまず大隅半島の鹿屋・高山・串良などの平原を中心に発展した。唐仁古墳群、塚崎古墳群、このうち八基にも及ぶ前方後円墳の存在は近畿の古墳文化とのつながりを明らかに示すものである。<sup>註34</sup>古墳末期のころには、栗野・大口・羽月・出水・長島・川内・鶴田などの北薩一帯に広がっていくが、南薩には古墳文化を思わせるものは僅かに万世(ばんせい)(加世田市)や、成川遺跡(山川町)、山川港の崖葬跡などしか見られないのは、おそらくこの地域が社会経済的發展をなす諸条件が具備されていなかったからであろう。それにもかかわらず新しい古墳文化の要素を少しずつ取り入れていたことは南薩各地から陶質土器等が出てくることよって知られるのであるが、このころは一体この地域はどの地域の支配下にあつたものであろうかは、考古学上の資料に乏しい今日ではむづかしい問題である。しかしやがて阿多地方には阿多隼人なる豪族があらわれ、そしてさらに薩南穎娃の地域には「衣君」(えのみ)などの豪族があらわれてくるようになってくるが、<sup>註35</sup>これらの豪族はどのような基盤の上に成長したものであろうか。

註1「古事記」は西紀七二二年(年銅五年)元明天皇の時代に太安万侶(おほのやすもろ)よつて書かれたもので、アメノミナカヌシノカミ以下推古天皇までの系譜や天皇統治の権威と伝統を語る説話的史書であるが、その序文によると古事記は天武天皇の時代に稗田阿礼(ひえだのあれ)に命じてよみならわした帝紀、旧辞の誤りを正し、後の世に伝えるためであると述べられている。「日本書記」は西紀七二〇年舎人親王を中心にして出来た

ものである。中国の史書の体裁にならつて漢文、編年体で書かれている。天地のはじまりからの神話伝説と、神武天皇以後持統天皇までを含むものであり、中国の史料も引用されているところから後半の部分にはある程度信頼できるものもある。

2 中国の正史(国家がつくつた歴史書)は二十五程あるが、そのうちわが国のことをのせているのは十五であるが、こ

ここでその史料価値から見てもこのころを知るためのものは「前漢書・地理志」、「魏志倭人伝」、「後漢書東夷伝」「宋書倭国伝」、「隋書倭国伝」等であるが、これらの史書には「倭」の名称で日本のことを記述しており、考古学的資料だけで理解できない部分の重要な史料となる。例えば「魏志倭人伝」の中には「倭人は朝鮮の带方郡より東南の方にあつて山島によつて国邑をなし、もとは百余国あつたが漢の時には使を送るものは三〇国位だつた……稲や麻を植へ養蚕などを行い織物をおる……」などのことを記している。(読み下し文)

- 3 先史時代のことは考古学を主として地質学・人類学・民族学・言語学・生物学(古生物) 鉱物学・地理学・民俗学・そして歴史学等の関連諸学の協力がなければその成果は期せられない。
- 4 旧石器時代とは「第四紀洪積世に主として存在し、打製石器を道具として使い、おもに狩猟・採集を生業とし石器や磨製の石器はまだ知らなかつた時代」である。
- 5 旧石器時代に属する主な遺跡は全国にわたる三五九カ所の多きに達している。杉原荘介編「先石器時代」日本の考古学―一六頁以下

- 6 「前掲」一四頁
- 7 「前掲」一〇二頁―一六頁

- 8 「前掲」二二頁―二三頁
- 9 昭和四十一年夏南日本新聞紙上掲載、出水市郷土史編さん資料刊行目録

10 (水野清「小林行雄編 図説考古学辞典 縄文土器とは「日本の石器時代の土器で、焼成度が低いため黒褐色ないし茶褐色を呈し、縄を器面にごろがした文様のある土器である。「年代的・地域的に多くの型式をふくんでいるが、東日本と西日本の二つの大きな地方区にわけることができる。二つの地方区の特徴は東日本は文様の原理が曲線的なのに対して西日本の方は直線的であり、また東日本は複雑なのに対して西日本のそれは単純簡素である」といつている。縄文土器の基本の形は、深鉢形と浅鉢形とに大別できる。また文様や形の変化によつて次の五つの時期にわけて考えられている。早期・前期・中期・後期・晩期である。「文様」は縄目の文様がつけられているのが一般的であるが、縄文・結節文・捺糸文・貝殻文・(条痕文)・圧印文(貝殻の腹縁で押しつけて) 疑似縄文・ヘラ描文・竹管文・半截竹管文・瓜形文・貼付文や或は人間や動物などの象徴的な立体文様など、作りうる限りの方法で施文されている。

- 12 鎌木義昌「縄文時代の概観」日本の考古学Ⅱ・縄文時代―一八頁―一九頁及び折込の編年表世界考古学大系日本Ⅰ・編

年表

12 島五郎・寺門之隆「縄文人の形質」日本の考古学Ⅱ・縄文時代四四五頁

13 (水野清一・小林行雄編) 図説考古学辞典四六五頁

14 鹿児島県下遺物遺跡地名表(鹿児島県教育委員会)

15 河野治雄「鹿児島県下における先史時代の埋葬例」薩南民俗十一号

16 鹿児島県遺跡地名表(鹿児島県教育委員会)

上村俊夫「鹿児島県庁洞野穴発掘調査報告」九州考古学

17 寺師見国 南九州の縄文式土器

図説考古学辞典(前掲)

押型文土器とは(早期縄文土器の一つ)山形や、楕円形などの簡単な彫刻をしたほそい円棒状の器具を土器面にそって回転しながら押しつけることよつて浮きだした文様をつけた土器。文様は山形状・殻粒状・同心状・格子目状・綱目状・平行箆目状などがあるが、鹿児島では山形状のものが最も多く、次に殻粒状のものが多く、底部は尖底だが平底もあるがやや凹底もある。

曾畑式土器とは熊本県の八代郡の曾畑貝塚から出土する土器をいう。形は鉢形で細形のヘラ状施工具で、平行線連点文・羽状文・三角組合文等の幾何的文様を描いてあり、色は灰黒色又は黄褐色である。伊佐郡山野町・菱刈町・枕崎

市花渡川・西之表本城等で出土するが、最近では笠沙町で出土することも判明した。鹿児島県の縄文土器の編年については河口貞徳「南九州縄文式文化の層位的出土遺跡表」鹿児島県のおいたち(三二九頁―四〇頁)によるが、最近賀川光夫「九州東南部縄文文化編年表」日本の考古学Ⅱ縄文時代二六八頁によれば、県下の場合には早期に押型文・石坂式・前期に曾畑式吉田・前平式中期に阿高式・岩崎下層・後期に指宿式・市来式・草野式・晩期に黒川式、そして弥生前期の高橋式と続くようである。

18 河口貞徳「南九州における縄文文化の研究」鹿児島県考古学会紀要第三号二〇頁

19 河口貞徳「鹿児島県高橋貝塚」考古学集刊第三卷二七三頁

20 弥生式土器というのは東京都文京区弥生町遺跡から出土した土器につけられた名称であつて、はじめは縄文土器と区別されるためにつけられたのが今日ではそれが一般的名称として用いられるようになったものである。だから同じ弥生式土器でも地域的にまた時期的にもそのちがいが認められるものである。現在では弥生式土器は、前期・中期・後期の三時期に分けて考えられている。之については次のものが参考になる。

杉原壮介「古代前期の文化」(新日本史講座)

杉原莊介「弥生式土器の形式と編年」日本文化史大系(1)一八五頁

「弥生式土器編年表」日本の考古学Ⅲ弥生時代

21 (イ) 石鏃とは石のやじりで矢の先につけて用いる小型の石器で磨製と打製がある。

(ロ) 石匙とはつまみ状の突起を一端につけ鋭い刃をもった打製石器。一種のナイフである。

(ハ) 石槍とは長い柄をつけて槍として用いる打製兵器

(ニ) 石包丁とは長方形や楕円形、半月形をした扁平な石器で大体磨製である。二個又は一個の穴がある。穂づみ具として使用したものであろう。

(ホ) 石鎌とは磨製の石器で穀物の収穫具であらう。

22 (イ) 紡錘車とは糸をつむぐ時、糸によりをかけるために糸巻棒にさしてその回転を助ける円盤又はそろばん型の土製

品、或は石製品

(ロ) 土版とは主として縄文末期にかけて東日本でつくられた土製品、護符ではないかといわれる。

(ハ) 土錘とは漁網の錘か、あるいは葎などをあむ時につかう錘かもしれない。

23 図説考古学辞典九八〇頁

24 (イ) 小林行雄「日本考古学概説」一五八―一六一頁

(ロ) 福島要一「日本の稲」日本考古学講座三四頁

25 河野治雄「先史時代」指宿市誌七〇頁

26 註2を参照

27 岡崎敏三「三世紀より七世紀の大陸における国際関係と日本」日本の考古学Ⅳ古墳時代(上)六〇三頁

28 近藤義郎「古墳文化という区分」について「前掲」日本の考古学Ⅳ二頁―五頁

29 水野清一、小林行雄「図説考古学辞典」三五七頁―三六二頁

30 近藤義郎「前掲」日本の考古学Ⅳ一〇頁―一七頁

31 斎藤忠「日本古墳の研究」

32 末永雅雄「衣、食、住」日本考古学講座(5)三二八頁

33 樋口隆康「古墳文化」前掲一〇七頁

34 鹿兒島県史第一巻五八頁―六二頁

## 第二節 谷山の先史時代

### 一 谷山の地形

谷山のまちは、薩摩半島の東側、鹿児島湾の西側にあつて対岸大隅半島をのぞむ地にある。北は鹿児島市、松元町と、南は指宿郡瀬々串と境を接し、西は金峯山山系を分水嶺として日置郡吹上町、川辺郡川辺町と隣接する細長い町である。南北に細長いこの町の北東部を、この町最大の永田川が西北の隣接町村の山間部から南東に曲折しながら鹿児島湾にそそいでいる。その流域は扇状地形に広がり、山田、中村、上福元の地域を含んで沖積地を形成し、水田地帯を構成している。この平地部の南端を木之下川また和田川がその源を南方山間部に発して東に流れる。この二つの川は下流に於て合流する。和田川を南限として平地は、この三つの流域に沖積地を形成するのである。この和田川と永田川の間にあつて海岸近くに麓台地が形成されている。和田附近から以南の地は海岸から直ちに標高四〇メートルと五〇メートルの海岸崖台地をなしており、南の方にのび平川、瀬々串と続いて平地を見ない。その間にあつて、草野と古屋敷の間を障子川が西南山間部より東流してこの台地をたちきつている。流域は何れも大、小の河岸段丘を形成する。下流川口附近では高さ数十メートルの段丘をなす。南部の平川には深湊ふかみなとと川が西方滝の口より東流し、さらにまちな南端の烏帽子嶽の北麓より流出する水流川ながりは浜平川にて海岸に注ぐ。この二つの川の流域もほとんど平地はなく、わずかに深湊川の上流流域の一部に低い段丘畑を形成しているにすぎない。

まちな西方部は永田川流域、木之下川、和田川の下流流域の平地を除いてはほとんど台地から続く丘陵地帯であつ

てまちの西壁をなしているが、南部の烏帽子嶽の五二メートル、中央部の権現尾四八四メートル、美濃嶽の四七一メートルを中心として南部に四百メートル前後の高い山丘が続き、北部に行くに従って二百メートル前後の低い丘陵地を形成するようになる。このような地理的条件の中で、いつのころからこの谷山のまちに人びとが生活をはじめたものであろうか。

## 二 谷山の先史時代の研究

谷山の地にいつのころから人びとが生活をはじめたかということについての正確な調査や研究は戦前まではほとんどなされておらず、そのために正確な資料や報告などというものもなく知られてもいなかったようである。然しこのような研究への関心が全然なかつたわけではない。鹿児島県考古学界の先達である故山崎五十磨氏はその遺物採集や研究の中に谷山の先史時代の資料をのせておられるのである。同氏が論述された大正八年九月八日発行の「考古学雑誌第十巻第一号」の「弥生式土器遺跡と墳墓との関係」では既に破壊されてしまった不動寺遺跡のことを推察し得る貴重な資料であり、また昭和四年三月刊行の「鹿児島県史蹟名勝天然記念物調査報告書第二輯」にのせられた「鹿児島県下石器時代の遺跡並に古墳分布の大系」の中には坂之上、影原、芝野、見寄原、玉利、大脇原、大久保菊池城址などの地域に早くから土器、石器等の遺物の出土することを示しているのである。

また大正七年三月五日発行の「考古学雑誌第八巻第七号」には喜田貞吉博士の「九州旅行談」として発表せられたものの中に、坂之上から石鏃の出土が伝えられているが、今日なお谷山において石鏃の発見例がないことから考えて貴重な報告といわねばならない。この他に山本正夫氏は早くから山崎五十磨氏と共に谷山の遺物の採集に努力をなし

たが、その採集した遺物は谷山にはなく、伝えるところによれば東北の大学に寄贈された様である。すでに故人となられた井上博昭氏は早くから町内の各地から出土する石器、土器等の遺物を採集して保管していた。戦後は谷山考古学同好会を組織して河口貞徳氏等と共に草野貝塚の発掘を行い「草野貝塚発掘調査報告書」を出し、また谷山町政だより回数にわたってその概要を発表するなどして谷山の先史時代研究への道を開いたことは大きな功績であったといわねばならない。これも故人であるが谷山神社の大脇為博氏が大脇原、玉利等の附近で集められた石器類も多く研究の資料たりうるものである。さらには錫山や火の河原を中心として矢上吉久氏は数十年にわたってこの地域の遺物の採集を行ったが、これはこの地域の考古学研究への基礎となっている。

戦後、急速に発達した考古学は、鹿児島県においても、寺師見国氏、山崎五十磨氏、それに河口貞徳氏等を中心に鹿児島県考古学会を発足させ、各地で発掘調査を行いその研究を鹿児島県考古学会紀要に発表し大きな成果をあげているが、その中で寺師見国氏河口貞徳氏が昭和二十四年「笹貫遺蹟」を発掘調査したことは谷山における本格的な先史時代研究への道を開いたものとして注目すべきことである。ついで昭和二十六年「草野貝塚」の発掘調査のために谷山町考古学同好会がつくられ町当局の大きな支援協力のもとに三友国五郎氏、河口貞徳氏の指導のもとに発掘調査を行い谷山における縄文文化を明らかにしたのみならず、その研究の結果鹿児島県の縄文後晩期の編年作成の上に大きな役割りをなしたことは本県の考古学研究上に特筆すべきものがあつたといえよう。当時谷山北中学校校長であつた遠矢徹志氏は大坪敏夫氏等と共に北部地区の遺物採集と、遺跡の探究に大いなる努力をつづけたのである。谷山市の考古学会はその間にあつて昭和二十五年には平川海ノ上部落の台地に指宿式石器を主とする縄文後期の遺跡を発見

し、北部三重野部落に同じく縄文後期の遺跡をつきとめ、塔之原に縄文早期の押型文出土の地点を探しあてるに至つたのである。弥生文化の遺跡では昭和二十七年薬師堂部落内に住居址的な遺跡を発見、次いで坂之上東端台地に明らかな住居址を確認した。北麓の台地附近には早くから遺物の出土が伝えられていたのを平田医院の庭や、松元清二氏宅地内の遺物出土を確認したのも大きな収穫であつた。

このような研究は全て鹿児島県考古学会紀要によつて発表され、出土遺物地や、遺跡地名は鹿児島県教育委員会によつて作成された鹿児島県遺跡地名表によつて確認されるに至つてゐる。然し谷山の各地で遺物の出土や遺跡の発見が次第に増加しているに拘らず、本格的な調査組織や体制ができていないのははなはだ残念なことである。ことに井上博昭氏の死去の後谷山町考古学同好会が自然消滅してしまつたことは惜しまれてならない。

### 三 谷山に於ける遺物遺跡の分布状況

既に述べたように多くの人びとの努力によつて、今日では、谷山において、北は五ヶ別府から南は平川に至るまで東は鹿児島湾に臨む海岸台地から西は錫山、須々原、火の河原等の山間地に至る迄、ほとんど全域にわたつて無土器文化の遺物を除き、縄文文化や弥生文化期の石器や土器等の遺物の出土することが明らかにされ、遺跡の存在するところが確められている。然しその出土状況はやはり一般に見られるように一つの形があるように思われる。谷山において出土するうち最も古いものは縄文早期のものである。そして最も新しいものは古墳文化期のものである。普通に考えられるところでは縄文文化に属する遺跡や、遺物の出土する場所は、日当たりがよく、水の得やすい、海岸や川べり

に近い台地である。<sup>註1</sup> 狩猟や、漁撈を中心とした人びとが生活しやすい場所であったからである。弥生文化の時代になると、人びとは台地から低地に進出してくるようになりその周辺に水田耕作が容易である地点を選んで生活をした<sup>註2</sup>ので、遺物や遺跡の出土する場所はこのようなところが多くなるようである。古墳文化期になると、さらに低湿地をひかえた沖積地やや高い場所や、或は沖積地を眺めうる丘陵端などからさらには台地の奥深く、時には山間地に至るまで、人びとが生活し得る条件をもっているあらゆる場所において集落などの遺蹟が発見されるところから、遺物などもいたるところから発見されるようになってくる。これは農業生産の発達が水田耕作だけでなく、畑作なども行なわれたからであろうし、政治的、社会的な組織が一段と進んでいいたからであろう。<sup>註3</sup> 鹿児島県下の場合では、縄文文化や、弥生文化のようにこの古墳文化の研究が進んでいないのでこのころの資料が少なく明らかではないが、この地域の出土例から見ると多くの場合弥生式土器などと一緒に出土して来ている。<sup>註4</sup> これはおそらく経済的、社会的条件のたちおおくれていたことよって古い文化が長くつづいていたことによるものであろう。谷山諸地域の分布の状況もその地形と一般的な形にあてはめて考えて見ることができようである。

次に谷山の先史文化を考える時に注意しなければならないことは、谷山周辺に存在する多くの遺跡や遺物の出土地である。今日とちがって大昔は、今日に見るような人為的行政区域はないのであるから、どうしても周辺の文化と関連させながら研究を進めなければならないからである。谷山の周辺には先史文化の研究にかくことの出来ない多くの遺跡が存在している。鹿児島市では吉野町雀ヶ宮前平、石郷、春日町、若宮神社址、西別府木ヶ暮、郡元一ノ宮神社、旧医大址等、松元町に於ては春山の上床小原迫、棧敷原、森園の轟の滝上丘陵地、八久保、直木の東昌寺、小中原など<sup>註5</sup>

であり、吹上町の黒川洞穴、田尻、湯之元、平鹿倉等<sup>註6</sup>、金峰町の大坂、大平、牛河内<sup>註7</sup>、川辺町の瀬戸山、清水、<sup>註8</sup>両添知覧町のイゼン寺、後岳、八反畑、桑代、二ツ谷、永野、石坂、厚地等<sup>註9</sup>、喜入町の瀬々串、中名など<sup>註10</sup>、その周辺には縄文期から弥生期にかけての多くの諸遺跡が存在している。対岸大隅半島の桜島の武貝塚、垂水の浜平、柗原にもまた遺物の出土が伝えられている。

先史時代といってもその生活圏は広く一般には交易さえ行われていることから考えても、湾内を自由に航行したりかなりの高峻な山道も、その溪谷を利用すれば困難ではないから、これ等周辺の遺跡と関係がなかったとはいえないであろう。

例えば、鹿児島島の木ヶ暮遺跡や、松元町の上床小原迫遺跡などは、谷山塔之原遺跡や、三重野遺跡と同じ地域であり、出土する遺物も同じ系統のものである。<sup>註11</sup>桜島武貝塚から出土する市来式土器は草野貝塚から出土するものと全く同じものなのである。<sup>註12</sup>むしろ縄文文化などにおいてはその出土例の少ない谷山では、このような周辺の関連する諸遺跡を通してはじめてそのすがたがとらえられると考えられるからである。

註1 小林行雄「日本考古学概説」二二頁

2 大場磐雄「古代農村の復原—登呂遺跡研究」三九頁

3 和島誠一、金井塚良一「集落と共同体」日本の考古学Ⅴ古

墳時代下 一五八頁—一八七頁

河出書房新社「労働と生産」日本庶民生活史—三六頁

4 河野治雄「古墳文化」指宿市誌九三頁以下

5 松元町教育委員会「太古の郷土」松元町郷土史二四三頁以下

6 吹上町郷土史

7 金峰町郷土史

8 鹿児島県教育委員会「鹿児島県遺跡地名表」

9 上之覚蔵「先史時代の知覧」知覧郷土誌四六頁・六八頁

10 河野治雄 「指宿市附近遺跡及び遺物出土地名表」 指宿市誌

一〇一頁

11 (イ) 河口貞徳 「南九州における縄文式文化の研究―木ヶ暮遺

跡」 「鹿児島県考古学会紀要」 第3号一四頁以下

(ロ) 松元町教育委員会 「前掲」

木ヶ暮遺跡から出土する縄文土器の主体をなすもの是指

宿式土器であるが三重野遺跡から出土する縄文土器も同

じ指宿式土器である。

また松元町上床の小原迫遺跡からは押型文土器（より糸

文状）石、皿、たたき石などが出土しているが、谷山の

塔之原遺跡からも同じより糸文状の押型文土器や、石皿

たたき石などが出土している。

12 芹沢長介 「縄文式土器」 日本文化史大系一五六一頁

市来式土器とは日置郡市来町川上貝塚から出土する土器を

いう、突角形をなす口縁部を有し、器の内外面に貝殻条痕

のあるものが多く、貝殻をもつて多種様の施文をなしてい

る。県下各地に出土例多い。編年上後期に属する。

## 1 縄文文化

谷山では未だ無土器文化時代の遺物や遺跡は発見されていない。縄文式土器やそれと一しよに出土する石器を発見することは縄文文化の存在をたしかめる方法なのであるが、谷山では縄文式土器や石器の出土するところは少ない。

唯最近になってようやくその研究が進められて次第に縄文文化のすがたがわかりかけてきている状態である。

谷山に於て縄文文化で最も古い遺物の出土するところは最近発見した塔之原<sup>註1</sup>であろう。だから谷山ではここに一番

早く人びとが生活を始めたのではないかと考えられる。この地は谷山北部の永田川上流の溪谷<sup>けい</sup>をのぞむ百七十米から百八十米の台地である。溪谷の上流は棧敷原、春山の広々とした台地に続き狩猟の場を与えるようなところである。

台地に続く松元町上床の小原迫には塔之原と同じ押型文土器の出土する遺跡がある。ここは石鏃とたたき石と石皿を伴って出土するから<sup>註2</sup>明らかに狩猟が行なわれたことが知られる。同じ縄文文化の古い時期に属するものに吉田式土器

があるが、之と類似した円筒形土器の底部が山田の上ノ原台地で出土したと伝えられるが、之も永田川流域の低湿地をのぞむ台地である。しかし遺物の出土が少ないのでその様子はわからない。塔ノ原に近い三重野遺跡からは縄文後期初頭の指宿式土器と石包<sup>註4</sup>丁状石器、たたき石、石皿等が出土している。ことに打製の石包丁状石器は表面採集ではあるが、指宿式土器に伴うものと考えられるところから、その用途についても農耕関係の問題と関係して考えられなければならぬものである。この遺跡も標高二三メートルの丸岡を望んだ<sup>みじのほ</sup>三重野原の南斜面一四〇メートル前後の小台地で、永田川の支流山ノ田川の上流を眼下に見下す位置にある。藩政時代この地は狩倉のあったところであること考えれば、昔狩猟の場所であったことも想像出来るであろう。三重野からは谷あい<sup>いさじ</sup>を西へ行けば松元町ではあるが永田川上流の八久保遺跡に至り、その八久保遺跡から少し北へ下った轟の滝附近の丘陵地からは、石匙<sup>いさじ</sup>が出土している。<sup>註5</sup>丁度永田川本流と支流の山ノ田川が谷山北部と松元町の境の上流において一つの丘陵地（二四〇メートル〜二五〇メートルぐらい）をだくようになっている地形の中でこれをとりまくように遺物の出土地や遺跡が発見されているから、<sup>註6</sup>棧敷原から石鏃などが出土していることとあわせて、この附近一帯が縄文時代から弥生時代にかけて長い間生活の舞台となっていたことが想像できるようである。

谷山の西方地区は三百メートルから四百メートル近くの山丘地帯となっているが、この山地から石器や土器の破片が単独で出土してくることがあるが、はつきりと縄文文化に属すると断定できるものはない。そのなかで錫山と西南部の火の河原、須々原地域の出土遺物の中に縄文文化に属すると思われるものがある。

錫山竹木場から出土した土器の破片は貝殻圧痕と貝殻条痕を附したもので、明らかに縄文土器の破片と考えられる

ものである。また錫山地区の奥ヶ野、地福山からは打製石器が出土している。奥ヶ野から出土した打製石斧は頭部の方はやや細く有肩状になっており刃部は刀状である。地福山麓と檜木平かしのみびらから発見されているのは短冊型の石斧たんざくがたの中央部を両方にうちかいた「えぐり」を入れたものである。その他刃部のみ磨製した幅三種、長さ五種程の小さな石器もある。何れも縄文文化期に属するものかと考えられる。たしかめてはいないが、矢上吉久氏の採集されたものに牟田元むだもとで出土した石鏃があつたと伝えられている。これなど考えるとこの地域にも狩猟を中心とした縄文文化の存在が明らかである。

須々原の地は戦後開拓された所であるが、ここからは弥生式石器にまじって明らかに、貝殻条痕のある石器の破片と細い沈線の施文のある縄文土器の破片が石器と共に出土している。

谷山の南部では縄文文化後期に位置する草野貝塚と平川遺跡がある。光山にも貝塚のあとが見られ黒色の研磨石器の破片が出土したと伝えられるが確認はしていない。これらの地域は何れも海岸台地である。このうち縄文文化の生活をする最大の手がかりは出土遺物の量や種類からいつて草野貝塚が代表的なものである。

谷山における縄文文化の遺跡や、遺物の出土する地は今日では以上の他に発見されていないが、これらの諸遺跡や出土遺物から考えてみると、縄文時代は何れも狩猟や漁撈うしのできる台地か丘陵地を選んで生活をしていたことが明らかである。しかし縄文人が住んでいた住居址は三重野で発見された「たて穴住居」らしいもの以外には出土例がないのでわからないが、台地では「たて穴住居」に住み、山地では洞穴註7などを利用したろうと思われる。

草野貝塚から出土する獣骨鳥骨の大部分は、鹿といのししの骨であるところから当時はいたるところ鹿やいのしし

の生息するところであり縄文人の食料の中心となったものであろう。草木の実や種などの遺物は残っていないが、山野に自生する草木の実や自生の芋類などを採集し、粉にできるものは粉にし、だんごなどのようにして、焼いたり、あぶったりして食べていただろう。石皿のようなものや丸いたたき石などはそれに使用した道具であったと思う。また魚骨や、はまぐり、あさり、あこやがい、すがい等の貝類の残っていることは魚貝類を食したことを物語っている。

長さ十五センチぐらいの頭部に刻みをつけた丸い骨器や平たい骨器は簪かんざしなどの髪飾として用いただろうし、貝輪の破片も出土しているから腕かざりをしていたことも知られる。また歯牙に穴をあけたり、骨角器にきざみをいれたり加工して装飾品として用いられたものもある。ただこれらのものが実際にどのように用いられたかということはその出土例がないのでよくわからない。<sup>註8</sup>

ところでこれらの文化を担当したものはどのような人びとであったか、これは縄文時代の人骨の出土例がないので解明できないが、指宿市の大渡遺跡で発見されている縄文人<sup>註9</sup>と同じ文化をもっていたことは疑いない。それは縄文文化後期の指宿式土器や市来式土器を使用した人びとであったが、それと同じ形式の土器が平川遺跡や草野貝塚、三重野遺跡から出土するからである。しかもこれらの土器は、南薩一帯から、大隅半島、日向宮崎の地まで及ぶ広い範囲にわたり出土するから、谷山で縄文文化が盛行したのは縄文文化後期のころであったといえよう。

次に問題となるものに縄文文化に何らかの農耕生産が行なわれたかということである。現在これについていろいろの論議がなされているが、ある程度の農耕が存在したことを認めようとする考えもある。<sup>註10</sup>三重野で出土した石包丁状石器<sup>註11</sup>についてはこのような問題と関連して考えたいと思うからである。

註1 押型文土器については前掲

2 松元町教育委員会 「太古の郷土」 松元町郷土史一四三頁

3 吉田式土器とは鹿児島郡吉田村大原より出土した縄文前後の土器である。

黒褐色の土器で貝殻の腹縁で条痕文を格子状に施し口縁部には庄痕による連点をつけ並行条痕文をつけた深鉢型の土器で口縁部はやや外反する。底部は平底である。出土する範囲は吉田村をはじめ知覧石坂、永野、瀬世、穎娃町源川、福山町、根占町、宮崎県串間市大平などにも出土する。

河口貞徳 「南九州出土の条痕土器、吉田村及び知覧遺跡」 石器時代一号

東才二、重盛重一 「吉田村先史時代遺跡」 鹿児島県考古学会紀要三号七八頁

賀川光夫 「九州東南部」 日本の考古学II、縄文時代二七三頁

4 指宿式土器とは指宿市十二町下里遺跡くだりから出土して京大考古学研究报告第六冊に記された一連の土器につけられた名称をもつ土器である。厚手の深鉢型を主としている。文様は二つの平行線を用いて直線的に渦線状に、あらゆる変化をつけて曲線文様、幾何的文様を附した土器である。施文具に細い巻貝状のものを用いており沈線内に等間隔の極く

細い平行線が見られるのも特徴である。口縁上部が山形隆起をもっており内部に結繩状に施文しているのも特徴である。指宿大渡遺跡から出土した土器は赤紫味を帯びた色をしていたのもこの土器の特徴かと考えられる。この土器の分布は伊佐郡を除いては県下全般にわたって見られるもので宮崎県の綾村遺跡出土のものと同類似する。

縄文土器の編年からすれば岩崎上層式のあとをうけ、更に市来式に先行するものである。

寺師見国 「南九州の縄文式土器」

河口貞徳 「南九州後期の縄文式土器」 考古学雑誌第四十二卷一號

5 松元町教育委員会 「前掲」 一四六頁

6 山崎五十磨 「鹿児島県下石器時代の遺跡並に古墳分布の大系」 鹿児島県史蹟名勝天然記念物調査報告第二輯

山崎五十磨 「鹿児島県下土器分布と民族移住の方向」 考古学雑誌第八卷八号

7 洞穴遺跡については谷山で明らかにされたものはないが、かつてマンロー氏が「太古の大和民族と土蜘蛛」（考古学雑誌第六卷四号）の中で谷山に近い山田には俗に蛇の穴と呼ぶものがある、この穴は或る僧侶の住家であったといわれその中には多くの石がある。その石には近世の文字が墨書してあるものが多いと記しているが、この洞穴は「タンネ

の蛇の穴」とよばれるものであろうかと考えているが、郷土史家である入佐清之丞氏はここからかつて弥生式土器が出土したと伝えられた。確証はないがこの様な洞穴は三重野や、草野の清泉地の丘や錫山地区の川辺境との岩屋等にある。いづれも一向宗(禁制)との関係があるようにいわれている。谷山の蛇の穴と続いているといわれている松元町の洞穴の中には五輪塔が多数安置されている。これ等のものははっきりと住居址と考えられるものではないが、吹上町坊野の黒川洞穴は縄文文化以来の住居址であったことは既に知られている。

河口貞徳「黒川洞窟発掘報告」鹿児島県考古学会紀要2号  
五九頁以下

8 野口義麿「縄文時代の生活と社会」日本の考古学Ⅱ縄文文化三六七頁小林行雄「日本考古学概説」

9 河野治雄「十二町大渡遺跡」指宿市誌六三頁

10 最上宏「上代稲作起源史考」日本食糧史考一三三頁

日本考古学協会「日本考古学辞典」の「縄文文化」の項一六〇頁  
岡本勇「弥生文化における諸問題」日本の考古学Ⅲ弥生時代四三三頁

11 国分直一「石包丁の話」毎日新聞学芸欄(昭和三十二年五月十四日)

指宿市大渡遺跡から出土した扁平な片面の自然石を両側をうちかき、下方に刃部をつけた長さ八・五厘幅五厘程の「石包丁状石器」とよんだものについて安子敏民「両側帯欠口的石刀」やアンダーソン博士の例、またチユクチー族、エスキモー、アメリカインディアン、アラブ古代住民等世界各地の例を示しながら弥生文化期以前に農耕生産に関係ある石器として説明された注目すべきものである。

尚、小林行雄「日本考古学概説」一〇〇頁には香川県や宮崎県に穴をあけないで両側をうちかいた石包状の石器が出土していることを示している。

## 2 弥生文化

谷山で弥生文化の存在を示すものは弥生式土器と石器の出土であるが、それは谷山のいたるところに見られるようになる。それが明らかに遺跡として確認されるような調査がなされたものはわずかに上福元町の笹貫遺跡、山田町の皇徳寺遺跡、それに上福元町の薬師堂遺跡、不動寺址遺跡の数例にしかすぎない。その後、北麓の平田宗治医院(谷山

小学校西隣)の病棟建築地や、同じく北麓の松元清一氏宅地内に弥生式土器が多数出土したことを確認したし、また下福元影原部落南部の小屋敷の福満金次郎氏所有の畑地から完全甕型土器の出土したことをたしかめることもできた。さらに影原のドトンの加治屋栄蔵氏の畑地から石斧が出土していることも、同じく影原の馬込の鳥丸氏の宅地から高坏の出土したことも示された。錫山地区の上村栄蔵氏は同地区の鬼灯火谷きつがたにの上場かんばから長さ二十二センチと二十四センチの長い石斧状石器一本を採集されたという。このように新しく次々に遺物の出土や採集が行なわれているが、之を調査するまでにはいたっていない。これ等のうちで何らかの形で報告されたものは笹貫湯貫迫の遺跡と薬師堂遺跡、不動寺址遺跡註1のみである。

新しいこのような事実が発見される以前既に多くの彌生文化に属する遺物の出土地註2がたしかめられているが、それを合わせるとほとんど谷山全域に及んでいる。ここで気のつくことは縄文文化に属する石器や土器の出土地や遺跡が丘陵地や台地、あるいは一部台地前端に存在したのに対して、彌生文化になると台地や丘陵地から、沖積地の小台地や山麓地帯、火山灰台地下にエプロン状に附着している低台地に、あるいは永田川の流域に、何れも低湿地帯をのぞむ場所に点在するようになってくることである。これは彌生文化が縄文文化の狩猟漁撈や採集経済中心の生活とちがって農耕生産を中心とする社会に発展していた事実によるものである。

谷山で彌生文化に関係する土器や石器等の遺物の出土した地点を町の北部から眺めてみると次のようになる。

(イ) **北部地域** この地域は鹿児島市松元町吹上町に境を接した大字五ヶ別府、山田、中村、上福元の一部を含んだ地域で永田川を中心としてその流域に水田を展開させる扇状地形である。五ヶ別府地域は谷山北部の台地を形成する

ところからかなり不整形なところが見られるがいずれも永田川上流の溪谷をはさんだ台地に土器の破片や石器などが散布していたり、出土したりする。山田地域から中村地域になると永田川流域が次第に開けて中流域から下流域上福元地域にかけて広々とした水田地帯を形成する。だから土器の破片や石器なども台地だけでなく台地下や、永田川の川中から壺形土器などが出土することがある。永田川の流域は現在非常な曲折をもっているが、その位置は以前はかなりその流れを移動していただろうと考えられる。

これらの地域で土器の破片や石器の出土するところは炭床仁、仙山、川口、菫浦口、塔ノ原、三重野原（以上大字五ヶ別府）、皇徳寺ヤツジョ址、大河内、札下、京ノ塚、辺田、上ノ原、谷（以上大字山田及び中村）などで、完全な磨製石斧やたき石土器の底部等が拾集されている。何れも弥生後期から末期のものが多くようである。ただこの収集された土器の破片、或は底部や石器類は宮川小学校や谷山北中学の生徒たちによってなされたものであつて出土の地点や出土状態がたしかでないところが多い。皇徳寺ヤツジョ址は永田川右岸の低い川岸段丘であるが、河口貞徳氏等によって試掘がなされたけれどもわずかに弥生式土器の破片等が出土したのみで遺跡の形態は散布地という以外はわからなかったようである。三重野の蕨野光盛氏の宅地内のみかん畑の一隅を掘りさげたら土器の底部と石斧が出土したと伝われるが、その時の状態は明らかでない。

(口) **中央部地域** この地域は上福元塩屋の大字区である。永田川下流域を中心として北東部海岸から和田川下流の和田干拓に至る海岸を含んでおり、永田川、木下川、和田川の流域にひらけた低湿地、水田地帯でもある。漁見原、入来、竹迫の台地が永田川をはさんで、見寄、御所原、後迫、陣之平、本城、玉林城の台地下に東海岸に向かって沖

積した低地が大部分であるが、その中で町の麓の部分がやや台地をなしている。

この地域では永田川をはさんで、時には永田川の中に、広い範囲にわたって土器の破片や石器が出土するのが見られる。

笹貫では後に述べるように多量の壺形、高坏、鉢形の土器や軽石製品などが出土し、高見や波之平では土器底部や磨製石斧が発見されている。薬師堂は水田低地よりやや高くなったところであるが樹木を移植する時、その下から多量の甕形土器、鉢形土器、高坏等の弥生式土器破片が出土した。堂園や、惣福の畑地では井戸を掘る時に出土したという完形の高さ三〇センチ程の壺形土器、或は小形の壺土器が出土している。永田川に設置されている真方ダムの附近では最近壺形土器が発見されている。七村、柿木田、永田部落の附近を流れる永田川の流域では、土手下や橋下から、壺形土器、甕形土器、或は弥生土器の破片などが発見されている。<sup>註5</sup>

農事試験場内や不動寺部落東側の水田一メートル位の深さの地点から壺形土器、高坏等が出土している。不動寺址の遺跡は既に墳墓の關係で山崎五十麿氏が報告されたところである。<sup>註6</sup>慈眼寺入口の鉄道線路土手下からは水道管施設の際たき石と弥生土器の破片が出土した。西方台地では御所ヶ原は土器破片の散布することが確認されている。菊池城址、大久保、大脇原、玉利等で遺物が出土することも既に早くから知られている。<sup>註7</sup>

勘場、柳ヶ谷等の西方山丘地域からまたき石や、土器底部、磨製石斧等が採集されている。

(ハ) 坂之上・影原地域 この地域は大字の下福元・和田の地区であって、ほとんど東側海岸から台地を形成し、西方の山地へ続く地形である。台地の西方の上床に一段高い亀甲状をした「ケノチカ山」と称せられる古墳状の丘陵が<sup>註8</sup>

あつてその中央頂部には宝塔が一基安置されている。「山の神」として祭祀されている以外にその由緒は明らかでない。この台地の中央部は低地をなして南東の方に流れているが、その周辺部の高地では全域にわたつて遺跡や遺物の存在が確認されている。北東台地の玉林城址では弥生式土器片、石器、軽石加工品等が多量に散布しており、野首、宇宿ヶ城には早くから土器底部や石斧等の出土したことが知られていた。東前部落の内山猛氏の畑地から園芸耕作中に見事な大形石斧を三本発見したことからその後住居址が確認されている。坂之上台地西北の「ひがん田の坂」附近には「かなくそ」が散見されまた通称「寿庵松」とよばれる慈眼寺南台地では打製石斧が出土しているし、「若宮址」では古い五輪塔が四基程残っている附近に弥生式後期の土器が散見された。「ケノチカ山」附近のみかん畑では磨製石斧が和田の森山宣夫氏によつて採集されている。別府、上床、野頭一帯に破片の散布が見られるし、影原から遺物の出土することは早くから知られていたが、<sup>註9</sup>今なお窪田義光氏所有の畑地よりは土器の破片等が出土しているのである。野屋敷や、ドトンの畑地で宅地造成中に遺物の出土したことは既に述べた。光山では畑や道路の脇から石斧が採集されているし、草野貝塚のある附近の畑地からも弥生土器の破片が出土することが伝えられている。それから福平中学校の附近は破片が散布しているが、福平小学校北側台地で水道管理設工事の際土器が出土したと伝えられるが確認していない。<sup>註10</sup>

(二) 平川地域 この地域は大字平川区であつて国鉄指宿線<sup>こいの</sup>伍位野駅より以南の地であつて、一般には西方川辺境の須々原開拓地迄もふくんでいる。地形的には海岸線にそつ一部の地域には低地はあるが、ほとんど台地をなしさらに直ちに西へ次第に高地をなしている地域である。谷山で五二メートルで最高の烏帽子嶽が指宿郡瀬々串と境をなし、

須々原開拓地は四百メートル前後の山地なのである。この地域で遺物の出土するところは須々原の開拓地を除いては大部分が海岸近くの台地か、或は小さな川の流域のようである。古屋敷・芝野などは早くからその弥生土器の破片や石器の出土地として確認されたところであるが、その南の方の伍位野墓地の附近では園田氏がガソリンスタンドの店舗を構築する際、弥生式の壺型土器片と蓋形土器とを発見し、そこが住居址状の様であったと武田憲太郎氏は説明されている。更に武田氏は浜平川西部の台地に土器破片等が散布しているのを確認しておられる。海ノ上台地に於ては現在も弥生式土器の破片や土錘等註11が出土しているが、ずっと以前現在の国道（二二六号線）ができるとき当時丘陵状だった海ノ上台地を相当削ったところ土器や骨などが多量に出土したと伝えられていることを附近の古老は話している。註12道路をはさんで西側台地（字名は黒岩）は指宿式土器の包含層があり、その表面一帯には弥生土器の破片が散見することも確認されている。

平川小学校には数本の石器が保管されているが、平川校区出土と伝えられるだけで出土地は明らかでない。また外蘭秀夫氏発見の磨製石器は平川小学校の南西の豆打川上流の台地で、原川善之丞氏附近の畑道路であったという。註13さらに鶴田明孝氏宅にも数本の磨製石斧があるが、高落附近で採集したものという。

須々原の開拓地は川辺と境する四百メートルをこえる高地であるが、戦後開拓地として入植が行われたのであるが後に述べるように、ここでも弥生式土器の破片などが、石器と共に出土したことを伊藤信成氏が連絡されているのである。

(木) 錫山、火の河原地域 この地域は谷山の西南部の山丘地帯であつて、標高三百メートルから四百メートルの高

地に点在する。ただ火の河原は川辺町に流れこむ広瀬川の上流の水源附近の谷合にある。ちょうど谷山市と川辺町との境の熊ヶ嶽の山麓にあたる。大字では下福元と平川の一部の地区である。錫山小学校、火の河原分校には何れも土器の破片や石斧類が採集されて保管されているが、錫山小学校にある一部のものだけが出土地が明らかにされていて、火の河原分校のものはその附近で出土したと伝えられているだけで明らかでない。錫山校区でその出土地が伝えられているのは、芝元、牟田下、奥ヶ野、竹木場、通山、鎌塚、東谷、白別府、増水、松ヶ野、憩平、一合谷（宇宿か）、柏木平、流河内滝の上、ヨケン平などであるが、大部分は磨製石斧の出土を伝えている。牟田下では石鏃が以前に出土していると矢上吉久氏は話されている。

鬼灯火谷の上場からは大型の石斧が出土していることは前述したが、この地域は大脇原、大久保両台地の間を通って東流する木之下川の上流で水源をなす地域で、標高三百メートルから四百メートルの高さにあつて西側は吹上町と境し吹上町の日添に通じている。

これに対して鎌塚、松ヶ野、焼野河内や西山岩屋、宇宿などは下流で万瀬川となる広瀬川の上流水源をなす地域にある、むしろ錫山や火の河原地域はこの川辺町に流れこむ広瀬川の上流にあり、しかも錫山は竹鼻註14の台地先端で二つに分かれたこの上流にかこまれた様にして位置しており、遺物の出土地が何れもこの上流に面したところで出土していることは山地における弥生文化の存在や性格を知るのに注目すべきことと考えられる。しかしまだ十分な調査が行なわれていないためにその実態をつかむことは出来ないが、多くの石斧の出土や破片の出土資料をもとにして調査を進めることが必要であろう。

以上は谷山における弥生文化に関係ある遺物の出土地やその状況であるが、出土する遺物の大部分は土器と石斧であつて、しかもその出土状況の明らかなものはずかに数例にしか過ぎない。出土する弥生式土器の形式年代から考えるのに上福元高見で出土した土器に彌生式前期の様相が見られる以外に、<sup>註15</sup>同じ様な古さをもつと考えられる数例の出土品の他は全て彌生式後期かあるいはそれ以後にまで下るものが多いのが特徴である。

これらから谷山の彌生文化のありさまをたずねることは困難であるが、鹿児島地域や、松元町、金峰町、あるいは指宿周辺などの諸遺跡の状況からして、<sup>註16</sup>谷山の彌生文化も稲作を中心とした農業生産や漁撈、狩猟を行ないながら集団生活を行なつていただろうと考えられる。その生活の場所はもう台地だけでなく低地まで広がつてきている。彌生後期のころになると山地や、台地や低地をとわず谷山の全域にわたつてその生活が広がつて来ているのは政治的支配や、社会組織の発達によるものと思われるが、その中心は一体どこであつたのか。北は鹿児島の一之宮、旧医大住居址を中心に南は指宿、山川にまで、同じ彌生文化が対岸の大隅半島などと関係をもちながら、あるいはその影響をうけながら発展して行つたものであろう。

### 3 古墳文化

五世紀から六世紀になると大和地方の新しい古墳文化の波が大隅の高山、串良などの地に移入され、<sup>註17</sup>県下一円に広がつていくが、何故かこの谷山地域にはそのような様子は見られないのである。社会的、経済的条件が弱かつたのによるものであろうか。

古墳文化というのは一般に古墳をつくつた時代といわれるが、むしろ彌生文化の農耕生産の上にたち、鉄器の普及

と、耕地の拡張によつて経済力が非常に発達して日本の国家統治が形づくられていく時代である。<sup>註18</sup>だから必ずしも古墳の存在だけを強調する必要はない。ただ古墳の存在しないことはそれだけ経済的条件や社会的条件が弱く、それをつくり得る豪族層がいなかったか、あるいはまたそのような力がなかったかである。

古墳文化の存在を考える手がかりとして、弥生文化の時代とちがった多くの進歩した遺物の出土がある。剣、鉞、鏡等の青銅器、鉄製農具、工具をはじめ、甲冑、刀剣、弓矢、鎗、馬具等の武器、埴輪、土師器、陶質土器、<sup>註19</sup>それに冠帽、耳飾、帯金具などの金銅製品などまことに多種多様である。このような多彩な遺物の内容がこの時代の進歩を示すだけでなく、この遺物の存在の有無が人間生活の貧富の差を示すものである。一般的に出土するものは土師器と陶質土器とである。

谷山で現在まで見られるのはやはり土師器と陶質土器とであるが、それも出土例は少ない。笹貫や、清泉寺の洞くつから陶質土器や、土師器が出土している他は、井上博昭氏や有山長太郎氏の保管にかかる<sup>註20</sup>跡があるくらいで、それも出土地は明らかでなく谷山出土と伝えられるだけである。

また調査が行き届かないので明らかでもないかもしれないが、むしろそうした新しい文化をとり入れるだけの力がなかったのかもしれない。だから弥生式土器と考えているものの中にはずっとおそい時期までこの地域では使用していたのかもしれないのである。

註1 河口貞徳「谷山町笹貫遺跡について」西日本史学第三号九

河口貞徳「鹿児島県の弥生式遺跡について」鹿児島県考古

山崎五十磨「弥生式土器遺跡と墳墓との関係」考古学雑誌  
第十卷一号

2 河口治雄「谷山町における先史時代遺物の分布について」

鹿兒島県考古学紀要第三号六二頁

3 和島誠一・田中義昭「住居と集落」日本の考古学Ⅲ弥生時  
代三四九頁

4 河野治雄「前掲」

5 昭和二十四年頃、鹿兒島市が市制六十周年記念事業を行っ  
た際に「有史以前の鹿兒島」と題した展示会場に谷山各地  
から出土した弥生式土器が展示してあった。

6 山崎五十磨「前掲」

7 山崎五十磨「鹿兒島県下石器時代の遺跡並に古墳分布の大  
系」鹿兒島県史跡天然記念物調査報告第一輯

8 土地の小字名は「京ノ塚」とあるが一般に「ケノチカ山」

とよばれている。一説には「ケ」は「貝」のことをさすと  
いうところから「貝ノ塚山」とよぶ人もいいるし、また「経  
塚」ではないかという人もいいる。いずれにせよこの地名に  
ついての由緒は知られていないが山頂には「山川石」をも  
つて造成された「宝塔」があるところからかなり古いもの  
と考えられる。また昔、地震のあつた際は「キノチカ」に  
予めその避難場所ときめられており家族の離散を防止した  
という伝承もある。

9 山崎五十磨「前掲」

10 昭和四十年頃当時県教育委員会社会教育課の文化財係長の  
松下正敏氏が教示されたものであるが、現地を調査したが  
確認出来なかった。

11 「土錐」とは中ふくらみの管状の土製品で漁網のおもりと  
して用いるものであるが、漁村では現在も使用している  
ところがある。唯往々にして弥生式土器などと一しよに出土  
しないと現在のものと区別しがたいものがある。

12 平川軸屋の原川道徳氏が古老から聞いたという話では土器  
など一しよに骨等が出土したということである。

13 平川町の松元軍吉氏が現地に案内して下さったが確認はで  
きなかった。

14 竹鼻は錫山地区南部の川辺と境を接する地点にあつてこの  
先端で広瀬川の上流が二つに分かれている。ここに大きな  
凹地があるがこの凹地は巨人の足跡だと一般に伝説がある  
これについては川辺伝蔵氏がくわしい。

15 河口貞徳「先史時代」前掲九七頁

16 鹿兒島市一の宮遺跡や旧医大址の住居址は中に炉などがあ  
つて住居の構造や集落構成がわかるし、また石包丁なども  
出土している。また、指宿市の宮ヶ浜北東の海岳台地には  
弥生式時代の貝塚があつて石包丁や骨角器が出土している  
山川の電波観測所内にも弥生式時代の貝塚がある。また薩

摩半島の南部で弥生式土器のうちに靱痕のあるのが出土している。

河口貞徳「先史時代」鹿兒島のおいたち

国分直一「わが国古代稲作の系統」水産講習所研究報告

河野治雄「先史時代」指宿市誌六九頁以下

17 樋口隆康「九州」日本考古学講座5古墳文化一〇七頁

18 水野清一、小林行雄 図解考古学辞典三三五頁

19 「埴輪」というのは、古墳の外側にならべられる素焼の土

製品である。筒型をした円筒埴輪と、家形や動物や人物などをかたどった形家埴輪に分けることが出来る。

「土師器」古墳時代から平安時代までつづいて使われた素焼土器の総称である。土師器は弥生式土器の発展したもの

だがろくろの使用はしていないが器形の種類が多い。また土師器には殆ど装飾的文様がない。

「陶質土器」とは千度以上の熱度で焼かれた土器、一般には須恵器のことをさしている。祝部土器ともいわれている之は「ろくろ」を用いて造る。色は灰色か灰黒色でかたい土器である。非常に種類が多い。杯、高坏、埴、皿、器台かめ型土器である。また土器の内面や外面にたたいてつけた文様がある。

20 瞭はまうとは須恵器の名で小形の広口壺の胴に丸い穴をあけて竹をさし注口器として使われたものである。（水野清一、小林行雄「前掲」）

### 第三節 谷山の主な遺跡

次に、縄文、弥生、古墳の各文化を通してその主な遺跡のあらましを説明しておきたい。

#### 一 塔ノ原遺蹟（縄文時期の遺蹟）（図版4参照）

1 所在地 谷山市五ヶ別府塔ノ原部落の溪谷にのぞむ台地のやや斜面の畑地である。塔之原部落の上原薫氏の所有畑である。

2 概要 この地は谷山市の最北部の宮川小学校の東側に位置する標高百五十メートルの台地で南北に長く広がってかなりの起伏の多い所である。この塔ノ原の台地のみかん園から大坪敏夫氏が石斧と彌生式土器の破片とを発見しておられて早くから遺物の出土地であることが知られていた。しかしその地点は確認されていなかった。ところが昭和三十四年ごろ、宮川校の漆間靖徳氏の案内で調査の折、部落の南の方にある上原薫氏の所有地で、みかん園造成のため開墾が行なわれていた畑で縄文土器の破片を発見したのである。その後の調査で、さらに縄文早期に属するものであることも確認した。石斧も出土していることをも確認した。

3 出土遺物 出土している遺物は土器の破片と石器（石斧）とである。土器の破片は縄文文化に属するものである。破片の一つは押型文土器の破片であり穀粒押型文である。色は褐色で厚手である。これと同じ場所にあった今一つの破片は、口縁部に厚みをもった凸帯をつけ、その凸帯の部分に細い斜線を厶状に施し、口縁上部に刻みをつけた黒（褐）色の破片である。一見して市来式土器の形式をもった破片のようにも見受けられるが、口縁部の状態から少し異なるのではないかと考えられた。畑地のどの層から出土したかは明らかでない。殊にみかん園造成のためにブルトザーで地形を整地したために、おそらく包含層、あるいは遺蹟とおもえる遺構は破壊されてしまっているのではないかと考えるのである。深さ一メートルくらいに掘られたみかんの苗木の穴のところで地層を見るに、黒色の表土層を第一層として次に明るい赤褐色の層が続き（第二層）その下に褐色のネンド質の層があった。

さらに、最近この畑地の下の段の畑地や付近の畑地から底部を含む数片を採集したが、その中に注目すべき破片があった。それは、繊維状のひものようなものか、あるいはそれに類似するような施文具をもって押しつけるように

施文した押型文土器の破片である。施文の方向は縦か横かあるいは斜か明らかでないが、「より糸文」の文様の上をさらに波状の凹線をもつて地文を斜めに切るようにつけられている。破片は胴部辺のものらしくやや内側に湾曲しておつて、厚さは一センチほどで、また、少量の雲母を混入した褐色の破片である。これは胎土の質、文様等から考えて明らかに「前平式」に似ているところから、この土器破片を縄文前期位に位置するものと考えたいのである。

他の一片は褐色の破片で、平縁の口縁部をもち、器面に浅い凹線を斜めに施文している。形式は指宿式系統と考えるが明らかでない。底部破片も一個出土しており、平底であるがゆるやかなあげ底をなしているのが特徴である。

石器も一個出土している。粘板岩質の片面が平たいへら状の石器であり、長さ十四センチ、幅四・五センチほどのものである。

以上がこの地土遺物であるが、現地は南側にやや傾斜した畑で、また、下の畑とかなりの差をもつたところであるため、すでにみかん園造成などのため、機械で開墾される時破壊されたらしいように思われる。

## 二 三重野遺蹟（縄文後期の遺跡）（図版5・6参照）

### 1 所在地 谷山市五ヶ別府三重野部落内の三重実安氏所有畑地

### 2 現状

現地は谷山北部の地域にあり標高およそ百メートル前後の火山灰台地である。永田川の上流が中村、山田付近で

分流し（山ノ田川）、本流と支流が上流において抱きかかえるようになった台地である。標高一二〇メートル前後の三重野原台地を中心にして永田川の本流（北部）および支流（南部）に傾斜して畑地をつくり、また、谷を形成している。遺蹟地は、この三重野原台地の南側台地下の小字三重野の畑地にあり、小台地が不整形に形成する畑地で、昔から「ガラン山」とよばれた小山の南の方にある。この地が遺蹟地であることを発見したのは十数年前の昭和二七、八年ごろであった。遺物の散布状況の調査中、付近農道上に無数の弥生式土器の破片の散布しているのを発見したことがあるが、藤野光盛氏が同氏の宅地内畑や付近の畑などで採集された遺物などによっても、この地域が遺物の散布地であることを教えられたのである。その後、数度の表面採集中三重実安氏の畑地に縄文土器の破片と打製の石器と石皿状の石器を発見して、はつきりとそれを確認したものである。たまたま、今回耕地が一部掘りかえされたところをもとにして調査して見たところ、次のような点をたしかめることができた。調査した地点は、付図(6)のAの地点とBの地点（両地点は高低の差が三メートルほど）であるが、Aの地点は、以前ここに家屋が建っていたといわれているのでほりかえされ、攪乱されているように思われたが、一部で地層を見たとき攪乱されてはいないようであった。なお、前後の地形の状態から家屋をたてるために土手がかかり削り取られているのではないかと考えられる点もある。掘りかえされたAの地点では、現在の畑地面（地表）からおよそ二七センチほどは暗褐色の柔らかい耕作表土層であり、その下に三〇センチ—三二センチほどの黄色の軽石風化れきを混入した黒色層があつて、さらにその下は、いわゆる赤ボツコといわれる土質が続いている。しかし、それも場所によっては、表土層の下に赤褐色の層が一〇センチ—三〇センチの厚さで存在し、黒色層、その下に赤ボツコ状の土層と続いている。

る。遺物が出土するのは暗褐色層（表土層）の下から次の赤褐色層（第二層）のま上であって、いずれも縄文土器（主として指宿式系統）小破片で少量である。ただ一片赤褐色層の上部から出土したものがあがるが、これは褐色の土器破片で口縁部には波状の凹みを施し、口縁部の下に紐状の凸帯をめぐらしている。しかも、この口縁部と凸帯との間をW字形の凸帯をもつてつないでいる。特徴としては、この凸帯に半円形の道具をもつて下から上へはねあげた凹みを連続して施文していることである。

また、この地点から黒旺石の破片が一片出土した。注目すべきことは赤土層上に直径十五センチ、深さ二五センチほどの落ちこみが一個、あるいは二個（あとの一個は不正確のためそうであるかどうかは確認できなかったことである。）住居址状の柱穴のようにも考えられたものである。

次に、A地点のすぐ下の坂道がけになつた道路わきの断面を調査している時、B地点（A地点より三メートルほど低い東よりの下の道路）の道路脇のがけぎわから土器の破片が出土しているのを発見した。

この畑地は三重サクラ氏の所有の畑である。この上の畑（三重実安氏所有）と下の三重サクラ氏の畑との間の小道路はかなりの傾斜をしており、Bの地点はちょうどその坂道の途中で道路にそつた茶株の土堤下に出土したものである。畑の表面からおよそ六〇センチ―七〇センチほど下の黒褐色の土層中からであつた。丸いたたき石も二個出土した。Bの地点から出土したものは指宿式土器で器形はいずれも鉢形土器である。底部も破片が出土しているが厚手の平底のものである。

器形のわかるものは三個であり、うち一個は口縁部から底部まであつてその形がわかるものである。

3 遺物 出土した遺物は土器と石器である。土器は主として指宿式土器であり、石器は石皿とたたき石と打製の

刃のついた石器である。

- (イ) 土器 土器は指宿式に属する土器である。附図(6)の土器のうち(1)の土器は鉢形土器である。直径約二四センチ高さ凡そ二六センチ(底部を欠く)の大ききで褐色の土器である。口縁部はゆるやかな隆起をもっており、胴部はないが、平底の底部が出土していることや底部の付近がやや少し外側にそついているところから、おそらく少し横に張り出した平底であろう。紋様は口縁部直下より上方胴部の張り出した部分に施文されている。細状の細い凹線を以て直線、曲線をもつて組合わせ変化をつけた幾何的紋様である。上部横線の部分には結状を示す部分も見られる。山形隆起の部分の裏面には三本の斜線が左から右下へ施されている。したがって隆起の上部は浅い三つの切り込み状になっている。同じく(2)の土器も鉢形土器で直径一八センチほどの胴の張らない深鉢形に近いものである。これも底部はないがおそらく平底であろう、厚さ〇・八センチほどの薄手の土器で、土質も焼度もそれほどよいものではない。色は暗褐色で平縁の口縁部に小さい山形の凸起を施している。紋様は口縁部の直下四センチほどの所までしか施されていない。細い二重の沈線をもつて鋸歯状に施文している。沈線は細長い巻貝状の施文具のようなもので付せられたらしく沈線の内部にも等間隔のごく細い線が見られる。これは、この指宿式土器の文様に見られる特徴である。土質はそれほど良くはなく、ただ少量の雲母が混入している。同付近図(3)の土器もまた指宿式土器である。鉢形土器で底部はない。表面は黒色で内面は褐色をしている。口縁部には小さな山形隆起があり、口縁部はやや内側に湾曲しているので、肩部のあたりが丸味を帯びてそのまま底部の方に

細まっていくようである。紋様は口縁部から肩部の辺まで施されており、細い凹線をもって山形隆起の部分を中心に施文されているが、紋様は山形隆起の下に凹線で◇形状の紋様をつけ、それを中心に不整形な同心円状に広げながら外側へ伸びて曲線で終わるように施文されている。凹線は不整で荒っぽく所々切断されている。凹線はこの種の土器文様特有なもので、凹線の中に数条の細線が見られる。その他、土器の破片は小破片で大部分は指宿式に属するものであるが、前述した連続刺突状の文様の土器破片もあつた。底部も出土しているが直径十一センチの平底で厚くややこつこつした感じのものであつた。

(ロ) 石器 石器は丸いたたき石と粗製の石斧おのとであるが、以前に粗製の刃部をもつた扁平な石包丁状石器と石皿状の破片とが出土している。

たたき石は直径が九センチと十一センチで厚さ三・五センチほどの円石で両面は平たいものである。たたき石の中には片面に指で压したほどの凹みをつけているものもあつた。粗製の石斧は刃部が斜めになって、まだ磨製していないと思われるものであつた。

以前に、同じ場所から表面採集によつて得た石包丁状の打製の石器は注目すべきものである。完形品でないのでたしかなことは不明であるが、半欠の石器からみると、長さ五センチほど、幅七〜八センチで上部の厚さおよそ一センチで下部に下るにしたがうてしだいにうすくなり、断面がV状の扁平な石器であつて、刃部には細い打製が加えられて刃をつくっている側面はややえぐつたようにうちかかかっている。上部には穴はあいてはいないが明らかに打製の石包丁とも考えられるような石器である。(石包丁と断定するわけにはいかないが、適当な表現

がないので、「石包丁」状という語句を使用しておく。ただ、これが縄文土器に伴出するものか、弥生式土器に伴出するものかは表面採集のため確かめられないが、出土する遺物が指宿式土器であることから縄文土器に伴出したものでないかと考えている。

石皿は凹みの浅いものである。

### 三 上ノ原遺蹟（縄文と弥生遺跡）

1 所在地は市の北部谷山北中学校の東南の台地（小田から五色宇都にかけて）で通称「上ノ原<sup>うえ</sup>」と呼ばれている所である。高さ標高五十メートルほどで眼下に永田川とその流域の水田地帯をのぞんで南北に長く続いていて、台地上は畑耕作が行われている。（鳩宿忠雄氏所有畑地）

2 遺物、出土している遺物は縄文式土器の破片、弥生式土器破片と、半磨製の石斧などである。縄文土器の破片は土器底部であって円筒形状をしており平底である。器体には貝殻条痕が横に付せられ、下端は爪形の列点が施文せられている。形式から見れば、吉田式土器の底部に類似している。また伝えられるところでは、市来式土器の破片も出土したと伝えられるが明らかでない。

石斧は半磨製の刃部を含む下半分のものである。

附近一帯は弥生式土器の破片が散布しているが縄文土器の破片はあまり見受けられない。なお、出土地点は上ノ原台地の小田および五色宇都とよばれる地点で、もと中学校の農業実習地となっておった茶畑のところである。

#### 四、中町辺田遺跡 (図版4参照)

- 1 中町辺田部落中山小学校の裏手にある手島ミサ氏の屋敷内から大正十四年に遺物が出土した。
- 2 遺物 滑石製の石皿(鍋)と磨製石斧
- 3 遺跡の性格 滑石製の石皿(直径二十一センチ高さ二十五センチ両方に平たい取手をつけている)と磨製石斧(ばち形)の出土のみで縄文期か彌生期に属するものか明らかでない。大正十四年に出土したと註記があるが、その時の状況について知見している人はいないので明らかでない。

現地は高い火山灰台地の真下であり、黒色土壌の畑庭地とが続いたところで、その前を道路をへだてて中山小学の校舎、校庭と続いている。したがって出土した地点は台地下の低台地のようなところであつたと考えられる。

#### 五、草野貝塚 (縄文後期の遺跡) (図版11、12、13参照)

草野貝塚については、次のような報告書が出されている。井上博昭・河野治雄「草野部落の貝塚、第一次試掘調査概況」プリント(谷山町考古学同好会、昭和二十六年)、同じものによって「草野貝塚を発掘して」(谷山町政だより、昭和二十七年)、河口貞徳・河野治雄「草野貝塚発掘報告」(谷山町考古学同好会、昭和二十七年)、河口貞徳「草野貝塚発掘報告」(鹿児島県考古学会紀要第一号昭和二十七年)、河野治雄「草野貝塚とその遺物」(社会科学習のための資料第一集、鹿教組鹿児島郡支部谷山町連合分会社会科部会編、昭和二十七年)、および三友国五郎「鹿児島県鹿児島郡草野貝塚」(日本考古学年報4、昭和二十六年度、昭和三十年発行)などである。なお報告書ではないが草野貝塚出土の土器を草野式土器として設定した研究が、河口貞徳「南九州後期の縄文式土器」(考古学雑誌第

四十二卷二号)である。今これらのうち谷山町考古学同好会によって発行された河口、河野の報告を中心にその概要を再掲しておきたい。

1 遺跡の所在地 谷山市草野賀呂、西川精二氏畑地内にある。この遺跡は七ツ島に向って開いた谷の南斜面で台地面から一〇米下った傾斜地に出来た貝塚で、標高三〇米を示している。台地は海岸線に於て急崖をなすところが多い。なお附近の五位野、光山等には縄文式遺跡があり、影原、水樽、坂ノ上等には弥生式遺跡が存在している。

## 2 調査経過

遺跡は昭和二十三年ごろ、地主の西川氏が同地を開墾したさい、多量の貝殻、獣骨が出土したのを附近にすて、階級状の畑地としたため、遺跡の一部は破壊されたと見られる。

昭和二十六年、谷山町考古学同好会員であった有山流石氏は、これが貝塚であることを発見確認し、谷山町考古学同好会が中心となって第一次の試掘が行なわれたのである。試掘は昭和二十六年六月九日より十三日まで、当時鹿児島大学の三友国五郎教授、文化財専門委員の河口貞徳氏等の指導と谷山町当局の援助によって、井上博昭、有山流石、遠矢徹志、崎山九平、上山芳徳の諸氏に当時谷山中学校の生徒であった有山太平、山下康徳、新原卓夫の諸君の協力を得て行なわれたのである。第一次の試掘では上から下まで五段になっている畑地のうち、中央三段目の畑の東よりの場所を第二段丘にそって東西に幅一メートル五センチ、長さ六メートルのトレンチをつくって東からⅠ区、Ⅱ区、Ⅲ区としたが実際の調査はⅠ区とⅡ区に止まった。その結果、次のようなことが明らかとなった。

(イ)、貝塚は西北に二四度三〇分ほど傾斜していること。(ロ)、貝がらだけの層(純貝層)が三層、貝がらと土とま

じった層（混土貝層）が二層あつて、地表面の耕土層から下までおよそ六つくらいの層があつて、下の方は赤土層であつた。(ハ)、各層から出土する土器は市来式土器を中心に、下層の方からは、指宿式土器が、上層から市来式土器にまじつて南福寺式土器なども出土した。(ニ)、土器以外には、磨製石斧や、浮きに使つたと思われる軽石製品、貝輪の破片、髪飾りに用いた細工された骨角製品、や歯牙に穴をあけた首飾りのような装飾品などが出土し、(ホ)、鹿、いのしし等の骨、魚骨、貝類（はまぐり、あこやがい、ばい、つめたがい、かき、もくはちあおい、えがい、ひめあさり、ひあふぎ、かがみあい、竹の子かわにな、てんぐにし、月日貝、大鳥貝等）であつた。

第二次発掘は同年七月二十日より三十一日まで、河口貞徳氏を中心に三友国五郎、寺師見国、原口正三、盛園尚季、折田直実等の諸氏に筆者も加わり、谷山町考古学同好会と、玉竜高校谷山中学校の生徒諸君の協力で行なわれた。発掘の場所は第一次の場所の近くにA、B、Cの三地点においてボーリングを試み、C地点で貝層に達したので貝塚の縁辺部をたしかめるべく四段目の畑へトレンチを延ばし、D区とし、層位関係を明らかにするためにD区から前回の試掘地点へトレンチを延ばしF区とした。そしてこの貝塚は次のような様相をもつていた。すなわち、貝塚堆積以前の原形地は東南より西北に向かって約一〇度の傾斜をもつて下り、三段目と四段目の境目に巾一メートル深さ五〇センチ位のみぞが横断しており、貝塚はこの部分で切れ、さらにみぞより北側に極少量の貝の堆積が見られる。このみぞの部分に多量に土器が出土していたが、これは上方より遺棄した土器等の遺物が転落してここに止まり、雨水によって洗い流された粘質土壌が堆積したことを示すものである。そして、層位はF区において最も明瞭である。貝層はF6区では厚さ一・六メートル、FCに及んでうすくなる。更に土を混ぜた層と純貝層とが

交互に層をなし五つの層位を数えることができるのである。貝層下は赤土層、うすい貝層、赤土層、貝層と続いて基盤のシラス層に続くが、ボーリングの結果は十一層ないし十二層が見られるようである。出土した遺物は、(イ)、自然遺物としては獣骨、魚骨、鳥骨、貝類などである。(ロ)、骨角、貝製品、石器、土器等である。骨角貝製品では、貝輪の完全なものはなく、貝輪の破片が少しと、歯牙に孔をあけたもの、きざみを入れた角製品、一端に孔をあけた骨製品、そしてかんざしと用いたであろう角製品等である。石器は、磨製石斧、磨製簿石板、軽石製輪等である。「軽石製品は地方的特色をあらわすもので孔にひもを通して簡単な飾りが呪符として使用した」ものであり磨製石器の中には巾三センチ、長さ六・六センチのうすい上部の方にえぐりをいれたものや、三角形の皮はぎ状の石器も出土している。しかし、遺物の中で最も注目すべきものは石器であろう。石器は、その形式から「第一、市来式とよばれたもの、第二、指宿式と呼ばれたもの、第三、そのいずれにも属しない一群の石器」の三つに分けられる。

第一の土器(市来式)は、市来川上<sup>註1</sup>貝塚出土の土器を標式とする市来式土器で、器形は深鉢型、平底で底面は綱代底のものもある。口縁が肥厚して文様帯を形づくり、その断面は三角形をなし、文様は貝殻文、低形文、平行沈線文、刺突文を施している。この市来式土器には器台付皿形土器が伴うが、この遺跡においても器台付皿形土器が二個出土している。

第二の土器(指宿式<sup>註2</sup>)は、深鉢形が多く口縁はやや外曲したものが多く、又山形隆起を有している。腹部はややふくらみを有するもの多く、底部は平底である。文様は腹部の中央を越えているものもある。二条の平行曲線文で

あるいは紐状に、あるいは巻鬚状に応用している。この遺跡では出土量が少ない。

第三の土器は、市来式と指宿式とをのぞいて後に残ったものであつて、口縁部が外反し、頸部がしまり、胴部の張った甕形土器で、之には貝殻文のあるものと、素文のものとなり、貝殻による条痕をつけたものが多い。そして山形隆起を有し、素文で市来式のように口縁部断面が三角形を有していないもの、鉢形素文土器、口縁部が縮められ、頸部がややしまり胴部において著しく張り出し急に底部へしまり素文の土器、褐色の壺形土器、甕形の器形に胴部及び凹線文、貝殻文、ヘラ書文などを施し、口縁部に四個の把子を付した土器等からなる一群の土器である。

これらの土器群はその出土する層位が異つて注目される。第二群の指宿式は九層貝層中に単独に出土し、第三層以下にしか出土しないのである。また第一群の市来式は第五層より上の第一層まで各層に出土しており、第五層、第四層で少なく第三層で多く、第一層でまた増加している。それに対し第三群の土器は第三層以上において出土し第二層、第一層で増加している。かくして第一群の市来式が各層に出土しているのに対して第二群の指宿式は下層にのみ出土し、第三群の土器は上層にのみ出土している。数量の上からは、指宿式と第三群の土器とは共に少なく、市来式が最も多くこの遺跡の主体をなしている。

このようにして指宿式土器と市来式土器とは下層と上層の層位関係をもっているばかりでなく、指宿式土器に見られる曲線文や、渦文部、結節点などは末期に於て平行直線や、低形、または点などに単純化し市来式土器においてそれが残っており、指宿式から市来式への推移が考えられるのである。

次に市来式土器の形式に新旧二つの形式が認められる。それについて、第三群の土器は第三層からあらわれてくること、文様の点では第三層以上において凹線文があらわれ口縁断面が三角形から「く」の字形に変化したものが上層にしたがって数をますこと、上層出土の土器の文様が華麗になり頸胴部にまで及ぶものがある、ことなどから第三層と第四層との間を境にして異なる要素を含んでいることがわかるのであって、第三層より上部に出土する土器は市来式文化の発展を示すものであると共に形式的にも後期の新しいものであるといえるのである。

また指宿式の裏面の曲線文は市来式にも受けつがれ山形隆起部の裏面に簡単な蛇行形曲線、ハート形、点などとなつて残されていることも注意したい。さらに、

第三群の土器は上層のみに現われるものであるが、これらも貝殻条痕を有するものがさうとう数あり、また、文様も市来式と同様に貝殻文または爪形文、平行線文等を施しているものがこれまた多量に見られる。しかしながら、一面においては、無文の土器がこの形式に多く現われ、器形においても壺形、甕形が出現し、口縁部も市来式の三角形断面の特徴が見られない、以上の如く第三群の土器には、一面には市来式の特徴を示し、そして、その系統であることを示しながら他面また、条痕などを失っていき、一面は後期の華麗の文様を含む反面、また最も単純化された形となり、無文などを多く含むようになり単純化していく傾向を示すものであるという。

調査報告は以上のようにこの草野貝塚がもつ多くの意義を示している。草野貝塚は湾内において見られる数少い貝塚であり、単に当時の生活文化を知りうる手がかりというだけでなく、縄文文化末期に鹿児島県下で盛行した指宿式土器と市来式土器の層位関係を明らかにし、さらに新しく第三群の土器の出土によって、従来はつきりとしていなか

った市来式以後の縄文土器がいかなるものであるかを推定する資料<sup>註4</sup>を与えた点で、大きな意義をもったといえるものである。

註1 川上貝塚は（市来貝塚）日置郡市来町川上にある。湊川の

川口から約4kmの上流洪積台地の端にある。大正一〇年に

発見されたここから出土した土器が市来式土器である。石

鏃、石ヒ、石斧、貝輪などを出す、山崎五十麿氏の報告が  
考古学雑誌の11—12（大正十年）にのせられている。

2 指宿式土器とは指宿市十二町下里から出土した縄文後期の

ものにつけられた名称であって、二条の並行線を以て曲線文  
様を附している、直線的に、渦巻状に、あるいは巻がみめ  
に、いろいろと変化をつけたのが特徴である、口縁部は山

形隆起がある。宮崎県の綾村にも出土する。県下には市来  
式と共に盛行する。

3 同じように層位関係の見られる遺跡は、市来町市来貝塚、  
鹿児島市西別府木ヶ暮遺跡、鹿児島市桜島武貝塚などであ  
る。

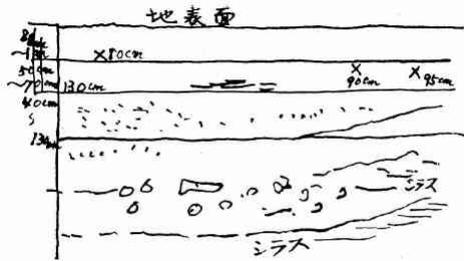
4 この結果は後に河口貞徳氏によって、この草野貝塚出土の  
土器を縄文後期の一形式として草野式土器と名称され設定  
された。「南九州後期の縄文式土器」考古学雑誌四十二卷  
号二

## 六 平川黒岩遺跡（縄文後期の遺跡）（図版 参照）

1、所在地、谷山市平川町海ノ上部落の西側国道沿いにあり、国鉄指宿線平川駅の北東側の台地である。土地の字名は黒岩である。平川町の原川道徳氏所有の畑地である。

2、遺跡の状態につき既に発表<sup>註1</sup>したものは海ノ上遺跡と報告したものである。また発見当時の所有者は南吉五郎氏

及び木直右衛門氏であって畑耕作がなされていたが、最近と同町の原川氏の所有地となり、宅地化されつつある。この遺跡からは、縄文後期の指宿式土器や市来式土器石器などが出土している。この遺跡は昭和二十五年七月頃で、以前風雨によって崩かいしたがけ下に埋没していた多量の土器破片を発見して明らかとなったものであった。遺跡



は烏帽子嶽の山麓が北東に流れて海岸におちこむゆるやかな前端付近で、標高二〇メートル前後の台地であり、この台地のすぐ北側に烏帽子嶽の源をもつ湊川が流れている。国道二二六号線出来る以前は海ノ上部落の海岸を旧道が通っており、今もその跡は存在する。国道が出来るとき、海ノ上部落の西側の丘を切りくずしたが、そのとき骨や土器の破片が大量に出土したという。それはどんなものであったかは今は明らかでない。現在は弥生式土器の破片が散布する。道路一つへだてた西側台地のところに黒岩遺跡はある。そして出土した土器は縄文土器である。

この遺跡から出土する遺物は、台地の断面を見ると、地表上から六十センチからメートルの深さに出土している。断面に見る地層は図のように地表から黒色層（八〇センチ）黒褐色層（五〇センチ）明るい黄褐色の層（通称赤ボッコといわれる軽石風化層、うすい黒色層の次に灰色ネンド層、その中に多量の大小の礫のまじった層が続いている。断面の高さは凡そ四メートル位である。遺物の出土する層は上表の黒色の下部八〇センチくらいのところから次褐色層上部（深さ凡そ九〇センチから九五センチくらいまで）にかけてであって、断面の層の所に入りこんでいるのが見られる。断面に見る点では居住址状の形は見られない。断面は幅六メートルくらいであるが、南北断面の北側の方は下部の灰色ネンド質層が上方にせり上つてきており、その中に礫まじりの水成層の形成が見られる。遺物は第三層の赤ボッコ以下の層から下の方には出土していない。

3、出土遺物 ここから出土する遺物は石器と縄文土器の破片である。それに円板状の破片もある。縄文土器は主として指宿式土器である。それに市来式土器の破片が混じっている。ただ指宿式土器と思われる破片の中には文様の点で若干異なるものがある。類似のものには肝属郡田代村岩崎遺跡出土の土器文様や、鹿児島市の木ヶ暮遺跡に出土する土器文様に見られる。

文様は平行曲線文と直線文の幾何的文様があり、さらに器面に貝殻条こんを付しているものや、磨消縄文を付したのもある。裏面に結節文をつけたものもある。

器形はその破片から考えると壺形に近いもの、および鉢形土器が主である。壺形土器に近いものは鉢形より口径がややせまく、口縁部が平縁で少しくびれた感じをもったものである。肩部はゆるやかな線をもち、胴部がふくらみをもっている。文様はかんたんな直線文が口縁上部から肩部にかけてうすく見られるもので、土器面はやや光沢が見られる色の土器褐である。底部はないが、おそらく平底であろう。

鉢形土器もやや胴部にふくらみを感じられる。口縁もあるが山形隆起をもったものもあり、山形上部を円形に変化をつけたり、ふくらみをもたせたりしたものもある。また、隆起の裏面の部分に結節文をつけたものもある。底部は数個出土しているが大部分は平底である。やや外側にはり出しているものが多く、底はあじろ底である。一つ浅い平面なあげ底があり、指状の圧痕が見られるのもあった。また器面の貝殻条痕が底部付近にまで及ぶものも見られた。

また、直径三センチくらいの円板状の破片が三個出土している。軽石製の円板も見られる。草野貝塚から出土し

たものと類似のものである。このような円板が何に使用されたものかは明らかでないが、かつて出水貝塚から出土したものについて、京大報告の中に「児童のがん具用に供せられた」<sup>註2</sup>のではないかと見えている。最近の研究報告<sup>註3</sup>の中には土錘などに使用されたことが見えているが、おそらくここで出土している円板も、土錘のような漁撈用具として使用されていたらしいことが想像されるのである。

次に、石器は石斧が四本出土している。二本は磨製石斧であるが、他の二本は打製、半打製石斧である。

註1河野治雄「谷山町における先史時代遺物の分布」鹿児島県考

大学文学部考古学研究报告第六冊

古学文会紀要第三号

3岡本勇「労働用具」日本の考古学縄文時代、一九七頁

2浜田耕作、島田貞彦「薩摩国出水貝塚発掘報告」京都帝国

## 七 須々原開拓地遺跡 (図版 参照)

1所在地 谷山市平川町に属する須々原開拓地である。谷山の南西部川辺郡と境を接する山丘地帯にある。火の河原の東川辺町の熊ヶ嶽の北東にあたるし、広瀬川支流の水源でもある。

2遺跡の概要 現地は標高三〇〇メートルから四〇〇メートルの間にありはるか北東に桜島を望める地である。平坦な台地ではないが、なだらかな丘陵状の山腹が続いている。北は四四三メートルの標高、西に四一三メートルの標高、南西に五八九メートルの熊ヶ嶽、東は三〇〇メートルの陵線が北から南に流れており、現地は南の方に低く開けているため、ここに水源をもって広瀬川の支流も谷山から川辺に向かって熊ヶ嶽の東麓を南流する。この付近には早くから炭を焼いた窯跡が多く残っているが、ここで遺物が発見されたのは昭和二十六年ごろである。当時、こ

こに開拓のために入られた伊藤信成氏が開拓中に土器の破片や石器を採集されて報告されたことよって明らかになったものである。当時伊藤氏の話を書いたところでは、丘陵状の山すそに小石の集積群が一間くらいの間を置いて、ほぼ四角な形でところどころに見られたという。畑開墾のため、それらのものはすでに取り除かれてなく何を意味するものであったか、今もって明らかでない。

### 3 出土遺物

ここから採集されている遺物は、土器破片と石器である。土器の破片は、大部分が弥生式土器破片である。その中で、数片は弥生式土器破片とは思えないものがあつた。一つの破片は褐色の破片で、口縁部は平縁で丸味を帯び鉢形土器の破片と思はれるものである。器面には貝殻条痕が横に付せられている。今一つの破片は灰褐色で、胎土も砂粒を混じたあらいもので素文土器の破片であるが、特徴は口縁部が「く」の字形に外反していることである。他の二片はうす手の褐色の破片で、一つは二条の沈線が見られるが、他の一片は口縁部に近く細く低いつまみあげたようなみみずれ状のはりつけを二条めぐらし、その間がいかにも凹線を付したように見えるものである。

次に石器も五個出している。大形石斧、穴あき石器、たき石二個、皮はぎ状石器などである。大形石斧は長さ十八糎位で頭部が細く刃の方で広い磨製石斧である。穴あき石器は完形品でないが長さ九センチ、幅五センチ、厚さ〇・七センチから一センチほどのたんざく形の石器で、頭部の方がやや狭く、丸みをつけたもので、頭部のところに真径〇・六センチほどの穴をうがつたものである。半分が欠けているのでその用途については不明である。たき石二個はいずれも円形で一つは側面のある扁平なものであるが他は丸味をもつものである。皮はぎ状の石器と

いうのは長さ八センチほどの二等辺三角形状の打製石器で、岩石の破片を利用したものである。三辺ともに細かい打製のあとを残しており刃をつけたようにも見える。三角状の頭の方もがっており、横の二辺と、下辺もまた刃をつけているところから、どのような使用がなされたものか、あきらかではない。

以上がこの遺跡と遺物のあらましであるが、彌生式土器の破片にまじって出土する若干の土器破片が縄文土器のよう考えられ、また石器も特殊なものが見られるところから縄文期のころから長い間にわたってここが遺跡であったように思はれる。

## 八 笹貫遺跡（弥生文化）（図版 参照）

1 所在地 谷山市上福元町笹貫の田原方伍氏の畑地である。通称湯貫迫とよんでいる。

2 現状と遺跡の概要 現在遺跡の現地には今もなお畑地の中から弥生式の土器の破片や土師器、祝部土器の破片が出土しているが、現在は宅地として整地されている。付近には発見された当時と異なって付近には病院や住宅等が建設されて住宅地となっている。

この遺跡の状態についてはすでに河口貞徳氏が調査され、西日本史学（第三号昭和二十五年発行）や鹿児島県考古学紀要に増告されているので、それをここに再記しておきたい。鹿児島県考古学紀要第二号（昭和二十七年発行）に、次のように記載されている。すなわち、この遺跡は「昭和二十年三月海軍燃料貯蓄所が構築された際、同氏畑地（当地田原方伍氏所有）は通路として施工され、三・五メートルの深さまで掘り下げられ、この時、地表下三メートルよりおびただしい土器が出土し、田原氏は完全土器および文様あるものを谷山中学に提出したという。

昭和二十四年九月十八日、谷山中学校の生徒より同遺跡の話をきき、現地を調査したところ、遺跡の中心部はずでに失われていたが、田原氏の畑地北隣の三メートル余り高い畑地の境界斜面に、地表下（上段畑面より）二メートルより二メートル五〇センチの間に濃厚な遺物包含層が露出していることを確かめることができたので、昭和二十四年九月二十三日二十四日と十一月八日、九日の四日間試掘を行なった。ものでありその結果

上段畑地と原田氏畑地との境界斜面が自然の遺跡断面となっており、これから観察すると、地表より二メートルの厚さに黒褐色状の土層が水平に位置し、以下は粘質の黒色土層である。この両層の堺目以下約五〇センチ厚さに土器破片などの遺物が包含され、その範囲は十八メートルに及んでいる。遺物は弥生式土器破片を主として齊瓮土器を伴っている。ただ齊瓮土器は包含層中上層の二十五センチにのみ少量出土するのみである。次に遺物については、出土遺物はほとんど土器片であるが、中には石錐として使用したと思われる自然礫および石錐推石が出土した。土器は壺形、鉢形、高杯形などの土器である。胎土は砂粒を多く含む粗であるが、高杯形土器のみは精選したものを用いている。

## 1 壺形土器

口縁部は直口に近く唇部に近く少し外反している。胴部は卵円形で肩部が張り、下部にはそり底は突い底、丸底または小形の平底である。肩部および腹部に凸帯を付したものが多く、竹管文、斜格子文、半載竹管文、縄状文などの文様を凸帯に付している。（図）凸帯には布目の圧痕をしるしたものが見られる。凸帯を付していないものは小

形に多い。

## 2 鉢形土器

(a) バケツ形で口縁部に近くわずかに内湾したものもある。頸部につまみあげまたは幅の広い凸帯を付し底部は上り底の器台をつけ、この裏面にいぼ状の突起のあるものが上り底二十六箇中十八箇をしめ、残り八箇が突起を有していない。

大形のものも多く、直径三〇センチ以上のものが多い。

(b) 鉢形土器中小形で楕円形の平底浅鉢がある。これは凸帯を有しない。

## 3 高杯形土器

胎土が精選され赤色に塗料を施した土器がある。小形壺、無形壺、高杯形土器である。このうち高杯形土器は杯部は直口で筒形の柱部と円錐形の裾部とから成っている。

## 4 底 部

とくに壺形および鉢形土器の底部について器形と数量を調査した結果次の数字を得た。

形 式	数 量	%
とがり底	4	28.5
丸底	4	28.5
平底	6	43.0
小 計	14	100
突起あるもの	18	67.3
突起ないもの	8	30.7
小 計	26	100
総 計	40	

〔鹿児島県考古学会紀要二号河口貞徳「鹿児島県の彌生式諸遺跡について」より要約〕

以上が河口氏の記述された概要であつてこの遺跡に対してはまた西本史学の第三号にも紹介されている。

この笹貫湯貫迫の遺跡は実に大量の彌生式土器を出土したのであるが、現在は住宅地として使用されてその大部分が破壊されたと考えられるため、どのような遺跡であつたかはわからない。現在もまた付近の畑地からは多くの破片が出土してくるが、遺跡の性格はつかめない状態である。現地は谷山と鹿児島島の境にあつて、本来谷山側の魚見原台地と鹿児島側の台地との間にある谷あいにあつて、南面向きの北側台地の間にあつた。

現在は当時の形状がかなりけずりとられて、宅地として整備されており、北から南側谷あいに向かつて段階状になつて畑と住宅とがいりまじつている。宅地として整地された面と隣接の畑地には、今もなお破片が出土している。最近の調査した現地では遺跡地と思われる地点の断面に土器の破片が見られるところがあつた。幅十三メートルくらいの畑の断面が地二メートルをこえる高さでけずられていたが、土器の破片は地表面からおよそ一メートル八〇センチくらいの深さの所に見られ厚さ二〇センチから三〇センチの幅の間に入っていた。

出土する土器破片は高杯、壺形土器鉢形の破片や、祝部土器の破片のみである。

## 九 薬師堂遺跡（弥生文化）

1 位置、谷山町上福元町薬師堂部落は国鉄谷山駅の北方に位置する部落で、遺跡は部落の中央よりやや北西の地点にあり、人々は「コンゴシ」とよぶ寺の址といっている。周囲は一段と低い水田である。永田川流域の北部のやや高所である。

2 遺跡の概要、この遺跡は、昭和二十七年九月、同部落の辻栄吉氏が移転のため、ニッケイ（ゲセンの木）の木を掘りおこしたところ、木の根の下から多数の弥生式土器の破片や軽石などが出土して発見されたものであった。

遺跡はどのような性格のものであるかわからなかったが、大小無数の軽石群が不整形にならべられており直径二メートルくらいの円形を思わせるような形で配されており、その中間と思えるところに、ややまとまった土器の破片の一群があり、また、北部の方にも三群ほどの破片が広がっていたが、いずれも軽石群の中にあつた。深さは畑地表から凡そ四〇センチから五〇センチくらいで土器の破片や軽石群が発見されている。その下は砂状の土質で、その中には何の遺物も出土してこない。柱穴は見られなかったが、住居址のような感じを受けるものであった。

3 遺物 出土遺物のすべては弥生式土器またはその破片で中に一片市来式土器の破片（縄文式）と思われるようなものが混じっていた。土器は破片から推測するに、かめ型、つぼ型、鉢型、高坏等でその種類は多い。底部は、あげ底、平底、丸底等である。文様ほとんどなく、あつても凸帯状帯がめぐらされているものである。

なお小形の軽石の中に、みぞれをつけた石斧状の細工品と思われるものも出土したが、完形品でないので何であるのか明らかでない。

## 十 不動寺部落の遺跡（弥生文化）（図版 参照）

- 1 所在地 谷山市上福元町不動寺部落の寺址の付近にある。
- 2 出土遺物 弥生式土器（壺形、長頸壺形高坏、甕形土器鉢形、坦正土器等を中心とする）
- 3 概要 この遺蹟と出土遺物については、早くから山崎五十磨氏が考古学雑誌第十卷第一号に紹介され、また、河口貞徳氏や山本正夫氏らによっても調査が行なわれている。この遺蹟は谷山市の中央部沖積地の西端小丘の下にある。不動寺部落の墓地付近の畑にあり（市役所より西へおよそ一キロメートルぐらい。もとここに不動寺といえる寺ありと伝える）

墓石下に彌生期に属する甕形土器の出土が伝えられており、筆者が昭和二十四、五年ごろ調査したときは、付近を流れる小川に多数の彌生式土器が散乱しているのを見たものである。これは流出してきたものか捨てられたかは明らかでない。農事試験場内やあるいは不動寺部落の東側水田（県農事試験場と不動寺部落との間）の地下およそ一メートルぐらいの地点から彌生式の大形の壺や小さな高坏等が出土したことがあるが、これから考えるとこの周辺にも水田遺跡等があるように思える。去る昭和十七、八年のころか現在の農事試験場の場所に旧田辺航空機工場が建設されたさいその埋立てに使用する土を不動寺部落の後方の丘を切りくずして採土したことがあった。その折に土器の破片等が多数出土したが、ほとんどこの付近の小川の中に捨てたと付近の人びとは伝えている。前述した川底に散乱していたものはそれであったかどうかは明らかでない。

この不動寺遺跡については明らかにされたものはないが早く山崎五十磨氏が大正八年に考古学雑誌第十卷第一号、

にこの遺蹟について記述されているので紹介しておきたい。

「弥生式土器遺蹟と墳墓との関係」という題下に「谷山村大字上福元字不動寺の周囲を流るる川底に無数の弥生式土器破片の散布せるをもつて付近を採集せしも他に無く小川近傍に限り有るをもつて……」

土地の人にその一片を示しどこに多く発見するやを問うにそこより約一丁山麓に往時の寺の跡ありとそこを発掘せば奇形の石と共に発見する旨をつげたれば同所に至り調査せしに近年同山麓を開墾して畑および宅地を拓きしにその畑中より発掘したるものなりとて十数基あり……

弥生式土器の破片散列せるを見る古老の言によれば昔時不動寺ありし所なりと言えり、地方誌に不動寺に関する記録なきも地名より推して古代の寺跡なりしは口碑に残るところなり……

墓石はいずれも地上に露出せず地下二尺余りの所に埋没しありて大形土器等の発見は無きも、墓石の下には必ず壺高杯、花瓶形土器ありて腐食せる骨らしきものも完全に骨類と認むるものもなし」と。「また墓石下より発掘せらるる土器は全然褐色の素焼土器にして刷毛目あり、いわゆる弥生式土器なること、しかも墓石の形式においてはかの揖宿郡穎娃村仙田の遺跡より発見せらるるものと同様なること、谷山村不動寺においては石器等の発見なきも、墓石の形、土器の關係よりして仙田遺跡は不動寺の遺跡と共に古代民族の居住のあとにあらざして墓域なりしことはかの人骨は共に埋葬せしものと推定するに難からずと思う」と仙田遺跡の参考をする上で使用された遺跡として明らかにされたものである。

これ等不動寺出土の遺物については現在その所在は明らかでないが、昭和二十四年頃鹿児島市制六十周年記念展が

行なわれた時、玉竜高校所蔵<sup>註1</sup>として出品された弥生式土器中に褐色の壺形土器と、小形の埴形土器および石弾（丸いたたき石）とがあった。壺は肩部と胴部にそれぞれ一条の凸帯をめぐらしており、胴部の一か所に穴があいていた。埴形土器は上部がやや皿形で頸部がしまり胴部は下方で角がついて底部にまがっている。この他に昭和二十一年ごろ山本正夫氏が所有されていたものに注目すべきものがある。（附図写真参照）その一つは重孤文土器であり、今一つは長頸の底部が丸く不安定張の土器である。重孤文土器<sup>註2</sup>は完形ではないが、一般に見られるように長頸であろう。胴部の下半部には五条ないし六条の同心円的重孤が施されていて、上半部の一部には三条の平行線が見られる。胴部は少しふくらみを帯びながら張っており底部は丸味をもって不安定である。この重孤文土器は谷山ではこのみに見られるものである。今一つはれも長頸で下部は胴部が扁平<sup>へんぺん</sup>で不安定な特殊な土器である。この形式の土器は指宿を中心によく見られる土器である。<sup>註3</sup>また底の丸い不安定な口縁部が少し外反した筒状の土器や、小形の鉢形土器などがあつた。

以上がその出土した状態と遺物であるが特に注目したいのは重孤文土器で、これについては昭和二十八年の鹿児島県考古学会紀要第三号の中で、寺師見国氏が「水俣市初野貝塚、附九州における重孤文土器の波及」<sup>註4</sup>の中で、その出土状態からして「実用の器具と言うよりはむしろ古墳時代の祭器として使用されたもの」ではないかと考えられている。その点から不動寺出土のものも祭器のように考えられてよいのではなかつたか。

註1 玉竜高校に所蔵のものは最近その大部分のものが県立博物館

館に移管されているのであるいは現在は博物館保管となつ

ているかとも思う。

註2 重孤文土器というのは、腹部に重孤文の使用を特色とする

壺形の弥生式土器で熊本県の益城郡以南の南九州に分布するものである。器形は田筒形の長いくびと、上腹部と下腹

部との境にはつきりと稜が見られ底は丸底などであるが、この土器の特徴は上半部に平行線を多数めぐらし、下半部には重弧文を並列するのが基本的な装飾法であることである。熊本県の免田町の土器はその文様が変化にとんでいる。熊本の免田町の土器はその文様が変化にとんでいる

おられ、その中で重弧文土器について考察を加えておられる。(寺師見国「水俣市初野貝塚、付九州における重弧文土器の波及について」鹿児島県考古学会紀要第三号二十一頁以下)

時には鋸歯文も見られるといわれている。(水野清一、小林行雄「図解考古学辞典」四三五頁)

註3長頸の筒形状の土器は、県立指宿高等学校所蔵の中に指宿市出土と伝えられるものがあり、また摺ヶ浜出土のものもある。

鹿児島県出土のものは、寺師見国氏が「重弧文土器の九州

註4寺師見国、前掲論文二八頁参照

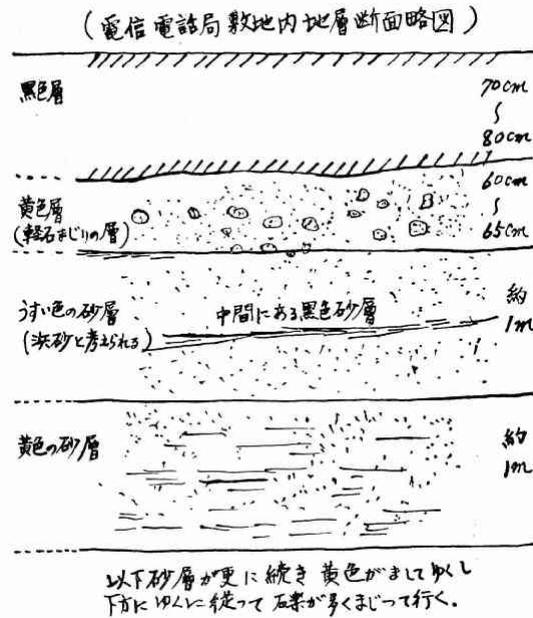
における推移」で、大口、羽月、栗野、重富、加治木、西

## 十一 北麓遺跡(弥生文化) (図版 参照)

1 所在地、谷山市上福元町四九九番地松元清一宅地内および同市上福元町四九八番地、平田宗治氏宅地内

2 現状と出土遺物 現地は谷山市役所の北西数百メートルにあたる。いずれも谷山小学校西隣りに接続する麓の

台地は永田川と木下川との間にあって海岸近くまで広がり谷山市街を形成する台地である。一般には麓ふもととよばれ、谷山小学校付近を中心に(もどこの付近に仮屋の跡があったと伝えられる)、海岸に近いところを東麓、市役所付近から南の方を南麓、北の方を北麓とよんでいる台地である。周辺の水田地帯より二メートルく三メートルくらい高い。台地の下はほとんど砂層状である。麓台地で最も高い所は現在谷山小学校であるが一メートルほど下はほとんど砂層である。それより少し北によった、教育委員会や、電信電話局の付近の地層を見ると次のようになってい



地表からおよそ七〇センチないし八〇センチは黒色の層であり、次の第二層は軽石のまじったおよそ六〇センチ位の層である。その下からすべて砂層であるが下部に行くに従って礫がまじりついて行く。

この地層は谷山小学校付近においてもほぼ同じような状態である。

平田氏の宅地内から出土したのは昭和三十五年七月であり、病室を増築のため基礎工事をするためにおよそ六〇センチほど下に掘り下げた時、彌生式の壺形土器の定形品数個と甕形土器、小形の鉢形土器、それに丹塗の長頸の壺形土器などと共に多量の破片が出土したものである。出土状況は明らかでないが、一括して出土したことは疑いない。壺形土器は大きいのでおおよそ高さ三〇センチほどでいずれも弥生後期に属するもので、褐色をしており胴部に繩状凸帯を一条はりつけたものである。甕形土器は口径二〇センチほどの大形のもので、底部は平底で口縁部が外反し、口縁部の外側にはたてに条痕を施し、内部には横に綾すぎ状の条痕が見られるものである。丹塗の長頸土器は底部が一部破損しているが高さが二十二センチほどのもので、いわゆる重孤文土器の様

に胴部がはり出して上方部と下方部との境に稜線が見られるものである。土器以外には遺物は見られないが、之より数年前、宅地入口の脇庭を掘り下げたさい軽石の円板状のものが出土したことがある様に伝えられている。平田氏の宅地内の出土地点も黒色層で、その下は砂層であることは前述の断面図と略同じようである。おそらく砂層直上の黒色層の下部であろうと考えている。多量に定形品を出土したところから考えて、何らかの遺構があったと考えられよう。

また、松元清二氏宅地は、平田氏の病室より西北数十メートルの地点にあつて同一地続きである。昭和四十年の七月ごろ、畑地の一部に家屋を建てると同時に、そのわきを地表からおよそ一メートルほど掘り下げた黒色層に土器の破片が多数出土し、それにまじつて、完形の壺形土器、壺形土器小形の台付の鉢形土器と脚部はないが上部が皿形の坏状の土器等が出土したという。ここでも、石器は伴っていないかつた。またその出土の状況も之以上にくわしいことはわかっていない。黒色層の下には砂層は見られなかつたという。壺形土器は高さ三三センチほどのやや細長のうす褐色の土器で口縁が外反し底部は丸底であつて、胴部に三角状の凸帯を一本めぐらしている。

蓋形土器は、口径三十八センチ、高さ一・五センチほどの口縁部が外反し、底部は丸く不安定なものである。口縁部の下に三角凸帯を一条めぐらしている。之と類似のものは平川町伍位野園田石油店のところから出土したものがあつたが、松元氏の畑地より出土したものよりか浅いものである。脚部のない坏形の土器は褐色で上部の皿形の坏の口径が約二十六センチ皿形の坏の部分の高さが浅くおよそ六センチぐらいである。脚部がないので、どのような高坏であるかはわからない。小高の台付の鉢形土器は高さが九センチの完形品である。これらの土器はいずれも弥生

式後期から末期の土器であると考えられる。

このように、この二つの地点はまとまった完形の土器が出土する点から、また同じ時期の形式に属するという点と、同じ地域内であるという点などから、同一遺跡に属するものであると考えるとよい。どのような遺跡であるか、その性格は断定できないが、周辺に水田をつくる低地があるところから住居址などの一部があつたのではないかと考えられる。この二つの出土地の西側はしだいに低くなり水田低地にいたるが、その接線部はまた、表層や、三〇センチほどの深さの地層から弥生式土器の破片が出土したり、散布したりすることは常に伝えられているところである。

## 十二 慈眼寺包含地（弥生文化）

1 所在地、谷山市下福元慈眼寺入口横の鉄道路線（指宿線）土提下にある。

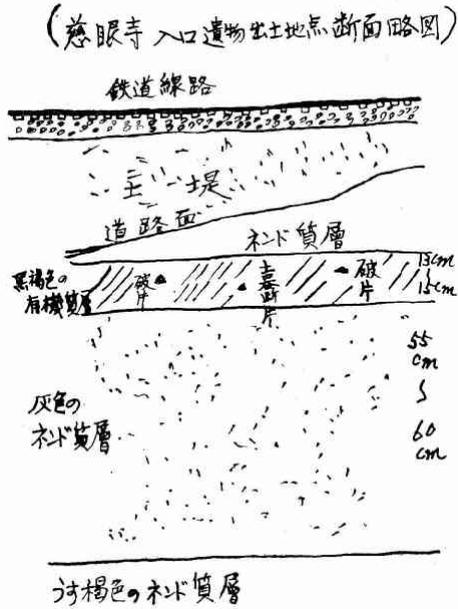
2 概要と出土遺物、昭和三十二年四月十四日、たまたま市の水道管理設の工事を行うために、鉄道路線路土提下を掘った時に小破片とたた石（中が少し凹んでいるので、あるいは凹石といつてよいかとも思う）が出土したものである。鉄道路線路に併行した道路下であるが、道路はやや南北に傾斜している。表面の厚さは鉄道路線の土提が近接しているために明らかでないが、路上からかなり厚い粘土質の層があり、その下におよそ十五センチほどの厚さの黒褐色の層が見える。土器の小破片や丸い凹石などの遺物は、この黒褐色の層から出土したものである。その下は約五十五センチから六〇センチぐらいの厚さの灰色の粘土質の層があり、さらに、うす褐色の粘土質の層と続いている。地層はかく乱はされていないので上部黒褐色の層が包含層と見られるが、その他の遺物は出土していない。和

旧社殿跡といわれる場所には、五メートル四方の方形の台が墳状につくられており、現在そこには、もと藩政時代

の伝承のあるところで、今もなお数個の石祠が建てられている。文政十一年石垣供養の碑もころがつている。また

1 所在地、谷山市和田の玉林城址一帯の畑地にある。

### 十三 和田玉林遺跡 (弥生文化) (図版 参照)



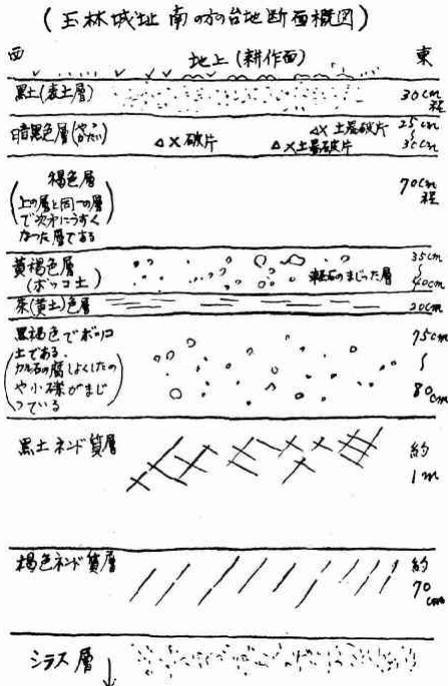
田川の上流にある慈眼寺は両岸が川岸段丘を形成しており、その前端下は東方にしだいに低い舌状の高所をなしている。そしてさらに東方に湿田状の水田がひらけているところである。一般に慈眼寺入口の前端から南の方は一般に小字名で彼岸田とよばれているが、ここからは多くの石斧が蔵之下氏などによって発見されている。それからみるとこの包含層もまた之等出土の石斧等と同じ時期のものと考えられるようである。

末この伊佐智佐神社の社司であつた。原口氏の碑が建っているが、碑文はない。

この地一帯は東は鹿児島湾をのぞみ、北は眼下に谷山市街や、永田川流域の平野を一望し、西北に、慈眼寺、本城（陣之尾城）等の台地をのぞむ地でもある。

この畑地一帯から耕作中常に弥生式土器の破片や石器の出土が伝えられているが、未だどのような遺跡であるのかは未調査のため不明である。現在出土している遺物和田町中川の蔵之下一氏が所蔵しておられるものに見ると、弥生式甕形土器の底部と、赤色（丹塗）の高坏の脚部、それに皿形をした土師器の土器類と石器類である。石器は石皿の破片と摩製石斧および小形の磨製石器である。石皿は破損した部分の長さが二十三センチぐらいで、高さがおよそ五センチ、皿の深さはおよそ三センチほどでかなり使用されたあとが見られる。それより注目されるものは三本の石斧のうち、完形の磨製石斧で、長さおよそ十二センチ、幅四センチ、厚さ二・五センチほどのやや丸味を帯びたものであるが、上部の方に幅一センチほどのやや浅い溝をめぐらしているものである。一種の扶入石斧とよばれるものである。今一つの小形の石器もその形は一部破損しているためにはつきりとはしないが残っている部分からやや三角状のうすい石器で、長さ六センチ、幅五センチほどのものである。注目すべきは一边には両刃をつけ、他の一边にはゆるやかな斜めの片刃をつけている点である。どのようなものを使用されたかは明らかでないにしても、一種の耕作作用、ことに収穫用具ではなかつただろうかと考えられるものである。その他ここには軽石なども見られ、何らかに使用されたと思はれるものも見受けられた。これらの遺物の他には伝えられているところでは「まが玉」も数個出土したということである。蔵之下一氏は和田小学校に以前（戦前であろう）は保管してあつた話

しておられた。之等の遺物がこの畑地のどの層から出土するかはたしかめてはいない。



玉林城址の台地の南の方で切断された断面は右図のようになるがおよそ五メートル近くのこの断面で明らかになったのは地上からおおよそ五五センチから六〇センチの深さのややかたい暗黒色または、黒褐色の層の上部に出土するということである。小さい破片が断面にとどこどこに見られる。一部に幅六五センチ・深さ四七センチほどの落ちこみも見られたが、あるいはカライモつぼであったかもしれない。ここで耕作する人たちも時々耕作中、二尺から二尺五寸ほ

どほりかえすと出土することがあると話していることから、第二層の黒色または黒褐色層の層に遺物が包含されているものと考えられる。この遺跡は出土遺物からして彌生後期から古墳後期にわたる時期のものと考えられよう。

十四 坂ノ上東前遺跡 (弥生式住居跡) (図版 参照)

1 所在地 谷山市下福元町坂之上四四二〇番地、東前部落にある内山猛氏の所有畑にある。坂ノ上農業協同組合の

少し南よりバス停留所より道路を上った東側台地である。以前無線電信受信所のあったすぐ南の方である。土地の小字名は野首とか宇宿城とかがある。

2 遺跡の概要 この通称無電台地とよばれる台地は標高四〇メートルほどの海岸直上のシラス台地であり、早くから多量の彌生式土器の破片が出土する散布地として知られていた。たまたま昭和三十六年一月中旬ごろ農業委員会の牧之内技手が東前部落の内山猛氏のビニールハウスによる園芸栽培指導のため現地で畑地を掘りかえしていると、き地下四〇センチないし五〇センチの表面黒色土の下の赤土層から大きな石斧三本と弥生式土器の破片を発見したことによって明らかとなったものである。

遺跡はビニールハウス建設地の中で確認されたものであるが、その全部は明らかでない。ビニールハウスは幅四メートル、長さ八メートルほどの区劃内につくられ表面の上はかなり掘りかえされてあった。そのため確実には断定出来ないが、各所に柱穴と思はれる落ちこみがあり、またたて穴住居の壁と思われるものが見られたものである。地層は場所によって少しちがっているが、西側の方では五〇センチぐらいの黒色表土層の下に茶褐色と黒色の混合したかたい土があった。その下は軽石の風化したものがまじった黄褐色のいわゆる赤ボツコ土といわれる層である。中央から東側の方では表土である黒色層およそ二〇センチの下にうすい赤土層（二〇センチぐらい）があり、さらにその下にやわらかい黒褐色の層（一八センチほど）があり、その下にかたい粘土質状の黒色をまじえた茶褐色の層（三〇センチほど）がある。次に明るい黄褐色の風化した軽石のまじったボツコ土があった。

柱穴らしいものビニールハウス建設地内の中央部の高い部分と西側の低い部分で見られたが、中央部の高い部分

の茶褐色層は一部ほりかえされて確實ではなかったが一部分にかたい面があつて、そこで発見した柱穴と考えるものまわりには軽石が数個見られたりした。西側の低い面では四個がまとまり、他の一個は北側の断面近くに出土したものである。

柱穴と考えるものの大きさは大体20センチ×30センチ前後で同じくらいの大きさであるが、深さが二十センチから六十センチくらいまでで少し異っている。

之等のすべての穴が柱穴と断定できるかどうかは疑問であるが、西側の一個の穴の中からは弥生式土器の小破片が入りこんでいるのが見られたところから推定できるものである。

このような穴を中心に表面をさらえてみると、少くとも三つの住居址状のまとまりが見られた。一つは北側に柱穴を一つ含んだ「たて穴住居」跡と思われるもので、一つは中央部の高い部分で平地に柱穴の見られるもの、今一つは西南に見られる「たて穴住居」跡と思われるものであつた。このうち最も住居跡らしく思われたものは西南に出土した一辺が三メートル六〇センチほどの方形の壁とその中に見られた四個の落ちこみである。落ちこみの穴はいずれも22センチ×28センチ前後の大きさで、深さも四〇センチから五〇センチ前後でほぼ一致している。床面はたたきしめたようにかたいのも住居跡と考えさせるものである。そして、このすぐ南から三本の石斧が出土したということであつた。また北側の穴の付近からは三本の溝の入った石塊も出土している。

以上が「住居址」と考えるものあらましであるが、すでにかなり掘りかえされているために確実なことはわからない。今後付近の調査によつて之を明らかにする必要がある。

3 出土遺物、出土した遺物は前記の土器片と石斧三本に、三条の溝の入った石塊であった。土器の破片は縄帯文をはりつけたいわゆる薩摩式土器の破片で弥生後期のものである。石斧三本はいずれも大形のたんざく形で長さ二十センチ、幅八センチ前後のものである。

厚さは三センチ前後で、刃部のみ磨製されている半打製石斧である。注意してみると、不整形ではあるが一方の面が平たいか、または、ややまるみをもっていたり、あるいは刃部の方が上部よりも薄くなっていることがわかる。このような特徴をもっている大形石斧がどのように使用されたかは明らかでないが、<sup>註1</sup>これと同じようなものは錫山の上場からも二本出土している。

三条の溝を入れた石塊はどんなものであるかはいまのところ明らかでない。

註1石斧の使用についてはその種類によってちがうと考えられるが木製器具の生産用具とする説が一般的とされる。ただ石斧の使用がなされたのは弥生中期までとされその後は鉄器に代わるとされているが、文化的におくれていると思われる鹿児島辺では弥生後期あるいはそれ以後の時代まで使

用されたのではないかと考えられる。ことにこのような大形の石斧はたしかな証拠はないが、農耕用具として用いられたとも考えられないであろうか。

「石斧」日本考古学辞典一九三頁—一九四頁

「石鍬」水野清一、小林行雄図説考古学辞典四一頁

## 十五 清泉寺跡洞穴遺跡（古墳文化）

1 所在地 谷山市下福元草野部落清泉寺跡後方丘陵地上部辺にある。

2 現状と出土遺物 洞穴の場所は一見して明らかでない。清泉寺跡の後方西側の丘陵地の東側面に入口をもっている障子川の支流上流と細流にはさまれた台地である。ちょうど「在家菩薩」「妙有大姉」の二つの磨崖像のある丘

陵地の東側である。下の道路からは灌木の茂みで入口も明らかでないし、また上る道もついていない。古老たちは通称「バクチ穴」とよんでおり、昔ここでかくれてバクチをしたのだと伝えている。禁制仏教（一向宗）についての関係伝承はきかない。いつであったか年月のほどははっきりとしないけれども、古老たちの話では、研究者らしい人が訪れてこの洞穴の中から「壺」などの破片を拾得していったということであった。

洞穴は凝灰岩状の山腹につくられており落盤や土砂の流入などで入口も狭く、原形は少しくずれているかとも思われるが、入口は東側に向いて開いており、間口およそ二メートル五十センチから三メートル近くあり、奥行きが深いところで四メートルほどである。入口はちょうど三角状をなし、中央の高いところが二メートル五十センチほどある。内部は落盤や土砂流入のため埋まって不整形であり、腰をかがめないとはいれない。内部の幅も奥に行くに従ってしだいに狭くなっている。

出土遺物は完形なものは見あたらないが、奥の面の面で深さ五十センチく八十センチの地点から土器の小破片が出土する。主として皿形の土師器と、祝部土器の破片とである。弥生式土器の破片と考えられるものもある、が小破片で断定はできない。その他の遺物は出土していない。

洞穴の西南下は障子川の支流であり、また南下は「清泉寺」の名称の基となった湧水池の地であつて水が豊富である。しかも小流をはさんだ東側の台地と支流をはさんだ西側の台地とが、さらに南の方に広がって海岸にいたる。地形的にみて生活条件としては備わっているし、附近の台地は野屋敷、影原、馬込等いずれも弥生式土器の濃厚な散布が見られ、北東海岸台地には草野貝塚の存在も知られている。これらのことから、この洞穴は弥生末期から古墳期にかけて占代の人びとが利用したものと考えられる洞穴である。

第四節 谷山に於ける遺物出土地並に遺跡地名表

番号	遺跡名	所在地	地形	編年(土器)	遺物	調査者又は発見者	保管場所と文献
1	塔ノ原遺跡	谷山市五ヶ別府塔ノ原 (上原 薫所有畑)	台地 (畑開墾)	縄文 早期	押型文土器片・より糸文 破片・へら状石斧	河野 治雄	同上
2	三重野遺跡	三重野 (三重実安・三重サクラ畑地)	台地	縄文 後期	指宿式土器・石斧 (唐製)たたき石	河野 治雄	〃
3	上ノ原遺跡	山田町上ノ原 (鳩宿氏畑地)	〃	縄文 前期	土器底部(吉田式)	〃	谷山北中学校
4	光山遺跡	下福元町光山	〃	縄文 後期	西平式土器片・貝塚地市 来式土器片	河口 貞徳 河野 河雄	玉竜高校
5	草野貝塚	下福元町草野實呂	海岸 台地	縄文 後期	指宿式・市来式・石斧 軽石製品・牙器・骨器具 類・獸骨	三友 国五郎 河口 貞徳 河野 治雄	玉竜高校河野治雄 県考古学会記要1 草野貝塚発掘調査 報告書

番号	遺跡名	所在地	地形	編年 (土器)	遺物	調査者又は発見者	保管場所と文献
6	海ノ上遺跡	平川町海ノ上	〃	〃	指宿式・市来式・岩崎式 (阿高式)・石斧	河野治雄 河口貞徳	河野治雄 県考古学会記要2
7	炭床仁仙山	〃 五ヶ別府町炭床仁 仙山(宮川校区)	台地	弥生式?	石斧(刃部のみ)	児王諒子	谷山北中学校 県考古学会記要3
8	川口	〃 五ヶ別府町川口 (宮川校区)	畑地	弥生式	石斧(刃部のみ)	駒走正則	谷山北中学校 県考古学会記要3
9	菖浦口	〃 五ヶ別府町菖浦口 (宮川校区)	〃	〃	土器底部(丸底)		県考古学会記要3
10	三重野	〃 五ヶ別府町三重野 (萩原光盛宅地内)(宮川 校区)	畑内宅地	〃	土器破片	萩野光盛	萩野光盛 県考古学会記要3
11	三重野原	〃 五ヶ別府町三重野 (宮川校区)	畑台地	〃	石斧(磨製石器・蛇紋岩) 土器破片(散布地)	萩野光盛 河野治雄	萩野光盛 県考古学会記要3

18	17	16	15	14	13	12
坂下	辺田	谷	札下	大河内	皇徳寺	塔ノ原
“ 中山小学校区) 山田町坂ノ下	“ 中町辺田	“ 中山小学校区) 山田町谷	“ 所裏(中山小学校区) 山田町札下(製材)	“ 中山小学校区) 山田町大河内	“ 中山小学校区) 山田町皇徳寺	“ (宮川校区) 五ヶ別府町塔ノ原
畑地		台地	“	“	畑地	畑地
“	“	式 弥生	“		“	式 弥生
土器底部	石皿・石斧	土器破方 小石斧(定形)	石斧(定形)	石斧(刃部)	土器破片	石斧・土器破片(散布)
		鬼塚 みきえ	中間 睦子	遠矢 徳志	河野 治雄	大坪 敏夫 河野 治雄
谷山北中学校 県考古学会記要3		谷山北中学校 県考古学会記要3	谷山北中学校 県考古学会記要3	谷山北中学校 県考古学会記要3	谷山北中学校 県考古学会記要3	谷山北中学校 県考古学会記要3

番号	遺跡名	所在地	地形	編年 (土器)	遺物	調査者又は発見者	保管場所と文献
24	堂園	上福元町堂園	沖積地 (畑)	弥生式	甍形土器(高さ30cm)	井上博昭	井上博昭
23B	薬師堂	上福元薬師堂	"	"	磨製石斧	蔵之下	"
23A	薬師堂遺跡	上福元町薬師堂	沖積地 (畑)	"	土器破片(底部・山形鉢・ 坏・甕・軽石製品(石斧 状))	辻野治雄	河野治雄 県考古学会記要2
22	高見・波ノ平	上福元町高見・波ノ平 (谷山小学校区)	台地の 下の畑	"	土器破片(底部(散布地)・ 石斧(磨製))	上笹貫重夫 福徳さとし 出口松男	河野治雄
21	湯貫迫遺跡	上福元町笹貫湯貫迫 (谷山小学校区)	扇状地	弥生式	土器(壺・高坏・鉢等)軽 石製品?(包含地)	河口貞徳 河野治雄 小松尾勝利	玉竜高校西日本史 学3号 県考古学会記要2
20	上ノ原	山田町上ノ原 (中山小学校区)	台地	"	土器破片	大坪敏夫 河野治雄	谷山北中学校 県考古学会記要6
19	京ノ塚	山田町京ノ塚			土器破片		

32	31	30	29	28	27	26	25	
馬場遺跡	北麓(タテイシ)	農事試験場内	柳ヶ谷	勘場	菊池城址	御所ヶ原	柿木田	惣福
九九(松元清一宅地内)	上福元町北麓九九	上福元町	上福元町柳ヶ谷	上福元町勘場	上福元町見寄御所	上福元町柿木田部	上福元町惣福	
台地	水田	山	山地	台地	台地	沖積地	沖積地(畑)	
〃	〃	〃	弥生式	〃	〃	〃	〃	
壺形土器・甕形土器・蓋(白付)土器	壺形土器・高坏(小形)	土器破片	土器破片・石斧	土器破片(散布地)	土器破片(散布地)	壺形土器	壺形(小形)土器	
松元清二	河野治雄	〃	河野治雄	山崎五十磨	河野治雄	河口貞徳	河口貞徳	玉竜高校
河野治雄				河野治雄		玉竜高校	有山氏	有山氏
河野治雄				念物調査報告(Ⅰ)				

番号	遺跡名	所在地	地形	編年(土器)	遺物	調査者又は発見者	保管場所と献見
38	慈眼寺	慈眼寺入口鉄道下	台地下	〃	土器破片・たたき石	河野治雄	
37	玉利	下福元町玉利	〃	〃	土器破片・石斧(刃部)	〃	〃
36 B	大脇原	下福元町大脇原	台地	〃	土器破片(散布地)	河野治雄 山崎五十磨	〃
36 A	大脇原	下福元町大脇原	台地	〃	磨製石斧五本	県立博物館	所蔵
35	大久保	下福元町大久保	河岸 段丘	弥生 式	土器破片・底部(丸底)・ たたき石・山形石斧	河野治雄 西窪大助	県史跡名勝天然記念物報告書(Ⅰ)
34	不動寺址遺跡	不動寺址 下福元町陣之平不 沖積地	(台地)	〃	壺形土器・壺形土器・石 弾	河野治雄 山本正夫	考古学雑誌10の1 玉竜高校
33	〃	(平田宗治宅地内)	〃	〃	壺形・甕形・土器 長頭壺形土器・軽石製品	河野治雄 平田宗治	平田宗治

46	45	44	43	42	41	40	39
東前住居址 坂ノ上	無線所址 (仁光)	坂ノ上西、森園	坂ノ上	若宮社址	玉林城址	慈眼寺上川原田	慈眼寺彼岸田
“ 下福元地坂ノ上東 前部落(内山猛)	谷川市下福元町野首 (和田小学校区)	“ 下福元坂ノ上西、 森園	( “ “ )	谷川市下神元町坂ノ市 (和田小学校区)	“	谷川市慈眼寺上川原田	“ 慈眼寺村彼岸田
“	台地	台地	“	(畑)	台地	台地下	“
“	弥生式	弥生式	“	“	“	弥生式	“
土器破片 大型石斧	土器破片 土器底部	器台(底部)弥脚部 壺破片(分管文)	土器破片・石斧 (石匙・石鏃)	土器破片(底部) 五輪石塔数基	土器破片・石斧 石製石製品	磨製石斧	磨製石斧・たたき石
河野治雄 内山猛	河野治雄 折田正昭	山下盛吉	山崎 五十磨	河野治雄	河野治雄	蔵之下 ○○○	蔵之下 ○○○
谷山教育委員会	2号 県考古学会記要	山下盛吉	県史跡名勝天然記念物調査報告書 (Ⅱ)	同上		同上	同上

	52	51	50	49	48	47	番号
影原	影原	向原	野頭	上床	別府	光山	遺跡名
〃	留所付近 〃 〃 影原バス停	〃 〃 向原	谷山市下福元町野頭	〃 〃 上床 ( 〃 )	〃 〃 笠松 ( 〃 )	〃 〃 光山 ( 〃 )	所在地
〃	〃	〃	台地	〃	〃	〃	地形
〃	〃	〃	弥生式	〃	〃	〃	編年 (土器)
磨製石斧	磨製石斧・打製石斧・石 鐵・土器破片	〃	土器破片(散布地)	土器破片(散布地)	土器破片 石斧(磨製)	土器破片 石斧(磨製)	遺物
蔵之下 〇〇	〃	〃	河野治雄	河野治雄	山崎九平 河野治雄	河野治雄 井上博昭 河口貞徳	調査者又は発見者
同上	〃 泉史蹟名勝天然記念物調査報告書 (Ⅰ)	〃	同上	河野治雄	河野治雄 号 泉考古学会記要2	井上博昭 玉竜高校	管保管場所と献見

60	59	58	57	56	55	54	53
地福山	宇宿	芝元	竹木場	芝野	古屋敷	清泉寺洞くつ	馬込
” ” 地福山	” ” 宇宿	谷山市下福元町芝元	谷山市下福元町錫山竹木場(錫山校区)	谷山市下福元町芝野	” ” 古屋敷	” ” 清泉寺	谷山市下福元町馬込
”	”	”	山地	台地	台地	洞くつ	”
”	”	”	”	弥生式	弥生式	古墳期	”
土器破片 石斧(打製石斧)	”	土器破片	土器破片	土器破片・石斧・石鏃	土器破片	土師器	土器破片(散布地) 石製品
河野 矢上 治 吉 久 雄	”	河野 矢上 治 吉 久 雄	河野 治 雄	河野 山崎 治 五十磨 雄	”	”	”
”	”	錫山小学校 県考古学会記要	県考古学会記要	河野治雄県史蹟名 勝天然記念物調査 報告書(Ⅰ)	”	”	河野 治 雄

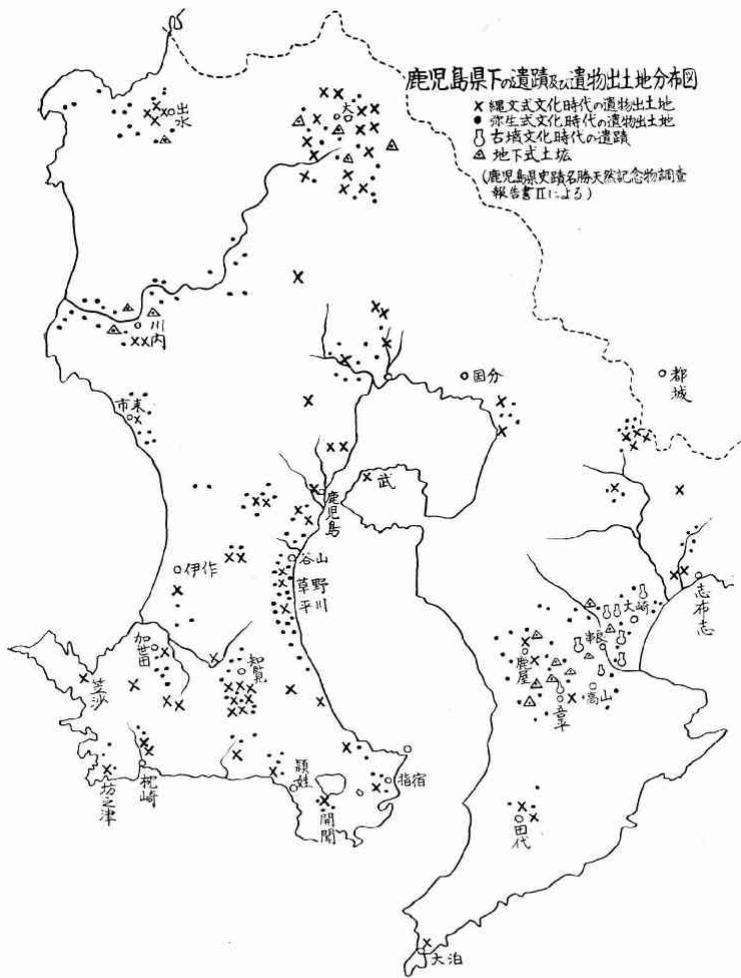
番号	遺跡名	所在地	地形	編年 (土器)	遺物	調査者又は発見者	保管場所と文献
69	平川高落	谷山市平川町高落	台地下	弥生式	磨製石斧	鶴田明孝	同上
68	火の河原	火の河原	沖積地 山地	"	"	"	火の河原分校 "
67	松木場	松木場	"	"	"	"	"
66	ヨケン平	ヨケン平	"	"	"	"	"
65	榎木平 <small>かしのまひら</small>	榎木平	"	"	土器破片・石斧(半打製)	"	"
64	増水 <small>ぞうすい</small>	増水	"	"	土器破片(散布地)	"	"
63	牟田元	牟田元	"	"	土器破片・石斧(磨製)	"	"
62	西山	谷山市下福元町西山	"	"	磨製石斧	"	"
61	奥ヶ野	谷山市下福元町錫山奥ヶ野(錫山校区)	(畑) 山地	弥生式	土器破片 磨製石斧(小形)	矢上吉久 河野治雄	錫山小学校 県考古学会記要 2号

77	76	75	74	73	72	71	70
清泉寺洞くつ	笹貫	大迫原	須々原	浜平川	海ノ上	平川各地域	平川豆打
〃	谷山市上福元町湯貫迫	〃	〃	〃	〃	〃	谷山市平川町豆打 (平川校区)
下福元清泉寺址	沖積地	〃	山地	〃	〃	〃	台地
台地	古墳	〃	〃	〃	〃	〃	弥生式
土師器? 祝部土器	祝部土器破片	石斧(刃部)	〃・(散布地)住居址? 縄文破片・弥生破片・ 磨製石斧・穴あき石器・ 打製石器	〃 石斧	土器破片	磨製石斧・打製石斧 たたき石 石錘	磨製石斧
			伊藤 信成 上山 芳徳 河野 治雄	〃	河野 治雄	松元 軍吉 河野 治雄	鶴田 明孝 藏之下 ○○ 河野 治雄
			河野 治雄 三号 河野 治雄 県考古学会記要		同上	平川小学校	鶴田 明孝 同上

鹿児島県下の遺蹟及び遺物出土地分布図

- X 縄文文化時代の遺物出土地
- 弥生文化時代の遺物出土地
- 古墳文化時代の遺蹟
- △ 地下式土塚

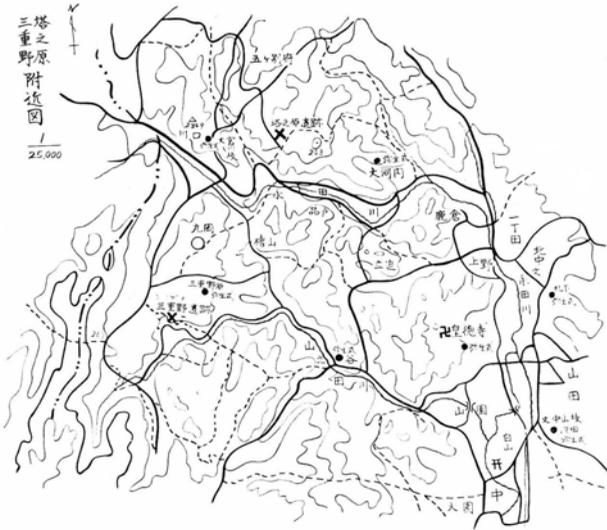
(鹿児島県史蹟名勝天然記念物調査報告書IIによる)



谷山市遺物出土地図



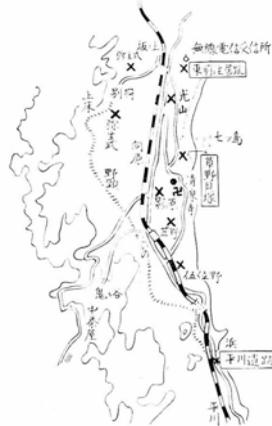
三塔之原  
附近图  
1/25,000



2. 谷山中央地区(北部)遺跡位置概図

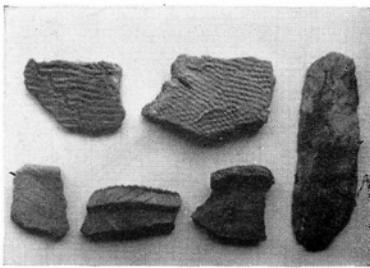


3. 葦野具塔之中心地(大洞)附近图

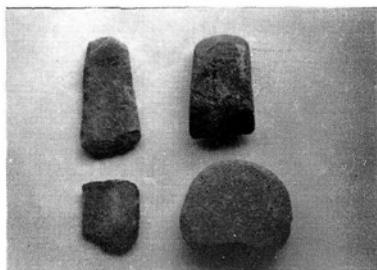




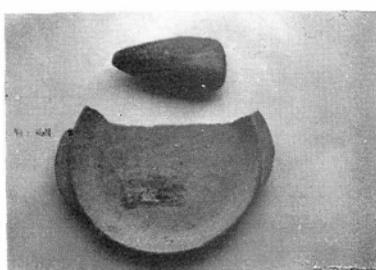
塔ノ原縄文土器出土地



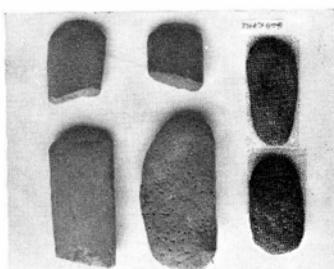
塔ノ原出土縄文土器  
(押型文)と石器



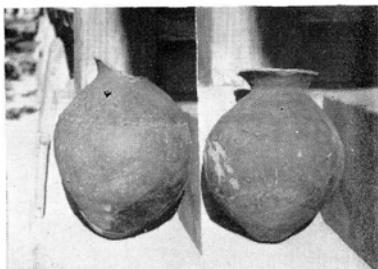
宮川校区出土石器 (宮川小学校蔵)



中山小学校うら (辺田) 出土石斧  
と滑石製石鍋



谷山北中校区出土石斧  
(谷山北中蔵)



大園真方附近出土の弥生式土器

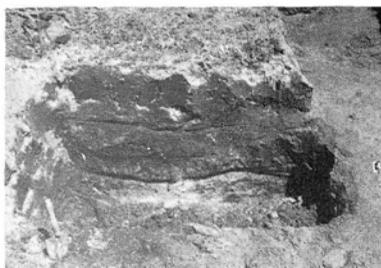
### 三重野遺跡 (I)



柱穴と思われるもの (A地点)



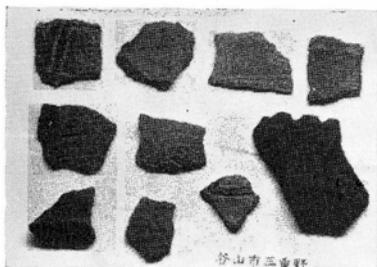
三重野遺跡全景中央部のやや高い台地が遺物出土地



地層の断面、下方は黄色のコラ層状



路上断面に露出している土器 (B地点)



A地点より出土せる破片一指宿式土器

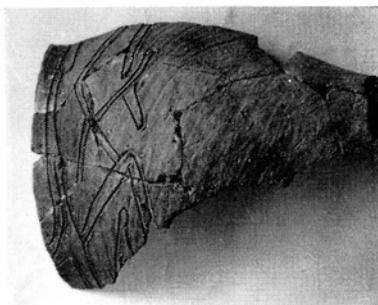


B地点より出土の土器 (指宿式土器) と石器

三重野遺跡 (I)



三重野遺跡A地点に出土したと思はれる石皿 (表面採集)



三重野B地点出土の土器 (指宿式土器)



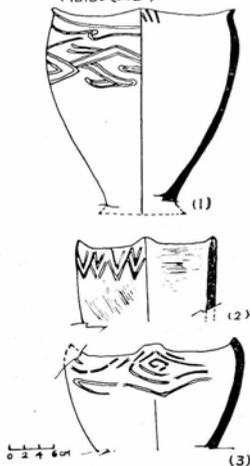
三重野A地点で表面採集せる石器 (石包丁状石器)



三重野原台地で表面採集せる石器と土器破片 (藏野光盛氏蔵)



三重野遺跡出土(B地)遺物 (指宿式土器)

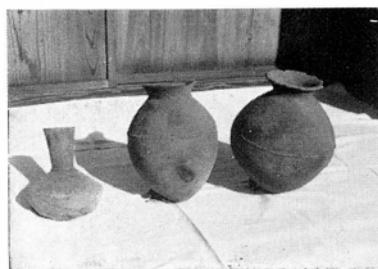




松元清二氏宅庭（弥生式土器出土）



同左より出土の弥生式土器



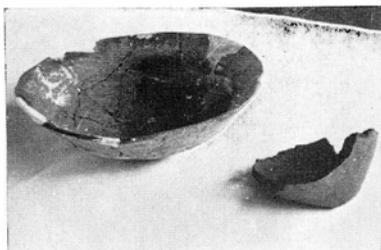
平田耳鼻科病院敷地出土の弥生式土器



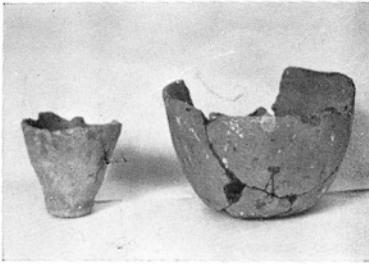
同 左



左側 永田川流域（榊木田）出土の弥生式土器  
右側 慈眼寺附近出土の弥生式土器



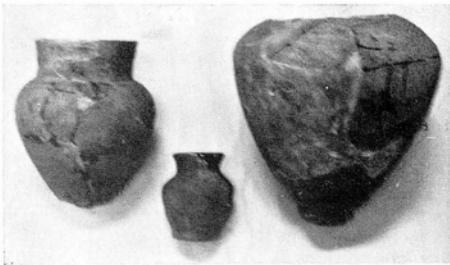
五位野園田石油店敷地出土弥生式土器



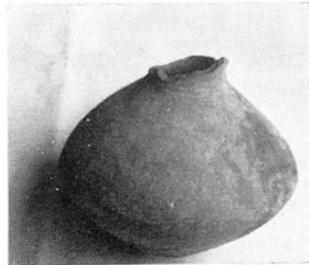
笹貫遺跡出土弥生式土器



同 左



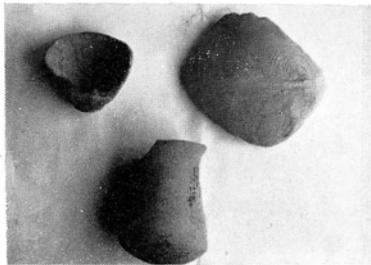
同 上



不動寺遺跡出土弥生式土器  
(山本氏蔵)



不動寺出土弥生式土器  
(山本氏蔵)



同 左



同 左



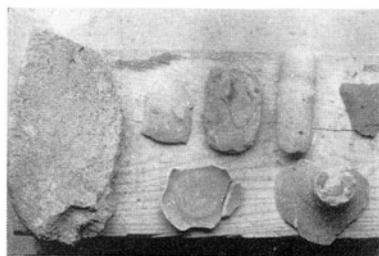
和田玉林城址遺跡



同左に残っている石祠



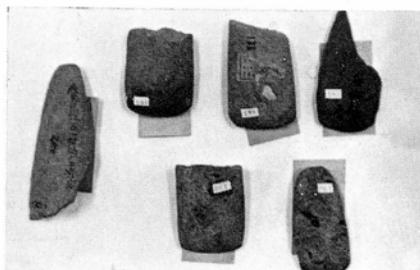
同遺跡出土の土師土器破片



同遺跡より出土の石器と土器破片  
(左側石皿破片)

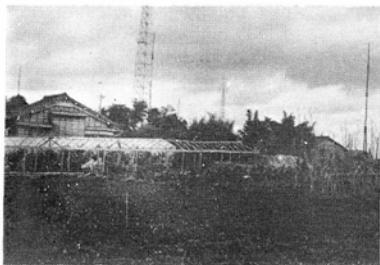


下福元野屋敷出土土弥  
生式土器

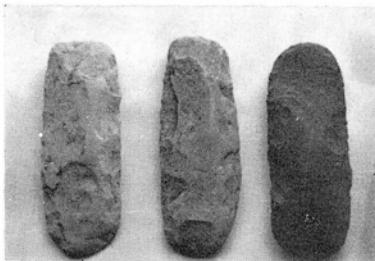


坂ノ上地域出土の石器類 (県立博物館蔵)

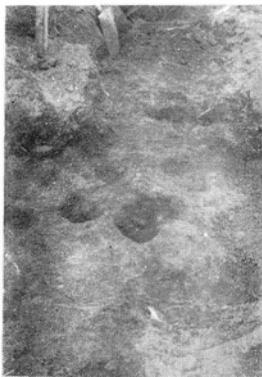
坂ノ上東前住居址遺蹟



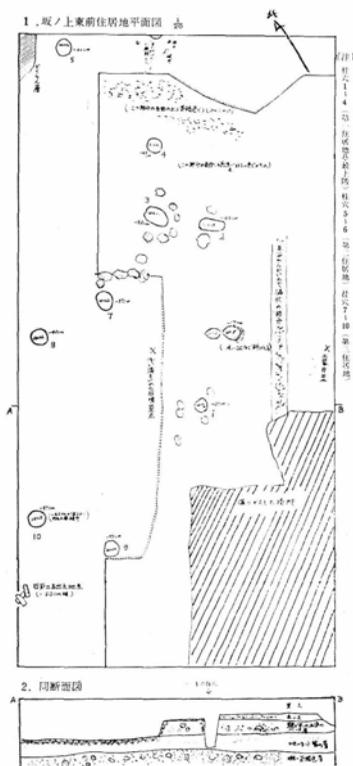
遺跡の全景（後方の鉄塔は無電受信塔）



出土した石斧（三本）



柱穴の址

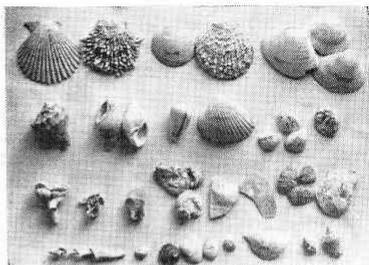




草野貝塚遺跡



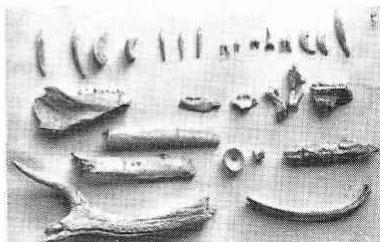
遺跡全景



出土した貝殻



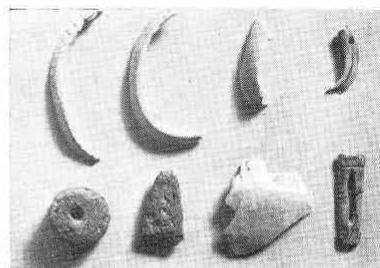
遺物出土状況



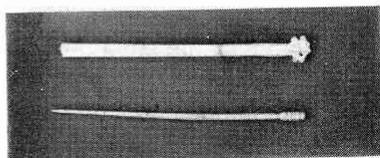
出土した獣骨、魚骨、鹿ノ角



貝層断面



出土 上方貝輪破片、右牙製首飾り  
遺物 下方礮石製品、貝器、右端骨器



骨角器のかんざし

草野貝塚出土遺物（土器）  
 1-3、5、6、8、9、11-13（市來式土器）  
 4、7、（草野式土器）  
 10、14、台付土器

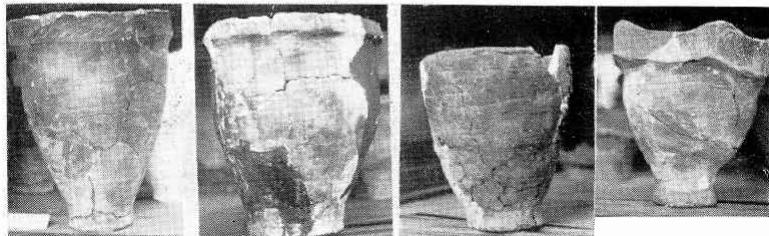


1

2

3

4

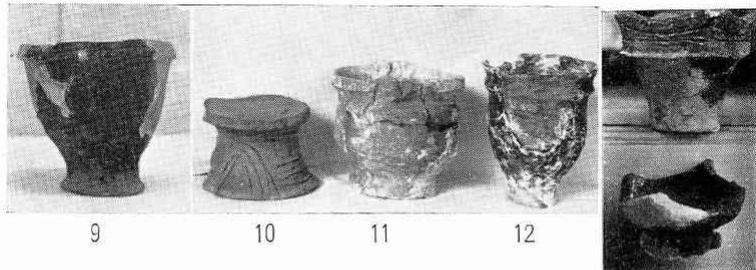


5

6

7

8



9

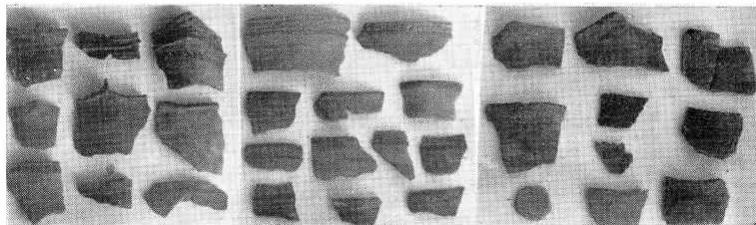
10

11

12

13

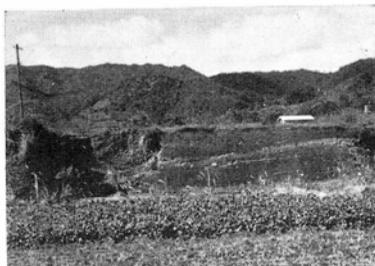
14



市來式土器破片(1)

全 左 (2)

指宿式土器破片  
 (左下内板)



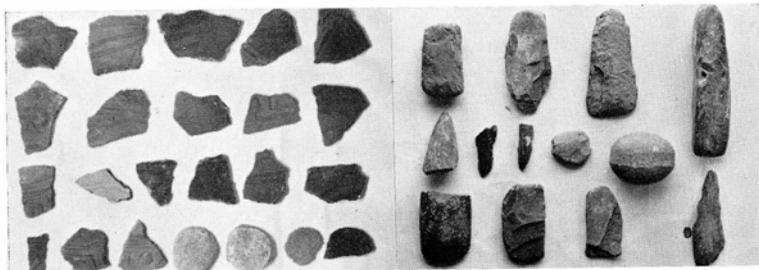
平川遺跡（断面図）



平川遺跡の全景



平川遺跡出土土器破片（指宿式土器）と石器



平川遺跡出土土器破片（指宿式土器片）  
右下四ヶは円枚土器

平川附近出土の石器（中央段の右2  
コは石錘）

谷山市内各地の出土石器



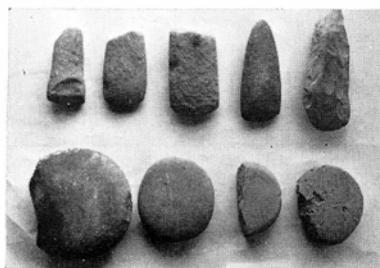
左、たたき石 右方 打製石器

磨製石器（石斧）

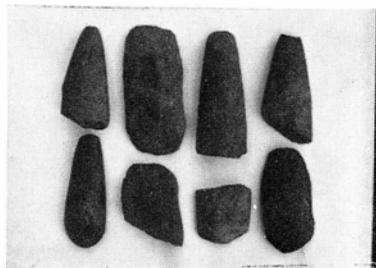


小形の石器（右方上はのみ状、右下二ヶは須々原出土）

厚味のある石斧と右上方特殊石器（鋸形石器と軽石製）



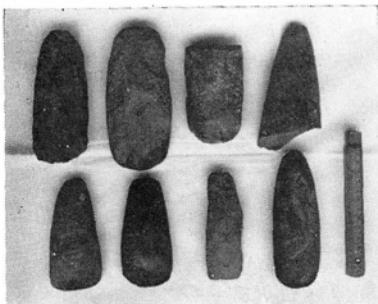
慈眼寺、彼岸田附近出土石器（蔵之下氏蔵）



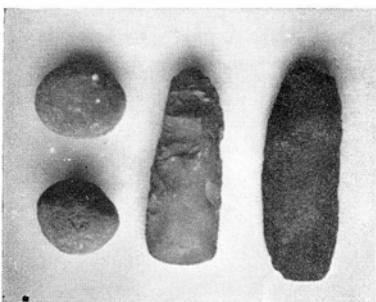
大脇原附近出土の石器（大脇氏蔵）



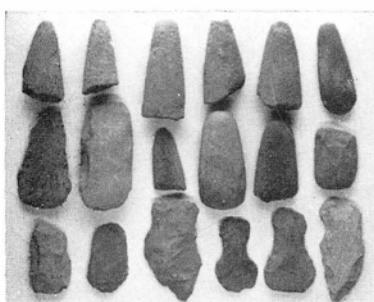
錫山地区出土石器 1 (錫山小学校蔵)



錫山地区出土石器 2 (錫山小学校蔵)



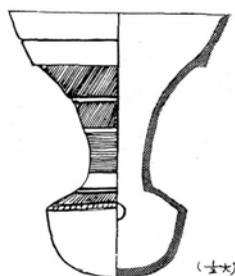
錫山地区鬼燈ヶ谷上場出土石器 (今村  
キツノカタ  
栄蔵氏蔵)



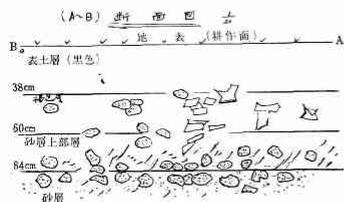
谷山地域出土石器類  
(大脇氏蔵)



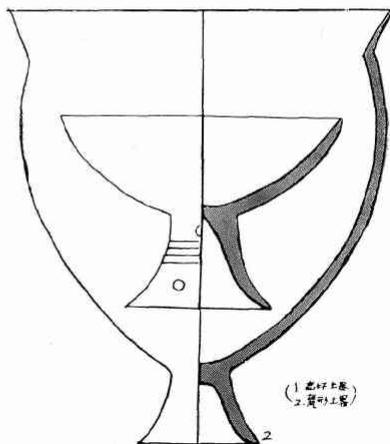
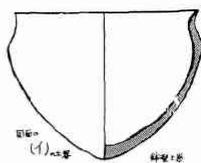
祝部土器 (谷山出土と伝えられる)  
(有山長太郎氏蔵)



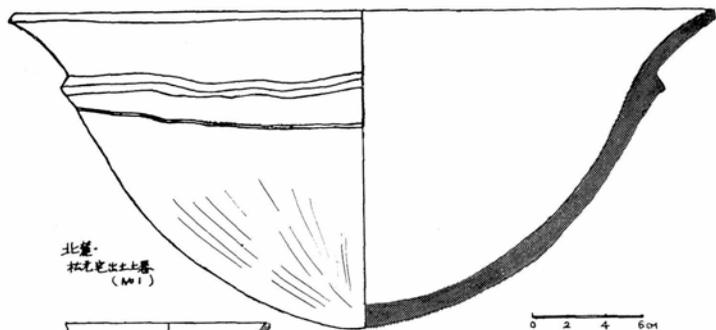
祝部土器 (谷山出土と伝えら  
れる) (和田妙行寺蔵)



茶師堂遺跡遺物出土状況

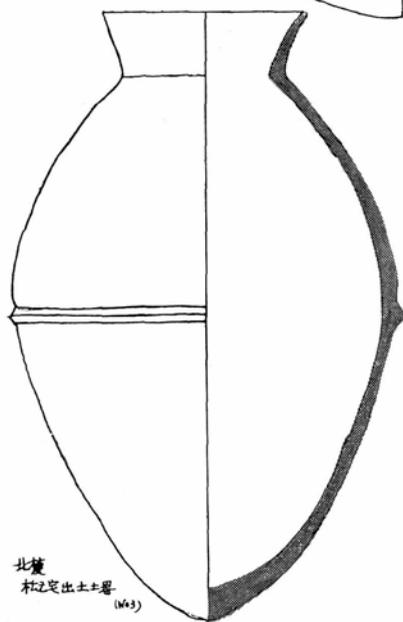


北土  
谷山地区的弥生式土器

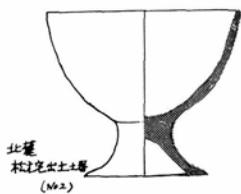


北土  
板尾地区出土土器  
(No.1)

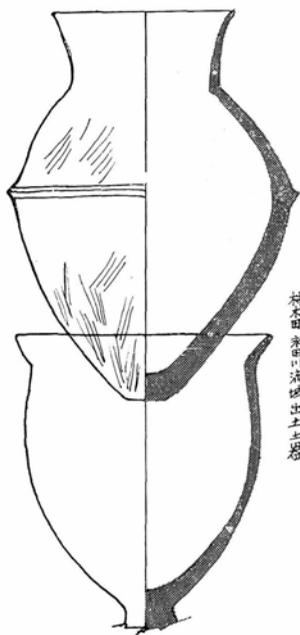
0 2 4 6cm



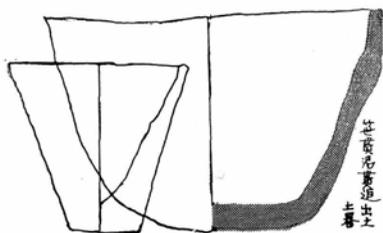
北土  
板尾地区出土土器  
(No.3)



北土  
板尾地区出土土器  
(No.2)

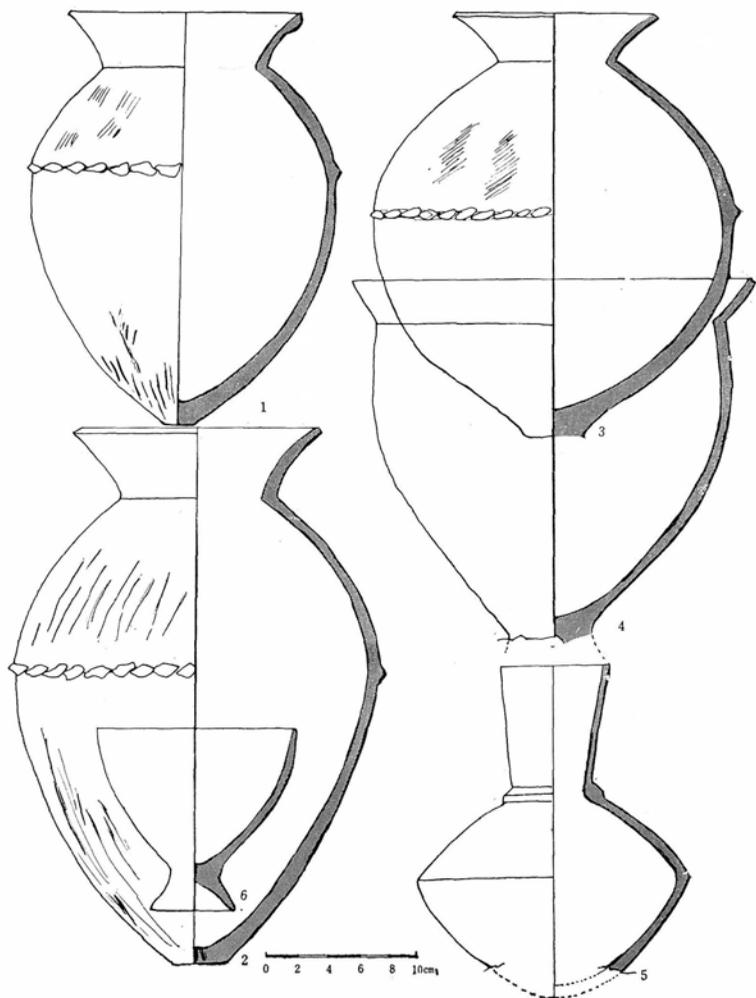


持木田米田川流域出土土器



北土  
板尾地区出土土器

北麓・平田病院敷地内出土弥生式土器 (1-3 壺形土器 4 甕形土器 5 比類壺形土器 6 鉢形土器)





寺院地

番号	遺跡名	所在地	地形	編年 (土器)	遺物	調査者又は発見者	保管場所と文献
1	皇徳寺址	谷山市山田町皇徳寺	小台地	中世鎌倉末期 南北朝	仁王像・僧侶(俄山) 石塔・石幢	谷山郷土史 編さん委員会	薩藩旧記録雑録
2	帝釈寺	中村滝之下	台地下	南北朝	五輪塔 墓塔類	〃	皇徳寺末寺とあり
3	皇立寺址	谷山市上福元町見寄	台地下		伝承 礎石ありしも不明	〃	皇徳寺の前身
4	清泉寺址	下福元町草野部落		鎌倉期	磨崖仏・石塔・五輪磨崖 建長三年の銘あり 板碑・碑文などあり	〃	建長三年の銘あり
5	慈眼寺址	慈眼寺址	段河 溪谷 岸丘		磨崖五輪塔あり	〃	
6	見寄板碑	谷山市見寄	台地下	南北朝 の期か	四基(安山岩2基)梵区あり (軽石2基)	齊藤彦松	

9	塔 万田ケ宇都磨崖	谷山市万田ケ宇都墓地公 園入口崖石			室町?・五輪塔線刻?	河野治雄 齊藤彦松	
8	見寄磨崖種子			種字 	"		
7	見寄板碑	谷山市見寄		一基・小祠中にあり 石祠に年弓氏名あり 伝谷山隆信墓	"		
							墓 等 の 種 子

## 第二章 古代社会

### 第一節 古代社会のあらまし

大化の改新<sup>註1</sup>が行なわれた翌年、大化二（六四六年）に朝廷は「薄葬令」を出して一般の人びとはもとより下位の役人の墓はその墳丘を造ることを禁止され、上級の官人や王以上のものに対してもその墳墓の規模に対して一定の制限を加えている。またこの七世紀のころの持統天皇や、文武天皇、或は八世紀の元正天皇等の葬法が仏教信仰にもとづ

いて「火葬」されたことが日本書紀や、続日本紀の中に見られるようになってくる。<sup>註2</sup>

こうした社会の中でいわゆる古墳を中心にした古墳時代といわれる社会は終をつげるのであって、それは四世紀のころから七世紀の終りごろまでおよそ四〇〇年程続いたと考えられている。古墳をその権威をあらわす一つの姿として多くの豪族たちが各地に根拠地をもって勢力を競いあい、やがてその中から大和地域を中心として国家の形成に努力をつづけて行くがそれは四世紀の末から五世紀にかけてである。朝鮮半島と旧満州の境に建っている高句麗こうくり、百濟ひやくせい王の碑文には遠く朝鮮半島にまで進出していたことがしるされ、中国の宋書倭国伝には五人の倭王がたびたび中国に使用をおくった記事をのせ、その中の武王（雄略天皇とされ、武は雄略天皇の諱大泊瀬稚武の武をとったものといわれる）のごときは宋の順帝に文書をおくって（四七八年）その中で「蝦夷」や「熊襲」を討ち、朝鮮にまでわたって争ったことなどを報じてその信任得ようとしていることをのせている。このような大きな勢力をもった大和の政権は、別、臣、連、君（公）首、直、等おみの姓をもったものによつて政治や社会が動かされていたことが知られている。また地方では、私領や部民を有した豪族たちおみに姓を与え、国造くにのまねや、県主あがたしに任命してその支配組織の中に組入れていった。これが民姓制度である。また、このころの社会や経済生産、或は文化の発展に大きく貢献したものに、弓月君や、王仁、阿知使主などの多くの帰化人があったことも「日本書紀」の伝えるところである。しかしこのような社会もまた十分にその政治的統一がなされていたのではなく、中央でも、地方でも、豪族集団の争いはたえることがなかった。そのようなことが遂に六世紀にいたつて朝鮮に設置されていた任那日本府註6の滅亡をきたし、それを境にして朝廷をして国内統一へその重点をむかわしめるにいたるようになったのである。聖徳太子は仏教の精神や、儒教の精神をもと

にして十七条憲法等をつくり古代日本の国家建設に努力をしその基礎をつくつたが、その精神は七世紀半ば大化の改新によつて確立したといつてよい。中国大陸の唐の文物制度を学んで律令制による政治、経済、社会体制が成立し、それ以後この律令体制の上に奈良時代、平安時代と日本の古代社会は発展を続けるのである。

律令制社会は大化改新の時明らかになされた詔みことのりによつて示されている。従来みこころの豪族を中心とした氏族制度は打破されて土地人民の私有を禁じ、都を定め、地方には新たに国郡里の制をした。国には国司を任命し、郡には従来みこころの国造の中からすぐれたものを選んで郡司に任命することをきめている。その他軍事、交通の制や、戸籍、計帳、土地、税制などの諸制度がきめられたのである。

## 第二節 古代の薩摩

このような中でそのころの薩摩半島はどのようにあつたかは明らかでない。大化改新以前には薩摩大隅の国は見ず日向国に属していたらしくまた国造くにのみやつこが設置されていた時代には、「古事記」、「日本書紀」や「新撰姓氏録しんせんしよひやく」等には「隼人はやびと」の記事が見られ、大隅、阿多、日向、薩摩隼人等の名が見え、大和朝廷の支配下にあつてしばしば関係をもつていたことが示されているだけである。また「先代旧事本紀」中の国造本紀には、日向国造、大隅国造、薩摩国造等の記事も見えるがこの真偽の程は断定出来ない。ただ大隅国造は仁徳天皇の代に国造を賜つたとあるがこの大隅の地には現在多くの古墳が残されており、この古墳の年代は明らかでないが、この大隅国造の関係があるように考えられるの

註4  
 である。またこの他には続日本書紀などの八世紀ごろの史料に出てくる隼人といはれる豪族には、大隅直、大隅直、  
 岐直、加志君、佐須岐君、曾君、阿多君、薩摩君、前君、加志公等があげられる。このうち薩摩君は阿多君の後裔  
 と考えられている。この他、隼人と区別して考えられているものに、衣君、肝衢難波、肥君、朝戸君、加土岐県  
 主等が見えている。このうち阿多氏、大隅氏は尊貴なる家系を  
 伝え、古事記等の伝承によれば阿多氏の一族が万之瀬川に沿う  
 て鹿児島湾に出で、更に始良地方に移って大隅直の一族となつ  
 たとさえ考えられている。



(県史による)

谷山上福元の松ヶ原にある柏原神社は神武天皇を祭神とする  
 がその由緒伝承の中に、神武天皇が日向の地におられた時、城  
 田の地は帝の媛の里であるとして度々行幸されその際、現在の  
 社地にしばしばとどまられたと伝えられているが、このことは  
 前に述べた古事記の中にみえる阿多の小埼君の妹阿比良比売の  
 伝承と全く同じものではないだろうか。

大化改新後、国郡制定の頃は未だに薩隅の地は日向の国に属  
 していたが七〇二年(大宝二年)の薩摩多祿の隼人の反乱をき  
 っかけとして戸籍法がしかれ役人がおかれるようになり、また国内要害の地には柵をたて戊兵をおくようになってい

註<sup>5</sup>。続いて七〇九年（和銅二年）には「薩摩多禰両国司云々」と見え、翌年十月には「薩摩隼人郡司以下一百八十八人」の入朝の記事が見えるからおそらく薩摩国が日向国から分離して創置されたのは多禰国と共に和銅二年前後であったと見てよいであろう。これにたいして大隅国が日向から分離したのは明らかに七一三年（和銅六年）である。分離創置された薩摩国は律書残篇によるに「薩摩国郡十三、郷二五里六十、去京行程十二日」となっているが「倭名抄」では「十三郡にして三十五郷」とある。大隅国は初め四郡であったのを後に四郡を加えて八郡となし、三十五郷をおさめている。このころ薩摩国の中心はかつての吾田の地域よりも北の方にあつたらしく、その国衙は高城郡（今の川内市）の地に置かれ、大隅国の国衙は今の国分市の府中に置かれたであろうと思う。

そして大隅、薩摩両国と多禰国はいずれも大宰府の管轄下にあつて中国であり、令の規定では、守一人、掾一人、目一人、史生三人、国博士、医師各一人が配されており、国司は国衙一切の吏務を統轄し、薩摩大隅の国司は防衛や異民族の帰化のことにもたずさわっている。またその他に郡司が任命され終身職であり、その各郡衙にあつて政務を分掌した。農民の撫養、郡下の検察、裁判訴訟などをその任務とする故に直接農民と接する重大な関係をもつていたので地方の古くからの有力者を任用した。したがって管下の人民とは利害を共にし親密な関係をもつていた。しかし大隅、薩摩は、僻遠の地であつたために必ずしも他の国と同じように政令が行なわれたのではなかつたらしい。例えば班田の如きも天平二年（七三〇年）まで行なわれず各自の私有にゆだねられていたことなどは人口が少なく土地の開拓が行なわれず人民に墾田を奨励するためと述べているが、そればかりでなく中央から遠く離れているために兵乱相つぎ、風水害や火山噴火に悩まされて、農民の生活が極度に疲弊していたためであろう。班田はその後平安時代、

延暦十九年（八〇〇年）にはじめて薩・隅両国ともに墾田を収めて行なわれている。いずれにせよ律令体制は薩・隅においては辺遠の地なるが故に前代とかわらない政治が行なわれることが多かったのではないだろうか<sup>註6</sup>

## 第三節 谷山郡の設置

このような状況の中で、そのころの谷山はどうなっていたのであろうか。今、くわしくそれを知る史料を欠いているため明らかにすることが出来ないが、大化改新後日向国に属していた薩摩国は八世紀の初め日向国から分離創置されているところから、あるいはそれ以前に郡、郷の設定はあったにちがいないが、日本書紀以下の六国史<sup>註7</sup>にはその郡名は見当らず、谷山に関する郡郷名は延喜式民部の条において始めて見ることができるようである。

「延喜式」民部省の条に

薩摩国中管出水<sup>イズミ</sup> 高城<sup>タカキ</sup> 薩摩<sup>サツマ</sup> 甌嶋<sup>オウシマ</sup> 日置<sup>ヒツキ</sup> 伊作<sup>イサク</sup> 阿多<sup>アタ</sup> 河辺<sup>カワノヘ</sup> 穎娃<sup>エイ</sup> 揖宿<sup>イフスキ</sup> 給黎<sup>キヒレ</sup> 谿山<sup>タニヤマ</sup> 鹿児島

の十三郡中に「谿山」とのせるのがそれである。

「和名抄」に

薩摩国十三郡  
田 四千八百余町

正公各 八万五千束

本類 二十四万二千五百束

雑類 七万二千五百束

出水、高城、薩摩、甌島、伊作、阿多、河辺、頰娃、揖宿、給黎、谿山、鹿児島とあり、また同じ「和名抄」では「谿山」を「多仁也末」（たにやま）と読ませ、その郡内に「久佐郷」谷上郷（但し高山寺本では谷山とある）の二郷をおさめている。拾芥抄でも倭名抄と同じ郡名と読みを行っている。「谷山」という文字については延喜式、倭名抄、拾芥抄では「谿山」という文字をつかっているが、中世以後のになるとその文字の使い方はいろいろである。東鑑や諸国古写図、寛知集、元禄天保国高比較帳郡名考などの諸書をはじめ古文書には「谿山」とか「溪山」などの文字を使っている。明治以後になって、地誌提要では「谷山」とあり、郡区編制では「谿山」を使っている。

以上のことから考えると、谷山郡の設置は、八世紀の初め薩摩国の設置と前後したころではなかったろうかと思はれる。その領域は今の谷山市全域を含んでいると考えているが、古代においては和名抄に見るように、久佐郷と谷山郷の二郷を含んでいる。この二郷が今のどの地域をさすのか明らかでないが、「大日本地名辞書」によると和名抄に示す谷上郷は高山寺本には谷山と見えるから谷山郷の誤りであろうと<sup>註7</sup>その地域は今の谷山の北部、上福元、中村、五ヶ別府などの地域であり、久佐郷は今その地域は明らかでないが、下福元、平川などにあたり、七ヶ島の辺にクスワ埼があるが久佐埼の訛りであろうと述べている。しかし当時の地域は今の鹿児島市の南部、宇宿などの一部にも及んでいたようである。鎌倉時代の建久図田帳には伊作知佐十八町、谷山郡内と見える。今の谷山市街の南部、和田名に伊佐知佐神社があるが、伊佐知佐は地名であって十八町はこの社田である。今はこの伊佐知佐なる地名は残っていない

いが、神社は少し位置を移して残っている。昔時の久佐郷の内に入るのであるうか。また山田文書の中の文永九年分とある谷山郡内神田並寺田注文の文書に註よれば、カシハ原、すみよし、見依如見（見寄の妙見と考えられる）、大浦田後迫、黒丸、うすく（宇宿のことか）、薬師堂など、その他今日ではどの地名にあたるのか明らかでない地名などまで多く見えているが、その大部分が現在の谷山の上福元、山田、中村、五ヶ別府にあたるものであることから考えて昔時の谷山郡は之等の地域であったことは間違いないであろう。唯久佐郷については前述したところであるが、県史第一巻にも下福元に久須和埼がある故にその付近かとあるが、之を証する史料は残されていない。久須和埼は神社考には久津輪崎とするされ伊佐智佐神社祭祀の場でもあったようである。同じ神社考の中に見える天文五年の坪付などの目録の写しには谷山郡之和田名と見えるが「久佐郷」に類似の地名は見られない。唯この伊佐智佐神社の南の方に草野宮田というところがあつて末社の草野宮大明神を祭るといふ。

これらのことから久佐郷がどの辺であつたのか、今もつて明らかでない。然もいつの頃久佐郷の名がなくなつたかも不明である。なお鎌倉時代の末頃、谷山郡の地頭職を得た山田氏の三代宗久、四代忠能父子と谷山郡司だつた谷山氏との間に激しい所領争いがおこつたことはあまりにも有名であるが、それは谷山郡のうちの北部にあたる山田村と上別府村（今の五カ別府附近かと思う）の支配についてであつた。

その後、谷山郡は明治二十八年に新郡区編成の時、北大隅郡とともに鹿児島郡に合併し廃止されてしまつたのである。

次に「谿山」たにやまの由来についてはこれを知る何んの史料も残されていなくて不明であるが、柏原神社由緒に

「神武天皇、宮崎ノ地ニ都サレ天下ヲ御治メシ時当社地ハ、夫レ吾田地ハ帝ノ媛ミ出マセル里ニシテ帝ハ屢々茲ニ幸

シ玉ヒ、其ノ来往毎ニ舟ヨリ駐マリマセル処ヲ谿ノ山ト称ヘ其ノ躰ニ承安交ニ庄之司太掛ヲ草創シテ檀原ノ宮ト号ストゾ聞キ侍ルニコソ甚モ畏キ神躰ナリ」とあることから「谿山」という名称がつけられたと云い伝えるが、真偽の程は明らかでない。

## 第四節 社寺と社寺領

薩摩、大隅の地は早くから神社の尊敬がなされていたことが知られている。延喜式には薩摩に牧聞神社、加紫久利神社、大隅では、鹿児島神社、大穴持神社、宮浦神社、韓国宇豆岑神社、益救神社などである。このうち神階の最も高いものは牧聞神社であり、三州中唯一の大社は鹿児島神社である。鹿児島神社は正八幡宮とも称せられていた。神社や寺院には当時多くの神社領や寺領があつた。社領の最大のもは正八幡宮領で大隅だけでも一、二九六町三段におよんでいる。この他に新田宮などには府領なるものがあるが、これは大宰府領の意で薩摩国内の五社がこれに属していた。新田八幡宮領、中島宮領、開聞社領、伊佐知佐社領、郡本社領で合計七十八町二段が府領であつた。このうち伊佐知佐社領は谷山郡に十八町あつたが、伊佐知佐は谷山郡福本村、今の和田にあつて六所権現と云い、熊野本宮神宮を合祀している。このように伊佐知佐社は早くから谷山の地の中心であつたように思われる。また谷山の地は国分寺との関係においても早くあらわれてきている。国分寺は国分尼寺とともに天平十三年聖武天皇の勅によつて全国に建てられたものである。薩摩国分寺は今の川内市大小路附近に、大隅の国分寺は今の国分市向花の地にあつたと

考えられる。国分寺文書弘安七年十一月の「天満宮国分寺恒例不退御神事次第」によると、正月一日以来の天満宮ならびに十七社御供の事を載せ正月十四日の「吉祥御願次第」の第一条に高城郡、薩摩郡、入来院、祁答院、牛屎院、山門院、莫称院、伊集院、鹿兒島郡、谷山郡、加世田別府から飯、餅、炭、古油、懸餅、松、壁一間仏供などを奉り毎月八日ごとに尼寺薬師講を行う事を載せている。また二月十六日には「泰平寺御霊会御祭ならびに十七社御供」があつて右の各地の外給黎郡、指宿郡、日置南郷、知覧院などからも霊供米、騎兵、競馬、相撲などを奉納し、鹿兒島郡、谷山郡からは特に鼓打、笛吹、拍子打、殖女、苗引、高足などの奉仕があり、五月五日の五月会神事には、これらの郡院から、粽、酒、競馬、流鏑馬<sup>やがきめ</sup>などを奉り鹿兒島、谷山両郡からは殖女、鼓打、笛吹、苗引、拍子打が奉仕していることが知られている。<sup>註10</sup>このように谷山郡は早くから国分寺や泰平寺の諸行事に対して奉仕しているのであつて、特に殖女以下の特殊なる技能者を要請されていることは注目されなければならない。

## 第五章 国政の衰退と荘園の発達

<sup>ならのみや</sup>平城京を唐の長安の都をまねて造営して以来、律令制社会は次第に成長し、咲く花の匂うが如くにさかえたのであるが、その繁栄は畿内のそれも都を中心とした一部の貴族の人びとのものでしかなかった。その繁栄を与えた多くの農民たちの生活は山上憶良が大宰府の役人であつたころ作つたといわれ、万葉集の中にのせられている貧窮問答歌によつてもその姿を知ることが出来るし、八世紀の頃、孝謙記には諸国の国司たちの悪政によつて百姓がようやく勞す

といふその結果は「無知の百姓は争うてみな貸食しその徴収に属りては償うべきもなく、ついには家を売り田を売りして他郷に浮逃」することになったのである。まして地方のへき遠の地にあつてはなおさらのことであつたらうと考えられる。このような社会の混乱が律令制度の矛盾によることや、貴族あるいは、国司らの収奪にあつたことは勿論であるが、天災、疫病、人口の増加などによることもその一つであつた。薩隅の地もまた僻遠の地たるだけでなく積年の天災地変が多く、農民をして貧困ならしめていることをしるのである。

記録によれば八世紀の頃即ち

天平十四年（八四二年）十一月 大隅国大いに震動す。

天平宝字八年（七六四年）十二月 大隅、薩摩両国に畑雲晦冥奔電去来して海に三島を化成し民家六十二戸、人、

八十余人埋没す

天平神護二年（七六六年）六月 日・隅・薩三国大風によつて桑麻を損じ尽す

等とあり、また九世紀に入つては

弘仁三年（八〇八年）六月 薩摩国いなこの害によりて損害を受け

弘仁一〇年（八一九年）十一月には再び薩摩国に蝗害により田租を免す

とあり更に承和三年（八三六年）や、同じく一〇年には飢饉が発生しているなど数えきれない程である。従つて薩隅の地は八世紀においてすら「大隅・薩摩両国の百姓未だ班田せず、旧に随つて悉く墾田を許す」とあり、班田を強行すれば人民が騒ぎたてるだろうという程であつたのはやはりこのような社会的原因もあつたと考えてよくはないだらう

うか。班田制は律令制社会の重要な中心をなしていた。従つてこの制度がうまく運営されず、崩壊、廢絶することは律令制社会そのものの衰退を意味するものであった。その原因は、人口の増加と土地の不足、班田手続の煩雜さや地方官の不正、貴族、寺社などの土地兼併、果ては農民の不正等、田令等の法令そのものの中にある矛盾をはじめ制度や人によることなどその原因は多いのである。<sup>註11</sup>まして貧富の差の甚だしい社会では班田制の実施は大變に困難なことであつた。こうして班田制崩壊のための対策がたてられなければならず、口分田不足を補うために開墾の奨励が急速になされたのである。養老六年（七二二年）には良田百万町歩の開墾計画がだされ、翌年には遂に土地私有制即ち莊園成立の基礎となるべき三世一身法が出され、更に天平十五年（七四二年）には墾田の永世私有を許可することとなつて、遂に公田制が崩れ、土地の私有地が公認されるにいたつて莊園の發達を促すことになつた。

こうして發達した莊園の系統は、空閑地の開墾田、私有化した口分田、その他買得、寄進、讓与などに分けられ、之等が大部分であるといわれている。殊に貴族や社寺の新立莊園の多くは地方豪族の寄進によるものであつた。その寄進の理由はいろいろあるが、結果的にはこれらの貴族や社寺の多くが不輸の権といわれる人や土地に対する免稅権や後には不入の権といわれる国家警察権の侵入を排除する権利をもつていたからである。寄進を受けた貴族や社社は本所とか領家とか呼ばれた。莊園は実際には寄進した者が耕作権や、使用権をもつたり、時には本所や領家に代つて之を管理する者にもなつた。そしてそれらのものは莊官とよばれて之を運営する権利や収入を享有することやその他の多くの権利を持つていた。この様な権利を職と稱した。名主職、作職、下司職、地頭職などその例である。莊園はまた武士の發生源でもあつたが、それらのあるものが結局私的な武士の手に移つた時について封建制の發展が見られる

にいたるのである。<sup>註12</sup>このよう歴史的、社会的背景のなかで、島津の荘は成立をして行ったのである。島津の荘の起源は平安時代の万寿年中（十一世紀前半）に当時大宰府の大監平季基<sup>すえもと</sup>がその弟平判官良宗と共に日回国諸県郡島津の地に来て無主の地を開発して、宇治関白といわれた藤原頼通に寄進したものである。季基は桓武平氏と推定され、頼通の妹後一条天皇の中宮威子およびその子後冷泉天皇の中宮章子に仕えた出羽弁<sup>でわのべん</sup>と近親であったのではないかといわれているから、この関係を利用して頼通に寄進して庇護を受けようとしたものであろうといわれる。島津の荘は建久田帳に「日向島津庄中一円庄」として、三保院<sup>みまほ</sup>、島津院、北郷、中郷、南中郷等があげられているから、これが島津の本荘であろう。今の宮崎県の都城付近と思われる。島津の荘は初め「一円庄二千二百十町」とあるがその後、次第に拡大し、薩・隅・日の凶田帳を合計すると本荘が三、四一五町、寄郡<sup>よせごほり</sup>は四、九一九町ぐらいになってゆくが、このように拡大されてゆく原因は寄郡にある。<sup>註13</sup>寄郡とは弘安七年（一二八四年）の関東下地状に「島津庄三個の内本庄と云、寄郡と云、私領と云う、所務は各別である。本庄は領家一円の地であるが、寄郡は半不輸である」と見えるように寄郡は租を半ば輸する土地で荘園と国衙<sup>こくが</sup>とに両属していたものである。文治三年（一一八七年）平重澄の寄進状に源氏の世となつてきわめて不利となつたから一円の御荘に寄進して、それによって国家の官吏として、また荘官として下地の支配権を握ろうとし許可されたことを知るのである。このような傾向は文治以前に多く、平家の全盛期においては寄郡がさらに増加したであろうと考えられる。当時薩・隅にあった諸豪族は、郡司、院司、弁済使などとして各院郷に勢力をはり、寄郡にしても荘園化したものが多かったにちがいない。こうした在庁官人の半私有的な土地が一円の荘に吸収され、あるいは公田の寄郡化が進むにつれて広大な「島津荘」の成立を来たしたのであるが、薩隅の地に

は之に対して「正八幡宮の荘」が存在していたのである。

かくて古代末期から中世の封建社会への過期にあつて島津荘を中心とする複雑な豪族渡の割拠は次の時代にいたつて守護、地頭との対立抗争をあらわしていくのである。

註1 大化の改新というのは西暦六四五年に中大兄皇子中臣鎌足

等を中心に蘇我氏を滅して始まつた政治の改革で政治の改

革は唐から帰つて来ていた高向玄理僧日文等の留學生や、

留學生によつて唐の制度をまねて行なわれたものである。

2 近藤義郎「古墳とはなにか」日本の考古学IV古墳時代上

3 県史第一巻

4 県史第一巻

5 県史第一巻、続日本紀卷二文武天皇大宝二年の条

6 郡山良光「薩隅における律令体制」鹿児島史学13号

7 六国史とは日本書紀、続日本紀、日本後記、続日本後記文

徳実録、三代実録の六つの国史をいう

8 県史第一巻一六八頁では「谷山上郷」であろうとする

9 五味克夫、郡山良光「山田文書」一三による

10 県史第一巻

11 今宮新「上代の土地制度」

12 朝河貫一「入来文書」

本田親虎「入来町誌」上巻

13 県史第一巻

鹿児島県高校歴史部会編「鹿児島島の歴史」

## 第三章 中世

### 第一節 中世のあらまし

律令体制の動揺、藤原摂関政治の腐敗、さらには地方国司の悪政等によつて国政が乱れ、その間げきをついて荘園

を基盤として成長した武士たちが古代国家に抵抗しながら次第に社会の中で実力を示し、実権をもちはじめようになつてくるのは一〇世紀半ごろであった。承平、天慶年間における平将門、藤原純友の乱において律令国家はすでに之を制することができず、おりから発展してきた武士たちの力をかりなければならなかったことは律令国家の末路を示すものであった。莊園を地盤に勢力上げた武士たちは勿論、莊園以外の国衙領に於ても郡司層などの土豪が武力をたくわえ武士化し、更に家子いみのこ、郎党を結集して武士集団をつくり十一世紀の戦乱をたくみに利しながら政治的権力を強化してゆくのである。その代表が平氏と源氏であった。そして十二世紀半ばにおこった保元、平治の乱を基礎に政権を得た平清盛一門は京都六波羅にその政権の基盤をおくが永続せずその勢力は文治元年、壇ノ浦に春の夜の夢と消え去り、かわつて源頼朝が政権を掌握し、鎌倉幕府を開き武家政治をはじめたのである。しかし幕府の内紛はあとを絶たず源氏は三代にして倒れ、北条氏にその実権は移るのである。未だ、わずかにその余命を保っていた院政註1の勢力も、承久の乱によつて滅亡し、ここに執権政治と地頭勢力の伸張による鎌倉幕府体制の完成をみるのであるが、これはまた封建社会の成立でもあった。鎌倉幕府の基礎は、守護職しよ、地頭職しよ註3、関東御領、関東御分国などの所領、所職しよの支配権とならんで御家人制度の上におかれていたといわれる。御家人制度というのは鎌倉殿と御家人との間にたてられた主従制に外ならず、御家人とは沙汰未練書に示す「往者以来の開発領主であつて、鎌倉殿に対してその家人たることを誓い、鎌倉殿からこれの確認の証たる下文くだしがみを受け、公事番役を勤めた侍」であつた。註4文永十一年（一二七四年）と弘安四年（一二八一年）の蒙古軍の来襲は幕府にとつて大きな打撃であつたばかりでなく全国の武士たちに経済的な大きな打撃を与えたものであつた。それだけでなく一四世紀に入ると在地領主層の莊園に対する非法の激化、

執権政治の専制化、さらに悪党の蜂起など悪循環をくりかえしながら鎌倉政権は破局に向っていた。この時期、後醍醐天皇を中心とする反幕府勢力の結集が行なわれ、建武の新政が成立していくが、その目標が復古的律令国家であったためそこに存在する矛盾と在地領主層の領主体制や、悪党的な小領主層の期待したものと相いれず、僅か三年足らずで終わったのである。それはまた南北朝時代の長期にわたる戦乱となった理由ともなった。<sup>註5</sup>南北朝の争いは足利尊氏が建武の新政に叛旗をひるがえしたことによつてはじまる。北朝を成立させた尊氏は従来の惣領制的な秩序<sup>註6</sup>を利用しつつ足利一族を中心に室町幕府を成立させたが、尊氏の弟直義と尊氏の執事高師直の対立に見られるように幕府内部の動揺と分裂をきたしさまざまな矛盾や対立ともからみあつてその基礎が弱く不安定であつた。しかも諸国にある守護たちはその権限を利用して国衛や荘園内に勢力をのばして領国制を展開して大名化していったためその統一は容易ではなかつた。加えて残存する南朝の勢力は各地で抵抗を試み、九州に於ては菊池一族を中心に懷良親王を奉じて反幕軍を組織し勢力を恢復しつつあつたし、島津、大友、少弐などの諸豪族そのものが容易にその支配下に入ろうとしなかつたためでもある。このころは薩・隅・日三国においても島津氏に対して、肝付氏をはじめ、旧郡司、院司系の多くの諸豪族が南朝に与しながら活動していたのである。こうした戦乱の中に明德三年（南朝元中九年＝一三九二年）南北両朝は合体し室町幕府の統一は完成したが決して強いものではなかつた。その勢力は次第に守護にうつりつあつた。この戦乱を通じて律令体制以来の朝廷権力は完全に消滅し、荘園体制が没落してしまうのであるが、この荘園体制の没落は既に鎌倉から室町を通じて武士たちによつて所領の侵奪ということで行なわれるのである。それは新儀非法としてしばしば訴えられたが大抵は、和与<sup>わよ</sup>といつて本所、領家等の古代権力をもつたものの後退で解決されてゆ

く。それには下地中分したげちゆうぶんといって所領の権利を分割する方法と、請所の制うけじこといって武家が本部、領家の所領の年貢を請負ったかたちで支配権を確立する方法とがあった。前者には更に中分法と半済法せいがあり、後者には地頭請註8と守護請註9とがあった。こうして室町時代の末には各地に守護大名が生れ、室町政権を支える柱となるが、彼等は互にその勢力伸張をめぐって対立をつづけ、遂には応仁文明の大乱にまで発展し、之を境にして室町幕府の歴史的意義は失われ、消滅してゆくのである。やがて下剋上げくしやう、群雄割拠という政治過程の中で守護代以下の在地領地領主層が次第に成長し戦国大名となって強大化してゆき、然もこれら戦国大名は絶え間ない争乱をくりかえし変動交替を続けていくが、独り薩・隅・日の地においては平安末以来この地に根をおろした島津氏があらゆる困難と障害をのりこえ、守護大名から戦国大名へ、そして藩政時代の大大名として生きのび発展していったのである。日本史上戦国争乱をのりこえて生きのびた唯一人の大名であったといえよう。

註1 院政いんせいというのは白河天皇によりはじめられた太上天皇による政務決裁をいう。院政のはじめられたのは応徳三年（一〇八六年）で、その理由は摂関政治を抑えようとしたという説や輔仁親王の勢力を牽制しようとする説などいろいろある。

○林屋辰三郎「院政」日本歴史大辞典 ○林屋辰三郎「院政」日本文化史大系

2 執権政治というのは源頼朝の死後北条氏が鎌倉幕府の中で侍所と、政所の職を合せて幕政を統轄した、それをいう。

北条義時の時に樹立した。安田元久「執権政治」日本歴史辞典

3 職には二つの意味がある。一つは「つかさ」という国語にあたるもので今日の官職くわんしやくというのはこれで一つの職務職掌をあらわすのに用いる。律令の官制では中官職、京職などという。今一つは中世古文書に散見する公文職、守護職、地頭職、郷司職、作人職などはその趣がちがっており、それは職務を示すと共にそれに附随する何らかの権利を意味するものである。中世の場合古文書に見えるものについて

は權益を示したものと考えた方がよい。地頭職とは地頭のもっている権限で下地管理権・警察権・徴税権三つであり他に反別五升の兵糧米を年貢、官物のうちから取得した。

守護職とは管国の御家人を率いて皇居の警固に勤務させた(大番催促)・謀反人・殺害人を自由に処断しうる権利(検断権)である。

4 五味克夫「薩摩の御家人について」鹿大史学

新田英治「御家人制度」日本歴史講座東大出版会

5 島田次郎「建武の政変」日本歴史講座 〃

6 惣領制とは主として鎌倉時代における領主階級の社会的結合形態である。平安末期から見られ武士団内部で先祖伝来の所領が分割されているのを惣領、庶子等はそれぞれ家子郎党を擁して所領の経営にあたりまたそれを拠点にして農村支配を行った。このような組織制度で鎌倉幕府は之を土

台にして成立した。後惣領と庶子は対立した。松元新八郎「惣領制度」日本歴史の大辞典

7 半済はんせいは年貢の半分納入の意味で、室町幕府が南北朝戦の際その軍費をまかなうために荘園本所領の年貢を折半して武士に与えたものである。足利尊氏が観応三年に近江、尾張、美濃の三ヶ国についてその年一ヶ年だけの年貢を軍勢に預け守護に管理させたのが最初である。

8 地頭請とは地頭が荘園領主に対し一定額の年貢を請負う制度、地頭はその職権を利用して実力で年貢の押領を企てるしゅうけことが多かった。

9 守護請とは守護が荘園、国衙領の年貢を請負う制度、現実には守護側で契約を実行せずかえって守護に国内の荘園国衙領を支配され領主化される根拠を与えた。

## 第二節 薩摩の豪族と島津の入薩

このような中世の歴史的發展の中で、薩・隅・日の發展はどのようにあつたらうか。薩隅の地にあつてはきわめて複雑な性格をもっていた。殊に、大隅・薩摩両国の如きは長く班田は行なわれず墾田のみによつて耕作が続けられてゐることは前述したところであるが、延暦十九年に班田を行なおうとした時は逆に中央では班田制が崩かいする時期

であつたから現実にはどの程度にできたかは疑わしい。むしろ従来の墾田の状態であつたらう。平安末期、薩隅の地が全部荘園となつた理由がここにあるうし、早くから正八幡宮と島津庄の二大荘園の対立もまたここに原因があるうしと思われる。薩・隅の地はこのように、原始的、古代的な社会が重複し、中世的なものは中央から流れてくるものでしかなかく停滞的であつた。従つて中央から下向した国司や荘官、社寺人を在地土豪化させる条件をそなえていた。ここに定着した土豪等は律令国家の圧力がゆるみだすと互に抗争紛乱を続けその止まるところを知らない状態であつた。

まして薩・隅・日の地は平氏縁故の地である故、平氏の没落はこの混乱に拍車をかけた。故に薩・隅の歴史的發展は数世紀にわたつて「抗争の停滞」の中に封じこめられていった。この中世の薩隅の特色ある紛乱は薩隅の歴史をひもとく上で最も注目されなければならないものの一つである。<sup>註1</sup>

十二世紀末、平氏が壇浦に滅亡して後、頼朝は、平氏の多くの荘園を没収した。之を没官領という。また義経追捕の目的を基に設置した守護、地頭によつて全国統治への体制を組織化してゆくが、薩・隅の地においても千葉介常胤、鮫島宗家、島津忠久、あとに渋谷氏、二階堂氏、また大隅正八幡宮領地頭職をうけた掃部助入道寂忍しやくにんなどがある。<sup>註2</sup>

これらのものも下司職や惣地頭職をうけてもそれを遂行するのに多くの困難や抵抗があつたことは薩、隅、日の地には早くからこの地の開発にしたがつたものや、土着したと思われる豪族が多かつたからである。これらの、土着したと思われる豪族たちを建久凶田帳、入来院文書、榎寝文書、諸家の系図などによるとつぎのような名前がみえる。

平季基、伊作平次、長場氏、肝付氏、阿多氏をはじめ、在庁師高、種明家弘、道友などの郡司、名主を兼領した在庁官人や郷司註3などがいた。このうち関係のある二、三のものをあげると

**伊作平次** 薩摩の平姓なる川辺、穎娃、給黎、薩摩、別府、揖宿、知覧、阿多などの諸氏の祖となっている。諸氏の系図には「九州の総追捕使として薩隅日の三州および肥前国を領す」とある、肥前の伊佐氏と類似していることからいろいろと説がある。

**阿多氏** 阿多氏は平安末期平姓を称しているが伊作氏、河辺氏、別府氏などと同族の鎮西平民の流れをくんでいる。保延年中阿多郡司であった阿多平四郎忠景は後に薩摩守に補せられて頗る威を振ったが当地方の平氏の総領であったろうといわれる。応保二年の台明寺文書に阿多平権守忠景の名を載せ、<sup>註4</sup> 入来院文書の寿永二年伴信友の解文にも権門の莊園などを忠景の弟忠友が押領したことを載せている。吾妻鏡文治三年九月二十二日の条に

平家在世時薩摩国住人阿多平権守忠景依<sub>レ</sub>蒙<sub>ニ</sub>勅<sub>勘</sub>逐<sub>ニ</sub>電于彼島<sub>一</sub>之間為<sub>レ</sub>追<sub>ニ</sub>討之<sub>一</sub>遺<sub>ニ</sub>筑後守家貞<sub>一</sub>粧<sub>ニ</sub>軍船<sub>一</sub>雖<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>数度<sub>一</sub>終不<sub>レ</sub>凌<sub>ニ</sub>風波<sub>一</sub>空以令<sub>ニ</sub>帰洛<sub>一</sub>云々

とある。知覧町永里の谷山氏系図の中に

忠景 從五位下野権守 字阿多四郎 薩摩国押領使 久安六年庚午正月廿九日任下野国司、平治元年乙卯蒙追討  
宣旨疏黄嶋落畢

とあるものと同じ人物であろう。後に述べる阿多四郎宣澄は忠景の一族である。

このような平家の勢力が強かった薩隅の地に島津忠久が入薩したのは元暦二年（文治元年＝一一八五年）島津莊下司職に補任されたことによる。庄目代と押領使兼帯の内容をもったこの下司職は文治二年には地頭職と改められ頼朝の総地頭職が忠久に分与されている。<sup>註5</sup> さらに建久三年（一一九二年）には阿多四郎宣澄の所領であった谷山郡、伊作

郡、日置郡南郷、北郷などの地頭職が与えられ、建久八年（一一九七年）には、大隅、薩摩両国の総奉行人として守護としての任務を与えられているのである。しかし忠久の入薩が行なわれても薩隅の豪族たちの中にはそれにしたがわれないものがあり忠久の地頭職も不安定であったようである。忠久はまた建仁三年（一二〇三年）の比企能員の事件ひぎよしかずに関係ありとして隅・薩・日の守護職を一時奪われたが建保元年（一二二三年）には再び島津荘薩摩方の地頭職に任命されている。しかしこの時は薩摩のみで大隅、日向は除かれているが、大隅は建仁三年（一二〇三年）以後は名越なごえ時章が守護職に補せられ、文永九年（一二七二年）以後は千葉氏、さらに後に金沢時直と代っている。

注 島津忠久の生誕については一般には源朝の庶子といわれ母

は比企能員の妹丹後局であり母が惟宗これむねむねひろのり広言に嫁したためこ

こで養育されたため惟宗姓を名乗つたと伝えられている。

いろいろと説があるがはじめから惟宗氏と比企氏の間に生れたものであり、比企氏と頼朝の關係から重用された

ものであるとのべているものもある。（莊園史の研究―西岡

虎之助）忠久が生れたのは治承三年（一一七九年）で島津荘の下司職に任命されたのは七才の時であり、安貞元年（一

二二七年）鎌倉に没したのは年四十九の時であった。

註1 川越正則「鹿児島県史概説」

鹿児島県史第一卷

2 鹿児島県史第一卷

3 右同

4 薩藩旧記雑録前編卷之一

5 郡山良光「島津庄薩摩方の支配体系」鹿児島史学十一号

6 鹿児島県史第一卷

### 第三節 谷山の支配

#### 一 阿多氏と島津氏

谷山郡の設置がいつの頃であつたか明らかでないが、既に延喜式、倭名抄などに谷山郡の名が見えることから八世紀の頃には既に国衙の支配下にあつたと考えられる。薩藩旧記雑録などにのせる台明寺文書や、薩摩国因田帳などに国司や在庁官人の名を載せ各郡郷の郡司、名主みよしなどを兼領していることがみえるが、谷山郡についての記載のあるものは見当らない。谷山郡の支配について文書の上であらわれてくるのは薩藩旧記雑録卷一の権執印文書である。

歎明天皇御代時紀伊国新宮之竹内十郎行実汗将軍忠節を申上候仍御文を給候所領を被下候下三ヶ国鹿兒島之内武三十町谷山ニ福本五十五町同薩摩内四十町以上百二十五町を給候彼所領ニ八三年ニ一度御進物を送上可被申候



竹内兄弟四人

次郎ニ谷山殿

三郎ニ穎娃殿

四郎ニ伊作殿

女子方

保元<sup>歳次</sup>丙子<sup>次</sup>元年一一五六年八月二十二日

と見えるのが初見かと考えている。平安末期の竹内兄弟とは如何なる人物かは明らかでない。まして紀伊国新宮の内十郎の忠節がどのようなものであったかも不明である。ただ伊佐知佐神社の由緒に紀伊国熊野より瀬戸山竹之内両家にて熊野権現を勧請したとあるが関係があるかどうか、之もわかっていない。

次に、島津国史の建久三年壬子秋七月十二日の条に

幕府収<sup>ム</sup>薩摩国<sup>ノ</sup>住人阿多四郎宣澄所<sup>レ</sup>食谷山郡伊佐郡日置南郷北郷<sup>一</sup>宣澄者平氏之党也冬十月二十二日以<sup>レ</sup>公為<sup>二</sup>谷山伊作南郷北郷地頭職<sup>一</sup>

とあつて忠久の地頭職補任を載せている。之は、薩藩旧記雜録前編卷之一に

薩摩国住人阿多四郎宣澄所領谷山郡伊佐郡

日置郡南郷同北郷新御領名田等事彼宣澄者平家謀叛之時張本其一也仍令<sup>レ</sup>停止<sup>三</sup>件職<sup>一</sup>畢早可<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>知行地頭職<sup>一</sup>者依<sup>レ</sup>仰執達如<sup>レ</sup>件

建久三年十月二十二日 平 時政在判

民部函在判

と頼朝のみきょうしよの御教書をのせ

按ずるに阿多四郎は本地頭なり谷山二百町伊作二百町南郷の内にて、外小野十五町北野七十町新御領は文治四年十月より立券にて一円領の新在に立合せて二百八十五町なり。北郷の郡司下司は平重澄なり、地頭は宣澄なり、此時止あぶられ忠久地頭となる、合四百八十五町没官領となり忠久の領地となれり。

と載せる。阿多宣澄、平重澄は共に阿多忠景の一族であった故に忠景の貴海島逐電の後平家に従つて所領を安堵されていたものと見られる。

建久八年薩摩国凶田帳によれば

谷山郡二百町内嶋津門御庄寄郡没官御領地頭右衛門兵衛尉

府領社十八町 公領 百八十二町

と見え、地頭右衛門兵衛尉（忠久）領有となつている。府領社十八町は同じ凶田帳に谷山郡内十八町が伊佐知佐社領となつている。伊佐知佐は今の和田名にある伊佐知佐神社と考えられる。府領とは太宰府領の意味である。ただ凶田帳では府領社五ヶ所のうち他の全てに下司の名が見えるの<sup>註1</sup>にたいして谷山郡の府領社に見えないのは或はあやまつて写し落としたものであろうか。県史第一巻では益山太郎の名を<sup>註3</sup>のせている。之は建久八年の薩摩ごけにんきょうみょうの御家人交名に益山太郎と見えているものであるが誤りであろう。<sup>註3</sup>之等のことから谷山郡は早くから国衛領として国司、郡司の支配をうけ、莊園の發達するに及んで寄郡となつており、平安末期にいたり平氏の流れをくむ阿多宣澄の支配していたところであった。またこの地の開發にあつた名主みやうしゆ、豪族などもいたにちがいないが、保元元年の文書に見える竹内二郎、三郎、

四郎、と女子の兄弟の名以外には明らかでないが、後に述べるように忠久が地頭職を得たころは谷山氏の祖先がこの地を開発していたと考えられる。鎌倉幕府の成立するにおよんで源頼朝の御家人であった島津忠久が薩摩、大隅の総地頭職に補任されると共に谷山郡もまたその支配下におかれるようになったのである。然しまた完全にその領有とはなっていない。鎌倉以前よりの旧勢力が確立していた地に新たに地頭に補任された島津氏がこの間に勢力を扶植することは極めて困難であつたにちがいない。後に述べるように谷山郡司と島津氏とが谷山の領有をめぐる長年にわたる抗争をくりかえした事実はその典型的な例である。山田文書（四号）貞永二年（一二三二年）の請申谷山郡地頭檢非違所両職同事とあり財久吉なるものの名が見えるが、郡司ではないにしても如何なる人物であろうか。

## 二 谷山氏と別府氏

薩隅日三州他家古城主由来記によれば

(一) 谷山城 谷山兵衛尉忠光

忠久公の時谷山の城を守る別府五郎忠明が孫子也。嫡子嫡之介忠良其子谷山郡司五郎入道覚信他界之間其子細守護所注進の上は対彼跡子息平五郎左衛門入道隆信相伝当知行の上は重て欲給御牒当郡内山田上別府両村抑留年々地頭得分等の事弘安二年御下文あり。守護道鑒公の御時谷山退治として波の平に御陣を取り給ふ。谷山郡司太郎忠高守護の御陣に馳向御合戦あり。中古迄は谷山を知行すと見へたり。

とある。また別府氏のことについて

(二) 加世田城 別府五郎忠明

忠久公の時加世田別府の城を守る。別府家本は平家より出たり。五郎忠明は川辺平次郎道房が四番目の弟なり、嫡子太郎道直は次郎弟忠綱が為に討たる忠綱薩摩守信澄が為めにうたれ三男弥平五信忠別府の祖なり。此末より谷山家出る也、建久八年御教書にも別府五郎忠明とあり、中古迄は別府加世田を知行せしとあり。

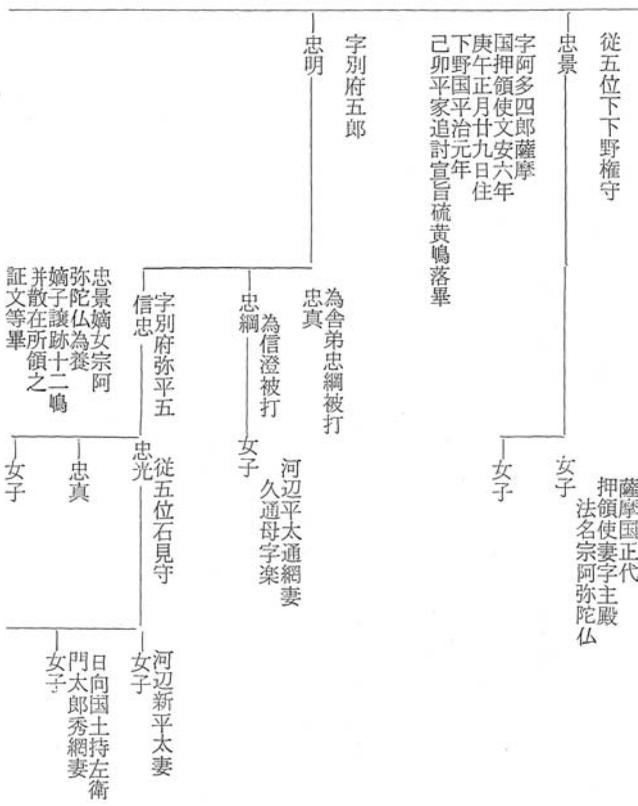
と見えている。建久八年の御家人交名に別府五郎や益山太郎の名が見えるが、このうち益山太郎を谷山太郎とするのは誤りであることはすでに述べた。この別府五郎忠明は永万元年（一一六五年）の石清水八幡宮寺政所下文に見える別府五郎忠明と同一人であり、<sup>註4</sup>その子息が建久八年の凶田帳に見える郷司弥平五信忠である。山田文書<sup>註5</sup>（二〇六番）に見える元徳二年（一一三〇年）の谷山覚信代教信重申状によれば

（前略）右、当郡々司以下所職所帯等者。為覚信先開発祖領主、去建仁三年十二月二五日令拝領關東下文以来、代々無相違之子細、先進状等炳焉也。爰諸三郎丸先陳云、高祖父豊後守忠久拝領之処、信忠<sup>覚信</sup>、<sup>曾祖</sup>為忠久芳志令知行之条、忠光<sup>覚信</sup>、延応二年状顕然也、<sup>（カ）</sup>覚信亡父祖代々芳志之跡、捧存外推参之支状<sup>云々</sup>（以下略）<sup>取詮</sup>

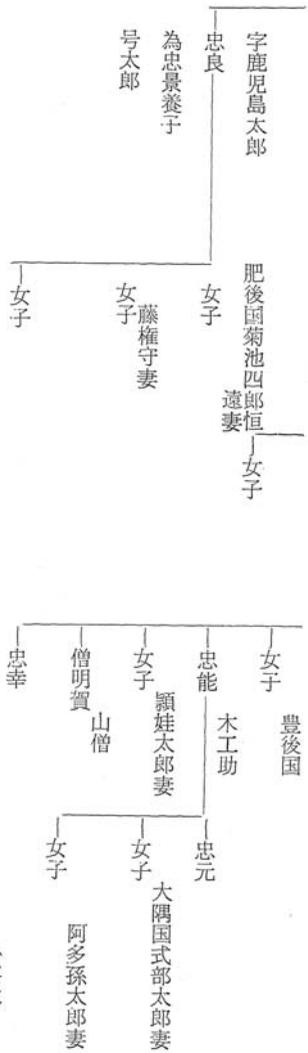
と見るところから谷山氏は加世田別府郷司弥平五信忠から出ていると考えられよう。

谷山氏系図によれば

(前略)



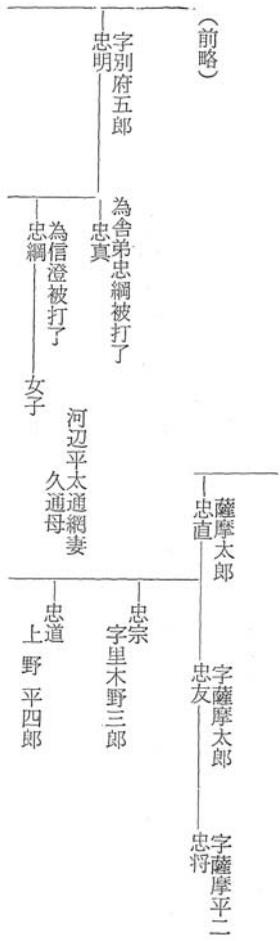
(鹿兒島市鴨池町 谷山ハナ氏藏)

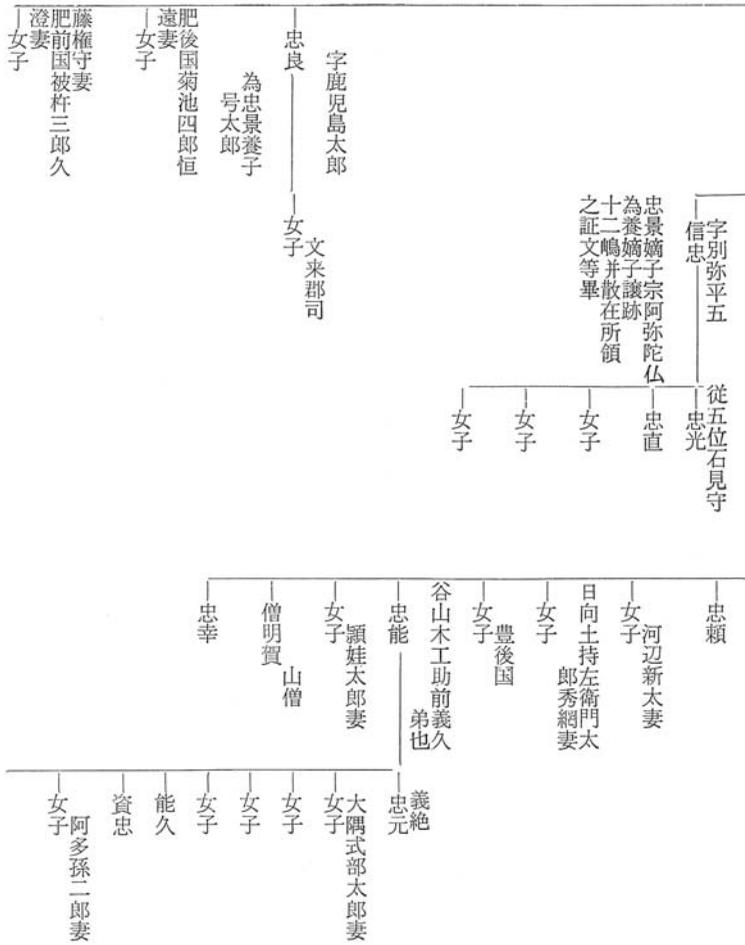


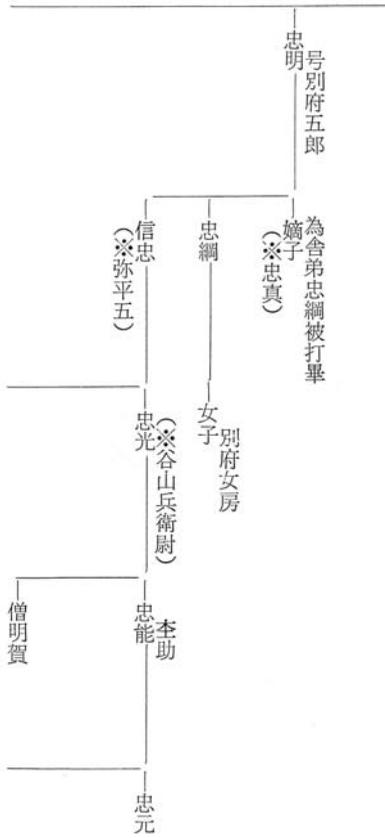
(後略)

同じ谷山氏系図ではあるが知覧町にあるものは彌平五信忠以後に若干の相異がある。

(知覧町永里 谷山不二男氏藏)

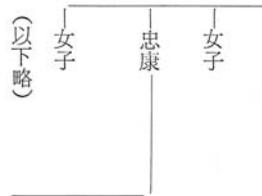


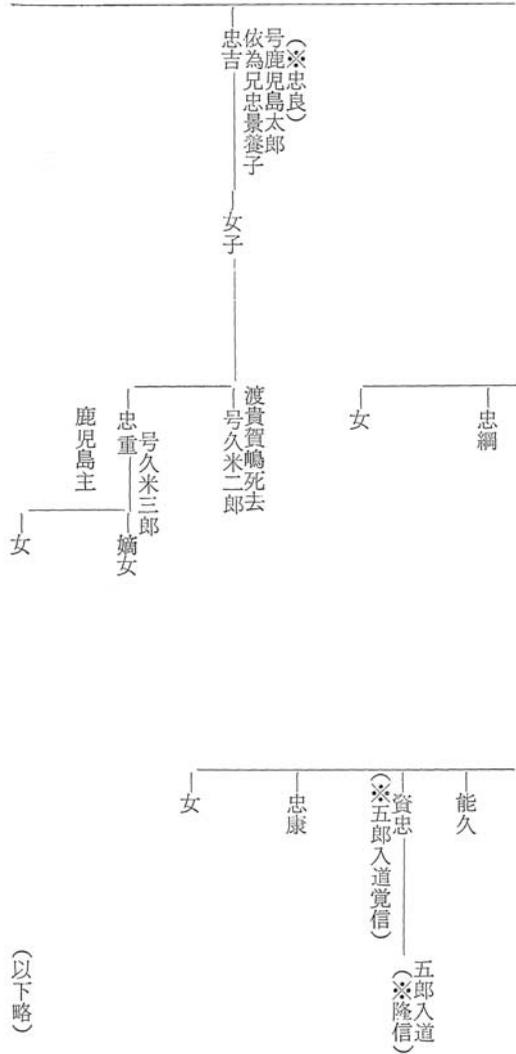




以上の系図の相異を指宿氏系図にみると<sup>註7</sup>

(宮崎県高岡町 指宿栄子氏蔵)





と見えているから谷山覚信（資忠） 代教信の申状に照らして考えれば

彌五信忠（谷山郡司） — 忠光（谷山兵衛尉） 忠能（谷山柰助） — 資忠（谷山五郎入道覚信） と相伝したことを知る。

島津忠久が平家没官領として阿多四郎宣澄のあとに地頭職を得た時は谷山郡は谷山の開發領主としてまた谷山郡の郡司として既に別府彌平五信忠が谷山氏の祖先として支配していたことになる。（然も建仁三年には鎌倉幕府三代將軍頼

家の時で北条時政が執権である）から開發領主（本補地頭）の権限や従来からの郡司職をはつきりと認められているのである。ここに既に後におこる島津氏との対立の要因が存在していたといえるであろう。

（以下略）

次に薩藩旧記雜録前編卷八に見える正安二年の鎮西下知状に、

一郡司望補傍官上司否事

右如資忠所進九月三日<sup>付</sup>三承久 大波羅状案者兵尉忠光申谷山郡事、折紙<sup>副具</sup>書 進之候任先側成賜請所序宣可安塔土民

之田歎申候御計候者可宜候歟云々、如同所進九月四日權在中弁状者薩摩国谷山郡司兵衛尉忠光申当郡請所事任先例

可計沙汰之由承候畢

とあり承久三年の承久の変後に谷山郡司忠光の名が国司や領家の請所旧として見えている。旧記雜録前編卷五には島津忠時の地頭代として忠光の名が見える。

山田文書（二七号）弘安二年の関東御教書案には

走湯山造営用途事、薩摩国谷山郡司資忠背地頭催促、不臨其沙汰云々甚自由者早可令催勸之状依仰執達如件とあり  
建治三年の状案とともに資忠背地頭催促、不致其沙汰云々甚自由者早可令催之状依仰執達如件とあり  
案とともに資忠の名をこのころに見るのである。なお文保元年（一二二七年）の新田宮觀樹院文書中の薩摩国御家人  
交名注文には谷山郡に谷山五部入道の名が見えるがこれは谷山資忠即ち覚信のことだろう。<sup>註8</sup>

薩藩旧記雜録前篇卷十二

島津式部孫五郎入道々慶子息藤原忠能重言上薩摩国谷山郡司五郎入道覚信他界間、其子細守護所注進上者対干彼跡  
子息息平五郎左衛門入道隆信相伝当知行上者、重欲給御牒当郡内山田上別府両村後留年々地頭得分物等事

副進

一通 覚信代教信請文 一通 御牒

右、両村地頭職者親父道慶重代相伝之地也、而為全得分物、令契約覚信之处、背契状之間、武家沙汰之時、就訴申、道慶預度々下知畢、天下一統之後、捧彼状及上訴、為俊春御奉行、忝賜決断所御牒之处、於地頭所務者、雖去渡之、至得分物等者、背覚信請文、猶以下叙用之間、被仰下国司守護所之刻、覚信信去年十二月令地界畢、為亡者之上者、对于彼跡相伝隆信、被下御牒、為札賜以前抑留得分物等、恐々完上如件

建武二年三月日

島津忠能（山田氏）は山田、上別府村の地頭職を父の道慶（宗久）からついでいるが、谷山覚信は得分物についての契約に背いて実行をしないで鎌倉幕府に訴えその下知を得ていた。建武政府になって雑訴決断所は再び忠能等に対して知行相違なきの下知を与えたが覚信は尚得分物等について契約に背いたので守護所に忠能らが知行すべきことを命じたが覚信はそれを実行しないうちに建武元年十二月に死去しその後を谷山隆信が相伝したので之を実行させるように下知を得たいと述べているが、この文書によって谷山覚信は建武元年（一三三四年）に死亡しその後を平五郎左衛門入道隆信が相続したことになる。

しかし島津国史卷五五の建武四年（一三三七年）三月十七日の条に

夏四月二十六日足利直義命孫三郎頼久島津道惠擊大隅助三郎谷山五郎鮫島彦次郎入道

とあるがその中に見える谷山五郎について更に続けて次のようにのべている。

担「伊作家譜出水七兵衛家蔵文書」揖宿興左衛門系図伊佐平次貞時之族有「別府五郎忠明者」忠明玄孫「日資忠島津支

流系図山田氏文書谷山郡司資忠自称<sup>二</sup>五郎入道覺信<sup>一</sup>、建武元年十二月覺信死子五郎左衛門入道隆信嗣、則此年云<sup>二</sup>谷山五郎者當是隆信然自<sup>一</sup>弘安<sup>二</sup>以來教書言<sup>一</sup>覺信事者不<sup>二</sup>一而足<sup>一</sup>其名聞<sup>二</sup>於幕府<sup>一</sup>蓋已久矣、而自<sup>二</sup>建武元年<sup>一</sup>至<sup>二</sup>於是年<sup>一</sup>或者京師末<sup>レ</sup>聞其死<sup>二</sup>則谷山五郎仍謂<sup>一</sup>覺信<sup>二</sup>亦不<sup>レ</sup>可知也<sup>一</sup>（以下略）

即ち足利直義は孫三郎頼久島津道恵に命じて大隅助三郎や谷山五郎、鮫島入道を攻撃させたが此時の谷山五郎は山田文書によるに建武元年十二月に覺信が死去して隆信が嗣いでいるからこの谷山五郎というのは險信に当子が然し弘安以来覺信の事は教書に度々出て来てその名は幕府にも久しく知られている。それなのに建武元年に死去したということとは建武四年の時まで京師では聞いていない、だから谷山五郎というのは谷山覺信であるかもしれない、といっている。

ところで谷山五郎左衛門隆信以後については谷山氏の系図によってもまた他の文書によっても明らかでない点が多く、殊に系図には何故か覺信以後のことは載せていない。之については後に述べる。

### 三、山田氏

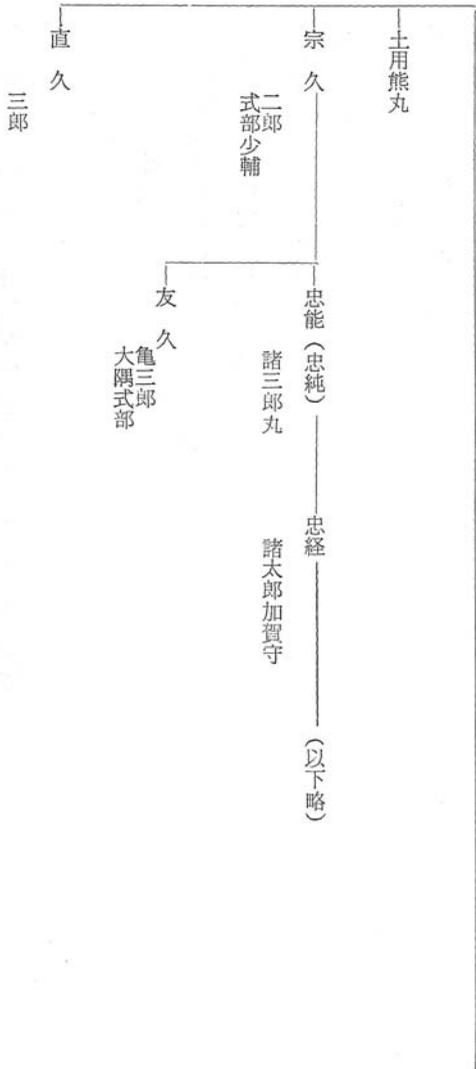
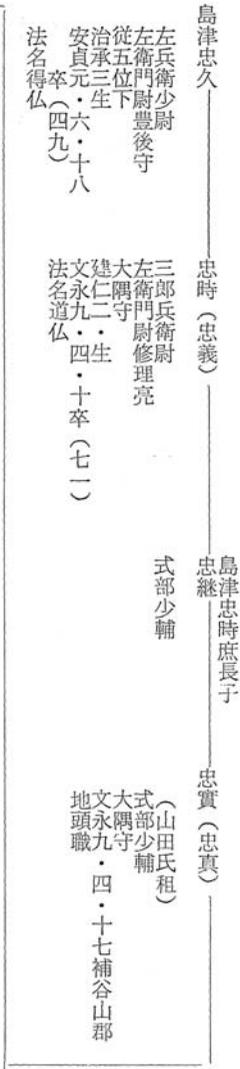
山田氏については最近「山田文書」が鹿児島県史料集（V）として鹿児島県史料刊行会から出版されその底文に概略が記述されているので之を載せたい。同底文によるに

「山田氏は本宗島津氏二代忠時の庶長子忠継を初代とし、忠真を二代とする。忠真は薩摩国谷山郡、牛屎院の地頭職を有したがこの中、谷山郡地頭職は惣領土用熊丸が相伝し、同郡内山田村、上別府村地頭職を宗久が、同郡内宇宿村地頭職を直久が相伝している。宗久を山田氏三代とする。四代忠経は初名を忠能といったが、この宗久、忠能父子の

代に谷山郡司谷山覚信（資忠）、隆信との間に所領支配の権限をめぐって激烈な相論を展開する。以下忠興、久興、忠尚、忠広、忠豊、久親、忠時、久武、久通、久貞、久陳、久福と相伝する。七代忠尚は著名な「山田聖菜日記」の著者であり、他にも多く兵法故実の書を残した文武兼備の名将といわれている。六代久興の代に大隅国市成村に領地替となり十一代忠時に至る。しかし忠時の代に肝付氏と戦って忠時はじめ一族の戦死する者多く、十二代久武は市成を去って贈嶽郡に退き、以後飢肥、綾、帖佐を転々所領が替る。そして庄内の乱後要地志布志の在番士（郷士）となり十六代久福に至る。しかし十三代久通以来、城下士としての帰府を由緒の家柄を申立ててしきりに藩当局に請願し遂に十六代久福代に至って志布志より鹿児島に移居することを許され、以後城下士として荒田八幡に住し無格百石高を給された。維新後は島津氏の祖廟花尾神社宮司を勤めている。」と述べられている。

以上の中で谷山郡に關係するものは四代の忠経即ち忠能の頃までを中心とする。また右概略の中で五代忠興のところは県史別巻の山田氏系図と異っているように思う。県史に見る山田氏系図中、五代忠経が初名を忠能といったのであれば（山田文書による）同一人物となるから県史の系図は同一人物を二代にわたって使用したといえるだろう。県史の山田氏系図は

山田氏



山田文書（三番）に見えるのは嘉禄三年（一二二七年）の忠久讓状である。

讓渡

薩摩国地頭守護職事

（忠時）

左衛門尉惟宗忠義

伊作庄、かわのへの郡、指宿郡

この三ヶ所外ハ可被致沙汰也

右限永代可致其沙汰、之状如件

（一二二七）

嘉禄三年六月十八日

伊作庄、河辺郡、指宿郡の三所を除いた他のものを全て与えている。

文永九年（一二七二年）四月十七日庶長子忠継の子忠實（忠真）に地頭職を讓与した。之が系譜に忠継を以て山田氏の祖とする所以である

山田文書（一二二号）

ゆつりわたすきつまのくにたにやまのこをりのちとしきの事

みきのちとうしきハ、しきふのたらうたたさねニゆつりあたふる所しち也、

はやくちきやうすべき状如件

山田文書（一二五号）は忠實が土用熊丸に讓つたものを示している。

ゆつりわたすさつまのくに谷山のこほりハとよくまさたたるへし、こ大隅の入道殿より給ハる本そうもんをくして  
ゆつる所也たのさまたけあるへからす、後日のためにそうもん如件

文永十二年二月十七日 忠實在判

とよくま殿ニ

かさねて申、たたしこのうちむら二所ハ二郎と三郎と二たひ候也、御そんちあるへく候

二月十七日

在判

之は二郎宗久と三郎直久とは二ヶ所の村を与えることをさしている。それは次の文書によつて示すことが出来る。

山田文書（一八号）

ゆつりわたすたにやまのこほりのうちやまたのむらならひにきたのへふにをきてハ、二郎にえいたいをかきてゆつ  
りわたすところしち也、こ日のために、（人脱力）せうもくたんのことし

けんち二年九月十三日 忠實在判

二郎に

これハほんしやうはうのひつをもてかきうつしてふ、この状ハもろ三らうもつへし、山田上別符をちちしきふの太  
郎殿たうけいニゆつらせ給状のあん、

山田文書（一九号）

ゆつりわたすたにやまのこほりのうちうすくのこうにおきては、三郎にえいたいをかきてゆつりわたすところしち

也、たたしせいちやうのほとは、こけのさたたるへし、よてこ日のたあにそうもんくたんのことし、

けんち二年九月十三日

忠実在判

三郎に

ゆつり状案文三郎殿 谷山のうすくのむらの事

以上の讓状から忠實（忠真）以後の谷山郡の総地頭職は土用熊丸に、山田、上別符地頭職は二郎宗久に、宇宿村地頭職は三郎直久に与えられていることが明らかである。尚文永四年に「みなミの女（房）はうのふん」として「さつまのくにたにやまのこをり」というのが見えているが一時的であつたらう。

さらに正中二年の山田道慶（式部孫五郎宗久）の讓状によれば山田、上別符兩村の地頭職は諸三郎丸に、そして上別符村のうち、よこて、こまはしり、くきの、の三ヶ所は龜三郎丸に讓渡されているのである。之等を見るにその惣地頭職が次第に細分化されてゆくのに気がついてくる。之は島津氏の下地支配を目的とする領主化運動にほかならないと考えられている。<sup>註9</sup> 段米五升の加徴米の徴収権と検断権並に地頭給田しかもたず下地進止権を有しなかつた島津氏がいかにかしてこの地の支配権を確立しようとする一つの姿であつたといえよう。しかしそれは容易なことではなかつた。この前に立ふさがつて頑強な抵抗を示したのが郡司系豪族たる谷山氏であつた。かくてこの両者は地頭と郡司として相対立し弘安二年の土用熊丸が谷山郡司資忠の伊豆走湯山造管用途の対捍を關東に訴えたのを始めとして爾來絶えることがなく、その結着は実に南北朝争乱の実力抗争にまでもちこまれるようになったのである。

註1 建久八年の薩摩国図田帳に府社領が五カ所あるうちに

河辺郡のうち府領社十町下司平太道綱

薩摩郡のうち社領一町七段府領五カ社内下司郡司忠友

知覧院のうち府領社九町七段正八幡宮論下司忠答

穎娃郡のうち府領社一十三町正八幡宮論下司穎娃次郎忠康

右の外に谷山郡のうち府領社十八町とあるが然し

この名が見えない。

史学 号

4 五味克夫右同

5 山田文書（鹿児島県史料集Ⅴ）鹿児島県史料刊行会

6 谷山氏の系図は鹿児島市鴨池町の谷山ハナ氏、知覧町永里

の谷山不二男氏、神奈川県谷山国広氏の宅にある、また知

覧町永里の谷山静男氏のところには写しがある。

7 指宿氏系図は宮崎県高岡町の指宿栄子氏蔵による。

8 新田神社文書（鹿児島県史料集Ⅲ）鹿児島県史料刊行会

3 五味克夫「薩摩の御家人について—その系数と系譜」鹿大

2 鹿児島県史第一巻

## 第四節 谷山郡をめぐる論争

### 谷山氏と山田氏の争い

#### 一 論争の内容と経過

谷山郡二百町の地は平安末期の頃からこの地の開発に従事していた谷山氏の祖先別府氏等が支配していたことは既に述べた。そして谷山郡郡司信忠の時（一二〇三年）建仁三年十二月廿五日の関東の下文を得て開発領主として幕府の御家人として、また郡司職その他所職所帯等を認可されていた。信忠の後は忠光—忠能—資忠と代々郡司職その他

を受け継いでその支配にあたっていたのである。

一方島津忠久は建久三年平家没官領として、谷山郡、伊作郡、日置南郷同北郷等の地頭職を得、二代忠時は忠実（忠真）に之を譲与し、次いで建治二年九月嫡子土用熊丸、二子二郎宗久、三子三郎直久にそれぞれ分譲したことは述べた。即ち土用熊丸は惣地頭職を、宗久は谷山郡内山田村と北別府村（上別府と同じか）を、三郎直久には宇宿村地頭職を譲られたのである。共に鎌倉の御家人の立場でありながら後に大きな対立を来たしていくのは何故であろうか、今その関係と経過をたどり乍ら考えてみたい。信忠の子兵衛尉忠光は承久三年（一二二一年）九月の六波羅状案及び権右中弁状によって、何れも先例に任せて当郡の請所とする領家、国司両方の請所となつて居り、仁治元年（一二四〇年）七月には谷山郡地頭島津忠時より地頭職の請所を得ている。又弘安年間の地頭との相論よりするも下地進止権も谷山氏のものであった。又系図に照らすも資忠の姉（妹か）は忠真（式部太郎三郎）の室となつていて、資忠の頃は谷山氏と山田氏は姻戚関係にあつたわけである。

このような関係の中で、弘安二年の走湯山造管用途対榫についての訴訟を始めとして長い間の相論が展開するわけである。今この経過を鹿児島県史第一巻によってみるに

「地頭、郡司の紛争は、弘安二年土用熊丸が谷山郡司資忠の伊豆走湯山造管用途対榫を関東に訴えたるを始めとして吉野朝時代に及んだ。当時走湯山造管用途について弘安元年七月山田氏に対して惣領島津久経の指図に従つて上進すべく命ぜられ、建治三年五・六月中にも同じく御家人役たる將軍家新造御用途も課せられた。然るに土用熊丸等は三ヶ月にわたつて之を対榫したので惣領久時は故忠時置文に任せて、土用熊丸の谷山郡地頭職を没収し久時に宛給はらん

ことを請ふた。<sup>註3</sup> 併し土用熊丸が上進と背ぜざる理田は蓋し所務の実権を握っていた谷山郡司の対桿に依るものであった。<sup>がえん</sup>

(一二七九年)

弘安二年五月九日、幕府は土用熊丸の訴によつて、谷山郡司資忠に対して御教書を下し、一方において、久時の訴に基づいて土用熊丸に対して、その代官の逃亡を責め、早く久時に之を運上すべきを命じた。<sup>註4</sup> しかし資忠は猶之に服しなかつたと見え、弘安九年六月幕府は三度土用熊丸に対し郡司資忠を催促せしめているのである。(山田文書二  
一号)

新造御所御持仏堂渡廊用途事、薩摩国谷山郡司資忠対桿云々、早任先例可令催勤之状依似執達如件

弘安九年六月十一日 相権守在判

土用熊殿

陸奥守在判

このように、度々の催促にもかかわらず資忠がその実行を怠っていたのは何故であつたか、弘安二年土用熊丸が伊豆走湯山造営の用途対桿を関東に訴えたのはさきの請所契約によるものであるが、いづれにしても在地領主としての郡司の勢力は強大であり、島津氏が未だ任地になかつたための地頭請所であつたとはいへ、地頭職就任の始めの頃はやはり旧来の郡司層をして地頭得分を請所せしめねばならなかつたものである。そして遂に弘安三年郡司資忠と山田村地頭宗久養父大隅五郎太郎久親、法師<sup>法名註5</sup>道知との間に最初の相論が展開されるのである。薩藩旧記雑録前編卷之六(或は山田文書)に見える弘安十年十月三日の関東下知状はそれに対する裁決を与えたものであるが、それによると

論の内容は (一) 当郡内地頭屋敷の事、(二) 地頭代官の事、(三) 郡司代の殺害、(四) 地頭の悪口、(五) 菟田狼籍かりだらうげき註6、(六) 久親不孝の悪口の事、(七) 郡司方別納のことである。その結果十月三日の裁許となったわけであるが大体に於て地頭方に有利なものであった。

その後正安二年七月(一二三〇年)に至つてこの相論は繰返され、その項目は四十一件にわたつており、この種の訴訟としては例を見ない程多岐にわたつている。薩藩旧記雜録前編卷之八に見える内容は

薩摩国谷山郡山田、上別府両村地頭大隅式部孫五郎宗久与当郡々司谷山五郎資忠相論所務条々

- (1) 弘安十年以後郡司抑留地頭得分由事
- (2) 地頭地所造作時召仕百姓否事
- (3) 上別府為永吉地頭令進止下地否事
- (4) 地頭上時夫駄員数事
- (5) 郡司望補傍官上司否事
- (6) 召府違背事
- (7) 桑下地利物並直人等得分事
- (8) 文応二年二月日水田数目錄以下事
- (9) 当村内神田并久吉園事
- (10) 野島地利物事
- (11) 白芋ちよ事
- (12) 地頭用并地頭代用事
- (13) 宗久異賊合戦忠否事
- (14) 悪口事
- (15) 宗久以非抛押取当村百姓半次郎入道并源次郎男其身以下資財雜物、追捕家内菟取作毛由事
- (16) 号長夫日食代被押取同村住人平太郎男馬栗栗毛事
- (17) 宗久称有穩畠谷、追捕百姓太郎男住宅、押取身代六人由事
- (18) 称有罪科取流与一男身代由事
- (19) 地頭押取郡司方沙汰人紀三郎入道神代二人由事
- (20) 山田村住人四郎次郎娘師若女号芋盗人押取其身責取巨多用途由事
- (21) 上別府住人大藤太号有穩桑谷、以不実押取身代四人由事
- (22) 上別府久木野次郎男号有隱畠谷押取其身以下身代四人并馬二疋
- (23) 捕家内搜取資材物、被責取十六貫文用途由事、(24) 宗久背先例入物時抑留坂仕
- (25) 数日令召仕由事
- (26) 藤三郎檢校号有悪口谷押取身代由事
- (27) 宗久令押取山田村百姓寂善法師取所得女由事
- (28) 宗久令点定笛吹三郎作芋由事
- (29) 乙彼岸女号盗父半次郎入道稻押取住民等身代四人責取錢十四貫文

由事 (28) 宗久無指故令取流住人百姓等牛馬以下資材雜具等由事 (29) 山田村百姓寂善法師從女土与女称有間夫咎 押取寂善養干觀音女 令錢却無謂事 (30) 蕨野五郎檢校入道称有打殺自犬咎 宗久令責取三貫文用途由事 (31) 称有馬盜人同意咎 封納彌平太入道家内、押取身代四人并馬二疋、令点定取方々公物稻由事 (32) 宗久背御下知并先例押作下地、或他所田畠耕作時 召仕当村百姓無謂由事 (33) 駒走藤四郎男称有其疋責取過料由事 (34) 藤四郎男称令悪口紀次郎入道 責取錢二貫五百文由事 (35) 宗久申付不実於乙太太郎冠者責取錢一貫文由事 (36) 地頭押取百姓九人身代責取人別三貫文錢貸由事 (37) 当村百姓彌平太入道名干次郎太郎男馬二疋錢一貫文地頭責取由事 (38) 井手田水守又太郎称人勾引地頭押取身代四人由事 (39) 当郷住人専心号夜討入、点定作田由事 (40) 夜討入田平三郎末宗擲取時取流又王童由事 (41) 条々地頭致非抛上者、可預別納御下文由事

等の四十一カ条であるが、このうちに(15)の宗久による百姓半次郎入道并源次郎等を押取り以下の二十六件に付いては地頭の百姓に対する不法な人身的収奪に関するものであることは注目される。尚最後の別納については前の七カ条の時にも見えるが、之は郡司が地頭の権限外に立つて単独に所務、檢断等を行ふことで資忠の訴訟の眼目の一つであった。之等のものを見ると檢注権や檢断権の濫用、不法としてあらわれてくることが見られる。例えば正安相論の(23)に見る郡司堀之内、門田に迫る檢注の厳しさであり、桑地地利物に関して桑下地利並に桑代得分を越えて旧い領有關係に喰込んでゆくことや、白芋に対し地頭が郡司側徴取權に干与し刈取に際し沙汰人を派遣することを要求したり、或は隱島、隱田を摘発したりしていることなどをあげることが出来るのである。

下地進止權を持たざる地頭の現地侵略の方法の一場面があらわれている。いいかえると檢注權、檢断権の濫

用によつて領主権拡大の拠り所としたのである。また更には地頭給拡大などによつても郡司勢力への侵犯が見られるのである。

この相論に対して県史は更に続けて、これに対して鎮西探題は正安二年七月二日、大体に於て双方の言分を折衷して、妥協的な裁許を下したが、猶未だ資忠の別納を認めなかつた、とある。即ち

右、地頭或違背御下知、点定作毛等、或所務并検断臨非抛之条顕然上者、可給別納御下文之由郡司雖之、云御下如違背分、云非抛之篇、輒難及罪科之間、不及沙汰矣

右の如く地頭側の 所務或は検断についての個々の非抛を認めつつも、たやすくこれを許すべきではないと云うにあつた。ところが、この時期は蒙古の大軍がおしよせた文永、弘安両役の後であつて全国の御家人たちが過重なる御家人役に苦しんだ時期で、経済的に非常に窮迫していたことはかの有名な永仁の徳政令註7を見ることがよつても明らかであるが、地頭山田氏もまた、それ等に苦しんだのかその後谷山氏と妥協しているようである。即ち県史はその後の状況について次のように述べている。

「この間地頭は種々の過重なる御家人役等に苦しんだ結果か、正安四年より向う十八カ年間を限つて地頭職を請所となしたが、十八年を経た後も郡司覚信はこの請所契約を解除せず引続き地頭職を知行したので元亨二年（一三三二年）宗久（道慶）はこのことを探題に訴えた。」

薩藩旧記雑録前編卷九の元亨二年十一月付の嶋津大隅式部孫五郎入道道慶謹言上とあるので

右地頭職者、当郡司五郎入道覚信非分押領之間、道慶千時就訴申子細、云関東云鎮西令押領度々御下知之間、多年

知行之後、去正安四年為請所、限拾捌<sup>(八)</sup>力年所去給覺信也、仍年記過之間、自去年擬致所務之処、覺信構事於縦横、及違乱之条無道也、所詮年記違期之上者、早任傍被停止覺信濫妨、為糺給押領物等、恐々言上如件

と覺信の非を訴えている。そこで鎮西探題北条英時は同年の十一月廿五日付で谷山五郎に出頭して対決することを命じているが、之に対して覺信は元亨四年（一二三六年）六月彼の代理人の俊忠を以て陳状をしている。それによれば

薩藩旧記雜錄前編卷一〇

谷山五郎入道覺信代俊忠謹弁申とあるによれば

(前略)

此条希代奸謀申状也、以去正安五年三月廿四日為錢貸百貫文米捨石代、令入置彼地頭職於本錢返之状、道慶沽券明鏡也、而称正安四年十月廿日自身 券状案文、或引上年記或限拾<sup>(八)</sup>力年沽渡之由掠申之条、無比類謀計也、云奸訴云謀作、其咎可廻時日哉、就早被經急速御沙汰、任被定置之旨、為被行罪科、粗披陳言上如件

とあり、実は道慶の地頭請所とあるは、正安五年三月廿四日に道慶がこの地頭職を質として錢貸百貫文、米十石を借り契約の期間内に右の負債を償却出来ないときは右地頭職を売却すること、即ち本錢返地として覺信に渡したものであるから、年限以後も知行するのは当然なりというにある。ところがこの対決の結着を見ないうちに正中二年六月一日地頭と郡司との間に和<sup>わ</sup>与<sup>よ</sup>が成立した。<sup>註8</sup>

薩藩日記雜録前編卷之一〇の正中二年（一三二五年）十月十日の鎮西下知状註9によるに

薩摩国谷山郡内山田上別符両村地頭大隅式部五郎法師法名 道慶与谷山五郎資忠法師法名 覚信相論当村所務条々事

右、就訴陳状、擬有其沙汰之处、今年六月一日両方出和与状訖、爰如覚信状者、和与薩摩国谷山郡内山田上別符兩村地頭式部孫五郎入道々慶与谷山五郎入道覚信相論当村所務条々沙汰事、一、寄事於領家所務、道慶令抑留郡司得分由事、一、道慶令抑留質人並錢貸以下色々損物等由事、一、両村内野島所当以下地頭得分等覚信令抑留由事、一、同村内宮園並久吉園桑代以下地利物、覚信令抑留事、一、同村惣地頭職為本物返否、過請所年紀否相論事、右於両村者、去弘安十年十月三日雖裁成關東御下知、就所務相互申子細之間、正安二年七月二日覚信於鎮西重預御裁許畢而不被糺返被御下知之桑算失以下得分等之間、連々雖訴申、以和与之儀一向停止惣地頭綺之由、致契約之間、止条々訴訟、有限之加徴米地頭米 斗定拾五石、但如正安三年取帳目錄者、雖為拾肆石斗参斗捌升、就和与拾五石之由定之畢次野島地利物参石並麦地子壺石五斗者是等 舛野島此外檢断以下色々得分等代錢合拾肆貫文、毎年十一月中無未進於当村可致弁、於地頭米者、任光例、於郡司所倉可令勘渡也、次至野島並麦所当等者、於当村可被直納之、次件得分等者、当国伊集院伊作両所之間、以当村百姓可運送之、但自今年丑年至于辰年四箇年分來納可被取之由被申之間、致其沙汰畢、苦背此状、十一月中令違期者、如本可被知行所務、此上者更不可有改变云々、如道慶状者子細同前者、此上不及異儀、守彼状、相互可致沙汰之状、依似下知如件

正中二年十月十日 修理亮平朝臣（北条英時）

とあり、この和与の内容は (一)山田、上別符両村内野島所当地頭得分の抑留、(二)同両村内宮園並びに久吉園桑代以下

地利物の抑留、(三)地頭職の請所か本物返地なるか、(四)両村内郡司得分の抑留、(五)質入並びに錢貸以下の損物の抑留に關するもので、和与の條件は、

(一)地頭の加徴米を十五石(地頭米 榊定)と今後一定する。(二)野島地利物三石並びに麦地子一石五斗(野島 榊定) 此外檢断以下色々得  
分等の代錢合せて十四貫文は、毎年十一月中に郡司方より未進なく、地頭方に支払い、その代り地頭は郡司の所務に  
干渉しない、(三)右の地頭米に於ては、先例に任せて郡司の所の倉に於て勘合して郡司より地頭へ渡す。

また野島並びに麦所当に至つては当村に於て直納する。(四)以上の地頭の得分は、伊集院、伊作両所の間に於いて当村  
の百姓を以て運送をする。但し之は正中二年より四カ年分を前納とする。若しこの契納に背き十一月中に運送しな  
つた時は所務は元の如く地頭が知行する。<sup>註10</sup>

というもので鎮西探題(蒙古来襲後に鎌倉幕府が九州地方の行政、軍事、裁判を統轄するためにおいた職名であり、  
この時の探題は北条英時であった。)によつて認知されたのであるが、結局之は郡司の請所を認めたものであつて、  
十一月中に約束を実行しなければ所務は元の通り地頭が知行するという條件はついていても、現実には在地に対する  
権限を放棄したような形となつたのである。

ところが、この和与が成立し両方の契約書が書かれたのは正中二年六月一日付で(谷山覚信の和与状には後証奉行人と  
して齊藤左衛門三郎と太田孫七能信が加署している)之を鎮西探題が認知したのが同年の十月十日であるが、山田道  
慶(宗久)は之より少し以前、即ち同年四月十九日付の讓状を以て、谷山郡内山田、上別符両村地頭職以下を嫡子の  
諸三郎丸に、更にまた、上別符村のうち、よこて(横手)、こまはしり(駒走)、くきのの(久木野)の三ヶ所を次

男の亀三郎丸に譲渡してしまっているのである。

山田文書（七二号）（旧記雑録前編卷之一〇）

譲渡、嫡子諸三郎丸所

薩摩国谷山郡内山田上別符両村地頭職以下事

右所領者、相副亡父式部太郎忠実譲状並關東御下知以下証文等、限永代譲与諸三郎丸畢、但上別符内よこて、こまはしり、くきのの、以上三ヶ所<sup>四至堺各見取帳</sup>者、次男かめ三郎丸にゆづりたもうところ也、（以下略）

と見えるのがそれである。この時庶子であつた彦六は不調の人であり、道慶に対して種々の不忠があつたから永久に義絶してしまつている。然も同じ年の卯月十九日付をもつて

山田文書（七四号）（旧記雑録前編卷之一〇）

さつまの国谷山郡内山田別符両村地頭職、但かめ三郎にゆづる分を除て、諸三郎にゆづりあたへ畢、このちハ、わうしやくの所領也、ゆめゆめわけゆづるへからず、男子壱人にゆづるへし、男子なくハ、かめ三郎知行すべし、又わけゆづらんをいては、道慶かゆつる所壱所も知行すべからず、諸三郎かすへすへにいたるまでも、此状をかたくまもるへし、若いはいするもの出来ハ、かめ三郎かすへすへにいたるまでも、おさへ知行すへき也、仍末代のために、せうもんの状如件

として孫子中において分割譲渡してはならないといましている。そして前述の和与成立後、正中三年二月十九日の譲状で

山田文書（八一号）（旧記雑録前編卷之十一）

ゆつりあたうるもろ三郎に

さつまの国（谷山郡）たにやまのこほりの内山田（別府）べつふのち（地頭）とう米十五石、同ねんくようとうの内十貫文の事（年貢用途）

右、山田上べつふのちとうしよむたうけいと（郡司）かの所のぐんし五郎入道かくしんとわよせしむるうへは、けいやく（契約）

の状にちかハさらんほとは、くだんの米とようとをとるべし、よつて後日のふしん（不審）あらしたために、自筆をもてかき

をくゆづり状如件 たうけい（道慶）（花押）

として、山田、上別府の地頭米十五石、年貢用途のうち十貫文を譲渡することを自筆を以て書き置いている。之に対して郡司谷山覚信もまた諸三郎に対して二月廿五日付の書状で契約を守るべきことを書き送っている。

山田文書（八二号）（旧記雑録前編卷之十一）

山田上別符両村惣地頭得分物事、如御状者諸三郎龜三郎仁令讓之候畢、彼得分、任契約状可有御沙汰候云々、可存其旨候、恐々謹言

二月廿五日

沙弥覚信（花押）

とあるのが之である。これで事無く終るかにみえたこの論争も、嘉暦四年（一三二九年）五月に至って諸三郎が山田上別府両村の地頭職の代替りに伴う安堵を探題に請うたことから、またしても紛争がもちあがつてしまったのである。

薩藩旧記雑録前編卷之十一の

和泉実忠譜中

嘉暦四年己巳五月、大隅式部孫五郎<sup>宗久</sup>入道道慶之息諸三郎丸<sup>忠能</sup>請襲父地頭職安堵薩州谷山郡山田上別府両村、於是

二十三日探題北条英時致実忠書、令以注進其実否及支有無、原文収左

に見る通りであるが、之に対して探題北条英時はその知行に実否について和泉実忠、島津三郎兵衛尉に訊問した。ところが、訊問は実忠だけでなく同じ旧記雑録中に見えるように

和泉忠実譜中

匪独実忠探題別致鮫島彦次郎入道蓮道、智覧郡司四郎忠世書亦如之、各皆注進、遷延六月諸三郎丸忠能上表復請之鮫島蓮道や智覧郡司忠世にも訊問した。然し右三人は六月に至っても回答しなかつたため諸三郎丸は重ねて言上しその沙汰あらんことを請うたことは、山田文書（八七号）山田諸三郎丸重申状に見る通りである。探題北条英時は再びその諸三郎丸の当知行の実否を早く答申するように要求したことは、やはり山田文書（八九号）の嘉暦四年（一三二九年）七月廿七日付の鎮西御教書によって明らかである。この間、谷山覚信は山田文書（薩藩旧記雑録前編卷十一）にの

せるように

大隅式部孫五郎入道々慶申候郡内山田上別符両村地頭職安堵事、御使節之由承及候、於件地頭職者、以和与之儀令治定、得分等、両方預鎮西御下知候之処、如所務管領、子息相伝之条存外之次第候、仍御下知並和与状案文進之候御注進此等之子細候者為悦存候、恐々謹言

(嘉曆四年敷)  
七月一日

(谷山五郎資忠法師)  
沙汰覚信(花押)

謹上知覽殿

谷山五郎入

道請文諸三郎丸の安堵は正中二年の和与に違背するものとして証人たる知覧忠世に和与状案を提出してその子綱を探題に注進してくれるように依頼しているのである。一方鎮西探題が七月廿七日付で催促したのに対して、九月廿五日になつて島津実忠(道慶の又従兄)は(旧記雜録前編卷十一)

大隅式部孫五郎入道々慶子息諸三郎丸申薩摩国谷山郡山田上別府両村地頭職安堵事、道慶当知行之間、讓与諸三郎丸之条、無異儀候、又無支申仁候、此条若偽申候者、日本国中仏神御壽於可罷蒙候……………

と島津実忠(和泉)は諸三郎丸の知行が間違いないことを神仏に誓つて答申しているのに反して、知覧郡司忠世は同年(一三二九年)九月廿七日付を以て(旧記雜録前編卷之十一)

去五月廿三日御教書謹拝見候畢、抑谷山五郎入道覚信捧和与状並御下知案文、令申子細候、仍覚信書状謝合進上候此条偽申候者、日本国中神祇冥道御罰可罷蒙候……

と谷山郡司の覚信の和与状と正安の下知状を提出して異議あることを神祇に誓つて答えている。此様な不一致のあつた為か、鎮西探題は谷山五郎入道（覚信）に対して元徳二年（二三三〇年）四月廿日（旧記雜録前編卷之十一）

大隅式部孫五郎入道々慶子忠諸三郎丸申薩摩国谷山郡内山田上別符両村地頭職安堵事、申状如此、為訴人不終沙汰之篇云、所詮来月廿日以前可参決也、仍執達如件

と、元徳二年五月廿日以前に博多に来て対決せよと命じている。覚信は（旧記雜録前編卷之十一）

去五月廿五日御教書案並去月廿八日御催促状謹拝見仕候畢、抑大隅式部孫五郎入道道慶子息諸三郎丸申薩摩国谷山郡内山田上別両村惣地頭職安堵事、道慶背御下知並和与状等、掠申御教書候之条、存外三次第候、所詮此等之子細在津代官可明申候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

と道慶が御下知状や和与状に背いて地頭職安堵の御教書を得んとする不法をなじつて、道慶の知行や忠能への譲渡を認めず、之等の子細については博多にいる代官によつて明らかにすることを答申しているのである。ところが知覧郡司忠世に続いて、鯨島彦次郎入道蓮道が嘉暦四年七月及び元徳二年閏六月廿五日に谷山郡司の支状を捧げ、又沙弥定圓

なるものも元徳二年閏六月八日には谷山郡司から得た請文を執進した。更に渋谷弥平三入道（沙弥元祐）も鮫島次彦郎入道に相触れたところ請文を得たので此の旨を以て御披露あるべく候と、元徳二年七月五日に請文を出して、山田氏の相続に異議ありとする谷山郡司を支持しているのである。（山田文書一〇二号一〇四号）こうしてみると、島津実忠が山田氏と同じ地頭系たるに對して、知覧氏、鮫島氏等何れも同じ郡司系領主であるためであろう。

あたかも幕府の勢力が漸くおとろえ後醍醐天皇を中心とする反幕勢力が正中、元弘の変と続いて行動をおこしていた時である。

このような情勢を背景として元徳二年（一三三〇年）十一月谷山覚信は在津の代官教信をして事の次第を明らかにせしめたので、教信は宗久（道慶）及び諸三郎丸の非法を難詰してその地頭職安堵を停止せられるように請うたのである。之については薩藩旧記雜録前編卷之十一と山田文書に見える元徳二年十一月の「谷山五郎入道覚信代教信重言上」と翌正慶<sup>（元弘）</sup>元年十二月五日の之に對する鎮西下知状の裁決が之を明らかにしている。この裁決は或意味では長い間の論争に一つの結着をつけたものである。（この時の覚信代教信の申状はまた谷山氏の系譜を知る一つの手がかりとしても重要なものである）さて、この覚信の代官教信の申状によると、主要な論点は三つ程である。即ち

欲早召出式部孫五郎入道々慶子息諸三郎丸、自称延応状且被処悪口奸訴罪科、且任御下知並和与状旨、蒙御成欺、薩摩国谷山郡内山田上別符両村惣地頭職安堵所望無謂子細事

と云っている如く、一つは建応二年の状によって地頭が郡司に對して郡司を地頭側の恩顧仁として悪口をいったもの

に対する反駁であり、他の一つは道慶が継承したのは地頭職でなく惣地頭職であること、そして、正中二年の和与の得分を期限迄に納めようとするのを受取らないということ等である。悪口の事については、諸三郎丸が

高祖父豊後守忠久拜領之地、信忠<sup>覚信</sup>曾祖為忠久芳志令知之条、忠光<sup>覚信</sup>祖父延応二年狀顕然也覚信亡父祖代々芳志之跡  
捧存外推参之支狀云々

として、覚信の祖先である信忠、忠光等が高祖父忠久の恩顧仁であるのかかわらず覚信がその立場を忘れて訴えるのは甚だ存外のことであるし、また

次同陳云覚信者、為外戚縁者之条、無子細諸三郎丸者忠久正流也、不可依年少、為覚信郡司身支申安堵、止地頭名字、可被召得分譲之由載訴状之条自由控参過分云々

覚信が諸三郎とは外戚縁者（前述した如く叔父甥の間柄であつたようである）関係というのはその理由なく、諸三郎丸は正流であるから年少なる故に地頭の名字を止めて得分を召さるべきだというのは身の程を知らぬことであると主張しているのに対して、覚信は次のように反駁するのである。

此条於国領者以郡司号地頭、至庄園者以下司弥地頭、所謂本補地頭是也、就中右大将家御代、文治年中諸国守護惣地頭職御進止之間、被補御家人、承久以来被定新補率法訖、仍本新共以關東御成敗也、覚信或宛給郡司職御下文、

成預別納御下知、令兼帶兩職、度々抽軍忠、所領勲功賞也、忠久御令拝領惣地頭職之間、令取段別五升加徴米之外不相綺下地者也、覺信者為開發領主、預聞東御下知御下文等之上者、何可有差別之儀哉而諸三郎丸覺信為郡司之身自由過分推參之由書載乎怪詞於陳狀之狀、招其咎者哉凡不謂内外戚○对干叔父致礼節者尋常法也、道慶書与和与以前讓狀於諸三郎丸、望申安塔、擬成後日煩之間、支申之条、何可為自由過分推參之儀哉、争可相違過言奸訴之咎哉即ち国領（谷山郡のこと）社に於ては郡司を以て地頭と稱する、いいかえると郡司たる谷山氏が地頭であつて、花園では下司を以て地頭と稱する本補地頭である。頼朝が文治年間に諸国に守護惣地頭を設置し御家人を補任し承久以来新補率法の地頭を設けたが、共に直接關東の配に属するもので幕府の直接の御家人である。覺信が郡司職を御下文で承認され、或別納の下知に預り、郡司職 地頭職や所領を承認されている由来は御家人として度々軍忠をあらわした勲功の賞としてである。忠久は惣地頭職のみを拝しているのだから一段から五升の加徴米の得分のみを得るべきで、下地（土地）に関しては干渉すべきではない。また覺信は開發領主として幕府から本領安堵を受けている御家人であるから、諸三郎丸と身分的には何等差別のないものである。それなのに諸三郎丸は覺信の主張を自由過分の行為として述べているのは、其の咎を招くべきものである。いやしくも外戚たる叔父に対して礼節を守るのは当然であると覺信は主張するのである。また諸三郎丸は

忠久守護、地頭兩職拝領以來、云一円領知之所々、云郡司名主相交之地、帶地頭職御下文等所知行也、覺信与道慶相論關東鎮西御下知和与狀皆悉山田上別符兩村地頭之由、被載下畢、依何可載惣地頭詞之由与支申哉云々

として忠久が守護地頭職を拝領して以来一円知行しており、郡司、名主の相交の地でも地頭職を帯びるものである。覚信と道慶とが相論している時の関東、鎮西の御下文の全ては山田、上別符両村地頭職をのせたが、惣地頭の詞などは載せていない。だから地頭であるのだと主張する。之に対しても覚信は

忠久拝領者惣地頭職也、非下地領主之处、不載惣字、如下地管領之地頭、差四至堺於讓状、可望申安堵之条、奸謀至極也、

と反論する。下地領主でないから惣の字はのせないのに、下地管領の地頭のように四至堺を示し、和与以前のものを以て地頭職安堵を望むのは奸謀至極であるというのである。更に

随而相相当郡惣地頭職之後、忠美道慶等未給安堵御下文之上、一向止惣地頭之綺、定米錢負數、於郡司所倉本可請取之由、就出和与状、被成御下知之間、道慶有限得分物可請取之条、状文分明也、不載惣地頭詞、申給御外題、称後日御下文、擬破申和与御下知之状造意顯然也、加之不可載惣地頭字之旨令申上者奸曲之至為顯然者哉

と和与状以前の惣地頭職であったことを述べ更に地頭の側を批難している。かくて覚信は代理人教信をして

所詮於惣地頭所務者、就和与被成御下知之間、諸三九郎不可相綺之上者、依何可望申安堵哉、然早為被停止非抛濫訴重実上如件

重言上如件と所論を結んでいるのである。

かくてこの相論に対し、同年十二月五日、鎮西探題北条英時は以上の所論に対して次のような裁決を与えている。

於惣地頭者、加徴米以下得分管領之仁也、郡司者下地進止之上、可停止地頭綺之由、令和与、預下知之間、道慶縦雖分譲子息等、可配分地頭得分内歟、諸三郎丸号地頭、申安堵之状、無負謂之旨、覚信雖称之、被下知者閣所務相論、為郡司之沙汰、令弁濟地頭得分之由、所見也更止地頭之綺、一円可郡司進止之条無証跡是一として和与状の目的を明らかにすると共に、郡司覚信が地頭は得分のみの惣地頭であるとして、更に地頭の干渉を止め一円郡司の進止とすべきことはその証跡はないとして、郡司の一円道止化への道を進めようとする底意に止めを刺した形である。

次に道慶の和与について

預下知事者。正中二年十月十日也、諸三郎丸所帶道慶讓状者、為四月十九日歟、以和与以前状掠給安堵、擬致違乱之由覚信申之処

と覚信が諸三郎は和与以前の讓状によつて地頭職安堵を掠め違乱せんとして訴えたのに対して鎮西探題は

高祖父忠久跡所領一族等知行之所々、云惣領分、云庶子分、大略郡司相並之地雖在之、皆以預地頭職御下文訖、就中

地頭与郡司和与所務、雖令契約得分物、就彼和与支申地頭安堵之条無其例歟就覚信支状、於被閣安堵所望者、向後不

可有地頭之号歟、随而讓狀前後覚信難綺申之旨、諸三郎丸陳答叶理致歟是一

と述べ諸三郎丸の答申を支持している。即ち諸三郎丸は、「高祖父忠久の跡の所領の一族等の知行之所々は惣領分と云い庶子分と云い大略郡司相並ぶの地は皆以て地頭職の御下文を預っている。就中、地頭と郡司と所務を和与し、得分物を契約したといつても、その和与について地頭の安堵を支申すのはその例無いことであろう。覚信の支状について安堵の所望を擱れては向後、地頭の号は有りえないであろう。随つて讓狀の前後のことは覚信が干渉し難いことである。」と答弁しているのは理に叶っていると裁決を下し、諸三郎丸の地頭職を認め、更に上別符内の三箇所の四至界を定めたことについて惣地頭の詞を載せていない問題について覚信の申すことにも今更惣地之詞を讓狀に書く必要はないと断し、かえつて「覚信為郡司之身、難支申地頭職相伝歟是三」と戒めている。又穎娃郡地頭所務についても諸三郎丸裁載状之処覚信無重申旨之間、頗雌伏歟是四」とし、更に所務等の権利を主張したのに対して「彼状皆以為郡司職知行所見之間、不足当論証文之上、以得分和与下知、一向擬停止地頭名字之条、覚信造意非無奸曲歟、是五、然則於彼両村地頭職安堵者、覚信所支申不沙汰焉。」との裁許がなされて、覚信は完全に敗北するに至っている。次に「覚信不弁彼得分、而道慶不請取之由、企逆訴云々」に対して、覚信は「此条道慶為破和与、不請取得分之間、就訴申御沙汰最中也」即ち之は道慶が和与を破らんとするために得分を請取らないので、訴訟中であると申し述べている。之に対する裁許状が正慶元年十二月十日に出されているが、それによると

如覚信正中二年六月一日和与状者、云加徴米、云檢断以下得分物、毎年十一月中於当村可致沙汰、若背此状、十一月中令違期者、如元可被知行所務云々、任彼状十一月中請取件得分物之由、雖相觸覚信、不及叙用之間、擬訴申之刻覚信為塞後訴訟、以前雖申賜御教書、不終沙汰之篇、經兩年之上、薩州与博多行程為十余日之処、元徳元年十一月以後十二月十一日覚信捧訴状於賦方、同十六年申給御教書訖、兼日企奸訴之間、日数不幾歟、是則令抑留地頭得分、道慶及訴訟之時、先立経上裁之由、為遁申也、就彼御教書、覚信奸訴弥令露頭之旨

とある。「正中二年六月一日の和与状によれば、加徴米及び得分物等は十一月中に当村に於て沙汰いたすべく、若しこの約束を守らず十一月中に実行せざれば所務は地頭自ら知行すると云う、この和与状によつて覚信は十一月中に得分物を納めることを確約したが、覚信が期間中に得分物を納めないで道慶が訴えようとしたところ、覚信は後の訴訟を塞がんとために、以前に御教書を申給わつたが、沙汰の篇を終らずに兩年を過ぎた。一体薩州と博多間の行程は十余日であるが、元徳元年十一月以後十二月十一日に、覚信は訴状を賦方に捧げ、同十六年御教書を申給わつた。これは兼日に奸訴を企てたので日数が幾らもないのであろう。是れ則ち地頭の得分を抑留して、道慶が訴訟に及んだとき先上裁を経たといつて通れんためである。覚信の奸訴はつきりと露頭した」と諸三郎は訴えているのに対し、覚信は「契状によつて致弁しようとして道慶に通告したのに道慶は和与を破らんとして請取らずに約月を過ぎたとして訴えたので覚信は抑留の意思はない」と反論する。鎮西探題は之に對して

十二月十六日申賜御教書之後、迄于干翌年四月、為訴人、不終沙汰之篇、送兩年、道慶訴訟以後始而令出帶訖、覚信

奸曲為顕然之間、不可依彼御書歟

覚信は十二月十六日以後、翌年四月に至る迄沙汰なく、兩年を送り、道慶の訴訟後始めて出帯に及んだのであるから、覚信の奸計は明らかである。だから

随而契約得分物十一月中不致弃者、如元可被知行所務之由、載覚信契状之上、被引載彼文句於下知状歟 覚信地頭得分抑留之時可悔改和与之条勿論歟、然則於彼両村者、任正中下知並覚信契状等、道慶如元可致所務也、次相論以後地頭分物事、同可令糺返矣者、依抑下知如件

十一月中に契約の得分物を納めなければ地頭の所務は元通りと覚信の契約に託載してある通り地頭に返すべきである。

山田、上別符両村の地頭所務は正中の下知や覚信の契約通り元の如く道慶が之を行うべきであるとして道慶の地頭職は安堵されたのである。このことは、註<sup>13</sup> 洪、谷又次郎や新平次入道にも通告されている。

このようにして谷山覚信と、山田氏との論争は一応、政治的にも、法制的にもここに谷山氏の敗北となつて終つたわけであるが、然し谷山覚信はこの裁決に従わなかつたようである。

北条英時が正慶二年に洪、谷新平次入道（重基）にあてた次の御教書はそれをものがたっている。

（薩藩旧記雑録前編卷之十二、山田文書一一四号）

大隅式部孫五郎入道々々慶申薩摩国谷山郡内山田上別符地頭得分物事、重申状如此、谷山五郎入道背下知状並度々催

促無沙汰云々早相尋実否、載起請之詞、可注申也、仍執達如件

鎌倉幕府の命運がつきる直前であつた。幕府滅亡するや、山田忠能一族は島津貞久に従つて鎮西探題北条英時の討伐に参加したことは山田文書等に見えるが皮肉なことであつた。かくて鎮西探題の權威は失墜した為新たに後醍醐天皇の論旨により、谷山郡山田、上別府両村地頭職を認可されており（薩藩旧記雜録前編卷十二）

島津大隅部諸三郎忠能、龜三郎丸等知行地、被聞食了者天氣如件悉之、以状

元弘三年八月

式部少輔（花押）

註<sup>14</sup>

また建武の新政府が成立するや、建武元年六月十三日、雜訴決断所は谷山覚信に対して山田、上別符両村の惣地頭所務を山田氏に返還すべきことを命じ、六月十七日覚信の代人教信は（薩藩旧記雜録前編卷之十二）

而於和与契約得分物者、任先例於司所倉、彼両村惣地頭所務如元返付道慶之由、去年十二月十七日捧請文之処、今月十三日於決断所如被仰出者、於惣地頭所務者、可返付道慶云々、次前五力年惣地頭得分物、来九月中可勘渡于道慶之由被仰下候之条、為代官身難治之由雖相存候、応上裁捧請文候、所詮遂結解地頭得分之内、於用途者、可致九月中沙汰候、至米分者九月中難治之間、十一月中可勘渡候（下略）

と、契約に係る最後の五力年分の地頭得分の内用途即ち錢貸は九月中に、得分物即ち米は十一月中に山田氏に交付すべく請文（契約書）を提出した。是に依て同廿九日再び雜訴決断所は忠能及び龜三郎丸に山田、上別符両村の知行を

認め、十一月十一日には先きの教信の請文に任せて忠能等の両村を知行すべきことを薩摩国守護所に命じた。

旧記雑録前編卷之十二 山田氏文書（二二一―二二二号）

雑訴決断所牒、薩摩国守護所

嶋津式部孫五郎入道々慶子息並能申当国谷山郡内山田上別符両村所務並得分物事

牒、件両村所務以下事、任谷山五郎入道覚信代教信請文、宣知行之由、令下知之状、牒送如件 以牒

建武元年十一月十一日（以下略）

と見えるのが之である。

このようにして弘安二年（二二七九年）以来建武元年（二二三四年）に至るまで凡そ半世紀にわたる谷山・山田両氏の論争も、この雑訴決断所の裁決によつてはつきりと山田氏の勝利となつて終つた。然し不幸なことに問題はこれで終らなかつた。それは谷山覚信が先に述べた契約の得分物を弁済しないうちに建武元年十二月に歿したからである。

即ち（旧記雑録前編卷之十二）  
山田文書（一三六号） 「嶋津式部五郎入道々慶子息藤原忠能重言上」状に、

薩摩国谷山郡司五郎入道覚信他界間、其子細守護所注進上者、对于彼跡子息平五郎左衛門入道隆信相伝当知行上者、重欲給御牒当郡内山田上別符両村抑留年々地頭得分物等事

とあり更に

右、両村地頭職首、親父道慶重代相伝之地也、而為全得分物、令契約覚信之处、背契約状之間、武家沙汰之時、就

訴申、道慶預度々下知軍、天下一統之後、捧彼状及上訴為俊春御奉行、忝賜決断所御牒之処、於地頭所務者、雖去渡之、至得分物等者、背覺信請文、猶以不叙用之間、被仰下国司守護所之刻、覺信去年十二月令他界畢、為亡者之上者、对于彼跡相伝隆信、被下御牒、為糺賜以前抑留得分物等

とあつて、覺信が亡者となつた上は、その跡を受け継いだ谷山隆信に対し弁済する様に要求しているのである。かくてこの対立は隆信との対決となつてあらわれるのである。然しこの後の対立は亡覺信と山田氏とが郡司、地頭の所務権限をめぐる論争したのとは異り、折りからの南北朝動乱の混乱期を利用しての武力抗争となつてあらわれて来たのである。後年谷山氏が終始南朝方に味方したのはむしろ武家方たりし山田氏に対して亡父以来の積年の反感によるものではないかと考えられるのである。その理由が何れにあつたにせよその結着が南北朝期にもちこされたわけである。その結果は後に述べる様に郡司谷山氏は南北朝の活動を最後にしてその姿をけしてゆくようである。

## 二、谷山氏と山田氏の論争についての研究

谷山氏と山田氏のこの論争については今日まで多くの人たちによつて、それぞれの立場から研究されまた發表されて来た。谷山氏と山田氏の対立抗争が終局的には谷山郡の開発領主であり、郡司であつた谷山氏と、鎌倉幕府の創設に伴つて新しくこの地に勢力化した地頭島津氏との間の領主権の帰すや確立をめぐる争いであつたが、然し古代律令制国家の解体から中世武家封建社会への發展の中でとらえられる後進地域の律令的行政機構や、或は荘園関係における特殊性などからおこる様々な問題をもつていたと考えられるからである。例えば惣地頭職と地頭職の間

題地頭職の分割、和与に対する解釈の相異、或は荘園における地頭の非法の実態など多くの問題がある。しかし取扱われた大部分の問題は島津氏の地頭としての古代的遺制の残る薩摩への侵入が如何にして行なわれたかにある。その研究されたものをあげると、次のようなものがある。

- 1 鹿兒島県史、第一卷二八八頁荘園の推移（谷山郡）
- 2 鈴木鋭彦 中世における領主権確立をめぐる一考察―薩摩国谷山郡の場合（史淵54号 昭和27・12）
- 3 小園公雄 鎌倉末期に於ける谷山郡司と山田、上別府番頭宗久との土地相論について（史創2号 昭和35・12）
- 4 水上一久 南北朝内乱に関する歴史的考察―特に薩摩、大隅地方について

（金沢大学法文学部論集3号、昭和30・12）

- 5 郡山良光 島津庄薩摩方の支配体系（鹿兒島史学11号）
  - 6 水上一久 中世に於ける人身売買について（北陸史学4号）
  - 7 井ヶ田良治 南九州における南北朝内乱の性格（日本史研究第十七号）
- 等である。尚この論争を研究するにあたって最も基本的史料となるものは、薩藩旧記雑録、山田文書（最近鹿兒島県史料集Vとして県史料刊行会から出版された）島津家文書（大日本古文書の家わけ文書）等である。

以上のうち、前述の一、論争の内容と経過の記述は主として県史第一巻、と鈴木鋭彦氏の論文および水上一久氏の論文によるものである。

次にこの論争の中で明らかにしたいと思ったのは、論争中に出て来る地名や人名などについてであったが、現在まで

十分にその証拠となるべきものを得ていない。論争の中心となる舞台である谷山郡山田、上別符両村は現在の谷山市の北部地域の大字山田並に五ヶ別府に属することは疑いない。各々の文書の中の地名に長尾大明神、黒丸権現こまはしり、駒走こまはしり、久木之野くきのの、横手よして、しまめぐり、宮園、なかをの、永吉、墓田、西田などであるがこのうち長尾大明神、黒丸権限（黒丸神社）については今日もそのあとが明らかであつて山田村のうちにある。西田も山田村のうちであろう。

駒走こまはしり、久木野くきのの、横手よして、島廻しまめぐり、宮園などの地名は現在の五ヶ別府内にある。現在の中村という字名は当時山田村の中に包含されていたかどうか。四十一ヶ条相論中に「避中郡司堀内並門田四至内事」と見えているが、現在の中村の中にある堀之内の地名が関係があるかどうかは明らかでない。山田文書（二二一）の建治三年十月のしやうくわん田地注進状の中に、つはきやま一反、きさきた四反廿、あかいた三反などとあるが現在の中村にある椿山、木崎田、赤田などの地名と関係がありはしないかと考えている。尚三郎に永代譲られた「うすくのこう」（宇宿）は現在鹿児島県の宇宿である。正安三年の「はかた上りの時の正文目六」しやうもんぢひやくに見える上別府の「そ山」というのは現在の五ヶ別府村の「増山」であろうか。唯、久吉園とか、永吉園などの地名は現在のどこにあたるものか明らかでない。

註1 薩藩旧記雑録前編卷八〇請所うけしよというのは荘園に於て地頭、

荘官名主らが荘園領主と契約して毎年一定年貢の納入を請負いそのかわりに荘園支配の全権を委ねられる制度である

## 2 薩藩旧記雑録前編卷五

3 下地進止権とは下地に対する自由な処分権をいう。下地したじと  
いうのは中世の土地制度史上多く用いられた用語で上分（

年貢や公事など土地よりの収益に對してそれらの収益の對象となる土地そのものをさす。だから、下地を進止すると  
いへばその土地を自由に処分する権能即ち土地に対する最も強い支配権を有することを意味した。

## 4 山田文書（二四号）○薩藩旧記雑録前編卷之六

5 宗久の養父大隅五郎太郎久親は伊集院一流物系図によれば

- 伊集院氏の二代にあたる。五郎太郎図書助法名を道智という、そしてその娘が宗久（山田式部孫五郎入道）の初室となつている。したがって相論の時代となつたものである。
- 6 荻田狼籍かりたろうぜきというのは水田の稲を刈取ることであるが、農民が自分で刈取るのではなく他人が相手の田の稲を不法に刈取ることである。中世において特別に使われる言葉である。
- 7 徳政とは本来は仁政の意味であるが、中世に行われた債権債務の破棄令、永仁五年（一二九七年）に幕府が貧窮した関東の御家人を救済する目的で御家人の売却、入質した土地を無償で取りもどすことを認めたものである。御家人はそれ程貧乏していた。
- 8 和与わよというのは中世における法律用語で、原義は無償譲与のことであるが一般には裁判訴訟において当事者両方が相互の譲歩や話し合いによつて訴訟を終らせること。その時に作成する証書を和与状という。
- 9 大隅式部孫五郎入道々慶（山田氏）と谷山五郎入道覚信との別々の和与状は同じ旧記雑録前編卷之一〇に記載あり、亦山田文書にもある。
- 10 県史第一卷二九二頁には和与の条件の(四)の「十一月中に運送せざる時は地頭の所務を郡司が知行する」とあるが之は「元の如く」とある故に「地頭が知行する」の誤りではないか。
- 11 地頭とは幕府によつて任命された荘園の管理者で警察権、徴税権、下地管理をもつたものである。本補地頭と新補地頭とがある。本補地頭というのは鎌倉幕府によつて前代以来の所職、所領を地頭職の内容として安堵されたものである。得令も一律でなく、所務の内容も先例をそのまま受けついでものが多い。
- 12 新補率法地頭は承久の乱以後におかれたもので主として没収した朝廷方の土地に新たに設置した権限と収益は先例に従うが、ない場合には十一町に一段の給田と段別五升の加徴米を得た。また下地（土地）の進止を禁じた。
- 13 薩藩旧記雑録前編卷之十二、及び山田文書
- 14 雑訴訟決断所とは建武中興によつて成立した建武新政府の訴訟機関である。特に所領（土地）問題の紛争解決にあつた。

## 第五節 谷山の莊園

谷山氏と山田氏の所領の論争についてのべたが、それは莊園という中世社会の農村を中心にした問題でもあった。莊園というのは奈良時代（八世紀中頃）から戦国時代（一六世紀）の終りごろまで存在した田地を主体にした私有地のことであるが、薩、隅、日における莊園（庄園）については建久八年の図田帳が明らかにしている。そして莊園は中世社会における経済的な基礎である。いいかえると、中世の社会は農村の時代であり、社会の中心が農業であったと同時に、その生産の担い手は農民であったということである。農村は郷とか莊とか或は村、保、などいろいろな名称で呼ばれているが、薩摩の場合においては、院いんとよばれる特種な名称さえある。（山門院、莫禰院、祁答院、入来院、牛屎院、満家院、伊集院、市来院、知覧院、給黎院などである）。院はもともと役所のこと、後にそれが莊園を意味するものになったものである。この外に別府などとよばれるものがある。谷山郡の郡司の先祖たる弥平五信忠が支配した加世田別府の如きである。谷山には五ヶ別府というところがある。山田氏と谷山氏がその所領争いをした「上別府とか北別府」とよんだ地域である。五ヶ別府郷土誌註2によると、五ヶ別府の地名について「筑前五箇の条に、按するに五箇という地名諸州に多し、御家ごかにやと云へども明確ならず、山谷の避遠の境に其名多く、之を考ふればその郷保の制度の以「五家」為「保（戸令）の五家にて、山中に僅少の人口の栖止して五軒計りの籬落りらくあるをばかく名つくるか」と見える。また別府については「隱岐の別府の条に、按するに別府とは別勅符の義にして古来、府と符、往々相通用せり

即ち田制に出てたる名目にして別勅符を以て賜りたる勅旨田、即ち別符田である。之は守護、地頭の支配外即ち不入の地であった。この別符田も後に田制の敗乱につれて全く莊園私墾と同性同状のものとなり、郷村と並び称せられて地名に転換したるものなり」とある。五ヶ別府もその意味で僅かの小部落で、その土地は朝廷より別の勅符によりて人に賜りたる勅旨田、賜田の一つであつたらう。五家は五箇、後閑、空閑、皆同意義である。五ヶとは五箇の意義であるともいう。今は谷山町の大字名となるが、昔は谿山郡五ヶ別府村、又は谷山郷五ヶ別府と称したと、古書に見える。また上別府ともある註3と述べている。中世の古文書に見えるのは前述したように上別符、又は北別符であるが、五ヶ別府の名称は見当らない。いつの頃から五ヶ別府という名称が用いられたかは明らかでない。いずれにしても、谷山郡はもとは国衙領てがかりよ(公領)であつて国司郡司の支配下にあつたものがいつしか私有地の様な形になつてしまつたと考えられるものである。莊園は私有の領地であるから、広いところもあれば狭いところもあつた。普通は大字程度の広さであると思うが、そうだとすれば谷山郡のうちには、上別符、山田、宇宿村などの他に中村、福元、和田などの村があつたであろうが、中世に於て上別符、山田、宇宿などしかその名は出てこない。莊園はいろいろと複雑な形なりたつてゐるが、莊園の所有者は本所とか領家とかよばれる領主で(貴族や社寺に多い)、それらの領主は在地の武士や豪族、時には僧侶などを、預所あずかりしところ、下司げす、公文くもんなどとよばれる庄官を任命して莊園を管理させたのである。鎌倉時代には幕府と關係をもつ御家人が地頭としてこの莊官を兼ねるものさえあつて複雑であつた。山田、上別府において谷山氏はもともと谷山郡の郡司であり、この地を開発した領主であり大きな力をもつていた。そこに島津氏の支族が山田の地に幕府から地頭職を与えられて山田氏を名乗り支配するようになったものである。莊官の下には名主なぬし(地主)註4があつて耕

作に専念しているが、その他に作人とよばれる小農民や、それ以下の身分の低い所従、下人などがいた。同じ百姓でも名主とそれ以下の者とでは区別があったのである。山田文書に出てくる財久吉や、谷山氏と山田氏の相論の正安二年の鎮西下知状の中に見える山田宗久の代官馬次郎入道蓮実や平山四郎家直（法名直心）、或は沙汰人紀三郎入道藤野五郎檢校入道久木野次郎などは名主であつたろう。それに対して、山田村の百姓半次郎入道とか源次郎、或は馬盗人の新藤三、太郎、与一、四郎次郎、上別符村の大藤太、与一男から権盗人として訴えられた三郎貫首をはじめ山田宗久（道慶）がはかた（博多）のぼりの時の目六に見える。こまハシリ（駒走）の清三郎、その山太郎入道などは作人以下の百姓などであつたろう。このような身分の低い農民たちは田畑や道具と同様に財産の一つとして売買、渡讓、質入などとされたことは、幕府がたびたび人身売買や質入の禁止をしたことでも想像出来るのである。山田氏と谷山氏の相論の半分近くが農民に対する地頭の非法であることでも理解出来るよう。例えば「山田村百姓寂善法師従女土与女称有間夫答、押取寂善養子観音女、令沽却無謂事」とあり、それによれば山田村の百姓寂善法師の従女の土与女が間夫をした罪は証人の光吉という者の証言によつて明らかであるとして、寂善の養子の観音女をとらえて売却したというのである。その他、莊園に於て農民を苦しめたのは多種多様な負担である。莊園における負担は年貢（農民が領主に對する田地の租程）、公事（年貢に對する附加税で土地の特産物等で「万雑公事」と称せられるように雑多であつた。わら、むしろ、漆・桑・瓜・芋・布・糸・紅花等や海岸地帯にあつては、塩とか魚類等があてられた。）、夫役（農民が領主の佃の耕作や、池溝の土木工事、年貢の運搬などの労役である。）などがあるが、之等は主として莊園領主に對するものであるが、農民はその他、地頭に對しても、名主に對しても、国家に對しても負担しなければならなかつ

た。その割合は一定しないが、大体三割から五割位であつたろう。その中で最も農民にとつてきびしいものは地頭への負担であつたろう。莊園領主は一般には遠隔地に居り、地頭をしてそれを徴収せしめているから在地の背景に幕府の力をもっている地頭こそ農民が大きな重圧を感じたものである。地頭の得分は本補地頭では莊園内の慣例にまかされていたが、門田・給田きゅうでん・名田なよでんからの租税収入であつた。承久の乱以後におかれた新補地頭は莊公田畠十一町について一町ずつの給田と段別五升の加徴米と、それに加えるに山野や河海からの雑収入等ではつきりとしていた。谷山覚信が「忠久者令拝領惣地頭職之間、令取段別五升加徴米之外、不相綺下地者也」とその得分を示している。年貢の内容については山田文書（四号）の財久吉請文に、得分米百式拾斛、唐綾染端、桑代布壺端苧百五拾両、色革拾枚、移花拾枚等が見える。同じ山田文書（三三号）に

谷山郡内

注進 山田村上別府粟里目六事

合

山田里参石陸斗(六)

上別符里五石五斗陸升(六)

都合玖石壹斗陸升(六)

領家御分陸石肆斗壹升(六)  
(四)

地頭御分式石染斗五升(七)

右目六之状如件

正応元年八月日

と見えるから、正応元年（二二八八年）の頃の年貢のあり方が理解出来よう。地頭の夫役もはげしいものがあつたように思う。例えば、相論の中に見られる地頭屋敷の地所造作の時の人夫や博多上りの時の夫役等が示されている。また、和与状の中に見られる得分を連送することも夫役の一つであつた。次に荘園内には地頭の館や神社、寺院倉庫等があつたことも知られる。地頭の館がどこにつくられていたかはわからないが、「堀之内」という地名が残っていることは注目しなければならない。神社は、七尾神社、黒丸神社が現在でも存在している。薬師堂も古くからあつたらしく、その名が見える。その他びしゃ門、上立院等が見えるが、どこの辺りであろうか。その他山田文書や薩藩旧記雑録等に残されている多くの文書の中から谷山における荘園の当時の実態を更に研究する必要がある。

註1「院」については鹿児島県史第一巻二四三頁、鹿児島島の歴

史（県高校歴史部会）四七頁等に説明がくわしい。また、

荘園の研究（西岡虎之助）下巻二の七四〇頁にもその説明がある。之は「中世前期における荘園的農村の経済機構」として入来院をとりあげた中で説明がなされている。それ

らの説明によると「院とは国府の下にあつて一定の地域の祖稲を収納した倉庫であつたが、後にその地域一体をさすようになつて荘園と同じ意味に用いられたもので九州に多い」ものである。

2 五ヶ別府郷土誌は戦前に（昭和七年頃）書かれたプリント

印刷のもので、当時宮川小学校の校長たつた小向氏が書いたものと伝えられる（宮川小学校所蔵）

3 別府については、鹿児島島の歴史（同前）四八頁参

4 安田元久「日本荘園史仮説」二二二頁

## 第六節 蒙古の襲来と谷山

蒙古軍の来襲は文永十一年（一二七四年）と弘安四年（一二八一年）の二回にわたって行なわれた。鎌倉幕府にとっては大きな危機であった。殊に莊園に於て平素所領争いで反目し合っている武士たちの調和をいかにして図るかということであり、またそのころ各地で広汎に抗争しはじめた悪党をどう鎮圧するかということでもあった。幕府が当時発布した悪党に対する鎮圧令などはその苦慮や内部矛盾を示したものの一つといえるかもしれない。そのような幕府内部の事情をよそに文永十一年には蒙古の大軍侵攻し肥前松浦から博多湾に侵入し、小弐、大友、島津をはじめ九州の御家人たちの奮戦も空しく形勢不利となり、遂に日本軍は水城みづきにまで退き蒙古軍の博多、箱崎侵入を許さざるを得なかつたのは、御家人たちの力の弱さでなく、蒙古軍の戦斗方法の威力によるものであった。幕府はこの結果、再度の蒙古軍の襲来に備えて防衛体制の強化を図つたのである。博多を中心とする要地に鎮所を設け、御家人を異国警固番役に動員、更には石塁を今津から名島にいたる要地に築かせたりしたのはそのあらわれである。これよりさき幕府は既に西国防禦の必要を痛感しており、文永八年九月十三日には薩摩国阿多北方地頭二階堂行久後家に命じて器用の代官を鎮西に下向せしめ、守護人に従つて異国防禦に力を致さしめている。幕府は建治年間に島津久経に対して任国に下向すること命じているが、それよりも更に力をつくしたのは石築地築造による沿岸防備の強化であった。そうした中に弘安四年、蒙古軍は来攻したが、この防塁と御家人たちの活動によつて之を拒んだのであるが、折からの暴風が我国にとつてこの戦争に大きな幸いとなつたのであった。この弘安の役で薩摩の守護島津久経をはじめ多くの薩隅の

諸兵士が奮斗したことは、竹崎五郎季長の蒙古襲来絵詞の中に「ひさなかのをいしきふの三郎のての物いは四郎ひさちかはたけやまのかくあみたふ」とある<sup>註1</sup>とよく知られている。禱寝清親への蒙古合戦勲功賞配分状や、入来院平四郎有重等の勲功賞配分状などからも明らかである。この両役を通じて幕府は更に警固番役と石築地の築造の強化に勉めたことはいうまでもない。警固番役については当時の文書によると、警固の結番として薩摩国は大隅、日向と共に冬の十、十一、十二月の三カ月ときめられていた。これによって勤仕した人々の名は比志島氏、国分氏、吉富氏、大隅氏等その覆勘状（守護人の番役勤仕の認知状）に見られる如くである。之等によると、薩摩の御家人は<sup>はてし</sup>管崎に於て警固番役に従事した。石築地役は御家人だけでなく一般庄公領にも賦課された。その場所は大体番役と同じ場所で、費用はおのおの団地一町につき百十四文位であった。この頃の谷山では山田氏の所領は道仏（忠時）が谷山郡の地頭職を忠実に譲り、更に忠実は土用熊丸に譲って居り、郡司資忠（谷山氏）が走湯山造管用途対稗等で次第に山田、谷山両氏の所領争いの対立がはじまろうとしていたのである。従ってこの両役に参加したか否かの史料を見ないので明らかでないが前述せる蒙古襲来絵詞の中に伊集院の「いわや四郎ひさちか（久親）」等が見えていることから、或は参加したことも考えられよう。前節で述べた正安二年の関東下知状（地頭山田宗久と郡司谷山資忠の相論に対する）の中に「宗久異賦合戦忠否事、右郡司則弘安四年宗久為十余歳之处、不致合戦之条、不忠之由訴之地頭亦幼少之間、以代官致合戦之旨陳之者、宗久幼少之由陳申之上、今更彼忠否事、不及尋成敗焉」と見えており、郡司は宗久は十余才のため合戦せず不忠であるとのべている。然し地頭は幼少のため代官を以て合戦している由をのべているのである。次に石築地役についても最初の負担はわからないが、修造の必要が生じた際の比志島文書を見ると、その最初の担当に從つて

課せられた如く、正応六年四月北条兼時から島津忠宗へ宛てた薩摩国の分のうち破損の箇所は「四丈五尺永利分・三丈五尺甌島分・三丈光富分・八丈八尺伊集院内・二丈荒田正分三丈・穎娃郡分七丈 谷山郡分・一丈 鹿児島東方介」等<sup>註2</sup>と見えている。谷山郡は七丈の割当てであるが、之等が谷山郡内ではどのように割当てられていたかは明らかでない。何れにしても、この頃は次第に怠慢を来たし難渋するところが多かつたのではないだろうか。それはやはり文永、弘安の両役が地頭御家人たちに大きな経済的負担を与えていたことによるものである。谷山郡に於ては山田宗久（道慶）もまた経済的窮乏は甚だしかつたと見えて、正安四年（乾元元年にあたる一一三〇二年）より十八カ年その地頭職を郡司谷山覚信に請所として渡していることがみえている。ところが覚信は年限が過ぎてしまうと理由をつけて地頭職を返さなかつたらしく、遂に山田宗久（道慶）は覚信の濫妨を停止してほしいと探題に訴えたのである。

（薩藩旧雜録前編卷之九 山田文書五四号）

島津大隅式部孫五郎入道道慶謹言上

薩摩国谷山郡内山田上別符両村地頭所勢以下事

副進

一通 関東御下知 要段 弘安十年十月三日

一通 鎮西御下知 要段 正安二年七月二日

一通 年記請所状案 同四年十月廿日  
自明年三月可為請所由事

右地頭職者、当郡司五郎入道覚信非分押領之間、道慶<sup>干時</sup>

宗久

就訴申子細、云關東云鎮西、令拝領度々御下知之間、多年知行之後、去正安四年為請所限拾捌ヶ年所去給覺信也、自去年擬致所務之処、覺信構事於縱横、及違乱之条無道也、所詮年記違期之上者、早任傍例被停止覺信濫妨、為糺給押領物等、恐々言上如件

元享二年十一月日

之に対して、覺信は元享四年（一二三四年）六月に覺信の代理人俊忠をして

年記違期之上者、被停止濫妨、欲糺給押領物云々、此条希代奸謀申状也、以去正安五年三月廿四日為錢貸百貫文米拾石代、令入置彼地頭職於本錢返之条、道慶沽券明鏡也、而称正安四年十月廿日自身沽券状案文、或引上年記或限拾捌ヶ年沽渡之由掠申之条、無比類謀計也、云奸力云謀作、其咎争可廻時日哉、就早被経急速御沙汰、任被定置之旨、為被行罪科、粗披陳言上如件

と反論をしている。即ち「道慶は去る正安五年三月廿四日に、錢貸百貫文米拾石代として地頭職を入置し、本錢返地としたことは質券状（或は売渡状）で明らかである。<sup>註3</sup>而るに道慶は正安四年十月廿日の沽券状（質券状或は売渡状）

案文と称して、年紀を引き上げ、十八カ年を限って沽渡の由を申すのは比類のない謀計である。だから早く罪科に処せられたい」と地頭側の謀計奸訴であることを強調しているのである。<sup>註4</sup>「この請所は実際は本錢返質入に過ぎなかつたようである。この種本錢近質は一種の領有質で、その契約期間中は取質者において知行を行い、或は収納するのであるから實際上請所契約と実質的に頗る類似し、ただ当事者の間の見解の相異による点が多い。この場合谷山氏は錢百

貫文、米拾石で本錢返質として取得したといひ、山田氏は単に請所としたに過ぎないと主張した<sup>註5</sup>のである。

その後谷山氏と山田氏は正中二年に和与していることは既に述べた。とにかく右の両者の相論を見ると当時地頭山田宗久（道慶）の経済状態がいかに苦しかったものであるかがうかがわれるのである。

註1竹崎季長蒙古襲来絵詞

物之状如件

2 県史第一巻四〇八頁以下

正安五年三月廿四日

3 山田文書（四七号）

とあるものがそれである。

「本物返仁入置谷山郡内山田上別符両村地頭職事

4 鈴木鋭彦「中世に於ける領主権の確定をめぐって一考察」

合錢百貫並米拾石者<sup>升地頭  
米斗定</sup>

（史淵54号）

右用途米等不弁償之様者、一向止地頭之綺、所奉避郡方也

5 水上一久「南北朝内乱に関する歴史的考察」

但今年中者、不可請之、若又就公私有相違者不日可奉返本

## 第七節 南北朝時代の谷山

### 一、建武の新政

蒙古の来寇後は、いよいよ御家人の経済的な窮乏が甚だしく、加えて幕府の統制も次第に乱れてその勢力が弱って来ていた。折から皇統の継承問題に干渉して朝幕間には相反目する空氣が次第に広がっていた。この時期後醍醐天皇は即位されたのであるが、皇太子をめぐる問題から大義名分の宋学の思想の上にたち遂に倒幕を計画されるに至った

のは十四世紀の初めの頃であつた。かくて正中、元弘の変を経て鎌倉幕府は滅亡した。時に元弘三年（二三三年）初夏の頃であつた。九州に於ても菊池、阿蘇両氏の活動により鎮西奉行北条英時への攻撃が行なわれた。島津氏も亦幕府の滅亡を知るや、英時討伐の軍を動かした。山田宗久、指宿忠篤、渋谷典重等の諸氏が之に従つてゐる。谷山氏が之に従つたかどうかは史料を欠くので明らかでない。更に八月中には薩摩の新田宮権執印良暹、指宿忠篤、山田宗久等は上京し足利高氏（尊氏）の下に着到し討幕の軍に参加してゐる。註2このようにして幕府は滅亡し、建武の新政が成つたのであるが、建武新政府は後醍醐天皇を中心に公家、武家等から成り、その役所は記録所、雑訴決断所、武者所から構成されてゐた。そして地方には国司を任命し、一方に守護を任命するという矛盾する公武の二重組織をつくつたのである。島津貞久がこのころ日向、大隅の守護職に任命されたのは更に鎮西警固と日向薩摩を沙汰することを命ぜられたのはこのためである。然し新政府の政治は公家、武家の矛盾する二つの組織体であつたため思うようにまかせず、いろいろの障害があつたが、なかでも戦功に対する論功行賞の問題は大きな障害であつたと思われる。殊にそれが所領安堵の問題（従来の領地の所有をめぐつて）と関係したことなどから尚更であつた。従つて新政府は直ちに所領を安堵して諸国の人心を安定せしめる必要があつた。薩摩においても当然そのことが行なわれたので、渋谷鬼益丸をはじめ禱寝清成、清有、伊作宗久等にそれぞれの知行や郡司職、地頭職が安堵註3されている。谷山郷に於ては山田宗久（道慶）が島津氏に従つて出陣したことは既に述べたが、その際（宗久道慶）は置文によつて山田上別符の地頭所務の事は（旧記雑録前編卷十二、山田文書一一七号）

同御下知らの正文ハ、それのははのもとにあるべきなり、しせんのことあらん時ハ、かめ三郎らとよりあひて、わけとりたるべき状如件

として之を諸三郎（忠能）に与えていつている。七月十日道慶は着到状を奉行所に提出し、更に「欲早被経御奏聞、浴恩賞、施弓箭面目、武蔵修理亮英時誅伐合戦勲功事」として英時誅伐の勲功によつて恩賞を受け武人の面目をあらわしたいと上申しているのである。また山田諸三郎（忠能）、亀三郎丸兄弟も「欲早任当知行旨、下賜安堵論旨、備将来亀鏡、薩摩国谷山郡内山田上別符両村地頭職、回国散在名田畠相伝所領等事」として知行を受け、将来の誉れとしたい旨の上申を行っている。かくて元弘三年八月五日には、後醍醐天皇の論旨を以て、諸三郎忠能と亀三郎丸に対し両村の知行地を認め、更に建武元年（一二三四年）六月十三日に至つて雑訴決断所は谷山覚信に山田上別符両村の惣地頭所務を山田宗久（道慶）に返還することを命じている。即ち建武元年六月十七日の沙弥覚信代教信請文として見られる文書の（旧記雑録前編卷之十二）中に「彼両村惣地頭所務如元可返付道慶之由、去年十二月十七日捧請文之処、<sup>註5</sup>今、月十三日於決断所如被仰出者、於惣地頭所務者可返付道慶云々」と見えている通りである。そして覚信の代官教信は以前の契約による最後の五ヶ年分の地頭得分の内、用途印ち錢貨は九月中に、得分物即ち米は十一月中に山田氏に交付することを契約した。そこで同廿九日決断所は再び諸三郎と亀三郎丸に両村の知行を認め、十一月十一日には教信の請文にまかせて両村知行のことを薩摩国の守護所に命じており、<sup>註6</sup>然も覚信がそれを弁済しないうちに建武元年十二月に死歿したことは既に前節で述べたところである。<sup>註7</sup>谷山覚信（資忠）はこうした中でこの世を去つたらしいのであるが、その死歿の理由は明らかでない。こうした前後の何らかの事情によつたのであろうか。谷山氏の活動はこの

時期山田氏にくらべてはつきりとしていない。所領争いに敗れた谷山氏はいささかの時をまつてその対抗手段を考えていたのかもしれないのである。それに対し、この時期山田、上別符両村の惣地頭所務を完全に掌中におさめて次第に勢力を拡大してゆくようである。宗久(道慶)建武元年(一三三四年)十一月には論旨を以て豊前国草美氏の旧領を与えられ、翌二年二月には諸国<sup>註8</sup>同法<sup>註9</sup>によって伊集院氏に質券として入置いた伊集院内の諸田畠を復している。また同年三月には内裏大番勤務のため山田宗久は渋谷重基、矢上左衛門二郎、知覧忠世、指宿忠篤、比志島義範等と共に上京をしている。この間、谷山氏はどのような状態にあつたろうか。建治三年(一二七七年)(山田文書二〇号)「々々内資忠訴状、一、於当郡者、自昔無地頭進退名処、以新儀今年<sup>建治</sup>始而以上別府、立永吉<sup>地頭</sup>假名<sup>名</sup>為地頭沙汰為令徴納粟所当、抑取弥藤太檢校身代事

建治三年九月日

と、この時その名を出した資忠(覚信)が、次第に侵攻して来る新しい島津氏の勢力と抗し乍ら遂に谷山郡内の山田上別府、両村の地頭所務をうばわれ、失意のうちにこの世を去つたのが建武元年(一三三四年)であつたことは既に述べたところである。建武二年島津忠能申状(山田文書一三六号)に「被仰下国司守護所之刻、覚信去年十二月令他界畢、為亡者之上者、对于彼跡相伝隆信被下御牒」為礼賜以前抑留得分物等とあることよつて明らかで、その後の隆信が継いだのである。このことに関して、島津国史の建武四年四月二十六日の項に「建武元年十二月覚信死子五郎左衛門入道隆信嗣、則此年云<sup>二</sup>谷山五郎<sup>一</sup>者当是隆信<sup>二</sup>然自<sup>二</sup>弘安<sup>一</sup>以来教書言<sup>二</sup>覚信<sup>一</sup>者不<sup>二</sup>一而足<sup>一</sup>、其名聞<sup>二</sup>幕府<sup>一</sup>蓋已久候、而自<sup>二</sup>建武元年<sup>一</sup>至<sup>二</sup>於是年<sup>一</sup>或者京師未<sup>レ</sup>聞<sup>二</sup>其死<sup>一</sup>、則谷山五郎仍謂<sup>二</sup>覚信<sup>一</sup>亦不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>知也」とあつて、

疑をもっているのである。かくて、覚信の跡は山田忠能と隆信との対立として南北の争をむかえておこるのである。

## 二、南北朝の乱

「公家と武家水火の争にて元弘三年も暮にけり」（梅松論上）といわれるほどのげしきで公武の対立は建武新政権成立の当初から中興政治の危機をはらんでいたのである。果たせるかな僅か二年後の建武二年七月、北条時行の叛を鎮定すると称して東下した足利尊氏は直義と共に叛旗をひるがえし、ここに天下を二分し、或は諸国を分け、一族をして兄弟垣にせめぐ南北の争乱が起つたのである。かくて朝廷と尊氏は互に全国に檄を飛ばしてその勢力の確保に努めたが、薩・隅・日の三州に於てもこの渦中にまきこまれ、然も従来の所領争いや、嫡庶関係の対立等もまたこの時にその対決を迫る感があり、混乱を極めるに至つたのである。当時島津氏は五代貞久の頃より師久、氏久元久に至る間であり、北朝に属したが、（一時南朝に降る）足利氏に於ても尊氏、直義、直冬高師直等の一族の間、互に争い、或は南朝に味方し、或は北朝に属する等、諸国の諸豪は競つて各自その利益のあるところにつくの有様で、島津氏に於ても亦同じ状態であつた。薩・隅・日三州の諸豪族蜂起して島津氏の命に従わず、貞久は、師久、氏久兩人に領内を分領せしめその統一を行わんとしたが、島津忠直、氏儀、久親の如く島津一門中にすらその命に従わざるものがあつて、三州の混乱は深まつていつたのである。建武より延元の頃に至る薩・隅・日三州の南、北兩軍の勢力は次の様であつた。即ち南軍薩摩には阿蘇惟時を薩摩方守護として渋谷経重、牛屎高元、中村覚純、中村秀純、矢上高純、伊集院忠親、国親父子、市来時家、鮫島蓮道、指宿忠篤、知覧忠世、益山四郎、古木彦五郎、谷山隆信、穎娃定澄、大隅に肝付兼重、楡井頼仲、日向に伊東祐広、野池重興等があれば、北軍守護に島津貞久、実忠、執印友雄、在国司道超、渋

谷氏重、篠原国道、延時忠種、河田慶喜、二階堂行久、山田忠能、薩摩にあつて備え、大隅には、称寝清成、柿木原氏、税所氏、日向に若林秀信、太田資頼、畠山義顕、伊東祐持等相對してゆずらなかつたのである。この対立はまたこの南北朝以前の郡司系、地頭系豪族の対立でもあつたことは中世社会の複雑な性格をより一層明らかにしている。<sup>註11</sup> 谷山に於ても覚信のあとをついだ郡司隆信は遂に南朝に身を投じ、積年の山田氏との対立をここに解決しようとしたことはその立場から当然のことであつたかもしれない。

### 三、山田氏と谷山氏の活動

山田宗久は上京以来尊氏と軍中にあり忠能も亦之に従つたらしいが、延之元年（建武三年）には先ず博多の多々良浜に菊池武敏と相戦つてその軍忠をいたしている。ことは山田文書（一四五号）建武三年の渋谷弥四郎にあてた「大隅式部諸三郎忠能申、於多々良潟、今月二日捕頸由事、軍忠之次第、有見知云々」の文書によつても知られるところである。尊氏は次いで同年三月には大隅最強の南党肝付兼重に対処するため貞久（道鑑）を帰国せしめているが、山田忠能も亦之に従っている。山田文書（一四九号）建武三年六月の山田忠能軍忠状に「忠能薩摩大隅両国凶徒等蜂起之間、就下給御教書、令下国、押寄大隅加世田城、大手大将属于島津左京進入道々惠手、自五月六日迄于六月十日、日夜捨身命致合戦畢<sup>註12</sup>」とあるところから、この年五月六日から六月十日迄大隅百引の加瀬田城に島津道恵に属して押寄せているのである。貞久は此特別に日向中郷の姫木城（都城姫木町）と王子城（志和池村）を攻めさせている。加瀬田城戦斗のことについては三国擾乱記にその時の様子がわかるが、激しい戦斗が三十五日にも及んでいるのである。然し肝付彦太郎兼隆死守せる堅城も遂に六月に入つて落城した。肝付兼重はその後日向三俣院高城に根拠をおい

た。この年末だ谷山隆信は動かさるか。北国にあつては金崎城陥ち、都にあつて此の延元之年末後醍醐天皇は吉野に遷御あり、征西將軍宮は讃岐に着いておられる。

延元二年（建武四年）（一二三七年）此年薩摩の戦局に大きな変化が起つて来る。この年あくるや正月（建武四年）島津（山田）忠能は「欲早任傍例、預安堵御下文、備未代亀鏡、薩摩国谷山郡内山田別府兩村地頭職事」の申状に於て、系図、関東御下文案、忠真壞状、或は関東下知状等を添えて、山田、上別符兩村の地頭職を安堵せられんことを請うている。一方南朝側においては懷良親王の先驅として三条泰季が薩摩に来たつて兵を募っている。ここに薩摩の戦局に変化がおこるが、それについて、薩藩旧記雜錄編卷之十四の「兼重伝」に「後醍醐帝使三条侍從泰季、率名越左近將監高家（中略）等、來九州討足利党、以援菊池及兼重等師、時道鑑公在京師、乃三月、泰季徇地薩摩、立營南方」とあつてそれを知ることが出来るが、続けてその營を立てた南方とは「今谷山下福元村有地名御所箇原、又距一町許、有菊池畷、土人相伝為菊池氏奉征西將軍宮、來立營処、又曆応五年七月、道鑑公賜莫禰遠尾書云、称四国宮、來薩藩南方募兵、我党以援御内云々、又肝属氏所世藏錦旗、為大塔宮所云、拠此等説、疑此泰季嚮導菊池、奉宮來立營也、然宮親入薩未知其拠、遠邦鄙人、觀泰季至誤伝為宮、亦未可知也」とあり、谷山にある御所ヶ原がその地であるうが、いろいろの説があるのは征西將軍を知らない人々が泰季を宮と見誤つて伝えたものであらうと述べている。然しそれを契機として南軍に參集するものが相次いでいるのである。同じく続けて「十七日、河上又次郎家人入道乗、指宿彦次郎忠篤入道成栄等來会応之、於是、大隅助三郎忠国、谷山五郎左衛門入道隆信、鮫島彦次郎入道蓮道、市來太郎左衛門時家、入道道尊、鹿兒島郡司矢上左衛門五郎高純、知覽院又四郎忠世、光富五郎心栄、石堂彦次郎入道秋次、

三位房、益山新次郎、古木三郎入道之属、各以邑扈之、兼重兵勢由是復振」と見える。三月十七日に至って遂に、時の来るのを待っていた谷山隆信は多くの人々と共に南朝に馳せ参じてここにその旗色を明らかにしたのである。と同時に南朝軍の勢力大いに振り有利となったのである。かくて延元二年三月二十一日伊集院忠国、谷山五郎左衛門入道隆信等守護所をおそう風聞があつたので、<sup>註13</sup>足利直義は直ちに島津孫三郎頼久（川上）や伊作宗久に命じて近隣の地頭御家人を募つて、伊集院忠国、谷山隆信、鮫島家藤（蓮道）を討たしめてゐる。薩藩旧記雑録前編卷之十四の「頼久譜中」に

四月 公在京師、前此三条侍従泰季為南朝立營於薩州南方、徵隣郷兵、大隅助三郎忠国、谷山五郎隆信、鮫島彦次郎家藤等多扈之者、足利直義遙聞之、乃二十六日賜頼久及大隅左京進宗久入道道惠御教書各一通、使共還薩募兵於地頭御家人等、以討伐之、

と見え、四月廿六日に直義は島津頼久と伊作宗久に御教書を送つて軍忠すべきことを促しているのである。同じ旧記雑録中

薩摩国凶徒大隅助三郎、谷山五郎、鮫島彦次郎入道已下輩誅代事、相催当国地頭御家人等、不日令発向、可致軍忠之状如件と見えるのが之である。かくて同年六月十一日には益山四郎入道と古木彦五郎入道の拠る伊作庄中原城を伊作道意と式部龜三郎丸（山田氏）等は攻撃して彦五郎等を滅している。つづいて

延元二年（建武四年）七月廿一日、阿多郡高橋松原口に於て戦斗が行なわれ、谷山隆信と山田龜三郎とも相對して戦つてゐることが、旧記雑録前編卷十四の「川上譜頼久伝」や山田文書（二五四号）の「山田龜三郎軍忠状」等に見えてゐる。

「川上譜頼久伝」

○建武四年七月廿一日鮫島彦次郎家藤入道蓮道、伊集院助三郎忠国谷山五郎左衛門入道隆信、市来太郎左衛門時家人道道尊、鹿児島郡司矢上左衛門五郎高純、知覧院又四郎忠世、光富又五郎友経入道心栄、石堂彦次郎入道秋次、三位房、益山新次郎、古木三郎入道等来伐高橋在阿多郡、大隅左京進宗久、隠岐七郎行貞等迎戦於松原口斬獲数級宗久家僮莫彌次郎成時、葛部孫四郎久善、西郷九郎秀範、山崎右衛門五郎祐範、友久家僮左衛門次郎等奮戦被傷、二十八日或作二頼久乃率大隅五郎兵衛尉助久町田氏、上野四郎太郎、比志嶋孫三郎範経或作忠経、延時彦五郎忠能等、往攻市来城、  
八月三日、及城主時家戦于戰頸、延時忠能等有功

とある。高橋松原口の戦斗に引続いて市来城においても戦いが行なわれている。市来城の戦いに山田亀三郎丸が参加して戦功をいたしたことは亀三郎丸の軍忠状によつて明らかである。市来城の戦いは七月二十八日から九月二十七日に至るまで会戦数十回にも及んだ激しいものであったことは「旧記雑録抄」の示すところであるが、之等の中に出て来る諸将の中に谷山五郎の名を見出し得ないのは何故であろうか。この戦いは九月未になり三条泰季の肥後より帰り指宿成栄等の援兵にもかかわらず十月に至り遂に市来時家は破れて市来を去つたのである。

延之二年(一三三七)（建之二年建武四年）十一月、市来城の戦斗にその名を見せなかつた谷山隆信は、矢上高澄、伊集院忠国、知覧忠世等と共に肝付兼重、野辺盛忠と連合し数千騎を以て大隅贈嶽郡に入り郡田、清水寺、鼻連山に塁を築いて重

久篤兼を橋木城に攻めている。篤兼之を吉水に遜え戦ったが敗れて両軍相對峙したまま翌延元三年にいたり三月再び戦斗が開かれたのである。(旧記雜録前編卷十四)

兼重譜中

十月彌寝清種等、從三保引去、於是兼重及野邊盛忠、大隅忠国、谷山隆信、矢上高純、平忠世等、入曾於郡、立塞於郡田清水鼻連山、亦応泰季軍、十一月二十九日、同攻橋木城戰於吉水亦置於郡地

この対立のまま延元三年は暮れ、延元四年に二二二九年曆応二年に入った。尚山田道慶に対し雜訴決断所は建武六年七月廿一日を以て(曆応二年)山田上別符地頭職安堵の牒を出している。この年の四月伊集院忠国は、島津豊後守実忠の拠れる給黎院上籠、綱屋の城を攻略し、註14村田阿闍梨如嚴は祁答院湯田城に之を攻めた。この間大隅の雄肝付兼重は敗れて高山の肝付本城に退き、その勢力が衰退して行った様である。

六月湯田城を抜いた南朝軍はついで、三条泰季の薩南より北上せる軍と薩北の和泉、牛屎の軍と連合して六月二十日守護代酒匂久景の拠る川内碓山城を攻めたのである。「西藩野史」によれば曆応二年己卯(延元四年)「夏六月薩州南方(阿多川辺頼娃指宿知覽給黎谷山の七郡を南方という)の賊谷山五郎左衛門入道隆信(由緒略ス)鮫島彦次郎家藤入道蓮道(由緒略)来テ碓山城(平佐城)を攻ム(道鑑公爰ニ在)権執卯三郎二郎俊正(由緒略)援兵ヲ卒シ城ニ入ル六月十八日」  
洪谷孫次郎、洪谷小四郎入道洪谷平四郎(略)大兵ヲ起シテ南軍ヲ援ケ急ニ進テ門ヲ破ル六月廿二日西刻ト云」然しこの時新田宮の山上より矢声三回聞えて南軍に落ち、ここに南軍は敗走して入來の淵上城に拠ったが六月二十九日には之も島津貞久(道鑑)によって破られたのである。(入來淵上城は清色のそれではなく中村の淵上城であつたといふ)註15かくて谷山

隆信は三条泰季の来薩以来山田氏（島津氏）と対立を続け谷山の本拠に席を温めるとまもなく、大隅や北薩南薩の地に点々と活動をしたがそのかいかなく碓山城、淵上城で敗退以後谷山に帰り爾後の戦斗に力を養ったのではないかと考えられる。即ちこの直後興国三年（一三四二年）懐良親王が薩摩の津に上陸し、谷山に駐輩の所を定められたることを思えば当然のことであろう。

註1 正中、元弘の変とは正中元年（一三二四）と元弘元年（一三三二）の二度にわたって後醍醐天皇を中心に側近の人々と共に幕府を倒そうとした事件である。

2 薩藩旧記雑録前編卷之十二、山田文書（二二二号）

3 同右

4 山田文書（一一八号）

5 山田文書（二二三号）

薩摩国谷山郡内山田上別符両村地頭所務事、式部孫五郎入道々慶可被正中二年和与状之由掠給鎮西下知状之間、件裁許為非抛之条決断所御沙汰就而於和与契約得分物者、於当郡々司所倉可勘渡之由載和与状之処、以前五ヶ年分米九十余石錢七十貫文内半分於京都可沙汰之由、被仰出之条（教）雖相殆所、応上裁随尋出之且送遣之処非皆済者不可請取之由道慶申之間、掠所計略術尽畢、被延日数可弁之旨、覚信代教信雖申之、以相論阿党及理不尽責之条、難治次第也、所詮依為遠国不含期之上者、被延日限可致沙汰候、不然者

上和与之儀、有限惣地頭所務如元可返付道慶候、但破和与之時者可返与来納分於覚信口、任彼状可被仰下候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言  
元弘三年十二月十七日 沙弥覚信代教信清文 本裏  
右ノ口裏ニ在之 建武元五廿三被下之

これハさきの教信請文案 但六月十三日被返信了

6 薩藩旧記雑録前編卷之十二、山田文書（一三一号）

7 同 山田文書（一三六号）

8 同 山田文書（一三二号）

9 鹿児島県史一卷四三六頁

10 鹿児島県史一卷四三〇頁

11 水上久「南北朝内乱に関する歴史的考察」三七頁以下

12 河野直吉「肝付兼重」一八三頁以下

13 同右 二二六頁「肝付兼重伝」三条侍従泰季薩摩下向の条に曰く、「是に於いて大隅助三郎忠国、谷山五郎左衛門入道隆信、鮫島彦次郎家藤入道蓮道、市来太郎左衛門時家入道、

鹿兒島郡司矢上左衛門五郎高純……が族各々勤王を唱

侵す……とある

へて之に応ず、肝付が勢また振ふ。

14 阿蘇文書、前掲肝付兼重二五二頁 梟史第一卷四五三頁

三月二十一日大隅助三郎忠国兵を率いて守護所（碓山）を

15 本田親虎「入来町誌」上巻一一六頁

#### 四、懷良親王<sup>註1</sup>の薩摩着御と谷山

延元四年は南、北両軍にとつて一つの転機であつたかもしれない。薩摩に於て三条泰季を中心に展開した南朝軍の勢力は碓山城の攻防以来一進一退を保つていたとはいへ、渋谷、市来、伊集院、指宿氏等その地に抛り、未だ優勢にあつたと考えられる。大隅の肝付兼重またその余勢を挽回しつつあつたと思われる。然しこの情勢を暗示するかの様に、この年八月十六日吉野の後醍醐天皇は玉骨を南山の苔に埋らせ給うたのである。南風競わざるこの時、この悲報は亦南朝の前途を暗示するかのようでもあつた。時に島津貞久は興国元年（一三四〇）薩摩に帰国し伊集院一宇治城や市来城を攻め更に東福寺城、催馬楽城を攻めて三条泰季の勢力を次第に一掃しつつあつた。<sup>註2</sup>また、征西將軍懷良親王は忽那島に三ヶ年の星霜を経てようやく九州征途の準備がなろうとする頃でもあつた。<sup>註3</sup>はじめ後醍醐天皇が懷良親王を征西將軍に任命し九州の諸侯に告げたのは延元元年であつた。親王の使命はおそらく九州の南朝方を結集してその勢力を挽回するにあつたろう。菊池、阿蘇氏と連絡をとりつつ五条頼之、良氏父子、中院義定、持房等十余人の僅かの人数を従え叡山を出られ大和、高野を経て湯浅、田辺の浦より出帆し途中熊野海賊の援助を受けつつ瀬戸内海を讃岐にわたり土居、得能の勧めによつて忽那島<sup>くんな</sup>にわたり、忽那氏一族の保護をうけられて数年を経過したわけである。忽那島を出帆

したのは延元四年の末であつたらうか。(菊池史乗は興国三年頃出發としている)これより先、既に菊池には宮三位中将あり、薩摩には三条侍從泰季が活動していたことは既に述べた。かくて親王は翌延元五年二月の頃には豊後、日向の九州東海岸の何れかの地に到達していたと見られるであらう。<sup>註4</sup>然しここから阿蘇を経て菊池へ入ろうとする計画は成功せず、かなりの期間何処かに月日を過されたらしいが、之に対して何の史料もないまま今日までそれを知ることとは出来ない。興国元年(一三三〇年)から同二年の頃まで薩摩においても貞久の勢力におされて既に東福寺陥ち、催馬楽城亦おちいり、更に貞久は、伊集院忠国を平城に攻め、進んで阿多の鮫島城も加世田別府の垣本城を抜き南朝軍の勢力を弱めていったのである。この情勢の中に、懷良親王は興国三年(一三三二年)五月一日薩州津に着御あつたのである。(阿蘇文書)

征西將軍宮今月一日著御薩州津、御渡海無為、殊以目出度候、就其近日定可有合戰候、其時相構へ可被申後措候、委細之旨期後信候、恐々謹言

五月八日

花押

阿蘇大宮司殿 到来興国三五廿六

同じ文書は惠良小次郎惟澄にも届けられ、征西將軍の薩摩着御と近く合戦の始められるについて後援さるべきことを命じているのである。今日この薩州の津が何処であるかは諸説まちまちである。「征西將軍宮」に於ては摺宿郡の山川港にもあるか、と比定し、「肝付兼重」では指宿港にてあるべきか、大日本地名辞書は高山とする(従つて波見浦か)県史は山川港であらうかとしている。<sup>註5</sup>斯くて親王は先づ谷山隆信の居城に入られ、五月八日には肥後の阿蘇大宮

司や、恵良惟澄に着御の旨を報じ、更に各地の南党各諸氏に令旨の使者は発せられたのであろう。ここに仮とはいえ、九州征定の最初の征西府が谷山氏の居城（千々輪城、本城）の近くに設けられたわけである。

かくて親王は薩・隅二国の平定早く行つて、その後肥後に入らんとする計画を立てられたようである。再び南朝方の勢力の挽回すべき時を得た薩・隅二国の諸氏は競つてその令旨に応じたようである。阿蘇文書によれば

先度進状候参着候哉、抑將軍宮着御之後、去六月廿七日率島津図書助忠国一族若党等百余騎、参御方即踏伊集院城同日桑波多掃部允宗景、原田又四郎入道経道、光富又五郎入道道惠令参候、今月十四日、頼娃左近大夫定澄一族以下百余騎令参候則祇候谷山御所、彼等参候後御敵城当国満家院内島津兵衛三郎久実城、同院内原智城ハ島津平三郎家久城也、同国日置庄内若松彦太郎入道良意城也此城沈落之時、御敵手負死人数輩、同庄内古垣城江田入道良心城也同庄内南郷城島津豊後守実忠代官城也悉追落候了、其外自薩摩山南無残所令退治候、就其山北於千々台道鑑取陳、仍今一兩日間可発向彼館候、引合八代、急速率兵船可被焼払泉、山門、水俣以下候也、同今度合戦九州安否候、此度不被合力者、可被期何日候哉、山北合戦始候者、東郷在国司以下縁物共、可参御方之由内通申候、急速可被申後措候也、若及遅引者、可為難儀候、恐々謹言

（慶永元年）  
七月廿二日

花押

阿蘇大官司殿

と阿蘇大官司に書遣わされたこと、三条待從泰季をはじめ、六月二十七日には伊集院忠国一族百余人を率いて、参り直ちに伊集院城に旗をあげ、同日桑波田宗景、原田経道、光富道惠も来り会し七月十四日には頼娃定澄一族以下百

余騎參候。この勢に乗じて直ちに満家の島津久実の城をはじめ、家久の原智城、日置若松良意の城、江田入道の古垣城、島津実代代官の南郷城等山南の地は悉く親王の掌中下に属したのである。かくて親王は山北の千台に島津貞久を討つべく八代の官軍と兵を合せ、速に兵船を率いて、和泉、山門、水俣（肥後）の地を焼押し北走する退路を断つよう阿蘇惟時に命じたのである。親王は続けて、この度の合戦は九州の安否にかかることであるから、力を合せて之を達成しなければいつの日かそれが達成出来るかと、その決意をさへ述べている。東郷の国司は既に準備は整ったといつて来ているから、速やかに事を運ぶように決意を促している。貞久の南進しない前に貞久を挾撃しようとするのである。この情勢に驚いた貞久は、直ちに千台に兵を集めて和泉、山門、水俣の地を焼払い、北走する島津軍の通路を絶たん事を求め、且つ曰く、東郷在国司以下一族も味方するとの内通を送り山熊合戦の準備は全く整っている、こんどの合戦は九州の安危にかかるところなれば速に応援せん事を望む、というのである。貞久が千台を発して南進しないうちに肥後勢の応援を得て挾撃しようとの計画であった。親王は廿四日にも阿蘇氏に宛てて催促状を出している。<sup>註6</sup>このような情勢に驚いた島津貞久道鑑は権執印良暹ら国内武家方の諸將に檄をよびして千台に軍勢を集めようとした。（新田文書）

薩摩国凶徒為退治、来月十五日可令発向南方、相催一族、可取向城致用意、可被打越白羽也、仍執達如件

曆応五年五月廿六日

新田宮権執印殿

即ち六月十五日を期して南方に発向すべきことを告げている。然し諸將遂来して来り会せず、独り莫弥遠矢次郎大夫

入道が之に応じただけである。<sup>註7</sup> その為貞久道急ぎ谷山を討つべく再度にわたり軍勢の発向を重久篤兼らに催促した。

(旧記雑録前編卷之十五)

薩摩国凶徒退治事、背度々催促不参之条何様事哉、所詮来月四日以前可被発向、若令違期者可有後悔也、仍執達如件

曆応五年八月一日

沙弥花押

重久殿

かくて貞久は泰季党を谷山に討つべく八月四日軍を發して伊集院の自在原に陣をとり、五日には谷山に進入、六日には佐々野木原(笹貫)に陣を立て、そして同日末刻(午後二時ごろ)中尾崎で谷山の軍(宮方)と交戦、七日にもまた南方(宮方)の兵と谷山に戦った。そして十三日には転身して伊集院忠国のたてこもる伊集院の平城を攻撃したのである。(旧記雑録前編卷十五)

「兼重伝」

八月四日、公親將兵伐泰季党於自在原<sup>在伊集院</sup>、和泉保末等従有功、五日、進入谷山、称寝清種領兵従之、六日、立營於

佐々野木原、未尅、保末戰於中手尾崎、七日、南方兵与之戰於谷山、○十三日、又率清種等、於入伊集院、擊助三郎忠国於平城、立寒之

とある。この時の戦斗についてはその他、和泉保末軍忠状、禱寝重種並に清増、清種や篠原国道の軍忠状等が旧記雑録の中に見えるので、之等のものが参戦し伊集院の自在原から谷山の佐々野木、中手尾崎等で激しく戦争が行なわれ

たことは疑いない。梶史の中ではこの時牛下でも戦斗が行われていたと述べているが、然し史料の上からは見当らない。<sup>註8</sup>この時の戦斗は一進一退であつたらう、むしろ貞久には不利なところが多かつたと見えて転身しているのである。

これよりさき貞久は薩摩の中央を遮断し更に阿多郡を侵して谷山軍の背後を襲う手段を講じたらしく、前年即ち曆応四年八月に阿多郡と加世田別府で戦っている。曆応五年の谷山合戦に参加した新田宮権執印代三郎俊正の軍忠状に「同月阿多郡鮫島城御発行之時、属干御手、致軍忠卒、次加田別世符御発向、同致合戦卒」とあるので、明らかである。また曆応五年九月（興国二年）九月には在国司四郎入道（道超）が攻撃されている。<sup>註9</sup>伊集院土橋も比志島氏の警固するところとなつて、谷山の官方軍を次第に包圍しはじめている。それだけでなく、足利直義も康永六年（興国三年）十二月には伊作宗久に書を送り励まし、翌三月には伊作宗四郎・二階堂行仲の軍功を賞し、さらに四月には渋谷孫次郎、知覧忠世を招じて、官方軍の勢力を弧立化させようと計画をたてている。<sup>註10</sup>貞久は更に官方軍の勢力を弱めるため、九月十二日には、比志島彦一範平・権執印代子息三郎次郎俊正等の兵を率いて催馬楽場、東福寺を改め、十一月七日催馬楽城を陥とし矢上高澄をして敗走せしめている。こうしてしばらくの間は小戦斗にあけくれ、南北両軍相對峙したまま兵を動かさなかつたようである。ところで、征西宮懐良親王が谷山に營を建てられてより数年佐々木原、中手尾崎、東福寺城等と度々の合戦あるに谷山隆信の名と山田氏の名はあまりあらわれてこないのは何故であるうか。このような不安な中で肥後進発の容易に出来ない状態を案じおられつつも、親王は常に阿蘇の惟時や、惟澄に書をおくられ、その行動を鮮明によびかけられているが、阿蘇氏の動静はつかめがたかつた。然も日向にあつた畠山直頭が渋谷重興を率い南下して薩摩の谷山御所を攻撃したのもこのころであり、南朝軍の不安は一層深まるばかりであつ

た。ところがこの停滞は正平元年並に正平二年（貞和三年＝一三四七年）にいたつて破られ、戦局が動いた様である。即ち兼重伝によると、正平元年二月並に正平三年（貞和二年＝一三四六年）には肝付兼重、中院法郎（義定）<sup>註12</sup>は揖宿郡に会して敵路を絶つと共に、中院法郎は水軍を率い山川港を發して肥後におもむいたのである。之は征西將軍の肥後入りの準備であつたろうと考えられる。<sup>註13</sup>更に東軍は河辺郡高城や東福寺を攻めんとしたが、いずれも失敗している。敵に通ずるものがあつたからである。

然し正平二年正月新春早々南方の諸兵士數百人、隆信城に入り（隆信は、島津国史によれば谷山隆信とある）大挙して島津貞久と対決せんとした。貞久また、比志島、重久、野田氏等に來援を求めたが、折しも日向の野辺盛忠からの注進によると、四国、中国の兵船がしきりと日向目井浦から大隅内之浦玉崎を回航しており、それは谷山の官方の軍と連撃する救援の水軍だろろうというのである。<sup>註14</sup>かくて懷良親王の肥後入御のための陽動作戦が展開されたのである。五月二十九日中村寛純（矢上氏一族）の内応をきっかけに、浜崎城を攻めおとし、熊野水軍と相呼応して氏久（貞久の子）の守る東福寺城を攻め、新福寺外城を焼払い、貞久をして苦戦せしめたのである。<sup>註15</sup>然し貞久の軍は九日浜崎城を奪回し、別軍は谷山城を攻めんとして牛下、紫原に迫つた。之を見た官方の軍は忽ちその通路を遮らんとして城を出て之を破つた。之に対し貞久薩、隅、日の武家方の軍勢を結集して最後の決戦を試みたが、貞久軍は貞久の子の負傷を始め一族の死傷者を残し敗走しなければならなかつたのである。かくの如き官方軍の優勢のうちに征西宮は遂に海路を肥後路に向かわれたのであるが、その際薩摩に一時を留め、貞久並に他の敵軍に備えられたのである。<sup>註16</sup>薩摩に残された一将とは三条泰季のことであつたろうか、誰であつたのか、今日尚明らかでない。

四七年)十一月の末頃であつた。さて正平二年はじめの牛下、紫原の合戦のことについては西藩野史によるに康永元年(二三四二年)の頃に次の様に記されている。即ち

「秋八月谷山郡司左衛門尉忠高叛して南朝に属す、道鑑公(貞久)是を討し波平に軍す、忠高迎へ戦う、河辺(略)、別府(略)、渋谷(略)等千余兵を率えて忠高を助く(八月五日より七日に至る会戦)忠高、祐玄(忠高弟)をして間道をへて牛

落(鹿兒島谷山間)

に軍し、道鑑公の後路を絶しむ

(伝云う矢上五郎軍を率えて祐玄を助く)

公の軍糧絶て大に窮す、右衛門尉忠氏道鑑公の次第

(以下略)援兵を卒し牛落(牛下)に至り軍を青屋松原(郡元の海辺)に隠し忠氏単騎にして祐玄を呼ぶ祐玄応し  
て出づ共に勇悍の名あり、忠氏精神を励し祐玄を捕て首を斬る。青屋軍すすんで牛落を攻破る敵披靡して遁れ去る  
忠氏波平に至て道鑑公に見ゆ」とある。

この康永元年の年月が誤りであることは既に述べた。島津国史の道鑑公康永元年のところにも佐々野木原、中手尾崎はあつても、牛下は見えない。之は貞和三年のことであらう。

薩藩旧記雑録卷之十七に

谷山郡司平忠高為守護之冠者久矣、殊更鹿兒島近所也、敢不可猶予、是以道鑑引率軍勢、令進発、構陳於波平城、給黎、知覽、川辺、別府亦忠高之味方也、即忠高発出軍勢寄于守護之陳、致合戦、于時篠原刑部丞、多胡宗七等令合戦死畢、且亦忠高廻筹策、鹿兒島之内以称牛落之地構一陳、使弟祐玄(牛下)致警固、塞道路下、此時和泉右門兵衛尉忠直馳走、欲自和泉至谷山、然而不得通、於茲忠直使從軍屯青屋松原、单騎忽然進寄陳下、呼出祐玄、己与伏切頸、且一時之間、攻破件陣、至于波平之陳、其悦勝言乎、委曲在忠直譜中也





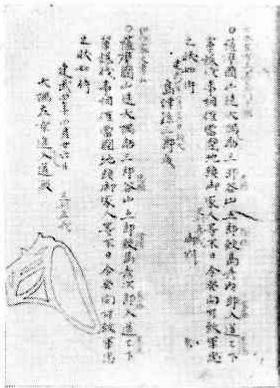








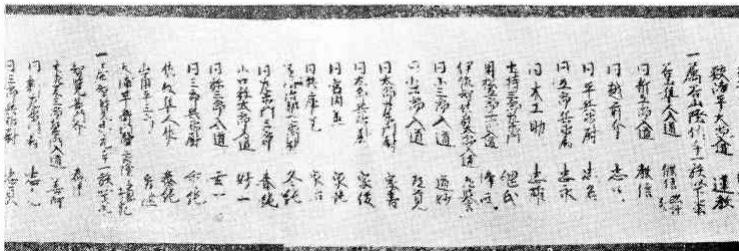
谷山氏系図 (知覧町谷山不二大夫氏藏)



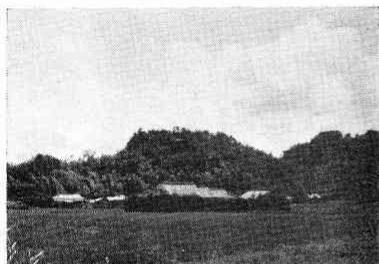
足利直義の軍勢催促状 (旧記雜録)



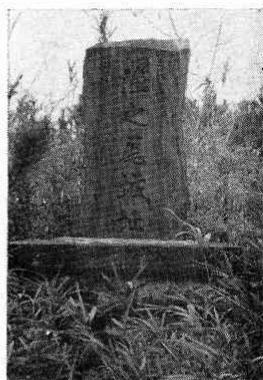
阿多高橋の戦斗 (旧記雜録)



御感論旨所望の輩交名中谷山氏一族の氏名 (谷山文書) 鹿児島市谷山八十氏藏



谷山氏本城及び右側 陣之尾城



陣之尾城址の碑



御所ヶ原



波ノ平城より御所ヶ原を望む



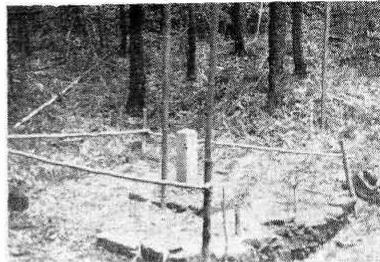
見寄板碑(1) (調査するは齋藤彦松氏)



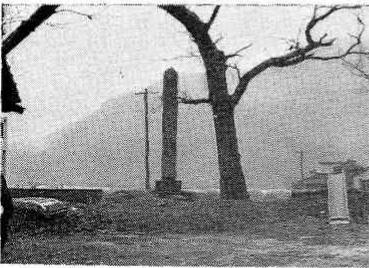
見寄板碑(2)手前は軽石製



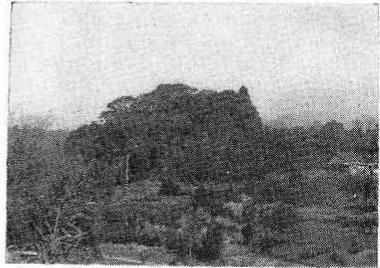
懷良親王御陵墓（八代宅地）



懷良親王御陵墓（福岡県八女郡星野村大門寺）



懷良親王御所地（八代高田）



菊地の征西府（内裏尾）



懷良親王書写の梵網經（末尾）（名越高道氏写）

とある。尚最後の忠直が譜中にあるとは、源姓和泉氏嫡流系図の写の中に見える。また、阿蘇文書中の中院義定から阿蘇の恵良惟澄（えらのこし郎）にあてた薩摩の戦況を報告した六月十三日付のものがあがるが、その中に「さては今月上旬にさつまよりこのへんに人のこえて候しかは、さつまにうしかきと申所に、御かたのりいて候なる、是はけうとのとをり候みちを……」<sup>註16</sup>とあるのがそれである。この時の紫原合戦のことを貞和三年と明らかなのは清色龜鑑に収載されている渋谷重興軍忠状写に見えるところである。

○谷山忠高のこと

ここで名前をあらわした「谷山忠高」のことであるが、谷山隆信、その人といい、或は隆信の子であるともいう。<sup>註18</sup> 谷山隆信の名は建武元年十二月覚信他界の後をついでからしげば見えるが、征西將軍宮薩摩着御の興国三年（二三四二年）からこの正平二年（一三四七）隆信城と一ヶ所見るのみで、その他あまり史料に見ることがない。或はもう少しさかのぼって見るに、建武五年（一三三八）の碓山攻撃後見られないようである。隆信、忠高はどのような関係にあるのか。「阿蘇家伝」（勤王下五）による「五月八日征西宮薩州渡御のことより其後度々の合戦の次第申送られて、又年紀未詳といへども、將軍宮其堺渡御就其者可供奉候之処当処之御敵未退散之間当国難被捨候間留置申候やとある書翰を送られし人こそ終始此事に専念せられし人とはみゆれど、花押のみにて其名の知れざることはいと口惜し、是も田中元勝が説に十一月十六日参議某の仰状にある大将宮三位の中將なるへしといへり。さもあるへしこれせてもの事なりかし、後に薩摩の是枝某が説をきくに、当時薩摩に谷山肝つきといへる宮方ありて此輩より宮を申請せりし由いへりさ者あるべけれ、又谷山に菊池陣所といひ伝へし処もありとぞ、さらば菊池も参りしにや何も今考う可らざる事のみなり。

その宮方の交名ばかりは是枝が注し送りし文に随てここに細書す。谷山五郎左衛門入道隆信<sup>其先平氏薩州別府の</sup>肝付<sup>又稱</sup>三郎兼重<sup>秩父支族</sup> 市来太郎左衛門時家、伊集院助三郎忠

国、矢上左衛門五郎高純、谷山郡司左衛門尉忠高、弟祐玄かかる人々もありて、山入道覚禪仏心など道鑑公らの御敵と成此一族共鹿児島に押よせ……と見える。忠高の法名が仏心であることは大体之で理解出来るが、忠高⇨隆信となるか。同一だとすると、忠高は(俗名で隆信は法名かということになる。山田文書(七九号)の中に正中二年七月十三日(一三三五年)の「山田忠隆請文案」にはまた谷山五郎左衛門とある。この谷山五郎左衛門は入道隆信であるから、隆信⇨忠隆(忠高)となるべきであらうか。然しさきと同じ島津家郎藏にかかる「諸家系図文書」(御記録奉行書調査)による宮をも申請し奉りかかる軍もありしなるべし云々とあり、ここでは谷山隆信と忠高、祐玄を別人に扱っている。また、薩、隅、日地理纂考に見える貞享元年の皇徳寺由緒記中に「谷山の郡司右馬之介忠高入道仏心」と見えるから、隆信とは別人に扱っていると思える。三國名勝図会でも、仏心大禪伯とあり、仏心は谷山右馬助平忠高の法名なりとする。次に島津家所蔵の「諸家大概」(寛文九年藩命に依り御記録奉行所調査)の中に「一、谷山氏元弘建武之比杯別而致「繁栄」就中」  
谷山氏系図には、



とある。はつきり別人としている。

○御所ヶ原(見寄ヶ原)の址と記念碑(巻頭口  
絵参照)

御所ヶ原(ごしょがはら)の地は市の大字上福元高尾原六九四五、六九四六番地で通称見寄ヶ原(みよりがはら)とよんでいる。伊作街道に沿う山地帯前端的な台地であらう。やや北斜めに東西に広く、南北にせまい台地である。標高八〇米位で広さは東西に凡そ二百米程、南北に広い所で百米程の台上が

やや不整形であるが平坦な畑地である。周囲は自然に浸蝕された涯をつくり堀となっている。台地は正面北の方に開け東西の袖の様になって前端を包む。東の方に懐良親王勧請と伝える諏訪神社があり、西北には菊池城址と伝承される台地が谷を相へだててある。台地下は見寄とよぶ部落で中世寺田注文等の文書に見える「見依妙見」はここにあたるかと思う。今尚妙見址と伝えられるところがあり、後に述べる南北朝にまでさかのぼり得ると思考される板碑がある。また谷山隆信の墓塔と伝承される板碑も残されている。大正十二年一月二十六日懐良親王の事蹟を記念してここに記念碑を建立した。石材は河頭石と額石は山口県徳山産の御影石をもちいている。高さ頂上まで凡そ六米である。碑文は松方正義公爵の撰である。即ち「神聖遠く国を肇め統を垂れ万世一系金甌無缺にして宇内に冠絶するものは則ち我が国体なり。此の大本や万古動揺することなし但た運に泰否あり時に治乱あり天歩艱難の事なき能はず。後醍醐天皇の時不幸否運に属し乱離相踵き皇子皇孫咸な事に勞し或は軀を以て皇猷に殉せらるるに至る。征西將軍懐良親王の九州に於ける亦何ぞ終生勞動の甚しきや。初め親王の欽派せらるるや谷山隆信感奮して先ず斯地に奉戴し駐留六星霜を闊し給へり。親王尚年少文武の講習も嬉戯も亦此の地に於てせらる。親王在天の靈永く斯土を思慕したまふや知るべし。乃ち谷山九州勤王首倡の遺跡たり。誰か来て観感興起せざる者ぞ。有志爲に相謀て碑を谷山福元に建て後人をして長へに芳躅を仰かしむと云ふ。

大正十一年十二月 大勲位公爵松方正義撰」とある。現在は如何なる理由によるものか市の火葬場が建ち、訪れる人も少なくなっている。

註1 征西將軍懐良親王は後醍醐天皇の第九皇子子である。御母は中納言御子左為道の女、中宮宣、(後三位局)であり、生

誕の時期は元徳元年ころから元弘元年ころの間と見られる。大覚寺統の流れを汲まれる。征西將軍に任命されたのは延元元年ころである。

- 2 鹿兒島県史第一巻四五五頁
- 3 藤田明「征西將軍宮」六一頁
- 4 同右 名越高道民が研究された中に大分県佐伯市の山田平之亟民から聞承した資料として栗島神社の縁起をもとにして大分県海部郡米水津村小浦に渡海されたと可能性を強調されている
- 5 日野氏系図（始良郡加治木町）によれば「邦光の項に：正安庚寅奉勅発大和芳野、下降九州奉守護征西將軍宮、在薩摩五年、當時將軍宮同國御座指宿郡谷山隣國風属官軍、邦光同國川辺郡鹿籠官軍威大震」とある。
- ・吉田東伍大日本地名辞書「高山城址」の条、参照
- ・高山町「四十九所神社旧記」
- 6 阿蘇文書（二九号）藤田明「征西將軍宮」五八五頁
- 7 薩藩旧記雑録前編卷十五
- 8 五味克夫「紫原雑感」史創7号（鹿大歴史学研究会）
- 9 薩藩旧記雑録前編卷十五
- 10 同右
- 11 藤田明「征西將軍宮」県史第一巻
- 12 薩藩旧記雑録前編卷十六
- 13 同右
- 14 同右 県史第一巻四六八頁
- 15 同右
- 16 阿蘇神社荘「阿蘇家伝」勤王下五（本文中にあり）
- 17 七月十八日付のものもある
- 18 河野直吉「肝付兼重」四〇四頁

## 五、懐良親王の肥後入御

正平二年十一月二十七日前後に谷山在住約六年のあとをふりかえりつつ征西宮は谷山から出られ、山川港から出帆し十二月一日には阿蘇惟澄ら肥後兩朝方に奉迎の勢を召し、十四日に水俣に達し、途中八代、高田の中院義定の館に数日滞留したようである。ここでおそらく肥後入御の最後の打合せがなされたであろう。郡浦、三角をまわって正平三年（一三四八年）正月二日、菊池武光、宇土道光らに迎えられて宇土津に上陸、御船に至り、阿蘇惟時、惟澄の出迎をうけ、阿蘇領、菊池領を通り、菊池城に至ったものと考えられる。叡山を出発以来十三年目にして最初の目的の地

であつた菊池に征西府をおき、九州の征定事業がはじまつたと見るべきであろう。親王時に二十歳ころであつたらうと推定される。

かくて菊池武光、武朝、阿蘇惟武らの援助を受けつ、征西府の事業は続けられて行つたが、少弐頼尚、今川貞世、大内義弘をはじめ多くの豪族たちの割拠するところであれば思うにまかせず、常に戦斗にあけくれた有様である。一時大宰府を中心に九州を平定したかに見えたが、谷山の地を去つてからの征西府の位置は転々として移動していったようである。正平三年頃は肥後の菊池にあり、正平十六年筑前大宰府、文中元年筑後高良山、文中三年再び菊池と変るのである。またこの間にあつて文中三年までは懐良親王が征西將軍の職を行うが、之以後は次の良成親王がその後を継いだのである。弘和元年肥後のたけ、元中三年には宇土、七年には八代の高田の御所と転々と、文中九年（一三九二年）南北朝合一と共に終りをつげるのである。<sup>註1</sup>然も懐良親王はこの南風競わざるところにあつてその死地さえ定まつておらず、葬つたところもどこであるか明らかでないといふと伝えられている。現在親王の陵墓は八代市妙見土居のうち、石の内玉垣の中に西向きにつくられた小田墳である。この陵墓のそばには自筆の碑文をもつた（天授七年の銘）宝篋印塔が安置されている。生母靈照院の供養のために建てられたと伝えられる。尚この地に豊前中津町の東寒宿の雲雀の床・豊後日田の西高瀬村の普聞寺・筑後山本部草野村の千光寺・益城郡水越村等にも伝説地がある。尚薨去された日時と場所は今日では、弘和三年三月に福岡県の矢部村であろうといわれている。尚肥前の田手村の東妙寺には親王が母親の二十八回忌に供養のために筆写された梵綱経がある。（絵図参照）

註、藤田明「征西將軍宮」熊本日日新聞社「熊本の歴史3」を参照

附記 城堡一覽

城址	場所	事 項
<p>本城 (千々輪城)</p>	<p>谷山市上福元町 本城</p>	<p>千々輪城ともいう。周回り八丁半ばかり高さ二十間谷山郡司谷山氏の居城。応永二十四年(一四一七)伊集院頼久反して之による、第八代の犬守久豊公(義大公)親ら軍を率いて之をかこむ。頼久降る。大永七年(一五二七)六月藤川家美久判し谷山を奪い禰寝播磨をして当城を守らしむ。十二年の後天文八年(一五三九)三月十三日第十五代の犬守貴久公(大中公)親ら攻めて之を抜く。 本城より西の方にある。本城の出張陳所という。 弓場城道越引統両の方堀切有り一下の方を陣ノ平という。本城の出張陳所という。 東西拾三間南北九間、城主ははつきりしない。地頭飯屋より申の方廿町ばかり、本城より南の方四、五町程にある。 横拾老間流拾五間、茶臼ヶ城より西の方老町ほど。 南北六十間東西百間ばかり、古名見寄原という。正慶年中後醍醐帝の皇子懐良親王征西將軍に任せられ、当国に下向され、見寄原に飯館を設け居住したという。 御所ノ原の北一町ばかりにあり東西八十間許、南北四十間ばかり。菊池武光の墨址という。武光公征西將軍懐良親王に従い此所にあり。国中大半服せし時があつたという。 大永七年(一五二七)島津美久当邑を掠め取り、平田宗秀をして当城を守らした。天文八</p>
<p>苦辛城</p>	<p>山田町皇徳寺</p>	
<p>菊池城</p>	<p>上福元町見寄</p>	
<p>御所ヶ原</p>	<p>上福元町</p>	
<p>洩水ヶ城</p>	<p>下福元町</p>	
<p>茶臼ヶ城</p>	<p>下福元町</p>	
<p>陣ノ尾城</p>	<p>上福元町本城</p>	
<p>弓場城</p>	<p>上福元町本城</p>	

<p>牧田墨址 波ノ平城</p>	<p>山田町 上福元町</p>	<p>椿山城 上福元町</p>	<p>城ヶ原 上福元町 椿ヶ城 中町</p>	<p>川口城 五ヶ別府町 玉林城 和田町</p>	<p>宇宿ヶ城 和田町 大蛸山 平川町</p>
<p>年（一五三九）宗秀、大中公に降る。 辛苦城の東、岡上の平地にある。 興国三年（一三四二）貞久公谷山郡司谷山忠高を千々輪城に撃んとして此所に陣す。忠高の党之を逆襲し帰路を絶つ、公苦戦す。公の姪出永の城主和泉忠直急を開き、昼夜兼行して来て之を救う。公危を免る。忠直は翌年宗家を離れて南朝に帰す。応永廿四年（一四一七）義天公当邑本城を攻めた時も此城に陣す。 内城とも云う。応永廿四年（一四一七）義久公当邑本城を攻めるとき此城に兵を進む。聖采自記これを記して椿山と申す所に篠立候と、城をかまへ、堅く御持ち候とある。横廿六間流三拾八間高サ岡ノ下人居之所より四拾間ほど。 但し内城は地頭飯屋より亥の方二拾八町ほど、東の方堀切式拾四間戊の方より丑の方迄がけで通融なく、東の方より申の方迄折廻武者溜り上段より式拾間ほど。 波ノ平城へ北ノ方数拾町、作地有り上壇横廿六間流廿八間 椿山城の出張陣所といわれる。 伊集院頼久の居城といわれる 神前城ともいふ。伊佐智佐神社の地で北を大手口と称す。東は海に臨む、高サ三拾三尋横七拾老間流百五拾間根廻拾尋ほど、地頭後屋より午の方拾八町ほど。島津駿河守忠悟之に居り、貴久公に降る。 大永の頃出水の城主島津美久谷山、川辺、加世田、高尾野、阿久根、水引等と領し、天文八年十二月其家臣谷山駿河守、伊集院山城守等をして神前城を守らしむ。 上壇式町ほど、玉林城に引続双方二丈ばかり之堀落土手有り。 貴久公下大隅の征伐の時この山に陣し、といわる。（伊地知談氏）</p>					

## 第四章 近世

### 第一節 農民の生活

#### 一、藩政時代の社会制度

島津氏は慶長以来徳川幕府に忠誠を誓った諸侯の一つであつたが、自藩内にあつては薩隅日三州にまたがる百二十有余の外城の領主であつて、鹿児島市は此の領主の居城をもつ全藩の首都を成していた。首都に住む藩主直属の土を城下土または鹿児島土と呼び、これら士民の社会を家中と称した。すなわち、鹿児島藩は軍事上よりその領域を家中と外城とに分けられ、家中は城下土の居所、外城は外城衆中すなわち郷士の居所である。その区別を明らかに立てた、しかも外城とは言うものなら城壁または砦壘さきいりの構えがあるわけではない。藩領の外衛に任ずる武人の屯所たしよという意で、これを外城と言うのは一国の防ぎよ軍である人垣をもつて領土の外圍を二重三重に堅めたわけである。

郷士は外城である武装弁村の組織者中最高の地位を占めその下に農民があつた、農民の下に工商があり、工商の下に若干の穢多非人の賤民せんみんがあつた。また海辺漁業の行なわれる地は浦浜と称せられ、城下に対する関係においては外城の組織者としてまったく農民と同列に置かれていた。

城下土と外城在任の郷士との間に若干尊卑の区別がある一方において、外城内における住民中の最上級者である郷

士と農民または工商の輩との社会的境遇ははなはだしくかけ離れていた。たとえば、農民で涂上郷士にあへば低頭卑下の礼儀を尽くさなければならなかった。もしそうでなかったら郷士のきげんをそこねて、士はたちどころに抜刀してその威を示すありさまであった。彼らがその階級の特権を傘に着て在住の百姓を威服しようとした虚勢のほどは察せられる。しかしながら、郷士と農民とは外城を組織する二大要素でありながら、ひとつは武士として特殊の待遇を受け他は百姓としてはるか低下の地位に置かれたことよって、前者の後者に対する圧迫ははなはだしかった。がいて農民は藩主に対して領民たる義務を尽くすを強制せらるるばかりでなく、隣人たる郷士に対してもまた朝夕特権階級者としての尊敬を払いかつこれに付随して種々な負担にもたえなければならなかった。

郷士と農民とは相よりて住むも雑然と混在するのではなく、おおむね郷士の住居地は麓ふもとまたは府下と称され郷内特立の村落を形成していた。郷士階級の住居する府城という意である。かように郷士はおおむね麓にその居を占めていたが、特別の事情あるものは百姓の部落に居を移し、百姓と相伍して農耕に従っていた。

## 1 郷の行政組織

郷村の政治はいかにして行なわれたかと言うに、最高行政官吏としては藩庁より地頭なるものを任命した。地頭はもと外城に在任せしめていたが、寛永以後は藩庁より派遣駐在せしむることになった。麓を治むるため麓ふもとことに郷士年寄があった。これを噺あつかいと言う、噺の名称は天明三年に郷士年寄と改められたが、後ふたたび旧称を復して噺と呼ぶようになり、さらにまた郷士年寄と旧に復した。郷士年寄は藩庁から任命し麓内の政務を見た。郷士年寄のほか横

目がある。郷村の巡察監視の役に任じた。また麓を数組に分ち、組ごとに組頭を置き自治に任じた。この嚮（郷士年寄）、横目、組頭をもって麓の三役という。村に庄屋がある。庄屋に直属する者はすなはち農民であったが、農民は耕作者としては独立の人格を与えられず、必ず門を組織し、門の長たる名頭により代表せられた。名頭は乙名又は翁とも言い、門内の名子の主長で数戸の上に立つ、名頭と庄屋との間の連絡は小触と称する使丁によって保たれた。門は主として農民に対する租税賦課の方便のために設けられた農民の小団体であった。

右の外郷村の吏員としては郡見廻及び杉挿奉行があった。郡見廻は絶えず農村を巡視して農民の事情を監察する役目と百姓の指導とを兼ねた吏員で、杉挿奉行は山林の増殖、さらに薪または伐採のことを司る一種の林業技術員である。

## 2 門の義務

門の負う重要な義務は土地の耕作と租税納付および夫役の出務であった。門の名子が土地を耕作するのは自分の計算において自分の利益のために言うよりは、むしろ藩主より土地を割り当てられ、その配当地の耕作を強要せらるるもので一種の強制耕作法であった。この強制耕作に伴って起り来る第一義務は租税の負担である。租税は正税として水田には米をもつてし、畑地には大豆をもつてした。また各門は武士階級の家庭において使用する日用品の納入を命ぜられた。すべて租税の未納者があれば名頭の名において門の責任を負わされた。第二の義務は夫役の出勤である。各門の名子が夫役として労働を徴せらるるもので二個の場合がある。その一は庄屋の給地を耕作する場合と、

その二は土木工事等のために召集せらるる夫役出務である。門を組織する農民は一方には自己の配給地を入念に耕作せねばならぬ上に、他方には庄屋の給地を耕作し、加うるに公用夫役に服せねばならず、谿山村においては農民は毎月十五日間自家の耕作において労役し、残り十五日は出でて庄屋の土地を耕作し公用労役に就いたという。当時における名子および門の負担の苛重であったことがわかる。(板井氏坂田氏調)

「鹿児島島新置の節取調書」によれば一門の年中納物は次の通りである。

一、高三十石ノ門壺ツニ付年中納物ノ定、正月ノ納物

一、茅筵三枚(代銀二匁)。一、萩二束(代銀式十匁)。一薪四束(代銀七十匁)。一、芋三升(代銀三十匁)。

一、キネニツ(代銀二十匁)。一、オヤシ五合漬(代銀三十六匁)。一、モロムキ壺枚。一、タラ。一、節木四束

(代銀二匁)。一、災式俵三斗入。一、箸木(代銀十五文)。一、山ノ芋。一、若木式束(代銀三十五匁)。一、

イツリ葉(近所ヨリ)。一、柳。一、門松。

三月三日、五月五日ノ納物

一、蓬一、マキカヤ一、菖蒲

右従五里内現物ニテ其色々ニ相納、五里ヨリ外ハ代物タルベシ。

一、物干竿式本一、右台四本

七月盆ノ納物

一、トモシ松式束(長サ一尺五寸廻二尺) 一、津萩並水子用ノ茶(代銀卅六文)

風構納

一、カワフリ壱本但シ無用ノ人ハ長木五本ヅツ一、長木五本（代銀弍匁）。一、ワラ蕙四枚（代銀壹匁ヅツ）。  
 一、半繩拾房但卅尋（代銀四十文）。一、小繩三房五十尋（代銀十五匁）。一、畳表コモ弍帖但六帖重（代銀弍文六分）。一、右カラクリ糸並縁付糸壹匁（代銀壹匁）。一夫仕、十五才ヨリ六十才迄ノ者面付一人ニ付年中拾  
 貳人宛可召仕事万治二年亥八月朔日右衛門 筑前

3 村における門の数

一村内において門の数はその寛郷と狭郷とによって差がある。大正十一年二月官命を帯びて調査された農商務省員板井申生氏によれば、谿山郷の門数は次の通りである。

谿山郷 （藩政時代の面積水田七百五十町歩 畑地千五百町歩計二千弍百町歩）			
村名	門数	高さ	一門ノ高
中村	八二個	二、五〇〇石	三五石
上福元村	一〇二	三、五〇〇	三〇
下福元村	八四	二、四〇〇	二四

山田村	五三	一、五〇〇	不詳
五家村	八	五〇〇	不詳
和田村	一六	不詳	不詳
平川村	一八	不詳	一六

明治七年谿山郷山田村役所の調べで山田村門名、屋敷名があげられているのでそれを列記しておく。

上俵木門、南門、塚田門、松元門、川原門、山田門、田中門、西田門、兼徳門、大坪門、松久保門、脇黒丸門、大城戸門、田平門、中間門、寺脇門、川畑門、福留門、山之内門、山口門、堀田門、坂元門、鳩宿門、脇元門、上ノ門、諸平門、寺田門、井原園門、八反田門、徳田門、一丁田門、丸鹿倉門、山之口門、内門、東門、大川内門、堂満門、上川原門、増水屋敷、脇屋敷、西屋敷、以上四十一で前掲板井氏調査より数が少ない、その他の村落の門は調査未完のため略する。

## 二 勸農仰出書

去る子の年（明和五年一七六八）勸農方被出諸郷へ六年鹿兒島近在迄七年郡奉行廻勤被仰付農作の下知有之郷々の氣候寒暖に依り仕付手入等の遅速は可有之事に候へ共勸農の大筋相弁候様無之候ては後年に至り不究通管の事に候に付先年被仰渡置候個条の内猶又分々申渡其外御国中何方郷にても取行可相調個条取調申渡候様被仰付候条郷々請込の人より不涌様委曲申渡仰渡候通取行勸農の詮相立往々究通候様申渡郷役々へ任かせ置き取締引請候筋無之候ては始終

請下知相勤候事の様可相考も難計候間相違無之様委しく申渡すべき旨山田弥九郎殿御取次を以て此節被仰渡候個条の趣左に申渡候

御国の百姓は農事方不働相見得候由去る子年被仰渡置候に付耕作方折角致出精候様稠敷可申渡旨被仰渡候間各所廻り無油断可被致下知候

郷役々無断致下知候はば自ら諸事可相直旨被仰渡置候に付役々大形無之仰渡候通立直り候様吃度可申渡候

百姓共作得を見当稼方致大形仕散らし候故凶年の助不相成由被仰渡置候に付上納米外者不召仕貯枴格護候程工面第一凶年の節不及難儀様年々申渡困方可申渡旨に被仰渡候に付上納残り枴困方申付去年の通地方檢者の会人々の俵数相改帳面に記し置無抛入用有之召仕候節は地方檢者並に役所々承届相渡帳面員数相下げ候筋可有之候尤村々困俵数挙げより相立所中総合挙げ致拙者迄可被申出候

百姓相勞かれ郷割部下り等重て御救被似付候ても御恩の程も不存御救可潤ひ立つ処に其詮有之耕方不致出精相勞れ候時は自御救有之事の様見当に致候由被仰渡置候に付御救被仰付候郷の儀は一層入念御救候詮相立候様出精可有之事に候尤も郷割部下りの地は別て御不益の事に候に付可成程願不申出様其手当致候て取統の致方も可有之の由被仰渡候間所役々其旨を奉承知随分耕作方為致出精費えの儀も無之取統候様可被致下知候

余国の百姓は縦令相応の貯有之候ても至て粗食を用ひ少しも費無之様心掛地方振随分叮嚀に取計候由御国百姓の儀は余計有之候へば後々勘弁も不致不相応の衣食等相用ひ候由相聞え甚だ不埒の至に候間随分其心得可致左候て作得の品は都て困置農具牛馬等相求め候か病用のキには不召仕様申渡朝夕雜穀野菜類を取交致食物少しも費無之様可取

計候尤も何ぞ無憚儀に付召仕候節は時々役々承届追て郡方へ申出候様可申渡旨被仰渡候間前条帳相下げ候員数銘々名前相記可被申出候

前方は作職に精を出し定代外出来増候分は作得相成候に付立見等下逢様心掛候処近年は立見逢候儀を好聞得候様有之至て不宣風俗の由被仰渡候立見に就ては夫仕へも多く田方苅り上げも相後くれ百姓の為には不宣事に候由に候へ共立見を好み候処も有之由如何の事に候間万一作毛不熟の村有之時は細密吟味致不宣風俗も無之候様可申渡被仰渡候間各細密に吟味致風俗宣しからざるもの有之候はば相改め候様可申渡候

百姓の内万端正道相守耕作精を入れ心掛宣しきは被仰付様可有之候不埒の百姓は御仕向の妨に相成候に付御答可被仰付旨被仰渡候間役々氣を付け男女に限らず善悪共に精敷相調べ可被申出候

其所にて免や角可相濟事も他所御加勢夫立申出事有之諸郷相互に右の仕向に相成夫費多く乃困窮に候由夫仕の儀は郡見舞請持の事にて大切の事に候間他所御加勢夫等不願出様可心掛旨被仰渡候間仰渡通違背有之間敷候諸

奉公に出候時一人にて相濟むべきの仕事も自分一人骨折の様に心得働方致大形自然と余計の夫立相成候由被仰渡候百姓共公役と申候へば外の事より僉末に致し何様に心得候者か事々大儀がり助夫を取り骨折薄き様取計候ては別けて不宣事に候右體の儀無之様精敷可被申付候

所中にて表向にも不相知釜々の費の夫仕有之候か又々無筋出錢米等申付候も致間敷旨被仰渡候尤も月々出錢米等何程に及び候段算用相究翌月初其村百姓中へ申聞候様庄屋へ申渡緩々無之様取締可有之候耕作の外御仕立方被仰候品

々猶以出候増候様可心掛旨被仰渡候間櫛楮其外御仕立の品々入念鹿末無之可被致下知候

諸奉公人差入の節軽き吸物焼酎差出間敷其外軽き音物とても一切無用可致旨被仰渡置候に付時々申渡置候へ共猶又堅固に相守り究め通り候様可被致候

郷土何ぞにて鹿兒島へ差越候節音物等百姓へ相掛滞在中人夫相勤めの為又は交代致させ候事有之由被仰候間百姓迷惑に及ばぬ様取計ひ自然右様の儀も候はば郡見廻より可差留候

末々に至るまで私を差捨て万端正道に可相勉候若し私慾がましく聞えも候はば可及御沙汰旨被仰渡候間右の趣時々可申渡候

郷土年寄組頭郡見廻老人又は式人宛勸農方御用掛被仰付置候右掛の外の人は勸農方大形想得候も有之由に候其郷中の御奉公に候処に脇門の下知相劣り諸事不行届事も有之候ては残念の事に候右三役は勿論外役にも村々受込相究置無滞様下知致候様可申渡旨被仰渡候間所役々申談し勸農方掛外役も村々受込相究何某受込何村と相記横折帳相調可被差出候

田方仕付時分は勿論其外苧り揚げ等の節は役々請込有場所へ差入毎時不立様下知可有之候相労候者共種子不持合も可有之候事に候間役々気を付け前広種子手当致し無滞蒔入候様可被致下知候勸農方御用為申談月々地頭飯屋へ寄合日を定め先年以來の仰渡は勿論請込郡奉行より申渡候事行届候様存じ寄の儀残らず心底申談じ御趣法の通諸事立て直し候様に無之候ては不叶事に候間一カ月に寄合日幾度と各申談相究何日と相究候通可被書出候

勸農の御趣法被召建候に就ては所中の御奉公に候故役々励み合ひ諸事行届候様出精可有之事に候依之郷土年寄は勿

論役々請込の村々へ差入り候人は星帳相調べ記し置候様可申渡旨被仰候間星帳の儀は郷士年寄方へ格護可有之候我々廻勤之節星帳可見届候奉行頭人は勿論検査等差入の節は無遅滞出席致諸事無滞様首尾可有之候時差有之候節は刻限半時前罷出追て夫々の勤方承合星帳の宥有之べく候間無故刻限延引の人は其訳星帳へ可被記置候

田舎の風俗物毎に不埒明事のみにて刻限後れに相成縦令は朝四つ時罷出る筈の事も九つ八つ時分とも相成昼時分よりの勤は八つ七つ時にも漸く出席致す処も有之由其外何篇仰渡事に付奉行頭人より申渡候儀延々に相成儀も段々有之由に候畢竟風俗等相直候様にと被仰渡事に候処に右体の儀御用筋は不及申事に甚不埒の至に候間延引無之様相守り御用筋の書付は受取候人にて引受早速より収附無滞究相済候様被仰渡候間違無之候様可被相守候

百姓共御奉公人と見受候はば慇懃相片付匱札不致様是又郷士の無力にて作職に出で候節は百姓同前の事に候間御大公人へ匱札無之様申渡候由に候へ其間には其通無之由に候間猶又大形無之候様可申渡旨被仰渡候間人々へ申教へ奉形無之様可有之候尤其外の者へは支配頭より可被申渡候

百姓共早朝より農事方に取掛候儀肝要の事に候処に大形の所も有之由聞得の趣に候多年緩々致来り候癖が不相直候ては農作に出精致と申し難き筈に候右の下知専ら庄屋請前の事にて下知し甲乙に依て善悪可有之候事に候間早朝より耕作に出候様可申渡旨被仰渡候間一通の申渡す迄にては不埒の者も可有之候間先年申渡置候通り起し貝を吹き立候か又は拍子木を打ち候か相究め未明より起し立て村中励み合出精致候様可被致下知候

夜は繩又は草履類の品毎夜相調其外牛馬の道具等事不欠様無油断可相調徒らの夜咄無用可致申渡夜仕事の員数月々総員受込郡奉行へ申出候様被仰渡候間折角出精致徒に不罷居様被申渡夜仕事の員数月々総付書を以て可被申出候

女子供に至る迄右に応じ夫々似合の仕事申付曾て無油断出精可致旨被仰渡候間愚昧の者共故申渡したる迄にては心得の者も可有之候間所役々より何々の仕業何様可致との儀は細々申教候趣我々可承届候

百姓屋敷内へ残りなく焼灰所を作調小屋々々溜を掘り往還筋其外にも不差障処へは幾所へもこやし溜を掘り候様先年申渡置候通無相違様可被致下知候

こやし入れ用の小屋不致所持者は作調雨溜等無之様先年申渡置候通可被致下知候

男女共に何ぞの仕業仕掛居候節無扱訳にて余人頼の趣有之仕業相逃れ暫の間格別仕業の手戻りに相成儀も可有之候間右様の節は隙替等手行無費様兼て可申談旨可申渡候

田作の稗草残り無く引取焼捨候様可被申候候方々に捨置候に付田作へ種子洗ひ込み生出の由に候間無大形様可被申渡候

麦の中打随分精を入れ幾度も打候様可成程草取り候様可被致下知候

粟作の儀無油断草を取匳末無之様可被致下知候

名主小触耕作見廻最寄を以て時ならぬ差入百姓共昼夜の仕事出来物品見届耕作に遅れて罷出大形者も候はば時宜に応じ相呵り又は申教へ出精致候様可致下知旨可被申渡候百姓共他所は勿論所中にて馬に乗り候儀又は馬追掛け候儀一切不致様精敷可被致申渡候

百姓の妻娘間々足袋を履き候者有之由に候右式の体にては耕作にも不罷出様に成立農業大形可致者案の定の事なり百姓に不相応に候間病人の外は無用に可致旨精敷可被申渡候

稻の刈跡へ落糶有之候田の件は早速打込候様可被申渡候糶生立候ては其田地劣りに相成作職宜しからぬ由に候間  
無油断可被申渡候

年々田人普請罷出候郷士勤方大形の所も有之候由聞得の趣に候間無用捨致下知候様可被申渡候

出水掛りの田地漸次水少き所も有之由に候に付右体の場所は杉差入候様先年被仰渡置候に付猶以て杉差入置後年用水に不足不致様手当可有之候当今は水不足無之候ても後年何様の事可有之候も難叶候間折角差入方有之候様申渡右用水杉の儀は後年に至り伐除かざる様被仰付様可有之候銘々字名付致し差杉木数我々方へ可被申出度候

右体用水杉差入候場所へ抱地有之自然松仕立有之候は後年猶以水少く相成管に候間相札松有之候分は伐除杉差替候様可申渡候間郷々に於て吟味致し可被申出候

茅家晝候節他所の者不相頼折角家晝習候様心掛其他何かと所中の者にて事済ませ他所の者不相頼様可被申渡候

百姓家のいらか壁等相損じ馬屋其外別けて見苦しき処有之候はば相応に取締方申渡勞者にて難相調者には親類又は  
与中より加勢致候様可被申渡候

郡見舞庄屋の儀折々代り合ひ有之事に候勸農方取締の次第新役へ次渡し連続致す事に候哉右両役の儀は地方引請の  
事に候間無大形御用筋連続致候様申渡勤め年数管又は何ぞに付代り合ひの節は前以請込郡奉行へ申出候様被仰渡  
候間無間違可被申出候

百姓共葬事方に付殊の外物入致し米銭等不持合分は脇方より借入候筋相肝煎の由相聞へ候葬事弔事等軽く被仰付事  
に候処不相応の致方に候間随分事軽く取計候様可被申渡候現地又は百姓屋敷内へ墓を建つ事前より御禁止の事に候

間不取違様委敷可申渡候

百姓共少々の貯有之候へば家作を好み其上大工共色々手を組み候事共致候由に候間右體の儀差留め大工共へも彼是  
可被申渡候

現錢米取り遣り高利を不取様先年被仰渡置節々申渡候間不都合の儀無之様可被申渡候田島作職不熟致し朝夕の飯料  
差支候節も有之べき事に候右體の節は貯物にて救方可申渡事に候へ共不足を致すと見積に及候節は前広其の吟味を  
致し郷土、町、浜、寺門前、中宿等余計有之候分は一帳書留置難儀に及ぶべき者は役々受込にて借入見合を以て時  
々配分致し返済方の儀迄引請取究有之候様取計右様の手当も致さず難儀に及び候時は飢餓借米申出事の様相考へ大  
形の所も有之由に候間所中にて互に救合ひ其上ながら手に及ばざる事も候はば訴訟可申出事に候間不取違様可申渡  
旨被仰渡候仰渡通相違無之様可有之候

右は勸農御趣法に付去る子年より被仰渡候趣を以て請込郡奉行廻勤にて下知致置候処此節又々申渡仰渡通究通候様山  
田弥九郎殿御取次を以て被仰渡候間諸事不洩様申談じ可被致下知候被仰渡候個条の内郷に依り行ひ難き儀も候はば役  
々委しく吟味致し書付を以て河野仲太夫拙者まで可被差出候各写置郷次に時付を以て相廻末より拙者廻勤先へ返納有  
之べく候(以上)

但勸農方請込地方検査方へは本文承知致候様写を以て各より通達可有之候

申十月六日 郡奉行 三原仲左衛門

川辺、山田、加世田、久志、秋目、坊泊、穎娃、山川、指宿、谷山、伊作、田布施、阿多、伊集院、郡山。

右詰所、郷士年寄、組頭、郡見廻御中

右回文爰許平山村御詰にて彼所より申刻付を以て決来り申刻付をにて山田へ次越候処平山状持は仕番を以て差立候事  
地方御検査には写差上候事

去申十月勸農方の儀箇条書を以て被仰渡候御箇条の内申渡残り左の通此節申渡候間写帳一冊に相纏め取締可有之候  
劳者共田方の仕付かしき入方存じの儘不相調も可有之事に候間村々受込の人下知致田方一畝何程と賦立不足なき様  
に召入候筋下知有之べく候右の外耕作方も劳者は外々の加勢を以て諸事不相調候ては不叶筈に候間其下知有之候様  
可被申渡候

田地掛の溝筋は勿論枝溝までも日当り宣敷様無油断不伐仏候へば草葉生茂り水下暖候間大形無之様可被申渡候尤溝  
枝間敷等承届置候様可有之候

田畠の作障折角伐除き廻り廻り迄も風吹通候様無之候ては実入不宣虫入等も有之由に候間是又夫々伐払間敷は承届  
置左候て以後は作人より無油断時々伐除候様申渡自然大形の所も候はば作人名前申出候様可被申渡候

劳者救方の手当無之候ては寒中肌薄く及難儀者又は病人等薬用も不相調者致方も無之筈に候（本文劳者救方の吟味  
致拙者方へ可被申出候）牛馬も才覚不相調農具不持も有之候ては何様申渡候ても作毛不作可致事に候年季者も漸々  
立帰る候様手当無之候ては用夫相減ずる筈に候間所中にて御料物に相成事吟味致其錢米等地頭仮屋に格護致置何ぞ  
にて救方召仕候はば其届時々郡奉行方へ申出候様可被取計候

田方かしき入方郷々より多少仕馴の程合も可有之事に候沢山入候方宣敷由に候間相糺反畝の賦に応じかしき束賦を

以て伐届置其村受込の役々見届候上入方致候様可被申渡候手広田地の事候により時節後に可相成も難計候間不後立様可被取計候（本文田方かしき入方見届候儀は其村受込の役々差引致在役方限を以て見届候筋可被取計候名主其外小触小作主へ其外の役目にて見届可相濟事に候間無相違様可有之候）

右者申十月個条を以て被仰渡候内拙者廻勤の筋直に申渡宜しかるべしと同席中申談相殘置候当春も廻勤不相知候間廻文を以て申渡候間申の十月申渡候書留一帳に相圓め写置取締無油断可被申渡候尤吟味致被申出候は時々可被申出候此段申渡候条各見届宿次時付を以て順々次渡末より返納可有之候以上

子正月十日 郡奉行見習三原仲左衛門

谷山より郡山まで二十一ヶ所

詰所地方検査、郷士年寄、興頭、役人、郡見廻御中

右知覽より丑刻次来卯下刻山田へ次渡候事

勤農仰出書終

天保三年（一八三三）十月一日すすべの油田地害虫駆除の為に余程功能可有之事に付召用ふべき様達せられ弘化元年（一八四四）三月達せられたる事項は左の通り。

一、百姓へ錢貸付質地請取居候はば早速可相返事

一、百姓極貧者へ貸付錢元金時節を以て請取候様尤人々より利錢休みの願申出候様被仰渡候に付罷出断り申出候はば可承置事但世帯方相応の者何ぞ統替候為め借入候者は是迄の通元利首尾合事尚三月迄は是迄の通り一割六分とし

以後は一割利付候事

一、百姓へ此以後錢貸付一割にて貸付候事

一、掛錢一往御差留候事、但郷士町人寺門前の儀は無御構事

弘化三年（一八四六）五月二十五日の日帳には、田地油入虫取方無油断為仕申候処病損の場所は無御座候へ共追々鯨油申請尚又手拔なき様可仕候云々と見ゆ、同年六月宮溜池の泥上げ工事をなしたる旨郡奉行内田仲左衛門殿に届出づ。

元治元年（一八六四）一月三日一般農民に行事を定めて達示す。

一、茅下し 正月廿日限

一、田地打起 正月廿五日限

一、田人普請 正月十五日限

一、田地一番打起 二月廿九日限

一、田地二番打起 三月二十日限

田地三番打起 四月十日限

一、同種子おろし 三月二十日限

一、山払溝払 三月十日限

一、田麦中打 二月朔日限

一、牟田鋤入 四月朔日限

同年五月二十三日更に達示す。

一、田地仕付 五月晦日限

一、一番草かき 六月十日限

一、二番草かき 六月廿日限

一、三番草かき 六月廿九日限

一、四番草かき 七月十日限

一、五番草かき 七月廿日限

一、六番草かき 七月晦日限

一、山松溝払 五月十五日限

一、稗拔 七月晦日限

慶応四年（一八六八）六月二十五日申渡 去秋大風勿々其災殃に付御領国中のみならず諸国一統の違作にて米穀至て不実直成ねなり極外高料に有之当分に至り一体不融其上一年以来米穀高料の直段押通し諸人別て難洪の向被開召上容易ならざる儀に付別段の御訳御当地御蔵米の内二千石丈先払一石に付十一貫五百匁直成を以て米屋中へ申受申付小売の儀は十四貫に沽り候直成に売渡し諸廻とても同断の事にて下料に売買致し屹度心得違の儀ども無之様可申渡候右に就ては前条の通諸人難洪の儀被開召上右の通被仰出候条難有可奉承知候

右之趣諸郷私領へ可申渡候

六月 豊後 近江

(大正六年発行川辺村郷土誌引用)

### 三、水俣門名主長兵衛の日帳

天明六年から寛政亨和まで十八年間谷山中村(現在の中町)水俣門の長兵衛が大事なことを書きしるした日帳がある。およそ百七、八十年前の農民が洪水に悩まされて砂入や洗はきの処置あるいは上見等のことを主に、公事私事織りまぜて書いてある。当時の農民生活の一端をうかがうことができる。次はその日帳である。

一、従是北除之尾境より山田村境迄式拾六町五拾間有之  
一、田畠三拾五町式反式畦三歩 砂入

夫式万式千八拾五人見賦元但三割引ニ而弘方有之候

内畠六反九畦廿五歩田地三拾四町反式畦八歩

田畠坪数四百拾六坪 但中村中江

右六月朔日洪水ニ付砂入洗はき□□掛リ

其坪数相改台帳ニシテ地方御検者平野次郎八殿御方見賦元ニ差出し申候

惣合砂入夫迄無納高

高二シテ八百拾九石六斗三升九合三勺壹才

一、当年八月廿八日之ばん大風仕申候

一、右洪水并虫入段々有之御定納無之二付上見之願申上候処ニ御免有之候ニ付内見打立蒔見岩崎伊右工門殿柏木十兵衛筆算平山筑兵衛殿御頼申上候事

一、九月七日谷山中内見打立ニ付御願申候蒔見筆算名主両人和田村差越

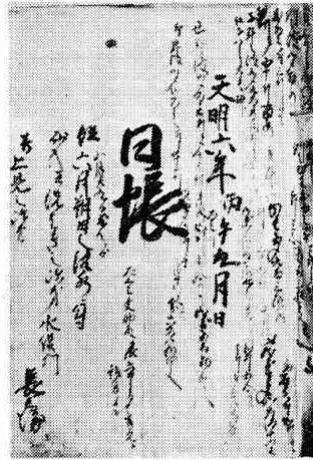
見ならし有之候事上見掛之次第はたとへば九ツ掛ニ毛上なれば三ツ差

分ハ引六ツ之掛ニ相きわめ置事なり其内に見様口伝有

一、内見九月十日より打立日数廿日はかり相かかり申候

一、田高式拾石五斗壺升式合六才 水俣門

見分代壺斗壺升四合三才 当数二三三三五わりに口入 御頭方より御



証同断外二口入諸改書有之但当数崩右之代掛預り置候

一、田高式拾六石八斗壺升三合五勺四才屋敷門并代壺斗壺升式合証文九勺六才三五一四八わり壺勺五才下り

玉利喜左工門殿持、田高拾石八斗三升八合式才 東門

正見御証文通分代壺斗式升四合式勺九才 三二八八

河野外記殿持、田高壺石三斗五升五合式勺壺才 右同門

正并代壺斗三升六合四勺四才 三六三四

一、島津若さ殿持、田高八斗八升四合三勺七才 東門之内

正并代壺斗壺升式合九勺七才内壺勺七才上り 三五二七

一、町田堅物殿持、田高三石六斗壺升壺合四勺壺才 右同門

并代七升五合五勺七才

三九三

一、貴島八郎次殿持、田高四石九斗三升五合四勺式才 右同門

并代四升五勺七才証文ニ而壺升三勺八才下り 三九三

一、相良権大夫殿持、田高壺石二斗六升七合七勺壺才 右同門

并代八升九合式勺八才証文ニ而四勺式才上り 三三三壺

一、帖佐御蔵入、田高五升四合六勺七才 東門之内

并代壺斗壺升六合四勺四才証文ニ而四勺四才下り

一、田高壺千三拾石余 中時中上見高

一、上見御見分外出七日はかりに御仕廻被成候午之秋書直成しも壺石ニ付代分拾三貫五百文な金壺石代分拾貳貫五百

文

一、谷山内夫飯な金百四拾九石余

現夫壺人前ニな金五合被下候但相濟候後名主共ニも米被下候事。但夫壺人四日ツツ無飯仕申候

午十二月廿三日より打立末二月廿九日頃迄相掛申候中村請区地方御檢者川上三左エ門殿宮原弥兵衛殿郷士年寄名代橋口清左エ門殿郡見廻寄名代平山筑兵衛殿庄屋折田仲左エ門殿

一、名主森善工門三十五才 長左工門 権現三工門 市左工門五十四五才 上屋敷市十年四十才 大工門彦七年五十八才 水保門長兵衛年五十四才

一、未六月ハ志金老歩ニ付代分式貫八百文ツツ

一、同七月ぼん前ニハ老歩ニ付代分式貫九百七拾七文ツツ仕候

一、当損引之儀ハ高三拾石ニ損高式石分ニ及候得ハ当損御免有之候高老石ニ付初六升四合ニ廻ル、損高老石ニ付高六升六合六勺六才ニ而御座候

一、天明八年申五月五日ニ洪水致段々砂入有之揚方仕候

一、同月五月十六日洪水致段々砂入有之揚方仕候

同月廿四日ニ洪水 右同断

同六月廿一日ニ大洪水致砂入段々大事ニ而有之水上りなど有之候

一、天明八年申十二月廿六日砂入揚有之御檢者衆柴山七兵衛殿小川八左工門殿郷土年寄折田甚左工門殿郡見廻衆高田伝内殿御勤ニ而西正月四日より砂揚有之候同酉ノ二月四日迄砂揚之分御仕まい山田村江御うつり被遊候名主中塚田ノ甚兵衛川畑ノ四郎左工門上屋敷ノ市十大園ノ山右工門水保ノ長兵衛 覚 若殿様西閏六月朔日ニ鹿兒島御着被遊候寛政元年酉六月十五日ニ洪水ニ而水喰筋ニ砂入有之同十七日ぼんより同日十八迄大洪水真方井手破損仕候  
永田土橋洗落し御作事方掛調有之候

一、上使様西閏六月朔日ニ谷山休ニ而喜入迄御通り被成候而喜入江西閏六月朔日之ぼんより同廿日迄泊リ（一番上使

様小笠原主善殿二番土屋仲次郎殿三番竹田吉次郎殿）廿日二番三番上使ハ山川ニ被成御越と巻番上使様喜入江御泊り喜入ニ而御口被成候而酉七月八日御引返し被成谷山江御泊り被成候而大川内道筋ニ而伊集院之様ニ御通被成候但道作り檢者衆小笹与左エ門殿御勤ニ而大事ニ而御座候

一、寛政元年酉十二月廿五日より地方御檢者衆肥田早左エ門殿助御檢者衆大久保市助殿郡見廻衆古垣武衛門殿御差入被成候

寛政二年戊正月三日より砂揚御打立被成四日ハ御取やめニ而五日より同正月十七日迄御揚被成十八日上在之様宿移り被成真方井手ニ御取附被成候事正月三日より郡見廻衆相良源内殿郷士年寄衆折田甚左エ門殿

一、戊二月七日より樋之口落打立有之候同二月十七日迄相濟申候

一、郷士年寄吉利治右エ門殿郡見廻有高軍助殿御檢者衆肥田早左エ門殿大久保市助殿二月廿三日御仕廻被成候事

一、私名主役寛政二年戊二月廿四日御断書差出申候処ニ同三月朔日ニ又々相勤候様申来候

一、士踊戊二月廿五日有之候見ぶつとして長四郎釜助私差越

一、寛政二年戊十二月中孫共ほうそ仕申候

一、寛政三年亥正月八日より御檢者衆松山八左エ門殿園田清八殿郷士年寄平山孝左エ門殿掛ニ而御勤被成候郡見廻衆相良源内殿御越被成同正月十六日ニ下在之様ニ御移り被成候事

一、中村庄屋殿代り合寛政四年子正月廿日頃ニ而御座候尤亥ノ十二月代合筈之処ニ子正月御成申候

一、掛橋筋上在境より涼松山田村境迄百五拾貳間有之候

一、除之尾上在境より山田境迄式拾六町五拾間従是北

一、脇田御達場より中村役所迄三千二十間町ニシテ壹里拾四町式拾間子十二月三日なわ引致候

中村本屋敷橋ノ元より境橋之元迄百四十壹竿壹間間ニシテ百八十三間境橋より坂登上り迄廿七間

寛政四年子ノ二月より小森道普請有之候

一、寛政五年丑年春普請檢者柴山七兵衛殿差越被成候

一、同丑ノ秋取納究檢者松沢十左エ門殿七月十一日上在江御差入有之候

一、寛政五年丑八月始より十日頃迄小白貝脇田ノ下より町下迄大火事ニ而候

一、寛政五年丑八月廿六日晚七ツ時よりやけ出し下町不残月出シより大門口迄やけ候

一、寛政五年丑十一月廿二日より白山権現之鳥居立ニ打立中村中上ニ才より分八貫文下ニ才より九貫文くわんヲ以在

役中請区を以立方仕申候其残り中村中人別壹人ニ付分七文ツツニ而立方仕候又ゑのぐハベンがらじう壹斤こふん壹

斤入壹籠ゑこの油壺盃墨代分百四十八文

一、寛政六年寅正月十三日より御納方江御差入永作直竿御郡奉行黒田嘉兵衛殿書役衆浅谷市六殿同正月十七日御差入

被成候同十八日ニは上在之様ニ御移リ被成候

一、寛政五年丑十二月十二日より爰元役所ふきかへニ打立同廿日頃迄ニ相濟申候同廿二日御光越有之候

一、寛政六年寅二月十九日より道付ニ打立廿日は今園門の家ふき共参り候指宿之や根ふき休作孫兵衛新左エ門仲右エ

門善右エ門六人ニ而人数三十八人ニ而仕候ちん分壹人前壹日二百二十四文相払申候外二分八百文人別分ニ相払申候

中ちん分之内三貫くわんおん講より差出申候

一、当寅春地方検者吉井八之進殿是枝嘉兵衛殿兩人相勤候

一、寛政六年寅三月十三日長兵衛名主代合之代役さん味有之候而同廿一日代役森元ノ長右エ門江仰候事

一、寛政六年寅閏一月四日之ばん五日六日大雪ふりとをし七日之日も又々ふり通深さ里之畠式尺三寸有之候山道は四尺も有之五尺も有之候同十一日迄もきまゝす其時帝釈寺小伝次殿松二こもつ留之橋の柱二きされ申候上方下目附前田与

四郎殿私所ニ御宿ニ候

一、寛政六年寅六月城川内伊地知甚兵衛殿抱地杯代分三貫文受取候卯九月頃迄代り仕廻申候

一、寛政七年卯十月之頃白水事羽月より鹿兒島被罷帰候事

一、寛政八年辰三月三日より長市ほうそ仕申候事

一、寛政八年辰五月十六日大洪水ニ而段々はそんな所有之上樋ノ田東ノ前田土手打田洗はき仕候五月十四日迄植付相仕見廻候所ニ前田どう入洗はれいたみ申候

御山奉行所当役村田利右エ門様五月二日より同廿一日迄御宿被成候事廿一日伊作之様ニ差越被成候

一、寛政八年辰十一月十八日より郡奉行四元喜兵衛殿当役川侯喜右エ門殿当損引ニ御差入被成候而当検永損被成候事

一、寛政九年己正月十日より砂揚有之候地方検者衆阿久根善助殿検者衆大山休之丞殿私所ニ御宿被成候事

一、寛政九年己七月十四日こそよう相きめ候処ニ七月十六日紫木原入来原ニ初生植付候事

辰六月七日頃文助殿相移方有之候

一、寛政十年つちのえ十一月十二日より家作ニ打立同十一月廿三日立方四日にふき大工衆池田仲藏殿国分六右エ門大工三十六七人ニ而立候

寛政十一年未九月池田弥四郎ニ而ぞ作仕申候寛政十二年申正月四日より四郎左エ門事出しニ参り候事

一、寛政十三年酉正月享和元年酉七月御神事踊長市事入子打入候事

享和元年酉七月十一日ニ平吉殿相はて候事享和元年酉九月六日ニ□□之鶴泉よめ入社候同六日ニ町之助左エ門そ礼有之

荒平之伊集院伝兵衛殿抱地郡奉行仲左エ門殿山御奉行立合ニ而酉九月十日より引渡方有之候

一、享和三年亥閏正月廿三日曉七ツ時分より鹿兒島下町やさい町之下びん付屋より焼出し同廿三日四ツ時分迄ニ下町不残やけしまい申候其内二月出し之長崎武右エ門南林寺門前之くや相残り申候

一、享和三年亥五月朔日大洪水仕水喰筋其外段々砂入併ニ洗はき十一面人大浦村水あがり爰元屋敷馬家之前迄水参り申候事同五日晚洪水仕候あまり大水ニ而ハ無御座候中水

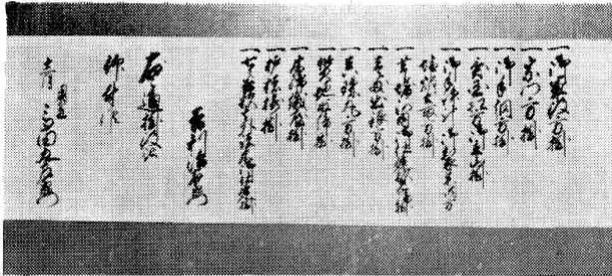
#### 四、農民と櫛

谷山上福元町見寄の皇立寺のあつた附近に、俗に「どそつどん」というところがある。よくただしてみると「蠟燭殿」で、昔からこのへんに櫛の実をしぼって蠟燭を作る人が住んでいた。この家は遠い昔懐良親王が薩摩入御のさい

親王につれられてきた上方の蠟燭作りの職人の家で、代々この地について、もっぱら家業をつづけた。いつしかこの家のあった所を蠟燭殿と呼ぶようになったと口碑に伝えられる。(見寄川畑助次郎氏談) このことについて何も文献はないが、おもしろい話である。今から二八五年前の天和二年に並木櫨の実の採集方を申し渡し、櫨の実二石四升俵で十俵を得たと「川辺村郷土誌」に見えているが、これも蠟燭の材料と思われる。同じく川辺では正徳年間のある年には百五十本と二百本と年二回櫨の植付けをしたとみえている。川辺に限らず藩政時代薩隅日くまなく櫨の植付けを奨励したのではなからうか。ある郷土史家の話によると、島津の某殿様は櫨紅葉をながめられる上に実がとれるので桜島に櫨の植え付けをすすめたら、桜島は櫨の名所になった。殿様は紅葉のころ磯邸でいながら桜島の櫨をながめて悦に入っておられたという。

櫨で有名なのは福岡県で、特に久留米などが多い。品種も改良されて樹幹が高くならず枝がひろがり、実が小枝のさきに密生する新種になっている。昔の櫨のようにやたらに高木で実のつきのわるい木は少なくなっている。鹿児島櫨も最近はこの新種を福岡から移入している由である。さて薩摩半島をまわれば、昔の名ごりの櫨が畑や人家のまわりに多くみられる。吹上、金峯、颯娃、山川、開聞の町村は、とりわけ多いようである。大隅方面でも牛根、垂水、新城、高隈から根占、大根占、佐多などすばらしい。北薩出水方面も多いし、県下いたる所と言ってよいようである。この櫨の植込みは歴史が古いのだと思われる。

藩政時代には農民に櫨の植付けを土地の面積に応じて割り当てたものようである。また櫨役人の取り締まりもやかましかった。谷山には郷士年寄の吉利治右衛門用行に、文久元年十二月に「櫨、楮、袴掛」を命じた辞令書がある



吉利治右衛門の辞令

が、この吉利氏も杵役人のひとりといえよう。杵の実のちぎり方がやかましいもので、枝を折らず小枝のさを痛めず実をちぎるのはなみたいていではない。高い足つきを用意したり、ハシゴを持ち出すなどして苦勞した。木に登ってちぎるなどもつてのほかである。あやまつて枝を折つた場合罰が重い、罰をうけぬ前に杵役人ににわとりやしうちゆうなどわいるをつかつて「今度だけはお目こぼしを」と哀願したという。農民たちは杵をわが子のように大事に育てた。植え付けた土地柄がわるいとよい場所に植え換えた。寒深や湿地の杵は「杵不相熟」と届け出た。木の本数の調べ方も古木何本若木何本そのど菌木何本と仕分けしている。別紙谷山五ヶ別府の杵改数の帳面は、まじめな農民の調査であるが、あるいは杵役人への届書かもしれない。なおこの帳面に見える五ヶ別府の字名は非常に重要で、中世史の「山田文書」に出てくる地名と対照して研究する資料でもある。

なつていた。杵倉や垂蠟所は一郷に一、二か所は置かれていたようである。  
 杵の実はせぐさは農民の納めたものを杵役人が受け取り、これを杵倉に納める。杵蔵から「垂蠟所」たらしよ（普通には垂蠟所とよぶ）へ移して蠟をしぼる、その製品を藩庁に納める順序に

杵の木は容易に腐らぬ木で湿地に強い。農家で馬屋の掘立柱に使用したり、門柱に使つたりして、今日これを諸所に  
 見うける。

嘉永五年子正月廿九日 駒走門ノ万助記

谷山五ヶ別府栴木敷改坪付帳

- |    |       |              |    |      |           |
|----|-------|--------------|----|------|-----------|
| 1  | 三重野門  | 壹反八付壹本三合廻    | 2  | 西川口門 | 壹反二付三本九合廻 |
| 3  | 東川口門  | 但四本壹合廻       | 4  | 蕨野門  | 右同三本八合廻   |
| 5  | 久木野門  | 右同四本七合廻      | 6  | 福永門  | 右同四本壹合廻   |
| 7  | 宮園門   | 右同四本廻        | 8  | 湯之元門 | 右同四本五合廻   |
| 9  | 駒走門   | 右同四本式合廻      | 10 | 茂頭門  | 右同四本五合廻   |
| 11 | 浮免    | 右同三本式合廻      |    |      |           |
| 1  | 三重野門  |              |    |      |           |
|    | 下屋敷   | 三十間<br>三十一間  |    |      |           |
|    | 下屋敷   | 十五間<br>二十八間半 |    |      |           |
|    | 下々屋敷  | 三十間<br>三十六間半 |    |      |           |
|    | 下屋敷   | 十九間<br>二十八間  |    |      |           |
|    | 小平、山畑 | 七間<br>八間     |    |      |           |

同所、山畑五間半 壺畦廿歩

前島、下々島七間半 壺畦

同所、中島五間 三畦栢木壺本蘭木

西ノ迫、下島十八間 壺反九畦六歩大豆壺表栢木八本但古式本若三本蘭三本

宮ヶ迫、下々島十一間 壺反六畦四歩遠地大豆壺表六升壺合 龍左工門

まがり迫、山畑九間 壺反式畦廿七歩遠地大豆壺斗六升五合 仁左工門

ちんが迫、山畑十一間半 六畦四歩大豆壺斗栢木三本古木壺本若式本 権右工門

同町、山畑七間半 七畦八歩栢木四本古木込大豆九升三合 伝右工門

久保園、山畑七間半 拾八歩田障り大豆壺升四合 渡右工門

たり門、山畑六間半 四畦十歩大豆五升六合 仙之助

宇都、下々島二間半 壺畦十八歩栢木三本木豆三升二合 藤兵衛

久保園、山畑<sup>十一</sup>間 三畦式拾歩大豆四升六合栢木三本但古老本蘭木式本 仁兵衛

災床、山畑<sup>二十七</sup>間 老反老畦拾歩大豆老斗五升五合 長左工門

永迫、山畑<sup>七</sup>間 四畦六歩大豆五升四合栢木式本但古老本蘭木老本 諸左工門

合島屋敷老町五反四畦廿五歩

但式畦三歩 田障り 三畦七歩 人居 式反九畦老歩 遠地 七反五歩 屋敷

差引残而五反九歩

栢木式拾老本 但老反二付四本老合九勺廻り 外二檜三本

## 2 西川口門

下々屋敷<sup>十五間半</sup> 老反五畦拾五歩大豆老表式斗五升七合 藤兵衛

園畠、下々畠<sup>十一</sup>間 四畦老歩大豆老斗三合山添二而植場無之 同人

同所下々畠<sup>七</sup>間半 式畦廿八歩人居大豆五升老合 同人

外園、下々畠<sup>八</sup>間 四畦廿八歩人居大豆老斗三升五合 千之助

同所、下々畠<sup>七</sup>間半 四畦人居大豆老斗九合 惣右工門

同所、下々畠 四間半 三畦大豆六升八合山添ニ而植場無之 七之丞

藤園、下々畠 九間 六畦拾四步大豆尅斗八升八合栢木貳本但古木尅本藪尅本 長右工門

大園、上畠 十五間 貳反四畦八步大豆四表六升栢木貳本但古木尅本藪尅本 慶右工門

横枕、下々畠 六間 五畦拾八步大豆尅斗四升三合栢木三本藪込 市右工門

西ヶ谷、下々畠 十三間 八畦貳拾七步大豆貳斗三升五合栢木四本但古貳本、若尅本藪尅本 勘兵衛

迫、下々畠 十二間 九畦拾八步大豆貳斗九升八合栢木三本但古木貳本藪木尅本 右衛門

道ヶ迫、下々畠 十一間 五畦貳拾步大豆尅斗七升深迫ニ而栢木不相熟 左衛門

同所下々畠 十二間 六畦廿四步大豆尅斗三升六合栢木貳本但古木尅本藪壹本 十兵衛

かくれ迫、山畑 七間半 六畦八步大豆八升深迫ニテ栢木不相熟 半左衛門

路ヶ迫、山畑 三間 壹畦大豆尅升三合深迫ニ而栢木不相熟 長右衛門

同所 山畑 二間 拾貳步 大豆尅升栢尅本 正左衛門

同所山、下々畠五間半 式畦拾七步大豆五升四合栢木三本 新兵衛十四間

尾杉山畑八間 四畦八步大豆五升五合栢木三本 若木込 正右工門十六間

西ノ迫、下々畠八間 三畦式步大豆七升栢木三本 但若木壹本 蘭木壹本 權左衛門十一間半

外園山畑三間 壹畦六步田障り大豆式升 七兵衛十二間

かふこ迫、山畑十三間 壹反壹畦八步大豆式斗三升六合 栢木三本 森右工門廿六間

後迫、下々畠十三間半 八畦三步大豆壹表壹升九合栢木三本 但古木壹本 蘭木壹本 慶右工門十八間

平原、下々畠十四間 八畦拾式步大豆三斗六升栢木五本 但古木三本 若一本蘭一本 弥七左工門十八間

永迫、下々畠十二間 式反式畦大豆壹表式斗九升 壹合 慶右工門五十五間

同所、下々畠壹反壹畦大豆三斗式升 栢木三本 但古木三本 蘭木壹本 同入

災床、下々畠十四間 壹反拾五步大豆三斗壹升六合 栢木四本 但古木壹本 若木壹本 蘭木三本 喜之助廿二間半

迫、下々畠十二間 八畦拾式步大豆式斗壹升九合 栢木四本 但古木三本 蘭木壹本 為兵衛廿一間

ほとけ谷、下々畠九間 七畦六歩大豆耆斗三升四合栝木三本但古耆本若式本 惣惣工門

災床、下々畠九間 七畦式拾歩大豆耆斗五升四合栝木三本但古木耆本藪木式本 市右工門

宇岩境、山畑四間半 式畦廿耆歩人居大豆五升四合 七郎兵衛

もみの木ヶ迫、山畑五間半 五畦拾五歩大豆七升六合栝木三本但古木耆本藪木式本 平左工門

猿喰、山畑六間 四畦大豆五升五合栝木三本但古木式本藪木耆本 勘兵衛

黒土田、山畑二間 式拾四歩田障り大豆耆升五合 甚兵衛

内園、山畑三間 耆畦大豆耆升四合栝木耆本 同人

合畠屋敷耆町九反拾九歩

内式畦 田障り 一反三畦廿六歩 人居 耆反式畦廿八歩 深迫二而栝木不相熟耆反五畦拾五歩 屋敷

差引残而耆町四反六畦拾歩

栝木五拾七本但耆反二付三本九合廻り。

下々屋敷 十五間 八畦八步大豆式斗七升八合 弥七郎  
十六間半

下々屋敷 十四間半 七畦反五步大豆三斗壹升五合 長右工門  
二十一間

下々屋敷 八間 五畦拾步大豆八升七合 五兵衛  
二十間

下々屋敷 六間半 八畦七步大豆式斗式升五合 勘兵衛  
卅八間

下々屋敷 九間 七畦廿四步大豆式斗六升九合 伊右工門  
廿六間

堂下、下々島 八間 四畦式拾步大豆壹斗四合栢木式本若木込 仁兵衛  
十七間半

外園、下々島 七間 式畦廿步大豆七升四合屋敷添二而栢植場無之 園兵衛  
十一間半

中野、下々島 十五間 壹反大豆壹表四升壹合栢木四本但古木壹本若木二本蘭木壹本 甚之丞  
二十間

同所、下々島 十三間 六畦式步大豆式斗七升壹合栢木三本但古木式本蘭木壹本 清右工門  
十四間

長ヶ迫、山畑 八間 壹反六畦拾六步大豆三斗三升壹合栢木八本但古木六本蘭木式本 十左工門  
六十二間

炭床、山畑 十七間 九畦拾九步大豆式斗式升栢木四本但古木壹本若木式本蘭木壹本 七郎兵衛  
十七間

登立、下々畠<sup>十三間</sup> 七畦廿四步大豆式斗式升栢木四本但古木三本菌木壹本 次右工門

後迫、下々畠<sup>十一間</sup> 四畦拾式步大豆壹斗四升八合栢木式本古木 森右工門

同所、下々畠<sup>七間</sup> 式畦拾七步大豆七升栢木壹本菌 仲兵衛

炭床、山畑<sup>十四間</sup> 老反老畦四步大豆壹斗七升七合栢木四本菌二本 慶右工門

赤ヶ迫、山畑<sup>九間半</sup> 六畦式拾步大豆壹斗三合 藤左工門

同所、山畑 式畦三步大豆三升壹合小畦二而栢植場無之 同人

ちんヶ迫、山畑<sup>四間</sup> 壹畦拾八步大豆式升右同断 仁左衛門

同所、下々畠<sup>八間</sup> 三畦六步大豆七升三合栢木式本但古木壹本菌木壹本 七左衛門

ちんが迫、下々畠<sup>六間</sup> 三畦拾五步大豆八升八合栢木式本但古木壹本菌木壹本 徳右工門

炭床、山畑<sup>十間</sup> 五畦大豆六升八合栢木式本但古木壹本菌木壹本 半右工門

横手、山畑<sup>十一間</sup> 五畦拾五步大豆壹斗壹升栢木三本但古木壹本菌木式本 長左工門

炭床、山畑七間九間 式畦三步大豆三升六合寒深迫二而柵不相熟 六兵衛

迫、下畠十六間廿二間 老反老畦廿式步大豆老表老斗八升四合柵木四本但古式本若老本藪木老本 米兵衛

かふこう迫、下々畠九間半十五間 四畦廿三步大豆老斗八升七合柵木式本但古木老本若木老本 太郎兵衛

永迫、下々畠十二間五十五間 式反式畦大豆老表式斗九升老合 慶左工門

同所、下々畠 老反老畦大豆三斗式升老合柵木三本藪 同人

炭床、山畑十四間半二十五間 老反式畦三步大豆老斗六升六合柵木六本但古木若木式本藪木老本 藤兵衛

後原、山畑八間半二十三間 六畦拾六步大豆老斗七升三合柵木六本但古四本若老本藪老本 伝右衛門

久木野前畠、山畑三間十六間 老畦拾八步大豆式升七合柵木式本古 半左衛門

宮之前、山畑六間廿九間半 五畦廿七步大豆老斗式升四合柵木四本但老本古三本若式畦田障リトシテ式間引 同人

ほきの口、山畑八間十二間 三畦六步大豆五升三合丑壬正月廿七日痔見合 同人

炭床、下々畠八間十六間半 四畦拾式步大豆老斗式升寒深二而柵不相熟 半兵衛

さう谷、山畑四間 式畦拾式步大豆四升四合但式畦田障り拾間六間引残拾七步 伝右工門

横枕、山畑三間 拾五步大豆老升栢木老本古 市兵衛

西ノ迫、下々畠十二間 六畦拾式步大豆式斗式升七合栢木老本古 竜左工門

竜ノ上、山畑三間半 式拾老步大豆老升田障り 与兵衛

合畠屋敷式町老反拾六步

内六畦五步 田障り。六畦拾五步 寒深ニ而栢不相熟。三畦六步 寄見合。三反九畦廿四步 屋敷  
差引残而老町五反四畦式拾六步

栢木七拾本 但老反二付四本七合二廻り

#### 4 蕨野門

下屋敷十四間 老反老畦拾三步大豆老表老斗七升老合 慶左工門

下屋敷十三間 七畦廿四步大豆三斗七升式合 十左工門

永谷、下々畠十三間 七畦廿四步大豆式斗式升八合人居 仲兵衛

永迫、山畑十一間 五畦廿四步大豆八升右畠江植付有之候栢木脇畠江相直 慶右工門

大園、中畠 十三間  
十六間半 七畦五歩大豆、表六升、合、栢木、表、本、古 十左工門

横地、下々畠 十四間  
十六間 七畦拾四歩大豆、三斗六合、栢木、式、本、但古、表、本、若、表、本、三、方、畠、一、方、有、木 七兵衛

永迫、下々畠 十三間  
十六間 表、反、表、畦、八、歩、大、豆、表、表、七、合、栢、木、三、本、但、古、木、式、本、菌、木、一、本 十左工門

炭床、下々畠 十三間半  
十七間 七畦廿歩大豆、式斗四升四合、栢木三本、但表、本、古、菌、木三本、但表、本、直 五郎兵衛

登立、下々畠 十二間  
廿三間 九畦六歩大豆、式斗六升八合、栢木五本、古、木三本、菌、木、式、本 半右工門

梅ヶ迫、山畑 八間  
十四間 三畦廿式歩大豆、六升、合、栢木、式、本、古 森右衛門

同所、川畑 八間  
廿一間 五畦拾八歩大豆、七升、合、栢木四本、但古、木三本、若、木、表、本 權右工門

小谷、下々畠 九間  
十二間 三畦拾八歩湿地大豆、表斗八合 仙右工門

同所、下々畠 十間  
十三間 四畦拾五歩、右同断大豆、表斗三合 權左工門

宇都、下々畠 半六間  
廿一間 四畦六歩湿地大豆、八升四合 七兵衛

同所、山畑 六間  
六間半 表畦九歩、小畦二而植場無之、大豆、表、升、八、合 仙之助

同所、山畑二間半 二十間 耆畦貳拾歩大豆貳升三合 山添ニ而植場無之 弥七

久保山、下々畠十二間 廿五間半 八畦拾耆歩 大豆耆斗四升耆合 栢木四本但古木三本若木耆本 渡左衛門

大園、下畠十四間半 二十間 九畦廿歩 大豆耆表耆斗耆升三合 栢木貳本但若耆本菌耆本 藤兵衛

ほうヶ谷、下々畠十五間 廿間半 耆反八歩 大豆三斗耆升八合 栢木五本但古木四本菌木耆本 七郎衛

炭床、山畑十七間 二十間 耆反拾歩 大豆之儀不相熟候事 長左工門

同所、山畑 耆畦廿五歩大豆貳升五合耆勺四才 栢木貳本但古木耆本菌木耆本 同人

桜ヶ迫、山畑十一間半 十二間 耆反拾丁歩 大豆貳斗耆升八合 栢木五本但古木貳本菌木三本 戸左工門

上ノ段、山畑十八間 五間 七畦六畝 遠地 大豆耆斗八升耆合 六左工門

上ノ段、山畑十八間 八間 四畦 遠地 大豆三升八合 覚兵衛

宇がり、山畑廿四間 五間 六畦拾貳歩 寒深ニ而栢不相熟 大豆七升六合 十左工門

石穴、山畑廿九間 半十間 四畦廿八歩 右同断 大豆八升耆合 同人

たり門、山畑廿四間  
四間半 八畦 大豆壹斗貳升壹合 栢木三本 五兵衛

宇都、山畑廿七間  
三間 四畦貳步 人居 大豆五升貳合 戸右衛門

桜枕、下々島十二間  
十二間 壹畦六步 大豆三升 栢木壹本古 諸左工門

桜手、下々島十八間  
十二間半 七畦六步 大豆壹斗七升 栢木四本但古木壹本 蘭木三本 七左工門

合島屋敷壹町八反三畦貳拾三歩

内壹反壹畦廿六歩 人居 壹反貳畦九歩 湿地 壹反壹畦拾歩 寒深二而栢不相熟 壹反六歩 遠地 壹反九畦七歩

屋敷

差引残而壹町壹反八畦貳拾五歩

栢木四拾六本 但壹反二付三本八合二廻り

5 久木野門

下々屋敷十二間半  
十九間 七畦九歩 大豆貳斗三升四合 次右工門

下々屋敷七間  
廿六間半 六畦六歩 大豆壹斗八升七合 甚右工門

桑鶴、下々島三間半  
二十八間 三畦八歩 大豆八升六合 栢木壹本古 次右工門

下々屋敷八間  
十六間 三畦八歩 大豆五升五合 松右工門

下々屋敷四間  
十二間 耆畦拾八歩 大豆三升六合 治右工門

下々屋敷五間  
十九間 三畦五歩 大豆六升九合 仲兵衛

宇都、下々島七間  
十五間 三畦拾五歩 人居 大豆七升 周兵衛

中野、下々島十三間  
卅六間 耆反五畦拾八歩 大豆耆表耆斗六升耆合 栢木七本但古木三本若木四本 六左工門

桜ヶ迫、下々島十五間半  
廿八間 耆反四畦拾四歩 大豆耆表六合 栢木六本但古木四本 蘭木貳本 長左工門

炭床、下々島十二間  
廿九間半 耆反耆畦廿四歩 寒深二而栢不相熟 大豆三斗三升 山之助

小久木野、下々島十二間半  
十五間 六畦八歩 大豆耆斗九升九合 栢木耆本古 清太郎

迫、山畑十一間半  
十九間 七畦九歩 大豆耆斗貳升七合 栢木四本但古木三本若木耆本 半兵衛

猿喰、下々島十二間半  
二十間 八畦拾歩 大豆耆斗九升七合 栢木貳本但古木耆本 蘭木耆本 長左工門

宮ん迫、下々島十間半  
二十九間 耆反五歩 大豆耆斗五升四合 栢木三本古 仙右工門

立迫、山畑十間  
廿五間 八畦拾歩 大豆壹斗五升貳合 栢木七本但古木三本 藪木四本 七郎右工門  
 藤圓、下々畠四間半  
二十間 三畦 大豆六升八合 栢木壹本若 長左工門  
 同所、山畑三間半  
卅三間 三畦廿六歩 人居 大豆五升七合 同人  
 宮前、山畑二間半  
十二間 壹畦 小畦 大豆壹升 慶右工門  
 後ノ迫、山畑九間半  
十七間 五畦拾貳歩 大豆六升九合 栢木三本但古木貳本 藪木壹本 仲兵衛  
 宇都、山畑六間  
六間 壹畦六歩 屋敷添ニ而栢植場無之 大豆壹升四合 喜兵衛  
 桜枕、中畠十五間半  
二十間 壹反拾歩 大豆壹表三斗三升 栢木壹本若 伊右工門  
 後迫、山畑十間  
十九間 六畦十歩 大豆壹斗四合 栢木三本但古木壹本若 木貳本 森右工門  
 ほうけ谷、下々畠十三間  
廿九間 壹反貳畦拾七歩 大豆三斗三升四合 栢木五本但古木四本 藪木壹本 藤兵衛  
 炭床、下々畠十間  
四十五間 壹反五畦 大豆三斗三升貳合 栢木三本但若木貳本 藪木壹本 伊右工門  
 迫、山畑十間  
卅貳間 壹反廿歩 大豆貳斗貳升三合 栢木五本 古木貳本 藪木三本 清三郎

道ヶ迫、下々島 十間  
十九間 六畦拾歩 大豆壺斗六升壺合 新兵衛

同所、下々島 壺畦式拾四歩 大豆四升五合五勺 栢木壺本 同人

同所、下々島 十一間  
十四間 五畦四歩 大豆壺斗五升四合 栢木三本但古壺本若壺本 蘭木壺本 同人

中野、山畑 八間  
三十間 八畦 大豆壺斗式升四合 栢木四本但古木三本若木壺本 正右工門

大園、山畑 三間半  
四十六間 五畦拾壺歩 大豆九升六合 栢木五本但古木式本若木式本 蘭木壺本 作右工門

同所、山畑 四間  
十二間 壺畦拾八歩 大豆三升式合 栢木壺本若 市兵衛

たり門、山畑 六間半  
二十間 四畦拾歩 大豆五升六合 千之助

山畑 壺畦三歩 人居 大豆壺升四合三勺 同人

合島屋敷式町三壺式拾八歩

内式畦四歩 田障 八畦拾四歩 人居 式反六畦廿四歩 寒深栢不相熟 式反式畦拾六歩 屋敷

差引残而壺町四反四畦

栢木六拾六本

但壺反二付四本五合八勺二廻り 外二樽拾三本

6 福永門 (詳細は略す)

合畠屋敷壹町七反六畦四歩

内四畦三歩 田障リ 三反四畦四歩 柵不相熟 四畦壹歩 湿地 式反壹畦拾式歩 遠地 壹反八畦廿歩 屋敷

差引残而九反三畦式拾四歩

柵木三拾七本 但壹反二付三本九合六勺二廻リ 外二檜木六本有之

7 宮園屋敷 (詳細は略す)

合畠屋敷壹町三反三畦式拾四歩

内壹畦廿五歩 田障リ 壹反壹歩 屋敷 壹反三畦廿八歩 湿地

差引残而壹町八畦

柵木四拾三本 但壹反二付三本九合八勺二廻リ 外二廿八本有之

8 湯之元門 (詳細は略す)

合畠屋敷壹町五反三畦拾歩

内式畦八歩 田障リ 式反七畦六歩 寒深ニ而柵不相熟 壹反四畦廿歩 遠地 壹反拾三歩 屋敷

差引九反八畦廿六歩

柵四拾五本 柵木壹本若但壹反二付四本五合二廻リ

9 駒走門 (詳細は略す)

合畠屋敷貳町貳畦壹歩 内壹反五畦拾八歩 柵不相熟。壹反六畦拾八歩 湿地。壹反九畦六歩 遠地。貳反五畦拾貳歩 屋敷

差引残而壹町貳反四畦拾七歩 柵木五拾三本。但壹反二付四本貳合二廻り

10 茂頭門 (詳細は略す)

合畠屋敷三町壹畦三歩

内三畦四歩 田障り。二畦拾歩 人居。七反貳畦拾九歩 柵不相熟。三畦六歩 遠地。三反九畦廿八歩 屋敷。

差引残而壹町七反九畦廿六歩 柵木八拾三本。但壹反二付四本六合八勺二廻り

11 浮免 (詳細は略す)

合畠屋敷貳町五反壹畦貳拾五歩

内壹反壹畦貳拾五歩 田障り。貳反八畦貳拾八歩 人居。壹反三畦拾八歩 柵不相熟。五畦 屋敷。

差引残而壹町九反貳畦拾四歩 柵木五拾本 但壹反二付三本貳合二廻り

(駒走門万助の子孫鹿兒島市田上町中村良逸氏資料)

## 五 藩政時代の人移

薩藩では、人口過剰で耕地の少ない西目（薩摩半島）から人口の少ない広大な原野をもつ東目（大隅半島）に百姓を移して開発に当らせた。藩政時代の後期文化年間より天保のころになると、郷士の抱地の仕組みが盛んになったので、郷士の作人として受けられた。また高山でも西目から来た人が多い。上級郷士は高山の後田部落、川上本城、有明等に広大な私的保有地の経営をやっていたので受け入れ、「札子」的な奉子人となった者も多い。札子は主家の戸籍内の下人として登録された。守屋家文書によると、明治の初年には人配方民事奉行が置かれて、人配のこをつかさどったことが見えている。

藩政末期より明治初年にかけて「伝手」を頼った者が多い。以前移住していた者が西目の同郷知人を呼び寄せた者も多い。

後田校区（高山の西部地区）

「谷山迫、永和田、鳥越、本城、野崎」は西目からの移住者が多い。

谷山から後田に移住した人は、

前下、四元、今原、松元、谷山、白石、福脇、徳永、竹下、見寄、福徳、柗原、茂利、岩元、田中、前田、松崎、瀬戸口、吉野等である。

なお、高山町にある「高山町古文書」の中の「寛文六年十二月十一日高山衆中与分軍役帳 一番」によると、「七石五斗 東浦行司 谷山市兵衛」なる者の名が見えている。

高山町五社馬場の守屋雄次郎氏所蔵の「明和八年八月の高山衆中高極帳」によるに、無屋敷谷山亀之丞、谷山源之進等の名が見える。また、「文化二年八月高山郷土高極帳」に無屋敷谷山亀之丞の名が見える。

右のうち谷山亀之丞は明和八年から文化二年頃まで生存していたことになる。

二階堂家所蔵寛永十年高山衆中軍役帳には谷山よりの転入の郷土は見当たらない。以上のことについては、高山町郷土誌編纂委員会からの教示によるものである。

高山町には「谷山迫」なる部落が吾平町との境付近にある。高山町役場の松元博氏の話によると「谷山迫」部落については、次のような事情が理解された。すなわち

谷山迫という部落は、現在戸数は三十八戸人口はおよそ二百人であるが、部落は昭和二十五年ごろ事情があつて本来の谷山迫と新しく協和という部落に分かれていった。協和部落はおよそ二十戸くらいである。この二つの部落に谷山姓を名のるものは協和部落に一戸、谷山迫に一戸しかない。協和部落の方は現在谷山親雄氏（四〇歳くらい）がおり、谷山迫の方は谷山義夫氏（六〇歳くらい）がおられるとのことである。

松元博氏の家の曾祖母の伝によれば、松元氏の祖先は谷山の上福元から島津氏の時代肝付の勢力のところへその勢力をのぼすために高山の地に移されたのであつて、その後この地に移り住んだ曾祖父たちは、この地の開拓に努力したという。しかしそのころの生活は非常に貧しく、曾祖父たちの仕事はいっこうにはかどらなかつたという。曾祖父が話していたという話の中に、そのころ「だしごろ」をつかつて木をきり出す作業に山に行くとき、昼の「めし」を持って行くことができずに、竹の筒の中に「おかい」を入れて持って行った由で、しかも休みの時間にそれを食べる

時は、お互いに背を向けて別々に食べたのだという。それは「おかい」さえその竹筒の中に入れることのできない貧しいものがいてお互いにそれを見ないため、また見られないためであったという。貧しい者で竹筒の中に「おかい」を入れて来ない者は背を向けて竹筒をならしながら食べているまねさえしてその悲しい現実を人に見せまいとしたということであった。

谷山迫の部落には次のような姓が現在もある。松元、中村、白石、渡辺、谷山等であり、協和部落では松元、松岡、川畑、谷山等の姓があるが、やはり松元姓が一番多いということであった。これらの部落の墓地は一か所にある。しかし、よくわからないが江戸時代より古い墓はないということであった。(これは現地において確かめていないのでわからない。)

部落の氏神や神社は別れない。部落には「法恩講」なる信仰の団体があり、部落の人たちがこれに入って「ツシ」をもって順番に回りながら信仰の行事を行なっている。虫供養とかお彼岸の時などにそれをやっているという。年中行事で別に変わっているものはないが、正月には門松は立てるが「しめ縄」ははらない。その理由はわからない。

谷山より大隅町に移住した「谷山」姓

部落名	戸数	部落名	戸数	部落名	戸数	計戸数	
下森園 ○荒谷 ○炭床	一 二 五	野町 ○段坂元 松田	二 三 一	鍋 榎木段 立馬	一 三 三		二二戸

○印の一六戸は四代五代前、谷山から移住してきたということがはっきりしている。(大隅町教育長宇都重義氏指示)  
次に述べるのは、谷山市中町白山の古老国料盛氏の話である。谷山では白山、滝ノ下は伊勢家の家来けれであった。岩川郷ができるさいに、ここの人が岩川に多く移って行った。岩川にゆけば土族にとりたてる。このままこの地におけば平民になるということであつた。それで残つた人はみな平民になつたのである。

伊勢家の家来は白山、滝ノ下、柿木田、水喰部落それに平川方面にもいた。水喰みくくれに大保、坂口等の姓があるが、この大保坂口等の一部の人は岩川にいったのである。白山、滝ノ下等は皆農業で、しかも米のよくとれる所である。昔は谷山の「中村」日置郡田布施の「尾下」をくだりは名うての米どころで生活は豊かであつたので、滝ノ下の上村姓の人々は岩川にゆかずに残つたくみである。岩永姓はほとんど全部岩川へ移つた。また谷山の漁夫部落は小松原塩屋、東塩屋新屋敷などがあるが、これら漁夫の中からもさうとう数岩川へ移つたと思う。

谷山北麓入佐清之丞氏によると、谷山市の穴馬場(東馬場部落)辺田、白山、滝ノ下、平川方面それに錫山は伊勢家の家来に關係ある所である。伊勢家の家来が岩川へ行つたのは、当時私領の家来はそのまま地元におれば平民に入られるが、岩川へ行くと土族にすることであつたので岩川へ行つた。また錫山のある錫山に行つた人々も、同じ理由で錫山に行けば土族にすることであつた由である。それゆゑ錫山の伊勢家の家来は従来からそこに居住していたのではない。

この入佐氏の話と同じようなことを国料氏も語つておる。すなわち、白山と滝ノ下には伊勢家の家来が居つた。明治の初めそれらの人たちは士分としては足軽より下位であつたので、この土地におれば平民になることになつていたが、

岩川に行くとは土族にすること、岩川に移ったのである。辺田は足軽部落で、ここには伊勢家の家来はいなかった。白山、滝ノ下の伊勢家の家来は普通の人たちと入り混じって居住していたので、このあたり全体が伊勢家の領地ではない。

白山部落には白山神社があり、その鳥居の見える所から中山小学校の方に向かってまっすぐ行ってちよつと左へ曲がる所までが通常「白山馬場<sup>はくせん</sup>」といわれるところである。

白山部落から岩川へ移った人たちは、坂口、大保、竹下、東などと言われているが、坂口家は岩川に移って残った人は白山にはないが、水喰部落に坂口家が一軒あるから一族かも知れない。大保家も今白山になく水喰に同名があり、東は上西部落に同名がある。さきの坂口家の屋敷あとには現在山之内家が居住している。以上。上入来盛氏の話

伊勢家と谷山の関係は、調査の結果から考えると、私領としての領地というものはなく家来があちこちに散在して居住していたというふうを考えられる。

谷山の家来が岩川に行ったのは、谷山で聞いたのは士族になるためと言われているが、それも理由の一つであろう。それに加えて伊勢氏の家来には屋敷も与え家も造ってくれる、耕地もくれるということであつたらう。それは家来であつた人たちがばかりでなく、百姓や漁夫等も行っている、そうした好条件はそれらの人たちまで与えられたのであろう。

贈嶽郡大隅町郷田部落は、岩川の松田の上から下りて神掛へ行く途中にある部落であるが、戸数およそ十余戸、大部分谷山から移住して来た人たちの子孫である。郷田にもとからおつたという家は赤池が一户で、坂口、岩永、竹下

大保の姓を持つ家はすべて伊勢家の家来であった。明治二年岩川郷の建設にあたって、屋敷土地をくれるから岩川に行くと伊勢どんから言われて、伊勢どんについて来たと言われていると、古老は話した。岩川郷建設に中園に士族屋敷を与えたことをさしているのであるが、郷田に来た人たちに麓付近では生活がしにくいので、農耕に適した現在の所を選んで郷田へ来たということである。

谷山からいっしょに来た人で東という人は、一向宗信者で武術の先生でもあったが、かくれていた方がよいというので川床に移って行ったという。現在その東という家が川床にある。

郷田の岩永氏と言う、現在の谷山の中町灌ノ下の墓地に岩永家の墓が二基残っている、その一つには岩永庄兵衛之墓と刻まれているという。もつとほかにもあったらしいが、土地が崩壊してしまい墓石も散逸しているそうである。岩永家の墓については、風早という人に若干の田畑をくれて墓の管理を依頼してあったそうだが、後年北海道に移住していることがわかった。このことから考えると、二三男が移住したのではなく、一家をあげて移住したものである。

谷山中町灌ノ下に古刹帝釈寺があった。その寺跡を調査した際、寺山のすそに僧俗共同の墓地があるのを見つけた。寺山は小高い丘で墓地を含めて寺山という。丘の中腹に観音堂があったと伝えられるが、その跡に石祠がたてられている。この丘のすそが墓地で、とても荒廃して足の踏み場もないほどである。墓地は上段下段の二区になっている。上段は大きな墓の基礎の墓石が五六基なかば埋まっている。下段は面積四十坪ばかり、ここには巨大な墓碑が九基ほどあるが極度に荒廃、碑面を写し得るもの左の通り。

我覚本不生無心居士享保七丁酉二月三日。中島喜右衛門平利光

心無幻童子 享保三年五月十四日。岩永権太郎

心鉄岩光念居士 享保六丁亥七月十一日。岩永八兵衛重貞実名

心権大僧都良学大徳 正徳二壬辰九月初八日。岩永氏

以上であるが、とても堂々の巨大なものである。また五輪塔の墓も多かつたらしく、五輪の各部がいくつも散在している。それも同じく巨大なものばかりである。年代の古い、しかも巨大な墓はそのままにしたものであろう。

谷山から岩川へ移った黒葛原七のこと。谷山中村の白山、山之園、滝の下などには、伊勢家の家来が多かつたが、明治初年の岩川郷建設のころ、だいぶ谷山から曾於の岩川へ移って行つた。その中に通称黒葛原七という人がいた。七はその名七右衛門を略していったのである。

谷山の中村あたりは柔やわらの盛んなところで、このあたりの若いものはよく柔のけいこをした。そのため、後には麓の兵児たちにも負けないようになった。麓ではよく剣道はやっていたが、やわらは余りけいこしなかつた。それに中村辺りは百姓が多かつたものだから、百姓が柔をやるのを麓の兵児たちは嫌つて、おのずから同調の気がうすく、中村で百姓が柔をやれば麓の仁才衆はよくなぐり込みをやつた。だから中村の方ではそれを防ぐため、所所に陥し穴を掘つたり、辻々に番人をおいてけいこをするものだった。

黒葛原七は柔道のけいこに夜通つた。昼間働いて夜道場に行き、夜ふけまでけいこをするので、朝になって飯膳に向かつて眠りこけることが多かつた。七の父親は夜ふかしをして遊んでゐるからだとおこつて、七を引つ叩、こ

うとした、すると眠りこけているとばかり思った七は、矢庭に自分の食膳をもつて家の梁はりにとび乗った。父親は驚異の目を見はつて、これほどまでにやわらのけいこをしているのならばかたはなと言つて、それからはけいこを許したのだという。

七は少年のころ馬をひいてよく鹿兒島に出て行つた。当時清水町あたりに柔道の道場があつたが、七はそこへ行つて、馬は庭先につないだまま道場をのぞいていた。毎日のように熱心にのぞき込むのを見た兵児たちは、あの子はやわらでもとつてみたいのだらう、一つけいこをさしてやろうかということになり、七は道場に入れてもらへるようになった。兵児たちの方では、はじめてからからかい半分だつたらうが、七はもともと好きでたまらないので、けいこはぐんぐん進んで行く。後には上達して一番弟子をやつつけるくらいに巧者になつた。

七は成人するにつれてさうとうに名も知られてくるようになったから、高弟たちの間で、あの七を何とか片付けなうことには、道場の一番弟子をあれに譲らねばならないことになるというわけで評議は一決、師匠にたのんで七を貰うことになつた。高弟らは師匠の前に出て「七を私たちに下さい」と、執ように願うものだから師匠もしかたなく、「それほど言うなら、そしてもし君たちが七を討ち取ることができるようだつたら、くれてやろう」と承諾した。だが、高弟たちがいろいろと企らんで協議したが、なかなか七にはかないそうもないのだった。

ある年の初め、七が師匠のところへ年始回りに行つたところを、討ち取ろうということに話がまとまつた。つまり七が師匠宅の玄関から入つて、障子の間のあたりに頭を下げるのを見はからい、サツと障子を閉め七の首をはさんだところで、討ち取ろうという計画であつた。その正月何も知らない七は、年頭のあいさつのため師匠の家の玄関には

いった。高弟たちはこの一挙と、かたずをのんで障子の陰にかくれていた。七はいつものように、障子の間から頭を出して年始の辞を述べようとしたとき、障子がサツと七の首に向かって走った。しかしその障子、七の首の手前でピタリとどまって動かない。七はこんなこともあるうかと、用心深く障子のみぞに扇子を置いてあいさつしたのである。こんなことがあつたりして、七は自分に危険が迫ってきていることを感じとつた。ちようどそのころ伊勢家では領地である曾於の岩川に岩川郷を創設することになり、谷山や国分その他の領地の家来たちに、岩川へ転佐を勧誘していた。岩川に行った者は士族にするというのである。谷山からも多くの人たちが岩川へ移つて行ったが、七もこれを好機として故郷の山之園部落を出て岩川にうつり、飛山に住みついてしまった。今に同地にはその子孫が住んで農業を営んでいる。

岩川に来た七は、弟子たちに柔を教えた。久木山の谷川三四郎はじめ、その弟子の牧瀬文四郎などという柔道の名人があつた話は今に残っている。(末吉町高木秀吉氏資料より)

## 第二節 武士の生活

### 一 中村辺田の武士団

文禄元年(一五九二)一月五日豊臣秀吉は征明の軍を編成し、三月廿五日京都から肥前の名護屋に向かった。四月十二日小西行長有馬晴信ら兵船七百余を率いて釜山浦に入港している。これが文禄役の始まりであつた。同二年四月行

長等と沈惟敬の和議がなつて、我軍は京城を撤退したのである。

慶長二年（一五九七）秀吉は諸將に朝鮮再征を命じた。同三年十月一日島津義弘らは明将董一元を泗川に撃破して大勝を博して引き上げた。この慶長の役に谷山、中村、辺田の武士が義弘公に従軍して以来御譜代与力あるいは足輕として御兵具方に付属し、明治二年己（一八六九）十二月十二日、急土方の廢せられるまでおよそ三百五十年の長年月勤務した武士団である。

いまここに「川畑文書」別名「辺田文書」によつてこの武士団の内容にふれてみる。

御取縮二付

御兵具方足輕昼飯等減方ニ被仰渡物頭衆より吟味之調写

此節御所帯方御差廻ニ付格別之御檢約被仰出御兵具方御譜代足輕昼飯減方並御雇足輕人数減少之儀被仰渡吟味之趣左ニ申上候

一、御譜代足輕之儀朝鮮御渡海之砌士之二男三男出候内より御兵具為御持被遊御渡海於高麗御用ニ付相立御帰朝之上御道具士と被名付知行拾貳石ツツ被成下候此足輕家部被召立候始ニ而其時人体三百人余四百人位有之候半右被成下候高地ニ而者凶損之年取納米引人難取続候ニ付右引被替御切米四石ツツ被成下候様奉願候処願之通り被仰付四石宛定御切米被成下候先年御檢約之節三石六斗に被減候へども古来より之足輕共之御取分以四石之名目ニ而現米拾八俵取ニ被仰付候其以後足輕被及御不足ニ候哉右御譜代足輕二男三男とも御雇足輕と唱へ御切米拾八俵取ニ被相立被召入当分ニ而者御譜代家部ニ罷成申候又其以後重御雇と申候而百七拾人余被召入候此者専外城郷士より被仰付候筋ニ

相見得当分二而者右も御譜代家部ニ相立合而御譜代足輕千五拾七人罷在朝鮮御帰朝以來享保年鑑迄ニ追々相殖当分右之通之人数ニ相成候右被成下候御切米合而三千七百四石四斗右分者御兵具方足輕中江知行同前ニ頭ニ而差分ケ被置候御切米ニ而前文拾式石高地引替ニ而被成下候御切米同前ニ罷成居候夫故足輕中江時有而番代其外配当差繰致候節ハ不及何物頭見計を以申付候古例ニ而御座候尤御切米取之人数者御規模帳を茂訖与被載置候右人数之内ニ男三男番代等明間無之無御切米之者ハ昼飯迄相渡召仕申事ニ而当分御譜代足輕と申人数右通御座候然処ニ右者供応勤日数被成下候昼飯減少之儀候吟致候様致承知候へとも先年御俵約之砌式合五勺者被相減其其上酉年御檢約より五割引をも被仰付当分わづか四合五勺五才ニ罷成居候殊ニ御当地並諸郷足輕其後近年極々相勞被成下候三石六斗之御扶持米者大方他借方へ相はめ置わづか昼飯迄ニ而漸日勤茂致志而已候へは右昼飯御減少被仰付候而ハ則より不相調且急用之砌輕キ身分之者ニ者候へとも身命をも捨候而御奉公相勤事候へバ兎哉角渡世致候様ニ者御扶持米不被仰付置候而者右式急変之御用場茂相勤兼可申上候得者何れにも昼飯米御減少被仰付候方ニハ難申上候尤江戸詰之者共之儀ハ御賄料被下候上ニ昼飯ニ而殊ニ一身之事ニ候へハ御当地之趣とハ訳相変候

新御雇足輕之儀ハ郷士二男三男之内より召仕事ニ候以前者御譜代ニ而江戸京大坂御国元共ニ相達来処連々御用場御手広ニ罷成候処より右足輕迄ニ而ハ難相達故ヲ以天明元年より新御雇足輕召仕候様罷成其後連々新御雇も相重当分新御雇足輕之重人数式百九拾人余程ニ罷成右江被成下候者人前三石六斗宛之御切米年分相総候へ者凡現米千石余ニ及其外昼飯迄も相込候へハ過分石高二及候且足輕仕之員数老カ年相調候御国元迄之仕方大数拾六万九千人余天明元年丑年以前之仕方より差引候へハ凡六万三千人余之御仕重ニ候右足輕之儀御兵具方迄ニ而召仕事ニ而無之專諸御役

場ニ相掛候而仕方為相重答ニ而畢竟近年御用場御手広罷成候より右ニ準シ足輕仕為相重事ニ候此節格外之御看略被仰付候ニ付而諸向御用場被相看新御雇足輕之儀ハ都而御引取被仰付度儀と奉存候左候へハ則より昼飯者外にして千石以上之御出目ニ相見得申候乍然是迄多年外向不相馴足輕勤迄仕来之者共候へ者被相減候而者右者共確与御扶持ニ相放迷惑二者可及不便之事御座候得者御当地御譜代足輕と者相違山野作等ニ而茂致兎や角飢二者及間敷哉何れにも右様近年臨時ニ被相重候儀不看候而者御所帯御立直之期有御座間敷候乍然御用場難被相達所より又々本之通不被召仕候而難相濟様ニ罷成最通間敷候間先本々御吟味有之諸御用場御減少候者足輕者自然と不用ニ可罷成候何れニも今形ニ而御減少被仰付可然方二者難申上候

右之通吟味仕申上候前条ニ茂申上候通夫々御用場御取縮於被仰付者夫長可相減事ニ候向々江吟味被仰仕度乍然不召仕置候而不叶人数之分江者当分之通御切米昼飯迄も無御減少不被下置候而者日勤も不相調事ニ付何れ昼飯等御引取被仰付方二者難申上候尤同役中江も申談此段申上候

但足輕御仕方引払書老通為御見合相添差上申候

御檢約掛り。御鑓奉行 岩 下 佐八郎

御弓奉行 面 高 源之丞

御鉄砲奉行 原 彦左衛門

文化巳年二月廿七日被差出候

一 諸所御蔵入給地不依古田新田井手溝川除道橋修甫之儀所中方限を以衆中在郷人内之者寺社門前町浜其外耕作仕者不

殘罷出其所嚶郡見廻を以差引毎年正月始より取附普請可渡候

但道橋之儀者作人ニ而無之者も罷出普請可相調事

享保十三年十二月十五日御家老衆連名

右之通被仰渡置候処谷山之儀過分之足輕共致居住皆其田畑致作職居候処ニ春普請ニ付罷出候者無之候ニ付此節より  
田地井手溝橋普請等ニ付而者罷出候様被仰渡度事 已九月

右之通御趣方より已九月十日倉山作太夫殿御承知ニ而候 右天保四年己九月之事也

一古田新田井手川除道橋修甫之儀所中方限ヲ以衆中在郷寺町浜其外其所江耕作いたし候ものハ不殘罷出普請可致旨享  
保十三年申十二月御家老衆御連印を以被仰渡置候付右普請ニ付而者諸地方檢者又ハ所役々より時々可致通達候ニ付  
無遲滯罷出普請可致候以上 但其身難罷出名代等差出又者入具用雜木等差出諸出鈔差出候儀ハ所役々相談之上何様  
とも都合よろしき様可取計候

九月十五日

谷山受持郡奉行 有川 七郎

谷山居住御兵具方 足輕中

一急事方被掛置西田同様ニ相勤候様被仰付置候ニ付御番外ニ御吟味且之勤又ハ不時之勤毎々有之且時ニより而者早々  
御用申来何も不取敢罷出候儀も御座候事

一非番之節者御鷹場見締被仰付置鳥之越有之場所杯其外方々見締相勤申候事

一 田島作職雇人杯ニ而仕候者間々御座候是ハ百姓相對御定代上納者勿論外ニ揚ケ米又ハ揚米代錢百姓方へ相渡作職仕候ニ付田島掛井手溝又ハ作道普請ハ百姓より仕筈候へとも右作人より銘々雇人等差出在在江加勢仕候事

一 上野之原作道土瀬戸有之長キ坂道故一雨降候へ者直ニあらひ崩候場所ニ而則通路無之候故年ニ兩三度又は四、五度ニも相及在江ハ無構辺田方限之足輕中人数ニ而時々修甫仕来申候妥者專在より之作道ニ御座候間御蔭ニて能き道を通り申候と百姓とも一札申候而罷通り申儀毎々御座候且又此道筋入口之辺坏用水之小溝幾筋も有之候故小石橋等在ニ無構辺田方限足輕中より掛合置申候事

一 洪水等之節者辺田方限近辺之田地掛之堤等急遣之場へ者銘々罷出ふせき方仕在江加勢仕候事

一 不依何事不時ニ致到来候節ハ銘々罷出在江加勢仕者ニ御座候当已五月も洪水ニ而山之川上堤打切田地砂入之場所有之苗植付ニ差掛り急々之事故地方檢者衆より加勢差出候様御問合有之候ニ付則雇人等仕丈之者共ハ雇人仕加勢江差出申候以後とてもケ様成節者与所ニ打過罷居申筈毛頭無御座候事

一 辺田方限人数中一涯申請風俗も律儀ニ相成御奉公方氣ヲ入レ往々御用立候者出来申候様ニ才子共立折角心掛銘々相勤可申候事

一 辺田之儀ハ難有稽古所をも被立置候場ニ御座候間方限人数中一統申談候而以来猶々出精仕往々御用立候者出来候様精々尽吟味懈怠無之様仕可申候事

一 錢六拾七貫九百三拾貳文

文政三年辰十二月稽古所作書之節賦書御兵具所江願出候処右之通相下り候事

一同拾壹貫百貳拾文

天保五年午四月ふき替之節右之通願出候処相下り候事

戌十一月朔日掟

物頭 谷川休次郎様 町橋彦九郎様 上野藤馬様 伊十院半之丞様 書役三人

肝煎 森山小平次殿

右者以来捕手御見分之節者粟飯二庭鳥之汁迄ニ而為相濟候様天保九年戌十一月朔日物頭衆より致承知候以来酒焼酎肴等取調候儀堅無用ニ候此段記置也

○

天保十一年子六月

稽古所手挾ニ有之開修甫物頭衆より御内沙汰有之願書左之通

口上覺

稽古所耆軒

右者谷山居住御兵具方与力足輕武術稽古所召建被下置候諸所相損シ申候然たるには迄召建被下置候稽古所四敷四間半ニ而手挾ニ有之諸術稽古方調兼怪我人迄も御座候ニ付甚以込入申候間御時節柄恐多奉存候得共開御修甫ニ而此節者本問五敷五間半横江壺間日差取込ミ仕卸射場弓術迄両方兼帯之御見分所仕附作御修甫奉頭候左様御座候ハハ何辺一統相勵稽古方出精可仕候尤入目賦方為仕申候処別紙大工賦合代錢百六拾八貫九百三拾貳文之請負ニ而御座候間相

添差上申候此段谷山居住与力足輕申談奉願申候間被仰上可被下儀奉願候以上

谷山居住御兵具方一代与力 上野源左衛門

子六月 右同 足輕 御兵具方 永井七郎右衛門

肝煎衆中

覚

一四匁玉鉄炮式挺

右者谷山居住御兵具方与力足輕兼而鉄炮打方稽古方仕事御座候得共皆共極貧者共二而行筒等持合も無御座候間何卒稽古用として定成借物被仰付度左候而二八月谷山辺田村稽古所捕手御見分之節御改方として差出可申候間出入借物被仰付被下様被仰上可被下儀奉願候以上

天保十二閏正月七日

御兵具方与力 森喜平太 右同一代与力 上野源左衛門

本文願之通定借物被仰付候

○

写

一此節砂揚方御加勢夫立所中一統被仰付候右二付支配中居住足輕等之儀も同断之儀二而候間頭衆二而いたし人名前村々三五人ツッ承届早々可被書出候此旨申達候間無滞被決越留より返納可有之以上

寅正月廿四日 郷士年寄 名越玄五左衛門

中町諸所五ヶ迄 庄屋衆中

○

一捕手人数貳拾七人

鈔 貳貫五百文 但諸入目

右者物頭衆分鮫島市左衛門殿承知ニ而捕手見分之節諸入目書出様被致承知候ニ付此節御見分ニ付右之通諸入目并、捕手人数有之候ニ付後々為見合印置候以上

弘化二年己九月朔日

覚

一家部 何百何軒

内男何百何十人 但六拾才より拾五才迄

右当村居住与力并御兵具方足輕御座敷足輕右者急成御用ニ付委敷相糺早々書付を以申出候様御郡奉行衆より被仰渡候ニ付御方坏申請早々取調拙者方江銘々右之通書付を以来月朔日限可被申出候  
此段申渡候以上

午正月廿七日 (弘化三年) 中村庄屋

永井竜右衛門殿、玉利金兵衛殿、上野十蔵殿

覚

一家部数 五拾壹軒

一人數 七拾五人 但六拾才より拾五才迄 内五拾壹人当分旅

右之通中村居住ニ而御座候以上

午二月 御兵具方 足輕

○

一 谷山急事方

御譜代足輕百三拾二人 内 六拾壹人旅、六拾七人在国

合現人數百貳拾八人、四人死人

右之通御座候以上

午二月十一日

○

御流儀砲術之儀者海岸御手当向肝要之事柄ニ付深以思召被召建御城下諸郷迄追々御入門被仰付殊更御備組惣鉄炮被仰出候付而八組中之面々一統御趣意之程汲請訖与励令可致出精候依之稽古等之儀向後左之通被仰付候

一 稽古日之儀者一番組より六番組迄繰廻順々隔日一組ツツ罷出可致稽古候左而一隊小組之儀者組中急火管免許以上之面々より相勤自然一組之内右人柄無之候者外組より差寄可相勤候

一諸大身分并小番新番之儀居所方限中之御小姓与江打込可被致稽古候

一毎組稽古八ツ後より相始訖与星帳取仕立諸大身分小番新番御小姓与拾五歳より三拾才迄之面々不残名前書載置三拾才以上拾五才以下二而も罷出候者ハ其通二而何れも当日其組御小姓与番頭出席何篇可致指揮候条罷出候面々互二礼讓を守り一切猥ケ間敷儀共有之間敷候尤星合二付而者夫々当日話合之御小姓与番頭檢使二而六組触役所書役致星合  
右帳面月未御用部屋江可差出候

但進達掛之儀兼而請持之組中稿古日当日可致出席候

一毎日八ツ時迄之間ハ当日順番無之外組之者二而も罷出致稽古候儀不苦候

一御流儀砲術書籍方江被掛置候面々ハ毎日罷出稽古方者勿論稽古所取始扶何篇口ヲ付御道具挽物其外取付候儀者不差置掛之御役々江可申出候

右之通被仰付候条向々江不洩様可致通達候

正月 豊後 筑後 石見 将曹 近江

取次 嶋津隼人

○

証文

御兵具足輕 何かし 印 何かし 印 何かし 印

右者従前々切支丹宗門并一向宗御大禁之旨被仰渡趣奉承知候依之私共家内相改申候処不審成者無御座候若自今以後

右宗旨之者入来申候者早速言上可仕候仕御触差出如斯御座候以上

嘉永三年戊六月十日

昌寿庵

但旅之人代印ニ而差出候

右之通中村庄屋役所より書出候様申来候ニ付此段印置候事

但本文先年之通証文差出置候事 嘉永四年亥六月十一日 昌寿庵だいしや修寺

一文政二年卯正月鴨越取締辺田居住之足輕中江式拾余人被仰付其節之人數取しらべ可被申出候

右之通安政四年卯十月廿九日申来候事

但御場取締之儀是迄者一統取締いたし来候得共此以後ハ中村鴨越迄取締いたし候様已十月廿九日御鳥見讚良休兵衛殿岸良彦兵衛殿和田村旅宿ニ而肥田幸之丞満留仲蔵殿致承知候以後為見合記置候事

右之通致承知候段御兵具所江御伺申上候処下取締之事ニ付而者御鳥見役頭之事候ニ付差図通致取締候様致承知候事

○

一 於御鷹場内鉄炮並台弓又者わき越網□□而諸鳥□□いたし右道具取扱候人者科料分三貫分組合之人者由断銀耆人ニ付三百文ツツ差出候様相きわめ但御免射場鉄炮稽古之儀者不苦候若本文不相守及三度背約候人者急事方組可相除候事

一 其外諸鳥□□いたし候儀一切不相成候

一 萬延二年酉三月十三日於西田稽古所柴田流捕手御見分八ツ後有之候事

一 酉三月廿九日稽古所惣寄有之候事

一 来ル十八日砲術調練御家老衆御見分有之候ニ付備相勤候人数取しらべ名前明日四ツ時差引人より可持参候此段申遠候以上

文久元酉四月十日也

但不馴之人者書出ニ不及候 砲術掛

谷山急事方 肝煎 触差引人中

一 右之通申来候ニ付十日惣人数稽古所江打寄吟味いたし名前左之通取しらべ翌十一日差引人羽月直次郎より差出候  
(名前略ス)

合人数六拾老人

右之通申出候

一 右人数申出候処備人数不足ニ付再調いたし式拾人計り名前可申出旨御頭衆より御沙汰之由ニ付肝煎衆より致承知左之通申出候

安藤利助(外四名略ス)

一 御船天祐丸山川より前之浜迄廻舟之節者為相図山川沖ニ而大砲十発連発いたし夫より間ヲ置追々式発ツツ打候而致廻船候様申渡置候処吟味之訳有之已来之儀者大砲打候儀先張是迄之通りニ而古江より沖小島辺迄者大砲式発ツツ

打方之上打上壹発ツツ都合打揚四発沖小島より前之浜着船迄之間是又大砲同断ニ而打揚三発打方いたし左候而中柱之上黑白之吹貫ヲ立廻船之管候条其通可相心得候此旨遠見御番人江御申渡候旨大番頭御小姓与番頭江申渡御船奉行其外可承知向々江も可申渡候

四月

撰津

別紙之通被仰渡候間此段致通達候条銘々承知名前引札ヲ以可被申出候 肝付兵部  
右之通被仰渡候間此段申達候以上

文久元年酉四月廿三日

川路正右衛門

谷山急事方 触差引人中

○

一 慶応貳年寅二月廿二日御兵具奉行衆捕手為御見分被差越候

御兵具奉行 益満新之丞殿 三原伝左衛門殿

書役衆二人 別府甚左衛門殿 村山源七殿

肝煎 川路正之進殿

一 鈔九貫四百四拾八文

但辺田阿手貫家部六拾三 壹家部二付分百四拾八文ツツ

(慶応二年)

右中村大橋掛替ニ付為入目差出候様中村庄屋役所より申来本行之通寅六月三日差出候事

○

一 已十二月廿日急事方被廢候右之内五人急事方五拾人之内旅行代りとして被仰付候  
但急事方人数五拾人限ニ被仰付候

一 毎年正月十三日朝兵具所方捕手初有之来候得共以来被廢候間此段申達候

明治二年已十二月十二日 兵具所奉行

別紙之通被仰港候間此段通達候以上

已十二月十二日 兵器方附士長

谷山急事方

一 川口庄太郎事午年中帰国不相成候ハハ五列共同方可相除候処親類中より歎願之趣有之当三月迄日延之事

一 付役其外卑劣之筋不相成候間決議相成居候得共軍事付役以不苦段再議候事

一 中途飛脚不苦候事

一 文武科并頼料之儀翌月迄不差出候人ハ一ヶ月借金之事

右四ヶ条未正月六日惣寄之節決議相成候事

○

一代鹿兒島土族

第四章 近 世

但卒より被召出候分 惣名 代々卒、惣名

右已来鹿兒島士族与称し家禄等別段申渡通可相心得事

但居住当分之通可為勝手事

壬申 十月 鹿兒島県庁

右明治五年事也

大正五年三月辺田出身の郷土史家久留宗一は「辺田及辺田学舎沿革史」を著述した。その書の中に辺田武士団のこ  
とにつき次のように書いている。

わが辺田郷中の祖先は、もと城下武士の二男三男中朝鮮征伐の折りときの藩主忠恒公（家久）の旗本護衛として二  
百五十名が選拔せられ従軍したもので、がいせん後はこれに御道具師という名称を附し、それぞれ拾式石の石高を与  
えたなお二百五十名を御雇と称して郷士の二男三男より抜き、各郷に御免地という一定の屋敷を給与して之を配置し  
治安監督の任を附帯せしめたという。しかし御免地を有したものは単に城下武士の二男三男のみで、いわゆる御雇は  
その恩典に浴しなかつたものようである。藩政の方針として御道具士の増加につれ、ついにその石高を単に四石の  
扶持米とし、さらにこれを卒族に編入した。しかも、徳川家にこびるため南泉院を創立する際経済上の理由として三  
石六斗に減ぜられたのである。辺田武士は卒族に甘んずることになったが、他藩の卒族とはその起源を異にしている。  
他藩の卒族があるいは中間ちゅうげんよりあるいは馬夫より出身したのに比し、わが藩のものは純粹の薩摩武士の血統で他藩  
と比べべくもなかつた。すなわち制裁あり規律あり手腕ありで、わが辺田出身は薩英戦争のさい英艦へ斬り込み隊員

として六人の参加をみ、戊辰の役には奇兵隊の勇名を奥州の地に知らしめた。よって明治五年にはその祖先の系統を恥ずかしめず居住従前の通りたるべし、これを城下武士に編入するとの布告をして郷土の上に位せしめた。

吾々の祖先が朝鮮征伐に従軍したことは、文献（辺田文書）にも各家の口碑にも証拠だてられる。口碑の伝えに、永谷、川畑、川口、白石の祖先は朝鮮征伐のがいせんの時、あたかも除夜にさいし家人みな喜んでこれを迎えるために元日の供物の準備をなす時を失った。ゆえに、あるいは門松に代ふるに椎の枝をもつてし、あるいは単に松の小枝のみをもつてす。祝い物の如きは早朝これを備えつくる例をつくり、また門飾りの繩を略し葉を廃するなど、みな伝えて今日にいたっている。われらの祖先が征戦幾年の苦辛をなめてきた昔を推察することができる。今一つ伝えるものに「北斗北辰の巻」を保存する家が辺田に幾軒もある。この巻物は祖先が朝鮮征伐のさい身より離さなかつた所謂「お守り」である。家宝として保存されるゆえんである。

おもうに辺田郷中の祖先は白石、永谷、川畑、前田、上野、池田、玉利、永井、川口、深瀬、手島、手塚などの数姓を本幹として他はみなこの数姓の支族に過ぎないようである。そして御免地なるものの数もまた拾数カ所に過ぎないようである。辺田郷中を歴史的に追究する時はほとんど血族的関係で結ばれている。こうして情誼や制裁団結の美風が長い伝統の上に築かれたものであろう」としている。

### 浜田甚八と辺田土風

藤崎嘉右衛門は天保十二年（一八四一）辺田に生れた。二十歳前後のころ江戸詰の時一夷人にある侮辱を加えられた。これを目撃した同輩が嘉右衛門を問責したが、すでに時機を失してどうにもならない。彼はそれ以来悶々の日を

過ごしやがて帰国した。帰れば辺田郷中は彼を学舎へ呼び出し、辺田武士の名折れである切腹して郷中に謝罪するか、恥辱を与えた彼の夷人を切殺するか、いずれかを選べと殺氣だった。時は攘夷論のはげしいさなか、辺田はかねて武道に精進し士魂を練りあげて絶頂のころである。嘉右衛門への制裁のきびしさはあたりまえであろう。彼は堅く心に期するものがあつた。烏帽子嶽神社に参籠した、恐らく一七日の参籠であろう。「彼の無札の夷人にめぐり合せて拙者の望みを果たさせ給え」と祈願したのである。満願の瞬間彼ははげしく飢を感じた。不思議やそれを食えといわぬばかり、大きなこが古木に生えていたという。彼は悦び勇んで下山し、やがて急ぎ上京した。神の御加護か、ほどなく彼の夷人と行逢つた。波ノ平の業物わざものにものをゆわせて彼は首尾よく目的を達した。夷人といえども之を殺して赦される法はない。江戸詰御家老に届出た彼に殿様が憐愍を垂れて、彼に浜田甚八の変名を与え、ひそかに江戸を立ち去らしめた。帰国した彼は烏帽子嶽神社に御願触ぼんじゅの御札にお参りして、やつと一人前の土になれたような明るい気分になつた。浜田甚八は薩英戦争や戊辰の役に出陣して見事な働きをした。それらは記録に残されているが、この夷人一件は記録にはない。今からみれば野蛮な行為とみられぬでもないが、武士の時代のこととして辺田土風をみる上では甚八の行為を高く評価すべきである、と久留宗一は著述の中にのべている。浜田甚八の墓は辺田墓地にある。积誓願、明治四十三年十一月二十一日亡享年七十歳とある。居宅趾は玉利勇氏の隣りであるが、遺族は東京に転住している。

## 二、斉彬公上覧砲術

弘化三年丙午（一八四六）八月二十八日谷山村中塩屋において、御流儀（洋式）砲術の演習があり、斉彬公が上覧

された。場所は現在ラサル高等学校敷地附近海岸砂浜地帯である。大仕掛の演習で、太守公の前で真夏の炎天下に砂浜での炮車は容易に廻らず、多人数で炮車を押し移動させるなど、さながら実戦を思わしめる大張り切りであったが、総指揮役の御流儀師範役成田正右衛門はまたひとしお緊張したのである。当日上覧の目録は木脇権一兵衛が手記している。翌二十九日演習のことにつき斉彬公より数条の質問書が下り、成田正右衛門が御答申書を出している。この問答書を「島津斉彬文書」上巻五十三頁より六十三頁まで借用してここに掲げる。

八月二十九日御流儀炮術問答書

御流儀炮術

少将様（斉彬）被遊御上覧、翌日御問条被相下御書之写、左之通御座候、

一、野戦筒早打并調練等之節ガスイント（早道火）及シュンドロス（點火用練薬）如何之訳ニ而不相用、火繩口薬ニ而打方致候哉

一、同断之節戦筒打方声掛候儀不相聞得、小音ニテ不聞候哉、又者掛声無之候哉

一、マルス及ヒル之掛声短ク低キ故、今少高ク引ノバシ掛声ニ而者如何、

一、調練之節、小頭麾ニモ可有之処、如何之訳ニ而候哉

一、小頭銃卒引連出候時、先エ進ミ可行之処附添之如ク相見得如何

一、右之節、笛相用候儀、イマタ習受不申候哉

一、手太鼓モ、不相用候哉

一、野戦筒打候節者、足取習受候通ヨリ多クハ無之候哉

一、ホーイッスル打候節モ、野戦筒同様相揃ニ而打方致候而者如何

一、野戦筒打候節、玉竿持候モ、玉薬持候者、打ッ度ニ玉行見候様ニ相見得、夫故手後レ相成候、右両人者、玉行者不構、筒口ヲ見当ニ致、ゲスイント持候者、并シュンドロスニ而火ヲ付候者、髻ヲ定候者、玉行ヲ見候様ニ致シ、小頭之者ハ万事ニ氣ヲ付、声掛打方為致候事ニ而者無之哉、其処昨日之様子ニ而者見留兼候間、弥其通致候哉、又者如何致候哉

一、野戦筒并ホーイッスル打方調練之手続書、委敷相知居候哉

一、野戦筒持運之儀、遠キ所者持行候節者、如何致、洩行心得ニ候哉

一、ホーイッスル等之玉目、大成車台之筒、昨日ホーイッスル取扱候所ニ而、急ニ進退六カ敷候、是又備打等相用ヒ候節、如何致持行心得ニテ候哉

一、車炮之類ニ、玉薬車取付持行候節者、如何之取扱ニ而持行候哉

一、劍筒調練之儀昨日致候ヨリ外ニモ、進退又者丸形一行ニ相成候業、調練致稽古有之候哉

一、八町目印之節ヨリ、遠丁薬賦之儀、何町者薬何程ト云儀委敷書付有之候哉

一、車炮之車輪外之方エソリ候所、本式ヨリ者ソリ様少キ様ニ相見得候、又ネヂ之塩梅モ違候様ニ見得候、流儀寸法通候哉

一、車炮之寸法、其外台之寸法寸并大筒寸法町賦之薬、并道之寸法、野戦筒ホーイッスル進退調練之手続等之分者

委敷委書物ニ相分リ居候、不相分者、何々不相知ト申事書出シ候ハハ、其外之書物相下ケ可申事

一、備打之節足并不揃者、右者太鼓ニ而も打揃而者如何

一、野戰筒打候節、馬上之者有之儀習受居他哉、

右条々、細々致勘考、以書附可被申出事

右ニ相附候御答書

一、御本文奉承知候、目錄ニ口薬卜書認申候得共、口薬者近来相用不申、此節御覽之節モ、都而ゲスイントニ而打方仕候、兼而稽古序破急之打方之節者、シュンドロス相用申候得共、未熟之者ニ而、御覽之節ハ念遣敷御座候付、早打不仕、静ニ火繩ニ而打方為仕、五百目七百目鉄盒彈三発之分、シュンドロスニ而打方為仕申候

一、御本文掛声之儀高島（秋帆、四郎太夫、砲術家）ヨリ伝授仕候者、打方之節惣役ヨリヨシト申声ニテ打方仕候、当分者ヒュールト掛声ニ而打方仕候、御前ニテ奉恐入小音ニテ差図仕候

一、御本文掛声、御沙汰之通り短ク低ク御座候処、別而奉恐入候、高ク引ノバシ掛声仕候方、実用之儀卜奉存候

一、御本文、長崎ニ而者小頭磨ニ而差図仕候得共無抛相用不用候、子細者口達ニ而奉申上候

一、御本文、御尤之御沙汰ニ御座候得共備等ノ人数別而未熟之者モ御座候故、御前之儀御座候ニ付、万一筒取扱等不行届儀モ念遣敷御座候間、小頭野戰筒方ト兼帯ニテ付添居申候

一、御本文、長崎ニ而者太鼓、笛、ラッパ相用申候得共、御当国ニ而者、未右様之器械相備リ不申候

一、御本文通奉恐入候、習受候足取者一足モ引取候方ニ御座候得共、何分未熟ニ而御目ニ相立候儀、被為在候半ト奉存候

一、御本文奉恐入候、未人数モ相揃不申、全ク野戦筒同様、相揃候処吟味行届不申候間、以来右之処御沙汰次第承知仕度奉存候

一、御本文奉恐入候、御沙汰通ト奉存候、何分未熟ニ御座候間、以来御沙汰之通仕度奉存候

一、御本文打方調練之手続キ、一通高島ヨリ習受仕候迄ニ而、外ニ書附等無御座候、就中ホーイッスル打方手続之儀者、全ク相知不申候

一、御本文持運候儀、火薬車ニ括リ付、馬ニ而曳行候様、高島ヨリ承置申候得共、未火薬車製作モ相分リ不申候間、何分右様之儀、伝授被仰付被下度奉存候

一、御本文御尤之御沙汰ニ御座候、谷山中之塩屋浜辺沙原ニ而、車ノ進退至テ不便利ニ御座候、夫故無抛多人數相掛リ取扱仕候、地面宜敷候得者、少人数ニ而自在ニ進退仕候、併実用ニ運送候処、未相分リ不申候間、是又御伝受被仰付被下度奉存候

一、御本分、前ニ申上候通り、火薬身ノ製作モ相知不申候間、何様可仕候哉何分御沙汰承知仕度奉存候

一、御本文劔筒調練者、丸備一行等、兼而者稽古仕候得共、此節者未熟之者モ多人數有之、御前之儀ニ仕、仕損シ無之様打方為仕候

一、御本文八町目印迄者、高島方ニ而打方仕候得共、場所柄不宜、実之経験是迄相調不申候、就中遠丁等之儀、全ク書付等無御座、右様之儀折角心掛居候得共、高島方之手便モ相絶相困罷居候間、乍恐何卒御伝授被仰付被下度候

一、御本文車輪之処、雛形ト絵図ニ而製作仕候、本式之処、全ク存不申候、ネズ等之儀モ漸ク此節絵図ニ而出来仕候御国器之事ニ御座候間、何卒本式之所相承申度奉存候、是又乍恐御沙汰承知仕度奉存候

一、御本文之条々、全相知不申候

一、御本文之条々、何共難有奉恐入候、全ク精微ニ相知不申候、高島ヨリ相伝申候一通之儀者、古法之書付等ヨリ稽古仕申候得共、中々西洋炮術者、大抵之事ニテハ會得不仕、折角書物等探索仕度奉存候得共、其儀モ相叶不申心痛仕候処御書物等御下ケ被成下段、何共恐入難有奉存候、左様御座候ハハ、私者勿論、御門人中一統難有拝見為仕、御用立候様修行仕度奉存候

一、御本文御沙汰之通ニ奉存候、長崎ニ而モ太鼓相用申候得者、足並能ク相揃申候得共、前ニ申上候処イヤタ太鼓モ相備リ不申候

一、御本文長崎ニ而モ馬上之打方仕、手続キ之儀モ、凡習受居申候付折角馬上打方仕度奉存候得共、私式二者乗馬等モ飼方難相調、借馬ニ而打方仕候儀念遣敷奉存候付、是迄稽古方熟練不仕、筒掛道具等モ御座候付、何卒御厩御馬而ニモ被召下、稽古方被仰付被下候ハハ、御門人共エ打方為仕度奉存候

一、此節カルロンナーテ十二ポンド位之筒、鑄調方仕候様奉承知候付切形等仕度奉存候得共、御下ニ相成候凶形者大形之筒ト相見得申候、格別、成御道具ニ付、能ク寸尺割合等精微ニ相分不申候而者、実用ニ相叶不申候間、何卒右様大筒之寸尺、台製作等之儀、乍恐御伝授被仰付被下、其上切形差上、尚又御覽之上、思召ニ相叶候処ニ而鑄調方仕度奉存候右条々、貴公様迄申上候間、何卒御不都合不相成様御取成被仰上被下度奉願上候以上

成田正右衛門(正之)

八月二十八日木脇権一兵衛手記

少将様(齊彬) 御覽二付

目録

- 一、備打 内劔銃 但老銃拾貳發位 三百錢炮 但老炮三拾五發位 百五拾錢炮但右同
- 一、劔銃玉打
- 一、右同連發 但老銃五六發位
- 一、ドイムモルチール白炮六發、内ボンベン三發 ブランドニーゲル鉄籠焼弾 三發、内一發ハ小榴弾入ル
- 一、十五ドイムホイツスル射擲 炮拾老發 右同彈一發 但八丁標幟
- 右同彈一發 但スピーケル附遠丁
- 右同彈一發 但遠丁
- ブラントニーゲル鉄籠焼弾二發
- ドロイフ葡萄彈二發
- 鉄盒彈大小三發(大ハ一ポンドノ玉三拾四 小ハ六ロードノ玉百)
- 右二種 射的
- 一、野戦炮備付 但七百錢炮 五發 五百錢炮右同 三百錢炮右同 右同炮 右同 百五拾錢炮右同
- 備打之続キ
- 一、七百錢炮玉打拾五發 右同
- 一、五百錢炮玉打 右同
- 一、野戦炮鉄玉彈 六發 内七百錢炮 三發但老彈 五ロード之玉四拾老五百錢炮 三發 但老彈三ロード之玉四

右弘化三年丙午八月廿八日

少将公為 御内覽、谷山村中之塩方屋打方有之候

### 三 清見寺の煙硝倉

清見寺は地名で、だいたい今の北清見である。ここに藩の煙硝倉があった。この煙硝倉の置かれた区域は今の谷山電停の付近一帯から清見橋を境にして永田川沿いに下流の塩屋橋に至りこの橋から東して小松原墓地のへんに達し、この墓地のへんから北への通路を境にして谷山農協倉庫のへんに至る矩形をなした地域で、面積は四町七反歩といわれている。確かな文献に因るのでなく、多くの古老が語る伝承である。煙硝は磯島津邸内猫神の裏山で製造した由であるし、谷山平川浜で煙硝製造材料を多く集めた資料は出ているので、それらの煙硝を舟で運んで格護したものと思われる。煙硝倉の周囲はカラタチの木で囲まれそれに隣接して棕櫚しゅろの木が二メートルくらいの間隔で植えてあり、その間に高い杉や松の太木がたっていた。四町七反といわれる地域にはだれでも踏みこめなかった。今の白鶴温泉の裏側にあたるところに煙硝倉見締役人の番屋があった。この番屋の付近に瓢箪形ひょうたんのかなり大きな池があり、池にはこいふなが泳いでいた、また池には橋もかかっていた。藩政時代の末から明治の初め頃まで最後の支配人役は西加世田赤生木出身の郷士仁礼源五左衛門で、厳格な士であった。西南戦争の際煙硝倉は官軍のために焼きはらわれたが、この焼け方はすごかったので五〇〇メートルも離れた波平刀工の橋口家や近所の川原部落の民家などみな類焼の災にあつた。煙硝倉の番人は火神水神山神稲荷神等の祠を大事に祭つたよしたが、みんな煙硝倉に関係深い神であると思われる。

今も昔のあとに大きな祠が残つて祭られており、祠から三〇メートル程離れた川添いには舟魂様の祠もある。明治中期のころまでは永田川口は港で、ここから谷山の米やかわらやわらなどが積み出されて桜島や大隅の方へと運ばれ、桜島の魚や大根が谷山へ運ばれたところ煙硝もこの港を利用したものと考えられる。このへんが今のような密集地帯となり商家繁昌のところとなつたのは明治二十年ごろ以降のことで、それ以前の西南戦争のころのことなど知つた老古はさうとう多かつた。煙硝倉が焼けて荒廢したもとの番屋のあとに仁礼老人は家屋を建てて暮らし、その家で生涯を終えた。煙硝倉の礎石や石垣に用いられた頑がた丈じょうな角石など数個残つている、また番屋の井戸も昔のまま残つている。

仁礼源五左衛門の孫は谷山駅前の仁礼時義氏である。名越高朗日記文久三年二月晦日の条に「今日中村滝之下え、塩硝合製所御召建之模様にて御見分有之由に候」の記事がある、この塩硝合製所は現在滝之下の、大滝の付近にある骨粉製造所がその跡だといわれる。前述した平川浜に煙硝材料を集積し、平川から滝之下へ送つて煙硝を製造したのである。

薩藩海軍史によると、安政五年（一八五八）斉彬公谷山の中塩屋に硝石場を建設したとある。これが、この清見寺の煙硝倉のことである。当時はこのあたりも中塩屋である。中塩屋の墓地附近に「清見寺」という禪寺があつたので明治初年ごろから清見寺の地名が呼称された。さて薩藩海軍史には谷山作硝局は丘廠三十軒、作土仕込み成熟採製相成候西洋人が硝石試験を行ない、他藩より伝習人も滞在したと記録されている。その後薩藩各地で硝石工場、貯蔵所がつくられているが、谷山清見寺の煙硝倉がそのさきがけをなし、指導的な役割りを果たすとみられる。

#### 四、関狩と山神祭、御場

島津氏の藩政時代谷山市下福元勘場の地方は伊作境の柳ヶ谷、三窪のへんにかけていわゆる狩倉の地であった。狩倉とは藩公の特に定められた狩猟区で、一般人民の狩猟を禁ぜられた所である。

島津藩公においては、士気を奮起せしめんとてしばしば関狩と称するものを催された。関狩とは源頼朝の富士の巻狭と同じで城下の士はもちろん各地方の郷土や又人夫までも召集して藩公自ら臨場指揮せられたもので、元陸軍の大演習みたいなものであった。関狩の催をされたところは松元町春山、鹿児島付近の吉野原、肝付郡地方であった。元禄十六年にもあったが、それは近衛信輔公が鹿児島へ下向されていた時分で、藩主は近衛公を伴い谷山方面で関狩をされた。これは土史の大家池田米男氏が、玉里邸の史料によりそのこと確めたという。この時の関狩であったか谷山郷の木藤氏や佐藤氏は殿様の重なる家来で関狩に参加した。関狩は猪狩が主である。この日、猪がいつこう出ないのでも木藤氏は山之神に祈願をこめて誓うには「家に飼われている白駒の子をあげますから猪が取れる様にと」願がけをした。願の通り大猪が出た、殿様は大喜びでほうび望みにまかせるとの仰せ、佐藤氏は福には片目で見えるだけの土地を欲しいと申され、その通り土地をもらわれた。木藤氏は甲冑かちゅう一領をもらわれ、梶原氏は太刀一振をちようだいたとの由、木藤彦五郎氏の伝承である。この猪狩は前に述べた近衛公御臨場の関狩の時と思われる。先年山の神の石祠の中に入れてある石碑を精細はいに調べたところ、慶長何年の文字がかすかに見えた。竜山公近衛左大臣が赦免せられて京都に帰られたのは慶長元年である。近衛公の時関狩が谷山であったことは玉里島津家に史料があるし、この山之神の建立が慶長〇年で慶長十年よりも前である。十年後ではない、慶長〇年の〇の処はわずかに一字くらいの間隔があ

るのみである。木藤氏が島津氏に仕えてもつとも重んぜられたところは家系を調べれば島津義久公のころよりで其のころ谷山の福本の地にも領地を賜わっていた。平治河内(勘場)の山之神を祭りきたつて決して粗末にしてはならぬとの先祖の遺言を受け継いできた。曾祖父木藤与助、祖父万助、父木藤良と毎年御幣を新たにして祭祀を怠らなかつた。この言い伝えは、谷山木藤彦五郎氏方にもあり、見寄住の佐藤氏にも伝わっておると、の麓の佐藤清諒氏の後迫の浜田新之丞氏も語られている。この山之神の石祠は木藤のだけか建てたかはじゆうぶんに分明しないが、父良の話に厩右エ門ではないかと云われたことがある。木藤氏が建てたことは昔から認められ、親類筋の谷山の木藤彦五郎氏同喜納二氏、辺田の川畑亭介氏など皆之を知つて昔から参詣しておられる。

昭和四年十二月鹿兒島宮林署浦屋魁氏の時この山之神の参道の修理を請い、山林主事小城喜与志氏と今藤金四郎氏に相談して昭和五年一月参道を作つた。(郷土史家故木藤長の作を要約したのである)

#### 御場頌徳碑

上福元町薬師堂一三〇四番地安庭トミ子氏の宅地内に古碑が建っている。高さおよそ一米二〇センチ幅三〇〇(三三三センチ程、安政万延文久のころ今の安庭氏の屋敷はおよそ五反歩で御場であつた。あたりは沼田であつた故、鶴が下りてくるところだつた由、安庭氏の先祖も御場の係を勤めた。谷山には外にも御場はあつたが、ここの御場は捕獲して鶴を集育していた。文久三年には痘瘡はぶさうが流行して死する者が多かつた。たまたま藩主公(忠義公)が谷山を巡回され鶴の膏が痘に効験がある由を聞にし召され、しからば飼育の鶴を膏にして病人を救へと御命じになりその通り致したら大きに効験があつた。殿様の御仁慈は深いという感謝のことが書かれてあるが、実は碑面が痛みすらすら読め

ないが、要は右の通りである。碑の他の面には次の通り刻まれている。

子正月（元治二年甲子）御鳥見頭格御鳥見勤清水宗之撰

御場預郷士年寄。鬼丸八左衛門。右同組頭平山直左衛門。右同横目大脇仲右衛門。野廻平田甚五左衛門。右同山下  
数右衛門。右同平山新太郎。御場預郡見廻竹之内祐左衛門。網差甚右衛門。右同平助。右同権左衛門。右同見廻岩  
之十。右同万太郎。網差見習平次郎。右同次郎。右同次郎助。右同次郎兵衛。田布施網差見習加藤次左衛門。右同  
網差辰次郎。加世田網差見習伊早次。

以上であるが、御場のことは「名越高朗日記」にも数多く出ているし、「川畑文書」には辺田の与力足軽が御場見締  
まりをつづけていたなど多く記録が残されている。鶴の膏で痘を治療したことは興味があり、この記念碑は珍しい。

百年後の子孫たちはどうなっているか、ちよつと調べてみると、郷士年寄の鬼丸氏の曾孫は南麓の鬼丸静男氏であ  
り、組頭の平山氏の子孫は東麓の平山宗正氏、横目の大脇氏は諱為孝で、其の曾孫は為之で未亡人大脇良さんがいる。  
野廻の平田氏は、北麓の平田宗治氏が子孫である。網差見廻の岩之十には大園の本村一夫氏が子孫であるし、この本  
村家には御場で着用する鹿皮製の羽織で殿様から頂いた品が保存されている。網差の次郎、次郎助、次郎兵衛は安庭  
氏の先祖で、三人は親子兄弟である。昔とのつながりにも興味がわく。

## 五、新刀時代の波ノ平刀工

波ノ平刀工系譜に五十六代目としてある橋口安張は、波ノ平刀工家において中興の名匠、もしくは新刀波ノ平の祖

として特筆にあたいする存在である。安張は五十五代安宗の長男で石見守を受領し、のち寿安と号した。彼がただの鍛冶でなかったことは、つぎの領地目録が雄弁に物語っている。

薩州阿多之内領地目録

一、坂之門 神宮領

六反貳畦 曾る見迫

三反壹畦廿九歩 希まへ

壹反五畦廿六歩 榎木の本

六畦 外松崎

以上壹町壹反五畦廿歩

畠方八反九畦三歩、此内三反山畑

浮免

三反七畦廿貳歩 上宮山領先シト

壹反五畦 上宮先七反田

六畦貳拾歩 同外松崎

田畠合貳町五反九畦五歩

天正二十年霜月九日 町田出羽守久倍判 橋口岩見守殿

この領地目録は安張が単に経済的に恵まれていたことを示すだけでなく、背後に大事件が隠されているようである。というのは天正二十年は薩摩藩主島津義久の弟戚久が豊臣秀吉の怒りにふれて死を命ぜられた年である。同年七月十八日君命によつて歳久を龍ヶ水において激戦のすえ討取つたのが町田出羽守久倍であった。よつて想像をたくましゅうすれば歳久追討に加わつた戦功として、上掲のように阿多の地を与えられたとも解釈される。（この項福永醉劍氏説）とにかく、歳久追討に谷山の武士が多く参加し、事実谷山武士原田某が歳久の首を討ちとつたと歳久系譜に明記されている。この事件から数年後には、さらに鍛冶分として一作というところを与えられている。

薩州谷山福本村内

一作 高五石 但鍛冶分谷山橋口岩見守殿

文禄五年二月九日 幸 侃（判）

ここに幸侃とあるのは、島津の家老伊集院忠棟が入道後の名である。これから三ヶ月後につきのような文書が出されている。

橋口岩見守就御細工之儀急に上洛被申候、然処彼人五斗出物之返地被下候得共、今に作人手前より收納無之由、佗言被申候。偕て各意儀候間、早々彼石州へ可有納事肝要に候 以上

文禄五年 本田六右エ門正親 （判）

五月晦 伊集院肥前入道元巢（判）

谷山福本持合衆 参

御細工の儀につき急に上洛したとは一体何を意味するものであろうか。朝鮮に外征していた島津義弘は秀吉の召命によつて前年八月から薩摩に帰つていたし、義弘の兄義久は大隅に隠退していた。家久のみは朝鮮の陣にあつた。すると安張を上洛せしめたのは島津家の命ではなくて、秀吉ではあるまいか。（福永氏説）安張が朝鮮役に従軍したこと  
は刀剣書にも見えているが、それは慶長の役の時であつた。そのため安張はつぎのような感状を授けている。

今度此表兵船浮出通用難相成故、他之手之船一艘も無渡海之処、抛身命参陳候儀、甚深被思召御感知行五石可被下  
之旨被仰出候仍状如件

慶長二年二月廿九日 伊集院下野入道（判）

橋口岩見守殿

この感状が実質的に実を結んだのは、それから三年後の関ヶ原の戦の直前のことであつた。

薩州谷山福元村

浮免

かねさこ 上畠四反五畦 五石四斗

右が高麗国御約束之加増として被宛行候者也

慶長五年七月九日 鎌田出雲守政近 平田太郎左エ門増宗（判）比志島紀伊守国貞（判）図書頭忠長（判）

橋口岩見守殿

朝鮮の陣中で鍛刀する時は番子打も揃わなかつたので、出征の家臣を使ったとか、柄巻師もいないので、中心なかごを

焼いて松の小枝にさしこみ柄の代用にしたとか、或は渡海の舟中でも荒鍛えをしたなど、幾多のエピソードが伝えられている。在鮮中一千本を鍛えたなど、文献にみえている。

翌六年になると、それまで一作とかねさこの二カ所の領地を東影原（福平小学校の付近）の一カ所にまとめてもらっている。

薩州谷山郡福本村東影原脇孫左エ門屋敷

高拾斛 以上

右知行吉野福本之為返地被宛行者也

慶長六年二月三日

鎌田出雲守政近（判） 比志島紀伊守国貞 平田太郎左エ門増宗（判） 図書頭忠長（判）

橋口岩見守殿

安張は壮年のころ（年月不詳）波ノ平の南方五料の下福元村坂之上に移住した。その宅跡は字上小原、川口で今もその屋敷跡から赤さびた鉄滓が鉄先にふれて出る。宅跡の東端の一隅に寿安松がそびえている。その松影の落ちるところに、寿安松の由来をきざんだ碑が建っている。

新樹寿庵松記（原文は漢文）

寿庵は我薩藩谷山郷の士なり、姓は橋口名は安張石見守と称す、いむみのかみ 寿庵はその号なり、よよ 世世谷山郷下福元邑波平の里にむらなみのなら いる。刀剣を造るをもつて業と為す、上古の正国はその鼻祖なり、びそ 中古の安行は其の養子なり。寿庵壮歳にして松

齡公に従ひ朝鮮に役す、軍中刀を造りもつて將士に給う。銳からず鈍からず今に戎器の良と稱す。初め寿庵將に行くとき手づから一稚松をその屋後に樹えて曰く丈夫、役に必死を期す如吾死すと聞かば徑に此を表して以て吾が墓と為すべし。而して凱旋す、竟に寿を以て歿す、実に寛永十九年壬午七月二十六日なり。法名は心翁寿庵居士、之を其の先采の側に葬る。人その松下を過ぎる猶その言を奉じて寿庵松と稱し、礼を以てす。之れ今を距ること二百余年禎幹半ば朽ち今茲九月の大風遂に之を折る所と為る。六世の孫四郎左衛門行周其の朽根を剪除し復一稚松を樹えんことを官に請う、山知事新納実意適その事を邑長大脇為隨等に督す、後の人松形の少好なるを以て之が疑の生ずるを皆恐るるなり。その事を石に勒せんと欲す、実意余の慮に之を請う、余壮なる寿庵の心その名の朽ちざるを欲せしなり、辞避するに違あらず、記て以て之を与う。嗚呼二百年の後又朽折有らば則子孫亦復繼樹し以て之を新にせば乃寿庵の英名竟に千万世に朽ちざる者哉

文化四年丁卯冬 本府 向 章 記 児玉貞皎書

安張らが焼刃渡しに用いた水は宅跡の北方約百メートルの山裾に湧いている神之井を汲んだものであった。今も家水が崖下の井戸から湧いている。安張夫妻の墓は宅跡と神之井の中間の射場之墓に現存する。夫妻とも屋根のある家形の墓で、中には石の仏像が置いてある。妻の墓には文字を見出し得ないが、安張の墓には次のように刻んである。奉翁寿安居土寛永十九年七月廿六日

奉造立 大和守安行

行年は不明であるけれども、天正二十年にすでに石見守を受領している。その時を仮に三十歳とすれば丁度八十歳で

死んだことになる。寿庵の名にふさわしく、相当長寿を保った人のようである。



墓 行 安 寺 和 太

五十七代大和守安行は安張の外孫で安張の養子になっている。安行には四人の男子がいたが、長男の安休は嫡家として坂之上に留め、二男安正は分家して堀の橋口家の祖となり、三男は出家して白道と称した。四男安国が父と共に居て本家と称した。この安張安行安国の時代が新刀前期の黄金時代を築きあげたのである。

五十七代安行は波ノ平刀工系譜によれば、藩主家久の命によって伊豆安正房の門に入り相州伝を学んだという。正房はもともと美濃系であるけれども、

竹屋源七郎延安という刀工が薩摩に下ってきたのでその人から相州伝を学んだという。安行は生れてまもなく父を十三歳で祖父も失ったので、鍛法もまだよく会得していなかったかもしれない。それで正房の門に入ったとも考えられるが、とに角伝統の波ノ平の流れに相州伝が合流したことは波ノ平刀工史上特筆に価するものである。

安行は三部郎兵衛と称し、寛文五年に大和大椽を受領している。その時口宣案は次の通りであるが、この口宣案を初め多くの古文書は今次大戦の兵火にかかり一片の煙に化した。しかし末永博士の撮影したものが昭和二年六月号の「刀

剣と歴史」の口絵に出ているのでその面影はしのごとができる。

上郷権大納言

寛文五年十二月十四日宣旨

平 安 行

宣任大和太掾 奉 藏人左少弁藤原方長

口宣案には大和太掾とあれども、自らは大和守と称している。後に大和守に叙せられたものであろう。谷山市上福元に松林寺があつて明治二年に廃寺になったが、その松林寺墓地内に安行妻の墓があつた。筆者がそれを撮影している。風雨にさらされた墓石ながらも文字がはっきりしていた。

関示了機庵主 元禄八乙亥年七月廿三日

橋口三部郎兵衛 号大和守波平安行。寿命七十六歳卒

五十八代安国は父と同じく三部郎兵衛と称したが、父の名は三部郎兵衛で「部」が一字多いだけで訓は同じである。大和守を受領している。ただし口宣案は次の通り大和太掾である。

上郷久我大納言

宝永五年十月七日宣旨

平 安国

宣任大和太掾 奉。 藏人右中弁藤原益光

宝永七年五月幕府から安国に対して鍛刀の命が下った。それは家宣が六代將軍になったのを祝して朝鮮から派遣してくる入貢使に賜うものであった。その選に入った名譽の刀工は安国のほか和泉守金道、粟田口忠綱、水田国重、肥前忠吉など計二十四名であった。安国も幕府の御用といっているので感激に身をふるわせながら太刀と薙刀なきたた各一振を打ちあげた。そして押形をとり、つぎのように奥書きした。(奥書きは略す)ここに大成道具とあるのは太刀は刃長三尺、薙刀は刃長二尺という長物であったからであろう。安国の作品が島津氏の手を通じて幕府に納めてからのことはつぎの記録が説明してくれる。

今度来聘之朝鮮人御用之御道具御腰物部屋江相納候儀二付被仰渡趣。

御腰物部屋江相納候太刀長刀之儀二付申談事有之候間明後十一日四時、御城江可有御出候

四月九日 萩原近江守

松平薩摩守様留守居衆

右之通被仰渡候二付今日御城江罷出候處於櫓之間本多弾正少弼様、仙石丹波守様、萩原近江守様御列座ニ而近江守様より被仰渡候者、朝鮮人箇用太刀相調之儀、波平江被仰付候處、此間相納候、依之右之值箇書付之通被下之旨承候、御銀者御納戸江参り候而可申請之旨是又被仰渡候

太刀一腰 銀七枚。長刀一振銀五枚

右之通被下候

右之御書付以御納戸江罷出、御銀十二枚申請候、私印判御帳に押候、御納戸衆萩原市左エ門殿被詰居候、其下役よ

り御銀相受取候、右之通私御城江罷出相勤申候、右之太刀長刀御腰物部屋江相納候節、本阿弥光通致持參候、旁後年為御見合書付申進申候以上

宝永八年卯四月十一日 若松彦兵衛(判)

橋口三郎兵衛殿

正徳二年正月に本阿弥光通の依頼により、安国は波ノ平系図を送っている。波ノ平刀工系譜の安国以前の記述はもっぱらそれによるものである。本阿弥光通より依頼の件はつぎの記録に見えている。

其方家筋之由緒書可被差越之由、本阿弥光通より申越此節江戸江被差越候間、加判形渡置候、向後無相違可致家伝由可申渡旨、依御下知如件

正徳二年壬辰正月廿八日 御記録所 (印)

川上平右エ門久儔花押。肥後仁右エ門盛雄花押。市来早左エ門親意花押

橋口三郎兵衛

安国は享保五年すなわち浜御殿の鍛刀の正月に歿している。基は父安行と同じく松林寺墓地にあった。この墓地で一番大きな墓で刻字もすぐれたものである。橋口家の全盛をうかがわせる思いがある。碑名は、

成心宗仍大居士 享保五年庚子正月廿五日。

号大和守波平安国橋口三郎兵衛墓

文化十一年刊行の称名墓志に安行安国の墓が松林寺墓地にあることを詳して載せている。

五十九代安常は安国の長男で八郎兵衛と称した。初め安和と称した。新刀押象所載の裏銘で明和七年までは生存しているが歿年や墓などは分らない。

六十代安行は安常の弟で勘之丞と称し初め安氏と銘した。享和二年に安行に改めた。藩主斉宣が鷹狩と小鳥撃ちに谷山に見えた時安行は嫡家波ノ平行周と共に享和元年十二月十七日鍛刀の実況を上覧に供した。その時役割は次の通りであった。

金焼並に火の前 行周四郎右工門

輔差すけさし 行光助次郎

同火つくろい 勘助

金鍛火の前 安行勘之丞

輔差 助次郎

番子 勘助。同 助右工門。同 鉄之助。同 十蔵。同 甚次郎。

以上の面々で脇差一振を鍛えて献上した。行周はこの場合主任役で助次郎鉄之助十蔵甚次郎の四人の子供を参加させている。安行は勘助、助右工門の二人の子を加えている。嫡家と本家合同であった。褒美として行周には金子五百す疋びきと芭蕉布二反、安行には芭蕉布一反を賜わった上、一同は酒肴しゅこの御馳走までいただいた。行周は有名な寿安六世の孫で坂之上羽子田に寿庵松の碑をたてた人、墓は堂々としたものが射場墓にある。安行のものは松林寺墓地に

白庭浄清居士 文化五年戊辰五月十日

俗名橋口勘之丞 薩州波平安行

として建っている。歿年は三国名勝図会によれば六十六歳となっている。松林寺墓地には前記の大和守安行夫妻、この大和守安国夫妻其他明治十五年四月二十五日に歿した六十三代行安等著名な波平刀工一族の墓が十基ほどもあつたが、昭和三十九年頃万田ヶ宇都墓地公園新設のため墓地廃止となつて取除かれてしまった。

以上述べたように近世新刀時代波平刀工には名工がつぎつぎにあらわれて全国的に声価を高からしめた。谷山の誇り高い歴史の一コマをつくりあげたのである。

六、谷山郷士の武術鍛練

安永三年（一七七四）谷山郷士平山貞右衛門武真は十八か条を書きしたためて、子孫への遺訓としたが、その二条目に「武道を知らなければ時に到<sup>いた</sup>つて身の被害におよぶことがある。分限相応に心掛けよ」と戒めている。武士の家庭ではこの平山家のように大形は武を励んだものようである。それらの物語がいくつも伝えられている。幕末のことであるが弓の西村次郎兵衛、吉利治右衛門、槍と剣術の長野善藏全祐通親子、大脇為政などは達人として名高く、修業の逸話等も残されている。

文久三年から慶応四年まで六か年にわたる「名越高朗日記」によれば、谷山郷士の武術の練磨にいそしんだことがよくわかる。郷では練習する日を決めて式日として怠らなかつた。毎月五日は鏡智流槍術、十日は調練日、十四日は鉄砲稽古<sup>けいこ</sup>、十五日は天真流剣術である。もし欠席の場合は理由を具して届出ねばならない。式日以外臨時に練磨する

こともたびたびあった。今日射場の跡、調練場の跡というのが幾か所もある。調練御見分として御軍賦役衆の臨場することもあったし、藩主忠義公が試合二組を上覧されて金千五百疋を下賜されたこともあった。また一陳調練という大仕掛けの演習もあった。「名越高朗日記」を引用してそのことをのべる。

元治二年乙丑二月

一、六日雨 五ツ半時分より仮屋江出勤此節穎娃於大牧二一陳調練被仰渡今日内調練いたし七ツ過帰宅

一、九日雨 五ツ半時分より仮屋江出勤九ツ時分帰宅今日物主衆爰許江御越有之追鐘時分より彼旅宿横町の助左衛門所江出張夜入候而帰宅

一、十日天氣能罷成今日出軍当番二組之人數繰出穎娃陳宿別府村之内折尾と申所江出張我々二者物主衆共々列立差越追鐘時分陳宿江着、尤荒平越と申所道あしきよし昨日差越候兵糧方平井仁右衛門殿被申越候二付喜入牧越二而差越候是以打続く雨二而道悪敷有之候

一、十一日晴 今日四ツ時分より物主衆并二我々昇預り什長一人列立惣物主町田内膳殿陳屋新牧惣人數着揃之届として差越昼時分帰宅

一、十二日晴 今日□□調練にて五ツ時繰出して差越昼時分相済帰陳也

一、十三日晴 今日一陳調練見分六ツ時分折尾繰出五ツ前陳場江着四ツ過御軍役奉行折田平八殿御軍役方書役市来彦太郎殿陳場江着即人數繰出調練至極之上都合二而相済皆々陳宿江罷帰り候尤調練備立之次第

棧前、御軍役奉行衆惣物主陳屋

指宿惣物主町田内膳組 穎娃物主田中清左衛門組

谷山物主平田善太夫組 谷山物主市来清十郎組

川辺物主地頭三原伝左衛門組 山田物主島津織部組

(組移動展開隊形図はここに省いた)

一、十四日雨五ツ時分折尾出立七ツ時分帰宇無程我々組物主平田善太夫殿旅宿横町之助左衛門所江差越追鐘時分平田氏被致帰宅候それより市来清十郎殿旅宿江差越夜入候而帰宅

一、十五日雨 四ツ時分より飯屋江出勤今日天真流式日ニ而出張八ツ時分帰宅

一、十六日雨 早朝より出府穎娃於大牧二一陳調練首尾能相濟物主平田善太夫殿方江一礼として佐藤市兵衛殿同道ニ而差越七ツ時分帰宅

長野善藏に伝授された免書

一、稲留砲術極秘書内一卷

一、諸台之事 口伝

一、矢台之事 口伝

一、射構之事

一、後之位之事

右者 稲留流砲術雖為極秘伝 其方事当流之稽古別而熱心ニ而深切心掛 無閑断出精衣為有之比節当流伝来之内右



名越玄五右衛門平山左衛門への免状

ヶ条并極秘書伝奥書之通 今月今日伝授候就而者古来より里之射方之一筋無忘却相守一涯心掛出精有之度候尤其方江伝書相渡右通令免許口伝迄茂相伝殊二起証文前書等茂相渡置二付而者心付候儀申談此度より里其許門弟中江者指南方迄茂致免許候り付聊不取捨練熟有之候而門弟中二茂引立指南方可有之候重而秘事之伝授等茂可致候依而伝来免書  
如件

万延元年 郷原 転

庚申四月三日吉祥 久寛

真心影流の川上家

谷山市山田町谷の川上家は先祖以来武道の家で、馬術の方では鞍馬流師範家、大追物では検見の役を仰せ付けられるなど斯道に光彩を放っていた。馬術や大追物に関する貴重な文書が現に数通残されていた。

剣術の方では直心影流の師範家で近世ではこの剣術が有名であった。川上四郎兵衛宝山は文政十一年に生れ明治四十年八十歳で歿したが（墓は慈眼寺公園川上どん山の山頂にある）彼は幕末から明治の初期にかけて特に多くの門弟を指導した。宝山の嫡子四郎兵衛翁介は（川上矢吉氏の父）明治六年西五月島津久光公が拾四ヶ条の御建白につき上京

の際、彼は二十歳であつたがすでに剣豪として名高く、選ばれて公に随行しその身辺護衛を勤めた。翁介の正心堂道場（樋之口町いまの甲東中学校のところ）にはいつも元氣旺盛な若い門弟でにぎわつた。

正心堂入門名簿帳

木村彦介、西郷寅太郎、迫田幸吉、鎌田助熊、奥原熊、肥後直熊、肝付正太郎、鎌田政仁、相良愛之助、肝付弥二郎、相良栄介、郷田諸右エ門、永吉丈助、平川亀次郎、堀武常、木場佐吉、小田十助、新納三平、伊集院新三郎、木村彦五郎、平吉彦、児玉猪之助、竹崎三五郎、伊集院栄太郎、山口幸四郎、小田十次郎、森岡英熊、永各



川上翁介明治六年撮影

綱熊、市来武次郎、徳田盛頭、上村操、児玉利介、土持平一郎、山本栄之助、鎌田寅之助、荒武真左エ門、平英吉、平豊彦、伊集院兼清、永野幸吉、永田長太郎、川上彦助、古川虎熊、辺見勇彦、菱川忠吉、坂元周介、浅江勇吉、浅江三次、町田二袈裟、仁礼太司

以上五十名のうちには西郷寅太郎や辺見勇彦のような有名人もいる。またこの帳簿に見えない門弟も多いとのこと。真心影流は今日影が薄いようであるが、すぐれた点をもつ流派でぜひ復興せねばならぬと有志が吹聴ふかしている由で、鹿兒島上之園町倉内翁などが発起者のひとりであるらしい。

## 七、谷山郷士平山貞右衛門の家訓

これは用紙西ノ口十枚綴一冊に認められたものであるが、表紙には「安永三年午三月、平山家子孫代々身持可嗜遺書」としてあり、明らかに家訓と受けとられる。内容には明治の教育勅語を思わせるところが多分にあるようである。

子孫代々身持可嗜遺書之条々

- 一、文道を不知者事之是非意味深長分り兼候事に候間学問一通は稽古可有之事
- 一、武道を不知は到時身之破害に可及是又分限相応に可心掛事
- 一、忠孝は身の分限に応じ一生不可忘事
- 一、父母孝養の儀浅知之者は諸養物備立候得ば孝養と覚候様子に候得共強々夫迄には限申間敷第一は父母の存念に相叶候様に不致候而は孝養の理筋可遠哉と存寄候事
- 一、兄弟の睦むつみ万事親しく兄よりは弟を愛憐し弟よりは兄上江昼夜敬礼之儀不可忘候事
- 一、夫婦の交り互に無大形、妻よりは夫に敬礼篤く又者たりとて粗儀不礼の言行共疎略有之間敷事
- 一、家中に召使候下女人理外之仕方有之間敷憐愍慈悲可相加事
- 一、親類中江兼て親敷相交り音信贈答無懈怠尤祝言慶来有之事候も其節は互に打寄時之宜敷可任事
- 一、隣家互の交り是又無疎略入魂申談儀可為專一事
- 一、不肖之身なれ共役儀共被仰付、役の高卑に不限御用筋に付而者少も大形仕間敷同役有之役儀候はは勤方同役三部の二ほどは可勤増事

一、役儀に付而披露可承事善悪吟味も間には有之事に候其節は高役より口始しめ有之も有之亦は下役より次第を以吟味有之事有之候事候、其砌は高役又は年の老若を見合善悪に付ては兼而別懇心易く見合候人たり共最負無偏破理筋の一通申出其詮雖無之候押て其理筋申立るには及間敷事

一、役儀に付而は百姓町人の身之上迄取致事有之其節は随分自分無慾心、下々江氣を附諸人の氣振潤立候様に可取計事

一、一生の身持、利慾之甘味に喰附、父母より受得置候無取替身体を滅亡に及儀過半有之、此私慾頭発を能々押付無由断名聞利慾可為大敵事

一、諸人親類朋友などに至迄自然差障り無之儀に付ては家筋富類盛長見立も有之事に候随分心掛盛長建立可有之事

一、家の衰微を不顧徒に年月を送り酒宴遊興色慾等を好み或は分限不相応の物数寄有之、軍役高共相払器物等相求其外費成身持懦弱之仕方有之人は早速親類差寄意行を加へ乍不相用面々は親類吟味之上、年長候者は隠居、年若き者は遠流可為事

一、雖為父母間には取違え家領地可及損亡無了簡物数寄有之事も候其節は子共和氣用之意見仕、尤親類中にも申談候而万事宜敷様に可取直候、落着不致候共納得有之迄は顔色宜敷を見合異見可申通候事

一、家の嫡庶互之交り懇懇可有之嫡家は甥、庶家は叔父に至共叔父之方より敬礼を可用候、甥之儀も疎略及間敷事

一、古来渡来り候高を二男三男分地之儀可為無用、夫共其身相求候高は其身了簡も可有之、無寄附高分地候而は行末は無高体案じ申不宜候間自分以後は二男三男江は其身一代所務を見合遣置子共代に相成候節は其儀に及間敷候事

右条々後代一生無懈怠可被相勤候、箇条之内にも相見得候学文之儀四書古文等素読被致一通之字限は得心無之候得は每物義理等に疎く暗昧候間其分は心掛可有之候、右之意趣無益成る事共と間には可存方も有之候半然共高きに登り遠きに可行一助共可成哉と相考候而箇条如件

安永三年午三月 平山貞右工門<sup>㊦</sup>

平山孝左工門殿 同姓 筑兵衛殿 右同 子孫衆中

### 谷山郷士平山貞右衛門家の家財

この平山家は谷山郷士中、上級の家であつたと思う。貞右衛門以来およそ二百年、家系連綿として今日に至り、その間有為な人物出て、資産家としても名ある家である。貞右衛門の書き記した「財宝次渡改帳」(用紙西ノ口八枚綴一冊)によれば、ほぼ谷山郷士の家計や財産調度品などが察せられるので、ここにこの次渡帳の全文を掲げる。なおさきの家訓とこの次渡帳の二冊は平山宗正氏所蔵の文書である。

平山家古来財宝次渡改帳

一、五敷五間三尺 茅家 壹軒。

但床有 表居所 通口舞良戸立まひらど附有 居所 東方より前側西之方迄 雨戸構有

一、四敷三間三尺 右同断台所

但妻住居 南雨戸構有

一、門屋有 中門有

一、高五拾石余有。

右之内

一、高四拾石余 門付高

一、高拾石余 浮免持留高

右現高之内五石分出米相除所務二男一代分地代米此己前は古来渡高代々分地故及困窮候故此方代より右之通究置候

一、刀 大小一腰 刀 月山銘有 脇差左文字銘なし。 一、御筆掛物 一幅。 一、鉄砲 壹丁 三匁筒。

一、酒樽 壹丁。 一、鐙、壹両 大破物。 一、鑓式本 右同。 一鑓、朱椀 壹束 但坪相附。 一、茶壺 壹ツ

但はん茶五斤入。 一、重紙箱 壹ツ 但外会皮有、硯箱并石迄入。 一、半鑓 壹丁。 一、鈴切立 壹ツ。 一、鈴

鉢 壹ツ一、盃 壹ツ 但朱ぬり。 一、押鉢 壹ツ 但唐物

右品物古来渡品物

一、刀大小壹 腰刀銘なし脇差波平銘有。 一、刀 大堂羅 壹本。 一、脇差 式本。 一、掛物 不尽給壹幅。

一、同 壹幅福祿寿 壹幅生子立鶴 式幅。 一、寿老神 壹幅。 一、鉄砲 壹丁 壹匁五分筒。 一、椀 平湯次食

鉢有 壹束。 一、しゅんかん茶椀 壹束一、奈良茶椀 九ツ 一、押鉢 式ツ 壹ツ青塗焼 壹ツ散し形付

一、茶皿 九ツ 一、小皿 壹束 一、盃台 切立ため塗 壹ツ 一、同 壹ツ 一、盃 失塗箱入 三ツ

右亡父平山孝右エ門寄附品物

一、刀銘なく堂羅 壹本 一、脇指 平物 壹本 一、文字掛物 式幅 一、折敷おしき 手指木、色取 式拾枚

一、同 下之物春慶塗 壹束 一、夜食盆 絵入 壹束 一、椀 貳束 一、吸物椀 壹束 一、奈良茶こ椀  
壹束 一、酒樽 壹ツ 一、醬油樽 壹ツ 一、半鍬 壹ツ  
右平山貞右衛門寄附品物

右者尊父代迄者家財宝帳面次渡者無之候得共後代に相成見合にも可相成哉と此方存寄帳面ニ書記し置候、受取次渡之節先祖渡之品物破損物は外書に相記し亦者面々寄附之品物は箇条書を以可次渡候且又先祖次渡高之内ニ男江分地之儀者禁止無用候我々精力を以相求候高者格別夫者心次第も可有之候先此等之遺書宝物次渡如斯御座候 以上

安永三年午三月 平山貞右工門 ㊦

平山孝左衛門殿

## 八、郷土の農業経営

郷土の農業経営はいかようなものであつたか詳しく知ることができないが、一般の百姓同様あるいはそれ以上に努力した者もあつた。いわゆる下男下女を使用しまたは牛馬を飼育し堆肥を増産して肥料として農耕を進めて収穫の実績をあげた等といくつも伝えられている。藩政時代の終りごろのことであるが谷山麓郷土の名越家の農業経営はすぐれたものとして評判が高い。

嘉永安政文久元治慶応の年代に谷山麓の組頭や郷土年寄など勤めて名の高い名越源左衛門高朗は多くの役職をもちながら、自家の農業経営には百姓以上の努力を払っている。彼は明治四年四十四歳で死亡したが、死ぬるまで公職を大事にして公用の記録も書きしるした「名越高朗日記」がそれで六年間の記録一冊がある。また元治元年より明治九

年まで十三年間分の農耕記録「耕作万之覚」は明治三年春ごろまでの分は高朗自筆の記録であると思う。この記録を調査研究された芳即正氏かんげいりまさの調査のまとめによれば（以下同氏の記録を引用す）「耕作万覚」帳は現在谷山市名越



いるもので多くの部分が墨丸や墨線で抹消まししょうされておる。しぜん順序は出入が多いが本文のごとく整理することができた。就中作付覚が本覚帳の中心をなすもので例年田畠各耕作地別しかも耕作物種頭別に項を設けて記述されている。筆蹟墨色等によるに適當の間隔をあけて作業の終わるたびに要項を累加記録して行ったものと思われる。時にその時記帳ができず明治五年（甲）坂之上余地道の方の藍葉のごとく「右植付三日後より書異候間相知れず肥之儀も委くは相知れず……」ということになっている。予定した紙面で記述があふれる時には、付せんが用いられたのである。

作付覚中田地は慶応元年より明治四年まで、畠地は同じく慶応元年より明治九年におよんでいる。時に脱落はあるが浸種月日浸種量植付月日雇入勞力肥料種類および施用量、施用月日（追肥共）收穫月日その植付よりの期間收穫高

高業氏の所有にかかる同家は旧鹿兒島藩時代谷山郷士で本覚帳の記述者は明記はないが別に「名越高朗日記」「武蔵国江羈旅日記」等を残した名越源左衛門その人であると思われる。大体元治元年（一八六四）より明治九年（一八七六）までの農耕関係の資料を含み分類して掲げたごとく数項目にわたる。形式は大福帳式のもので作付覚、下人覚、および馬買入覚の記述は正式に保存されているが他は一部あるいは全部がすでにこれらを記述する用紙として利用されて

籾粟の品種等について簡明に記している。近世末期の薩摩藩農耕技術の一端を知らしめる資料としておそらくこれ程まとまったものは外に多くを見出し得ないであろう。ことに肥料については基肥追肥共にその施用の要領を記し当時の肥料技術の段階を伺わしめる数箇の資料で本覚中でも最も貴重な部類である。

肥料施用についてはあらゆる努力が払われ本覚書中に見える肥料種類は二十四種類におよび連年の施用状況一覽表は別表のごとくである。さらに耕作物は米麦粟を主として国分大根かぶ藍葉麻苧葎唐芋大豆木綿菜におよび、この中唐芋芋大根木綿等は作付覚に公然と記述を見ず他に作物の作付記録の間にまたは「高朗日記」加勢雇人覚等に見えて耕作確實と考えられるものである。

耕作地の面積は明治三四年に塚数で記されている以外不明である。一塚の広さは県下まちまちで谷山でも二十五歩または三十歩という。考証は略するが各種の事情から一塚二十五歩が妥当と考えられ田地三箇処四十塚は約三反三畝十歩、明治三四年頃の畠地七十塚五反八畝十歩となり、田畠合計九反一畝二十歩即ち九反余を耕作したわけである。かくて年平均収量は約四石五合摺にして米二石となり田地によっては平均二石三斗余となり当時の技術水準をはるかに凌駕りよがしている。なお田地一箇所は米麦の二毛作一箇所は明治三年末からかぶの二毛作以外一毛作しかも実植である。本文中で気づくことは枡に二通りを用いていることである。金ばんおよび一合のりで内壱合のりとは壱合余計に乗るすなわち一升一合入ということである。俵の容量は籾一合のり三斗五升入が標準と思われ慶応三年八斗三升入は金ばんか、入で枡は不明、明治元年のみ金ばん三斗五升入となっている。

下人は年末交替で時に二三年つづいて奉公する者も居り、身代金はきわめて安く慶応年間のそれを米価にて換算す

ると米二斗くらいにならない位である。それでも当時の農家の子弟の働き口としてはよい収入だったのである。しかもその身代金みのしろは年々激増し明治四年には前年の三三貫文から四百文へと激騰しこの年下人が六月にも交替して何か賃金問題にからむかのごとき臭を存している。

最後に高朗日記について一言すれば、名越家が谷山郷士中でも中流以上で代々郷士年寄等をつとめ郷政の一端にたずさわり源左衛門も文久三年郷士年寄助、文久四年（元治元年）郷士年寄、明治二年常備隊編成の折、小隊長に任命されている。しぜん日記にもそのような公務に関することが主に記された。たとえば仮屋出勤が日常の記述で、ただかかる公務の間に符録に示したごとく主人みずから耕作に従っている。この外耕作となんらの関係をもつかと思われる記述に「〇〇日抱地に差越六ツ半時分帰宅」のごとき抱地に出向いた記事が多いがどのような用件かまったく不明である。時に抱地の林野関係たとえば「松山跡焼方として抱地江差越」「抱地江松山之中竹伐方として差越」などまたは抱地の松山の入札一件などがありこれからある程度の内容は推測できるが正確にはわからない。（以下略す）ただし最後にこれは昭和二十五年六月の去る日面高正俊氏と共に名越家を訪い以来当主高業氏の嗣子高道氏の御好意により借覽して書写研究を行ったと芳即正氏は記しておる。

「耕作万覚」は芳氏の調査研究により記録の内容が明らかにされた。たまたま鹿児島県農地改革史編纂の業が進めらるるにあたって資料として印刷配布されるに至ったので世間一般もこの覚帳の内容の豊富なことに驚きまたは当代にすぐれた篤農家のいたことにまた驚かされたのである。ここにその覚帳の記事の一部を載せることにする。

午歳（註、明治三年一八七〇）

三月廿日土用より四日目也

籾種子二斗一升内加世田万石一斗五升森之元惣福之前上へ、赤餅六升惣福之前下蒔入廿七日、かしかたより八日目也

四月十六日口黒一斗二升慈眼寺寺之前

一、前田実植四月廿一日四月中日也、焼酎粕交へて馬糞肥二駄砂廿四筥馬骨一斗七升、雇人中村より三人、馬の鼻取一人並下人、追肥白灰一表半入十三表

刈方九月廿日植付より百四十七日目、

口黒十三表と二斗七升合一ツ

符箋、廿四筥砂十二筥砂交へ用、肥一駄馬骨一斗三升五合ベ而二斗一升一塚二付而一升ト合三ツツ、雇人三人大根種子と合ながら、但賞払候節大根本数九千二百本位ニ而候

一、惣傾之前田植

五月廿一日五月中五日前入梅より五日目也肥六駄焼酎粕十駄雇人五人内三人女、馬之鼻取ニ者下女差遣下人込ニ而人数七人早目ニ相済也、刈方九月廿五日より、植付より早二十二日目也加世田万石六表ト三斗四升餅七表ト一斗四升ベ拾四表一斗三升

一、原之敷北之方大根植

六月廿二日土用入国分大根本数九千二百本位也畠ニ而五百貫文ニ壳渡候

一、森之元田植

五月廿七日五月中より四日目入梅より十一日目也、肥焼酎粕交十駄雇人五人内一人女、馬之鼻取下女込而六人早目二相濟候

刈方九月廿六日より、植付より百十八日目加世田万石十三表二斗六升、かふさ粉二斗七升惣ノ四拾貳表二斗三升二合五勺

但枅壺合乗り

一、坂之上余地糞植

六月廿六日土用入より五日目也立秋十六日前也彼岸五十九日前也、焼酎粕交へ之ニ馬糞一塚二篇二ツツ肥交へニ砂篇一ツツ油粕二升ツツニして道端四塚一升五合ツツ相用候尤中二塚者賦之通り二升ツツ也

刈方十月十五日より、植付より百三十七日目メ取実九斗四升七合五勺

一、原之敷粟植

九塚植、栗杖つき、外二拾貳、大根芋

右同日、馬糞並砂肥同様油粕一塚二升ツツ押ならし相用候雇人三人内一人女

刈方十月十日より、植付より百三日目也取実五斗八升七合五勺

一、郷原粟植 三塚葉かぶり、三塚植餅粟

六月廿七日土用入より七日目立秋十四日前彼岸五十七日前也、焼酎粕交へ之ニ馬糞一塚二篇一ツ半ツツ唐芋床土俣

半分ヅツ肥交へ之ニ砂一ツヅツ油粕二升ヅツ、坂之上仁次郎一人頼入、刈方十月四日より、植付より九十九日目也、葉かぶり刈方十月十一日より、植付より百二日目、取実餅粟三斗四升三合外にかぶせ一斗九升同葉かぶり二斗六升五合メ六斗八合惣メ二石三斗三升三合

一、前田かぶ植 拾五塚切上方男六人

十月廿一日植付塵溜二桶肥丹後一ツ半位交へ候を符四十五、人数下人込男三人下女一人但下人者肥運方二付右之通三人之数也、取実二斗五升

一、堂敷畠小麦植ノ蒔方之儀者二升五合十月廿九日冬至三十一日前也肥交へ之馬糞十六符一塚二四勺ツツ但十月中三日也、掛肥三駄小便半交へ十一月三十日大寒入也取実三斗五升打落

一、郷原大麦植 合一ツ或合一ヶ切

閏十月三日冬至より廿八日前也肥交へ之馬糞拾二符塵溜十二符一塚三四ツツ、午十二月廿九日掛肥小便半交三駄節分より十六日目也、取実四斗四升打落

一、惣福之前、田大麦

閏十月九日冬至より廿二日前也砂交之肥二駄油粕一塚二一升五合ツツ塵溜之萩之子交符四ツツ当日朝下人下女共ほい方いたし雇人四人内女一人都合六人、牛一疋右人数二而よき蒔全相済、但麦種子者二蛙町或タテ三升二もいたて五合ツツ下畦町モ右同断掛肥小便二油粕交へ置候而節分より七日目午十二月二十日、取実五表ト四升但打落

## 九、豊臣秀頼の薩摩落

谷山市下福元町木之下部落に豊臣秀頼の墓と称するものがある。多宝塔で、塔身は円筒形、高さおよそ二メートル、円筒の直径六十二センチメートルである。

西藩野史には「秀頼の臣堀内大学助藤原右京亮竊に隅州加治木に來り密に人に語て日、聞く秀頼君偽て大坂城に死亡命して薩陳の間に匿ると、故に來りてこれを求む。或説云時に薩州谷山に來り居る者あり、背高くして色白し、頭貴の相あり、邑人疑て秀頼ならんといふ。子孫あり農民たり、此ところ稱して木下門という。」と書いて秀頼の亡命説をとりあげている。有馬温泉の會話と題して「寛陽院様有馬御湯治に御越被遊候節、色紙六左衛門も御供にて候處、老人參候て六左衛門へ相尋申候は私には故ある者にて御座候、秀頼公は薩州へ御下被成候由承居申候、いつ頃御死去被成候やと無拋懇望に相尋申候、六左衛門被申候は、秀頼公は於大坂御生害被成と承及候、薩州には御下り無之由、返答にて候と也、六左衛門殿右の老人へ、御方はいかなる御人いつれに御座候やと相尋被申候へ共、只故ある者にて御座候と計為申由にて、何たる者とも不相知候由」、これは薩藩奮伝集補遺に載っている。亡命否定説である。「薩摩風土記」上中下二卷のうち下卷にも秀頼のことを載せてあるが、「異本薩摩風土記全」には絵図を二か所へ入れて、次のように記してある。

谷山の町はつれに木下角きのしたかどという處あり、赤松の大木の下に五輪の塔あり、両面に公家束帯の像あり、こけむして誰の石碑というをしらす。大坂の人々此辺に住浪人姿にて世を送るとみへるなり。俗にいつたへには、秀頼たいてう中町をあはれあるくとゆふ殿より仰渡されハ此御人に一切無札のなきよふにとの御触にて人々其なまよいを見候へハにけ

ると云れ秀頼公なるへしと云。今に谷山よいくらゐにはかなわぬといふハ武家にもよらぬやうに、にけかくれするなり、あへハとちうにても無心をゆいかけこまるといふ事なり。上町の地藏堂は秀頼公乳母子老母とあとをとむらひ堂立朝夕回向を仕たる地藏とも云なり。上町右地藏堂の裏に池の権現とゆふ石墓あり、八ヶ年跡より京絵凶人のこつをほり出す、是も大坂人の品者といふ。又下町の上方問屋に長門守跡系凶存といふ木村権兵衛と云人有り、是木村、下町納屋通上山口氏の八百屋あり真田の末と云う、紋六文銭を付すなり。同所仲丁にかつさや有なり、秀頼の書物ありという。後藤、真田の跡武家にて大侍にあり、紋所も其儘されしといづれを本非といふをしられつ、入にききてもわからず、これハはるか末に召出し扶持せしものとみへるなり。」と。絵図の一は千地藏堂を画き、説明は大坂秀頼の古碑上町地藏町の角に地藏堂あり、秀頼石碑祭と俗にいう。いづれこの地に人々おち下り、身をひそめていたものと思われ、谷山にも古石碑がある。絵図の二は大坂人の塚なりというと説明して、現在の称秀頼墓によく似て描かれ、塚の本に松の太木がかかっている。「谿山諸記」には次の記事がある。

福元村木ノ下門名頭屋敷内

一塚木松壺本目通壺丈三尺廻り

右塚木ハ天保七申六月大風ニテ倒木ニ相成諸人申受取除トカヤ、右松ハ往昔木下藤吉持来候ト云々

右松下ニ古キ墓アリ。道清禪定門ト銘アリ。

右同村福留門名頭屋敷内

一、古塔 高サ八尺五寸午方仏像子方衣冠之像彫刻有之文字不相知霜崩アリ。壺基

右ノ塚木松ヨリ壹町半程東方ニ地ノ神ト申伝ヘ霜月一度ツツ祭来由緒不詳候処寛政十二年庚申六月御記録奉行本田孫九郎殿御廻勤之節塔下深サ壹丈程御改有之候得共誌無之勿論墳墓之躰ニ茂不相見得為何訳モ不相分候故弥以申伝候通地之神ト得心待自然由緒相尋候人モ有之候ハバ右之趣相答可申旨可申置与被仰渡置候

下福元村慈眼寺内

一、正八幡宮 一社

神躰幣帛。但由緒相知不申候下福元村之内木之下門江窄人罷居相果候以後百姓共ヨリ建立為仕由申伝候

以上であるが、正八幡宮は「三国名勝図会」を見ると社殿も鳥居もりつぱなものである。現在は石祠だけになっている。谷山南麓伊集院家は目代という役目で、鹿兒島から秀頼監視のため派遣した格の高い家柄という理由で秀頼の谷山亡命を肯定しており、当時の伊集院家の屋敷は現在の南麓長野家で、広い屋敷をめぐらした石垣は秀頼在世のころのままであるとのこと。又下福元古屋敷は秀頼が薩摩落ちの際、障子川口より舟で古屋敷に上陸し、ここに暫時住まい、のち、木之下へ移ったと伝え、「天下山」という地名もあり、昔より木之下姓も五、六軒あると伝えている。谷山を訪れる観光客は秀頼の墓をたずねることにしているようである。昭和十年ごろ、谷山を訪れた紀行文の大家吉田絃二郎は谷山を訪れ、秀頼の墓だけに参り、記念に伊地知栄二村長、有山長太郎父子、佐多峯太郎校長とともに撮影し、「我が旅の記」の著書の中に、秀頼の谷山亡命を肯定して、名文を一節載せている。その時までは石塔に衣冠の像が刻まれてあると記している。

谷山市の隣村吹上町中原の旧家宇都家に伝わる木盃ならびに茶碗は、谷山木之下に住んだと伝えられる豊臣秀頼が

用いられたもののものであるといわれ、その品の由来書が谷山に寄せられた。ここに紹介する。

#### 木杯並茶碗ノ由来

相伝フ予カ八代ノ遠祖善兵衛君（天和貞享元禄ノ頃）常ニ遊獵ヲ事トシ近郷ノ山野到ラサル処無シト、当時谷山郷福元村木下門某ナル者、尤獸獵ヲ好ム屢会合シテ遂ニ交際親密ナリ、一日木下門ニ宿ス、某告テ云フ、家ニ珍藏スル木杯及茶碗アリ、嘗テ老祖母ノ言ニ此ハ之レ上国ヨリ高貴ノ人難ヲ遁レ此里ニ隱栖シ給ヒ朝夕此器ヲ用ヒラレタリト、又当時此家ノ祖先ナル者親道シ、時トシテハ此茅屋ニ来臨セラレタリト、或ハ云フ拝受セシ物ナリト、又云フ高貴ノ人ニ供シタルニ由リ忽緒ニ付ス可ラス嘗ニ秘スルノミ、君ノ一覽ニ備ヘン、之ヲ見レバ真ニ稀世ノ逸品ナラシ、某請フニ譲与センコトヲ以テス、某マタ意トセス輒ク与ヘタリト云フ、前述ノ由来アルニ由リ毎歳孟蘭盆会ニハ、遠祖ノ靈前ニ供スル此器ヲ用フルヲ例トセリ、明治初年神祭トナリ、他器ヲ備ルニ至レリ、木杯ハ家ノ重大ナル祝日ニ供用スルノミ、世俗ニ伝ヘ云フ、豊臣秋頼公難ヲ大阪ニ遁レ、同所ニ隱遁シ給ヘルニヨリ今ニ木ノ下門ノ名称アリト、恐クハ高貴ノ人トハ公ナランカ、今ヤ宮裡ニ蔵メテ後昆ニ伝ルニ至ル、然リト雖モ其ノ由来ヲ詳記セサレバ或ハ後世瓦礫視スルアラン乎、故ニ口碑ニ伝フル所ヲ叙テ後世ニ伝フルコト如此

#### 明治三庚午歳七月吉辰善兵衛君八世ノ孫為儀謹識

附記木杯ハ亘リ五寸ニシテ高サ一寸六分中ニ五七ノ桐ニ唐草ノ金絵アリ中ニ浪ト千鳥ノ模様アリ酒ヲ盛ルトキハ宛然浪動キ千鳥飛ブガ如シ裏ニ瓢箪ノ模様アリ塗ハ朱ノ土黒キ色ナリ、茶碗ハ壺茶碗ナリ響焼キニシテ延べ金ニテ牧絵等アリ、又世俗ニ伝ヘ云フ野猪百頭ヲ銃斃スル者ハ仏ニ供養ヲ築クトノコトアル故ニ遠祖ハ九十九頭ヲ獲テ猪獵ヲ止

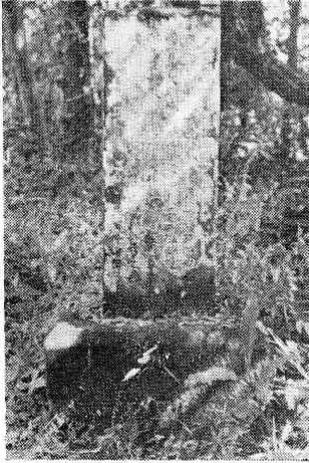
メラレシト今現ニ伝フル所ノ和銃八名工田代半助ノ製造即チ之レナリ。

昭和三十六年五月十六日

吹上町中原 為儀翁嫡孫宇都為秀提供

### 一〇、赤松氏と舟石

山田町谷の川上氏の屋敷は藩政時代赤松氏の領地であった。明治初年赤松主水が川上宝山に譲渡したもので、いづれも旧家で友人同志といわれている。赤松氏は遠い先祖はさておいて近代では則正が島津重豪の家老を勤めその子則決は齊宣の家老を勤めた出色の親子がいる。特に則決は長く谷山地頭も勤めている。さて川上氏居所の面積は何程あるか知らないが居所のある山城のような森林と周辺の田畑を合せて周回一里程あるという。小字は舟石といわれている。居宅の近くに舟型の巨石があるのでこの字石ができたものようである。巨石はドルメンであるとの説もあるが



専門の学者がみていないようで確定的ではない。巨石の前にある山之神の祠は古い形式のものであると城の研究者鳥羽正雄博士が言われたという。この舟石の処から狭谷も行きつめた山あいには阿弥陀堂があった。礎石のみを残す一畝歩程の荒れた敷地である。字名は「阿弥陀<sup>あんだ</sup>が迫」である。このように人里はなれて誰でも通わぬような処を、昔の人はもつとも清浄な地として選び、御堂をたて仏を安置したのである。筆者はこの御堂の跡を忘れることはできない。赤松氏の居宅跡は竹林と杉林になつ

ているが、屋敷の面影はとどめている。そこに赤松氏の建てた功農神靈祠記碑がある。

谷山市塩屋町日の出の宮原長吉氏の宅には、赤松主水やその母が尊信し祈願した道祖神像一軀が祭られている。木彫りで赤松氏の親族鎌田二藤太七十二歳作で棟札に由来を書いてある。なお赤松氏の子孫は始良郡始良町帖佐に居住している。

赤松家 (薩陽武鑑)

村上天皇御七御子具平親王六代従三位季房末葉中将師季九代赤松入道円心三男



功農靈神祠

吾家旧藏始祖赤松律師君画像一幅尺而祝之而曾祖父則春請神祇道管領長正三位侍從卜部朝臣兼敬賜号為功農靈神茲寛政六年甲寅歲六月創建祠堂於谷山郷山田村舟石之別荘安置画像扁日功農靈神祠因請同僚山田甲晦描写亦敬所賜宜命裝為一軸藏於堂内又書其事於石而立諸側其文日赤松氏之先播磨州人其尤顯世者日円心公円心公主三子長信濃守範資次筑前守貞範季即律師君也範資貞範各消州郡而律師君襲円心公封領撰等六州最為強宗伝三世至雅樂助教康嘉吉天年教康自播磨之木山城來居於日向州之松山伝三世至肥前義季始仕竜伯公賜封色由是世為本藩人伝四世至於

余遡而數之至於律師君実十有一世矣今也始構此堂祠律師君為百世不祧之宗因記其事於斯碑後之人知水木本原之義焉律師君諱則祐号妙善律師心安四年辛亥十一月二十九日

病卒法名自天宝林寺殿播磨州赤松宝林寺藏其木像而則春又写其貌造木像一軀藏於高野山之赤松院云

本藩大監察赤松則方謹誌

## 第三節 事変と谷山

### 一、薩英戦争と谷山

生麦事件の結果薩英戦争がぼつ発することになったが、ぼつ発前鹿兒島では英艦の来攻に備えて全藩をあげて防衛

準備に忙殺した。当時谷山では組頭異国船掛の名越高朗は、文久三年三月九日郷士年寄助に仰せ付けられている。高朗は三十七歳の壮年、この難局によく処して草野遠見番所の設置、伊作田布施阿多川辺川辺郡山田の五ヶ郷陣宿の割り当て、または神瀬並燃崎台場普請等最善の勤めに励んだ。

藩主忠義公当時二十四歳、英姿さつ爽御遠馬にて谷山加世田伊集院等と馳け廻られ、武術の御視のぞき試合の臨場など士気を鼓舞し方策をねられた。さらに江戸在府の子弟姫様方を国許へ引き戻され二百年余以来の幕府の制度慣行も無視されて、強固な態度を示された。ここには「名越高朗日記」の一部を引用してこの戦争の状況を知ることにした。

文久三癸亥歳

元旦 晴

天津日のひかりをやがて君が代の　はるは長閑くあらたまる哉

千代とよ婦田鶴の声こそ新玉の　ことしの初のは津音なりけ礼

一、元日例年之通於地頭仮屋御条書拜聞並年始之祝儀致見舞等なり

一、二日晴早朝読書始并諸武術始之出会昼時分帰宅

一、三日晴　此節御備御改革ニ付旧冬十二月廿一日より出府ニ而致調練同廿五日於天保山ニ現筒打惣奉行花岡屋敷御見分ニ而首尾能相済用達衆之引合地頭所より御頼物主村橋左膳殿所之名札ヲ以御礼参上いたし帰宅ニ而右調練今日於仮屋ニ稽古いたし相済帰宅

一、十五日晴 此節攘夷之策略御領國中一統存寄之者共申上候様「昨十三日之御廻文今日承知いたし候昨夕方佐多竹之浦と申所之異国船老艘碇をおろし居候由ニ而今日九ツ時分佐多より之早打有之

一、十六日 異国船昨日出帆之由今日承候

一、廿二日 朝之間少々雨今日七ツ時ナル睡ヤス姫様寧姫様御安着あそばされ候右者去戊閏八月廿二日公義より仰渡条々之内

一、此表之差置候妻子之儀者国邑え引取候共勝手次第可被致候子弟輩形勢見知之為在府為致候儀是又可為勝手次第候ケ様之仰出ニ而 御姫様方御国元え御引取之儀二百年余以来め津らしき大幸ニ奉存候

一、昨廿一日之御廻達此節作人共作得之初御買入之段直成者其所之相場より直増ニ御買入被下候旨尤御差図之事ニ而近々見分役衆御差入之様承知仕候

一、廿五日此節雨 御姫様御安着ニ付御祝儀として年寄衆竹之下蘇右衛門殿同道ニ而出府首尾能相済帰宅

一、廿八日 七ツ谷郷士部一山え杉穂差入杉植付方として差越七ツ時分より雨ニ而不相済候得共罷帰り柿木田之長助所え立寄山之神祭いたし帰宅也

一、廿九日晴 此節勅書之写等頭地所より相渡候ニ付今朝拝見いたし候

二月

一、三日晴 今日 太守様爰許え被遊御遠馬候段昨日七ツ時分被仰渡候ニ付即仮屋え出勤九ツ時分御入あそばさ礼八ツ前時ニ鏡智流鎗術被遊御視候段被仰渡候七ツ前より稽古方表并ニ試合相初り候尤試合ニ組御臨も有之入面茂有之何扁首尾能相済餅田染并ニ密柑御金式両式歩御前より被下前代未聞之難有大幸ニ奉存候尤我々儀者表三本仕候稽古

人数名書等之儀者委細年寄衆方御光越帳面并ニ組頭方日帳之後年為見合相記有之候

一、四日 昨日 上様より御金被成下候ニ付七ツ時分より平山直右衛門殿宅へ出張右御金ニ而酒肴等取入皆々頂戴候

一、八日 太守様御筆之御書付并ニ御家老衆より之御添書拜見仕候

一、十日 夜前より雪ニ而今朝少し積りたれハとりあへず

散りはてし花や雪みとおしまれて 青葉の上に津もる雪哉

一、廿五日 御軍賦役大山格之助殿書役橋口助左エ門殿御差入ニて於川原ニ訓練御見分有之其外諸武術御見分飯屋ニ而有之首尾能相濟候

一、廿六日 此節爰許并喜入今和泉迄も遠見番所被召建筈ニ付御軍賦役衆場所御見分有之黒木屋敷拘地之内七ツ島の  
上かご山と申所え場所被相定候

一、晦日此節御筆之仰出式通并ニ御家老衆御添書相下り候ニ付出府

今日中村之滝之下え塩硝合製所箇召建之模様ニて御見分為有之由ニ候

町田内膳殿指定地頭入付之由ニ而御通行有之候

異国船前之浜え乗入候節者伊作田布施阿多川辺川辺郡山田爰許え出張被仰付賦ニ付寺院者勿論陣宿定置候様地頭所  
より御差図有之候

三月

一、朔月 此節拔米御取締ニ付被仰付締方横目衆岩切新左エ門殿諸役館ニ而御受誓詞今日いたし候

一、九日 御地頭所より麻袴御用有之罷出候処郷士年寄助被仰付候

一、十日 入来院恰殿於宅ニ誓詞被仰付首尾能相濟候

四月

一、二日 此節爰許之内七ツ島上之御内用斗ヲ以遠見番所急々造立被仰渡絵図面並賦書差上候様昨日御廻文相届大工砂官等召呼賦方いたし候

一、三日 遠見番所絵図面并賦書御軍役方之致持參候処成就之上諸入目料被下候ニ付即より造立ニ取付候様被仰渡候

一、四日 今日より遠見番所造立取付ニて候

一、八日 御地頭所より御筆仰出相下り候

五月

一、九日 此節異船掃攘五月十日御決定之仰出并右異船掃攘として市橋中納言殿四月廿二日關東之御下向え御書付公義より并上様御筆御家老衆御添書昨晚御地頭所より相下り今朝拜見仕候

一、十八日 爰許え 上様被遊御遠馬候御小納戸鈴木宇左衛門より天心流劍術被遊御覽候段被仰出八ツ半過より稽古有之人数三拾六人内試合人数拾六人首尾能相濟金子千五百足頂戴被仰付誠ニ以難有仕合嬉しさ之程筆紙ニ難尽尤御前向式礼御小姓衆市木勘四郎殿同門ニ而被方より何扁差図を得候外ニ御小姓衆三人是又同門之由ニ而差引として稽古場之被出張候

一、十九日 昨日上様より金子頂戴被仰付候ニ付酒肴等取人稽古人数集會いたし嬉しさ之余り皆々半酔より相過帰宅

二而候

六月

一、廿一日 明廿二日

上様加世田之御乗切被遊候段被仰渡川辺筋御光越え賦ニ而道普請等夜内差急大取込ニ而候得共御都合能早朝被遊御通行御帰殿廿三日伊集院筋にて首尾能安心いたし候

一、廿七日 七ツ時分より異国船七艘前之浜え乗入沖小島近キ所より乗戻し当所和田え浜沖より障子川沖拾四五尋立之場所え相掛り候ニ付両貝吹立人数召寄夜四ツ時分三組之人数為警固浜鉄砲射場え繰出跡三組者仮屋え控居候処御軍賦役衆坂元彦五郎殿書役衆龜山甚助殿乗切ニ而爰許え被差入彼異船え乗付何方之船ニ而何方え乗越候哉之段可承知いたし竹之下蘇右衛門殿同船ニ而丸木船より差越候処夜中之事ニ而候哉船中所々ニ燈火ヲあかし彼船え乗せつけす此方より尋掛候事二者返答らしき事も不申早々帰れとの様手様までニ而候某より外え船漕掛候処是又同様ニ付無是非罷帰り候尤二艘者此方より近寄候時空発壹発つつ筒先高二打出え候仮屋之様帰り御軍賦役衆手紙ヲ以下町下会所え山下市郎殿共々乗切ニ而差越出張御軍賦役衆え差出罷帰り候尤帰着者廿八日五ツ時分ニ而候

一、廿八日 坂元彦五郎殿龜山甚助殿竹之下蘇右衛門殿前田諸兵衛殿彼異船江被差越候処今日者此方船近寄候て綱を下ヶ是より乗との手様ニ而皆々乗せ付所々見物いたさ勢候由尤七艘共イギリスニ而城下江是非差越候段申たるよし讚州者之由ニ而日本人式人彼異船江乗込居候段蘇右エ門諸兵衛遣ニ見届られ候四ツ過より御城下え様乗込候

一、廿九日 伊作田布施阿多川辺川辺郡山田此五ヶ郷物主有馬舍人殿島津藏人殿吉岡相馬殿川上正十郎殿伊集院忠二

殿惣物主鎌田要人談合役野村彦兵衛殿御目付東郷宗次郎殿兵糧支配衆三人爰許江差入有之郷々之人数も相集候七ツ時分より異船重富方より国分辺まで諸所廻船暮方又々御城下沖江相掛候

七月

一、朔日 今晚九ツ時分当番壱組之人数御城下江繰出大目付座江頭役より届申出候様御達有之即繰出二而候

一、二日 大風雨八ツ時分より大砲響立戦争相始り候様子相見得候二付五ヶ郷惣物主鎌田要人殿方江形行申出候処早彼方江者御城下より注進有之候二付五ヶ郷人数被召連御城下之様御繰出之段尤今朝御船天祐丸などハ異人共奪収たる由要人殿より承候漸々砲声のしげく市中火燃立追鐘時分より御城下江張出之人数召連候下人共追々逃帰り主人見失ひたる段申出中々混雜二而候爰許之人数者祇園之洲警固二而彼場所別矢玉しけき所二而御地頭ニ茂少し御怪我なき礼二階堂源太夫殿代り物主被相勤候由

一、三日 異船御城下沖乗出沖小島并桜島台場互ニ大砲打争出帆候と存候処又々和田之浜下より障子沖江相掛候

一、四日 七ツ時分異国船爰許出帆いたし候処草野番所下江異物品々打寄取揚地頭所江届申出候処彼品物御城下江形廻候様御差図にて差廻候

一、五日 八ツ時分和田之浜下江異人と相見得死躰打寄候段町横目より申出締方横目衆江其届申出御地頭所并御軍役方江申出候処御城下江差廻候様御差図二而才領付ヲ以差廻候彼死躰異人ニ無相違右之乳より腋下江通疵有之腕まで相かかり左之足桃実表之皮少々相残りいつれも鉄砲疵と相見候胸元より腋下までちわり跡縫方いたし有之候出帆之異船六艘者出帆にて候得共壹艘者根占沖江掛り居り候段承候

一、七日 此節異国船渡來の儀ニ付御地頭所江御機嫌として脇田迄差越候処指宿より早打之注進有之承候処昨六日夕方又々異船渡來之由就而者御地頭所御機嫌伺之儀も不相叶直ニ引返し候追鐘時分之早打と承候処六日夜半時分残り居候船渡來之船共々出帆之由ニ而候

一、八日 御地頭所江罷出御機嫌伺仕候処恐入たる事ニ而皆々江宜敷申候様且御地所御怪我之儀も淺疵ニ而最早宜敷段此節之一条俄之事にて皆々心配いたしたる筈候得共まつ一たんの事ニ而治り候ニ付一統安心と御沙汰之趣承知いたし候用達伊地知剛次郎殿江差越候処留守ニ而子息江面会いたし候彼方等者此節祇園洲御台場固之人数之由二日之一条承候処異船五艘ニ而繰打いたし且壹艘之大船潮音院之下より横矢ニ射掛候を五丁之大砲ニ而者中々ふせぎかく必死と相究候処幸帰陳ニ而加具存命候との御咄承も洩うき立候此場所ニ而税所清太殿戦死終ニ五丁之大砲筒并台射損しられ台場人数手便尽此上者上陸を待切込まんとて用意候得共上陸も無之日暮異船引取候由祇園洲御台場ニ付而者多賀の山并潮音院之鼻江助台場御取仕立無之候而者ふせぎがたき段此節台場相固候衆より申出相成候処右御台場相固候人数申談如何様にも思ふ様に取仕立候様被仰渡難有事と伊地知氏御咄ニ而候某より歸りに祇園洲江差越諸所見廻爰許より張出之人数陳宿下町山田卯平次所江立寄惣人数無事之一礼賀し問屋江歸り居候処只今御暇ニ而引取候様被仰渡たる由ニ而引取ニ相成候我々共ニも仮屋之様罷歸り帰陳之さかつき波かわし皆々帰宅ニ而我々ニも帰宅右祇園洲於台場ニ粉骨之働して戦死税所清太

右場所ニ而即死川上氏家来とか耆人

右場所ニ而流失疵負後日死去重久何某

南林寺於寺内人流失ニ阿多衆式人即死

其外諸所ニ而疵負候段々有之候由承候得共いまだ姓名等委數不承候

一、十日 御軍賦役衆指宿山川佐多小根占江御用筋有之御通行之由桜島江も異人之死躰打寄候段御軍賦役衆御咄之由

一、十一日 抱地江差越候

一、十二日 夜前佐藤源太左衛門殿死去ニ付終日彼宅江差越居候尤二日戦争之一条とりどりの咄城下沖之村江も異人死躰打寄候とも長崎より之一左右異人百六拾人余り戦死ともいまだ実正不分明ニ而候小根占沖江残り居候壹艘之異船水船ニ相成居あか汲とさし居候段右二日戦争之一条能々相考候処異船にも余種相損し候半鐘時分よりハ此方二者大砲相損候故不打出異船より打出ス大砲の之にて上町者過分焼払候然るに翌三日焼残せる下町を焼す出帆がけに大砲少々相掛爰許沖江掛居候段異船ニも余程相損候二者相違有之間敷候乗入砌爰許江相掛候儀戦争之時機ニより彼等引揚ニ定置たるに無相違相見得候

一、十六日 此節英夷来船之一条ニ付上書可仕段御筆ニ而被仰渡今日拝聞仕候尤一応国府江御住居あそばされ候段も御廻文ヲ以御老衆より被仰渡且国分之文字国府と以来御改之段も御家老衆より被仰渡今日拝見仕候

一、廿一日雨 此節神瀬并燃崎江御台場御普請ニ付爰許よりも選夫六拾人年寄郡見廻より召列郡奉行衆方江届申出候様致承知竹之内祐右衛門同道ニ而致出府出張郡奉行猿渡彦左衛門殿方江届申出夫方之者共為致乗船罷歸る也尤伊集院郡見廻衆より承候処彼地江熊本家中式拾八人筑前家中五六人此節夷船一条ニ付加勢として参候肥後衆二者幕類持参居候由鹿兒島よりも御用人衆其外御差入有之賄方等被下候段承候

一、廿二日 此節一応国府江被遊御住居候段被仰渡置候処此涯御延引相成候殿御廻文ヲ以被仰渡今日拝見仕候今日高帳仕込祝有之追鐘時分より仮屋江又々出張夜入候而帰宅

一、廿三日 此節英艦前之浜江渡来ニ而及戰白ニ候処被為在御褒勅今朝改服ニ而仮屋江致出仕拜聞仕候(以下略す)

附、名越高朗の墓は多福庵墓地にある。

平朝臣名越高朗墓

幼名平八郎称源左衛門玄五右衛門高福之嫡子而児玉氏之出也文政十丁亥十月十七日生明治三庚午九月十日歿享年四十有四

献燈(記名五十七人)

長野 祐兼	平井 政善	古垣 兼包	大脇 為政	吉井 仲繩
木原 定理	平田 盛大	平田 盛昌	平井 政美	長野 祐之
山下 兼行	鬼丸 貞信	平井 政一	竹ノ下旧徳	山下 兼奮
岩崎 信篤	竹ノ下旧邦	佐藤 清照	佐藤 清志	佐藤 清明
田中 綱徳	山下 兼武	鬼丸 貞操	平山 武成	平井 政徳
伊集院兼和	山下 兼一	平田 盛楽	佐藤 清廉	猪俣 重実
吉井 忠奎	岩崎 延寿	佐藤 清操	児玉 利行	窪田 元常
平山 武敏	大脇 為徳	浜田 長善	池田 兼善	児玉 利謙

第四章 近世

伊地知季盛	前田 兼行	新原 景季	伊地知季次	山下 兼正
名越 高大	松田 為伸	大脇 為敬	松元 武清	岩崎 信復
是枝 頼福	浜田 長常	鬼丸 貞職	永井 実美	前田 兼能
入佐 俊傑	木原 定理			

明治三庚午十一月日

## 異賊降伏隱敵退散の祈禱

薩英戦争の際、谷山郷平川村烏帽子嶽神社に於て異賊降伏隱敵退散の御祈禱が執行された。同社所蔵の「神社に対する諸公用書綴」の文書中に事の次第が左のようにみえている。

一 英国軍艦七艘我鹿兒島前浜へ艦致文久三年亥六月廿七日午後四時頃同日五時我々モ兼而兵隊ニテ五番隊ニ付屯兵隊我隊へ入兵致居候処全七月二日迄谷山江報告候処愈々談判ノ末終ニ二日未明ヨリ戦争ニ及其処寺社奉行所ヨリ御書付ヲ以右者烏帽子嶽大明神ニ於テ此節異賊降伏隱敵退散之御祈禱相勤候様承知仕直様隊より帰宅則ニ我嶽へ参籠全八日迄一七日間我祈禱仕候尤も異船ハ翌三日直様退散致候事

口上覚

烏帽子嶽大明神 谷山

右者此節異賊降伏隱敵退散之御祈禱相勤候様被仰渡趣承知仕候依て去ル二日ヨリ八日迄ノ間日新一七日右於神前我祈禱修行仕候間此段我届申上候

烏帽子嶽大明神社司 鶴田左京 印

亥七月廿二日

寺社御奉行所 但御守札差上候事

六月廿八日ニハ御家老小松帶刀殿ヨリ御嶽代參ニ而此節ノ事ニ付御国家御安全且敵船退散ノ御神樂被仰付候拙者ニも隊長平山直左衛門殿右之次第申出帰宅ノ上御神樂相勤メ直様帰隊致候事

中村辺田の急事方へ達書

一、祇園洲並大門口並場内遠見番所より大砲並打揚五発宛

一、桜島之内横山並沖小島遠見番所より火立並大砲五発宛

右之通前之浜江夷国船渡来之節為相図致放発候様被仰付候条向江不洩様可申渡候

申十一月 筑 後

右銘々承知の名前腰書ニ可被記置候以上

申十一月九日 取次肝付兵部

別紙之通被仰渡候間急事方中可被致通達置此段申達候以上

十一月十日 当番肝煎 急事方触 差引中

中村辺田武士の薩英戦争従軍者(二〇名)

玉利 岩助 深瀬藤左衛門 山下半右衛門 白石猪太郎 玉利 喜助

川畑藤右衛門 川畑 甚助 深瀬庄次郎 川畑吉次郎 川畑 半助

第四章 近 世 三三五

浜田 甚助	坂元 直治	川口 秀発	川畑 清賢	川畑 喜介
川口庄太郎	白石 秀実	上野 正	永井 実行	
英船斬込隊に選抜された者(六名)				
川畑要平清賢	白石慶之丞秀実	川畑半助	川口正太郎秀正	川口周吉秀発
				浜田甚八

## 野屋敷境谷遠見番所

この番所の所在地は谷山平川町野屋敷で小字は門ノ口、谷山喜入知覧三郷の境にあたるところから通称「境谷」とよばれた。高地で見はらしがよく海岸も近く遠見番所の位置にはかっこうの場所である。平素は三郷から詰番がでていた。「知覧どん仮屋跡」には現在加藤義行氏宅があるが、知覧郷詰番の役宅跡だという。

薩英戦争当時この遠見番所には野屋敷の郷土鬼丸氏(旧姓木山氏)が主宰して草野番所や谷山御仮屋と連絡をとっていた。野屋敷の鬼丸伊兵衛の長男勘右エ門は山川の番所に勤めており、三男源之助は内之浦番所に勤めて彼の番所で殉職した。四男助六は境谷の番所に詰めた。

助六の長男才藏は文久元年十二月廿五日に生まれ昭和三十九年三月三日百三才で没したが、筆者はこの人の百歳の祝いするとき訪問して直接この長寿者から番所のことや西南戦争の話をきいた。この人の長男は現在谷山市教育委員長の鬼丸静彦氏である。山川番所に勤めた勘右エ門は寺子屋で多くの子弟を教えた。そして剣の達人であったが西南役に吉野で戦死した。

## 英艦渡来につき七十九翁重信源右衛門の覚書

川辺郷士には一番組、二番組、三番組と三番組有之候、私には一番組にて百名仕出張仕候事と覚え居申候、文久三年亥六月二十七日九ツ時分（今の午後十二時）野戦大砲を発砲并に貝吹き立て合図有之候に付、早々地頭飯屋へ出張申候処、池田正兵衛頼娃より帰られ承候処、イギリス軍艦七艘、頼娃の沖より山川の方へ行候段承知仕候、夫より談合御種子田幾右衛門氏と皆々相揃ひ申候間、私共には早々出張仕り度相談仕候処、今一談次第に出張致し度承り候へ共聞入これなく、皆々追々として野崎村鶴田のころ迄行申候処、明松とぼしたる人三人に行合、相尋ね候処私共には谷山より飛脚にて川辺飯屋まで、イギリス白壁軍艦七艘和田の前へ掛り居候段承り、六月二十八日夜明時分には、鹿児島の行夫より、川辺には物主島津藏人氏へ差越候処折角仕舞中に付川辺問屋の方へ参り居候事にて問屋の前に行、見物仕り候弥々白壁軍艦七艘にて御座候、夫より川辺には和田へひかへ居候との事にて、其の夜は和田へ一泊仕り、廿九日には雨風にて大破の音致し候に付、川辺には天保山土手へ、伏兵致候て火繩に火付け罷居候処雨風にひたぬれ寒く相成軍艦より大破の玉武の田圃に落ち、川辺兵は南林寺の長屋へ罷居り候処、廿九日の七ツ時分にかま屋へ大破の玉参り、阿多士族三名中りて即死、阿多の談合役鯨島七郎右衛門私へも玉中りたるに付、私へ見てくれる様申され羽織を取り見方仕り申候処、羽織表には他人の骨と身ばかりにて、骨白く身は赤くしてぬり付、右七郎右衛門氏は差支無之、夫より川辺には桝形まで控え候様承り、廿九日の午後四時ごろには上町の方は火掛りて大焼と相成り、諏訪数馬氏には馬上より甲冑にて、弓矢を持ちて此所には玉がくるに付草牟田新照院の方へ控え居る様申され候、其夜は雨風に付人家の土手にて夜を明し、七月一日には晴天と相成イギリス軍より花火大砲打揚げ、一日午後には出帆沖小島台場と数発打合ひして、又和田の沖に七艘の中一艘は祇園の前に痛みて掛り一艘は鹿之屋の沖に掛り、一日の

夜には谷山横町へ一泊二日の午前には川辺兵は又々和田へ出張り候、昼時分に屍体数々上り、夫よりイギリス人一名上り見物仕候処腹中を割りあとは糸にて結び付け足一本には玉中りて皮少しかかり此人は島津家の方へお送り相成り候イギリス軍艦大將はウルモットと云ふ者にて、横山台場より打たる玉にて七艘の大將相談中のところへ大將ウルモットに中り即死に付右の錨には鈴を付け切り置き候由、晴天には海の底にはチリンチリンと鳴り此錨後日イギリスへ御渡相成候由。

且島津家とイギリスとは天下（徳川家）の仲入にて、過分島津家の方より金円御差出し相成候段承り申候。

右イギリス船へ、奈良原喜左衛門、大山格之助外八名許小舟に乗り、西瓜売人として行きしに其西瓜はとらず長太刀一本づつ差し斬込する筈にて行かれ候へ共、イギリス船より小銃ためつけ乗ること出来ずして前の浜海岸に右の船をつけて夜を明し相成候由（川辺郷土誌より）

## 二、戊辰戦争と谷山

慶応三年丁卯十二月九日王政復古の大号令は渙発され、新たに総裁議定参与が設けられた。薩藩からは議定に藩主忠義が、参与に岩下西郷大久保の三人が任ぜられた。同夜小御所会議において慶喜の辞官納地の問題が決定せられたが、この問題をめぐって事態は容易ならぬ形勢となり、大坂の会桑二藩の旧幕府側勢力と、京都の薩長芸藩兵とが対じするに至った。たまたま江戸薩邸の焼き討ちの報が伝わり形勢は急転直下、京摂の地はたちまち戦雲に包まれた。明治元年（一八六八）一月会桑二藩の兵約一万五千は鳥羽、伏見両街道から京都に迫った。薩藩の兵約三千、長州藩

は千余であった。戦端は鳥羽口から開かれ伏見方面でも開戦となり、錦旗のもと薩長両藩兵の奮戦によって徳川方は壊走し、慶喜は大坂城を棄てて海路江戸へ走った。やがて慶喜追討の朝命はくだり、東征大総督は熾仁親王、西郷は大総督府参謀に任ぜられた。薩藩の諸隊は東海・東山の両道を進軍し、官軍総勢は江戸に達して三月十五日江戸総攻撃を待機した。西郷・勝両雄の歴史的会見によって総攻撃は延期、四月十一日慶喜は江戸城を官軍に引き渡して即日水戸にちっ居したが、旧幕臣の一部は江戸を脱出して関東各地に蜂起したので、薩藩諸隊も官軍の中堅として、関東北陸奥羽の各地に転戦した。榎本武揚が箱館の五稜廓に降伏したのが明治二年（一八六九）五月十八日でこれで戊辰正月以来の国内の戦乱に終止符が打たれた。

薩藩の出軍総兵数は戦兵四千五百士分以下千五百合計六千ばかりであろう。戦死者は明治十七年調査発表によれば鳥羽伏見で六二、関東奥羽で一四六、北越出羽で二六三、箱館で八、合計四七九（但士分四二五、夫卒五四）病死士分二八、夫卒一六、軍艦にて焼死八、江戸藩邸闘死士二五、夫卒一四、総計五七〇（士分四八六夫卒八四）となっている。

わが谷山からの従軍者は確数は不明であるが、およそ五十名位であろう。谷山護国神社境内にたつ戊辰戦役記念碑には戦死者四名従軍者三十五名計三十九名の名前が刻まれているがこれは役後まもなく建てたものであるし、また中村、山田、五ヶ別府の出軍者など洩れているようである。現に墓碑など調査した筆者はその感を深くしている。昭和三十九年夏五ヶ別府町の某氏に頼まれて山深い場所の墓調査に行ったところ、茂頭部落の珍ヶ迫の高い山の頂上の雑木をやぶかげに堂々たる墓が捨てられているのである。田中藤左衛門、藤原国俊の墓で、戊辰役の際、出羽国で戦死



田中国俊の墓

した旨彫り込んで、たちやわき差し、さてはピストルや弾丸入れなどかの国俊が用いたらしい武器をみごとに彫刻してあった。後で茂頭部落の古老たちにきくと、茂頭に明治三十年ごろまで田中姓の武士の家が一軒あったというのである。あるいはこの田中家と関係があるのかもしれない。同じ谷山人でありながら戊辰役記念碑にはこの田中氏は見えないのである。また辺田あたりの人もひとりもみえていないので、さきにも言ったようにおそらく出征者は五十人ぐらいいであつたかと思う。また夫卒は辻之堂出身の二階四郎が墓碑に書いてあるのはつきりしているが、その他は分らない。家来を連れて行った者もあるのである。

戊辰役の出軍者は伝えるところによると石高五十石ないしそれ以上の郷士から選抜したものだという。誰でもは行けなかつたのである。藩費で出軍するのではなく、米代も小使い銭も自弁であつた。月に一度か二度酒こう料とかわらじ代などの名目で金が下がつたのでもらつた日の晩方は酒屋に出かけたりそば屋に行つたり、銭湯に出かけたなどと従軍日記などに見えている。とにかく戊辰の役は何よりありがたい太守公のお供をしてあこがれの上方や江戸へおもむくので一種の誇りがあつた。また討幕の主役がわが薩藩にあるので肩身の広い思いがして、子供のふたりも三人もいる三十代の人々が喜んで出征しているようである。

官祭谷山招魂社人名由緒等（大正八年六月記録）

- 平山直左衛門武揚三拾七、戊辰七月二十五日長岡ノ役ニ創ヲ被リ八月十八日死ス
- 山下正右エ門二拾八、戊辰八月二日曲淵村ノ戦ニ創ヲ被リ八月十三日死ス
- 伊地知彦治二十、戊辰八月二日曲淵村ノ激戦中頭ニ鉄砲ヲ命中死ス松元武輔目撃確認
- 松田英之助為美二十二、戊辰七月廿八日箇場村ノ戦ニ創ヲ被リ八月十日死ス
- 隈元仙太郎年齢不詳、戊辰九月羽州村山郡島村ニ戦死ス
- 鬼丸甚右エ門三十二、戊辰五月十一日函館龜田村桔梗野ニ戦死ス
- 島田市次郎二十三、戊辰三月廿五日陸奥国南部領桑ヶ崎ニ戦死ス
- 安樂金太郎二十一、戊辰九月十六日羽州関川ノ戦ニ創ヲ被リ十一月廿九日死ス
- 木原藤一郎安政二十一、戊辰八月廿一日奥州会津城攻撃之節於ボナイ峠戦死
- 山下惣右衛門房泰年齢不詳、慶応二年丁卯十二月廿五日江戸土佐屋舗戦死
- 戊辰戦後の戦死者には遺族のために恩賞として四十俵三十年限給せられた。今の扶助料にあたる。軍功として米八石生存者には米五石の家禄賞典がついた。金鵄勲章にあたるのである。西郷先生などは、この家禄賞典のすべてを投げ出して私学校創設の資にあてがわれた。この軍功賞の下賜は十年間位つづいたそうで、中絶したが遺族の嘆願によって昭和十七年に一時金三百円の下賜で終りをつげたという。戊辰戦役戦死者には、はじめ葬祭料として五十金の下賜があつて年々家禄賞典をいただくので、戦死者の墓はどの墓も透き垣などをめぐらす堂々たる墓ばかりである。祭祀もねんごろを極めたらしい。ここには谷山麓出身の戦死者平山武揚の祭祀について述べる。

慶応四年戊辰七月廿五日

薩州平山直左工門武揚神靈

享年三十七歳

越後国古志郡長岡城戦死

(小掛軸として)

如是認置吾家代之廟舎尔奉拜月々廿五日毎尔御酒御饌奉饗将年々某ノ月日正当靈祭可勤行御酒御饌餅魚御榊奉備互  
永久可致勤仕候事

但永々為靈祭料金四百疋被附之掌握仕候因茲為後証文如件

慶応四辰年 越後国頸城郡高田 正一位日吉神社 猪俣修理小野吉 矩印

薩州御藩池田竜潜殿

右日吉神社の証文が平山家(当主平山宗正氏)に所蔵されている。宛名の池田竜潜は平山氏の戦友でこの人は凱旋している。おそらく池田氏が平山氏の靈を日吉神社に祭ることを頼んだものではなからうか。

谷山では明治四年二月八日戊辰戦役の生存者西村正辰を筆頭に外十八名の同志が謀つて上福元常楽寺境内に小社を建立して、戦死者を祭った。これが今日の谷山護国神社の前身である。西村政辰は翌五年壬申六月二十五日享年三十二歳で歿した。有名な谷山の弓の名人西村次郎兵衛正言の三男であった。

戦死者の遺族は何回か出軍明細の御届を官に提出しなければならなかった。平山家にその控えが一通ある。

#### 戊辰兵役出軍明細御届

一、番兵二番小隊ニ而出兵但小頭相勤候一等軍功賞典八石

一、慶応三年卯八月国許出発京師ノ守衛相勤候同四年辰正月京師戦争ノ節ハ奉守護禁廷同月八日大坂へ追討トシテ進軍同二月十五日復上京同六月五日北越江出兵被仰付長岡江進軍総攻撃中同月廿五日長岡於町口ニ致戦死候事

明治十一年四月八日

第四大区一小区谷山郷上福元村土族父亡平山直左衛門長男代理 平山武次

#### 戊辰戦役逸話

平井平左衛門政一は、天保六年谷山麓に生れた。三十三歳の時戊辰戦役に出軍して、鳥羽伏見の戦いから遠く東北まで進んだ。この人には相当の戦功もあつたろうが、それよりすばらしい逸話があるのでそれを書くことにする。

官軍は連戦連勝で出羽の庄内に達した時、逃げ惑う敵方に十四・五歳ぐらいの一少年を発見した政一は、これを捕えてそのかれんな姿にひかれ、助けてこれを谷山に連れ帰り、自分の子どもにしてやろうと決心した。そしてその少年にこのことを打ち明けると、少年もまた命の恩人でもあるし、喜んでこれを承諾した。政一は官軍の幹部に届出て許可を得、それから親子どうぜんの道連れで凱旋したのである。薩軍六千人の部隊中に、こんな大きなみやげを持ちかえつた者は他になかったのであろう。政一は出征のずっと以前に妻帯していたが、いっこうに子どもに恵まれなかつた。子どもが欲しかつたのである。子宝は天の授けもの。産まれなければ仕様がなない。やがては養子でも貰わねばなどと、かねて夫婦でも語っていた。この戦役に従軍したばかりに、この政一に天がこの少年を授けて下されたとかかり思いこんだ彼は意気揚々と出羽の少年を従えて、谷山へ凱旋したのである。しかるに世の中は皮肉なもので、

留守中に婦人は玉のような男児を産み、夫が帰ったらさぞ満足だろうと喜びひたつて、凱旋の日を待ちわびていた。こんなことは露知らぬ政一は生きた大きなみやげ品を持ち込んで、ひさかたぶりにわが家へ帰った。それからさきの場面は読者の想像におまかせするが、喜劇とか悲劇とかいつて一蹴すべきことでなく、味の深い戦争人情劇ではあるまいか。その後この出羽少年は二か年程家事手伝いなどをして働き、平井家も路用金を調達して丁寧に送羽へ送り帰してやったという。



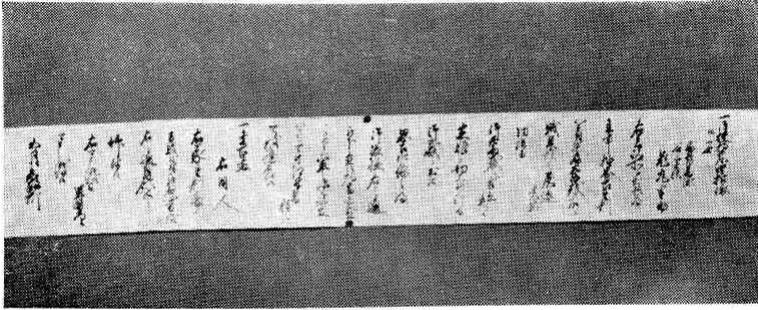
戊辰役出陣の平井政一

政一の凱旋記念として写真が残っている。筒袖服に陣羽織、腰に大小、右手に火繩銃左手に山高帽にむち、左肩には錦切きんぎれの官軍章をつけているといった、真剣な姿である。写真の上部に「東国為鎮撫太守公御出馬〇〇〇

戊辰〇〇〇 出陣像 平井政一」と

美しい文字で説明ならびに署名をしている。これは東北へ進発の際、京都あたりで写したものであろうがガラス焼付けたもので、百年の星霜を経ているのに、像もはつきりしている。

次の記念品は俗にいう「万年曆」上下二巻、部厚い和紙綴りの書物である。表紙に「新撰大日本永代節用無尽蔵」と印刷され、絵入りで人生百般のことがらが



鬼丸半介への褒状

書かれており、今日の百科事典にあたる。書物の背面に「明治元年辰十一月東北鎮陣之節於京師求之平井政一」と自署している。また「背負櫃」せおひびつつまり「笈」きゆうを新しく求めて右の万年曆を納め、笈を負って帰ったのである。よほど書物好きの人であったのであろう。政一は、谷山小学校草分け時代の教員を勤め、のち選ばれて戸長など勤めたが、明治三十三年六十五歳で歿した。谷山市教育長平井政明氏はこの人の嫡孫である。

谷山南麓出身の鬼丸半介貞操は、戊辰戦役で重傷を負ったので、入院して治療を受けた。同じ病院に同じような重傷をうけて治療をうけているのは、後の桐野利秋こと中村半次郎であった。同病相憐れむの心境で、いつしか二人は仲よしになったという。また二人とも同じ日に有名な洋医ウイリアム・ウイリスの手術をうけたという。ウイリスは西郷先生の招きでのちに鹿児島にやってきて、多くの患者に恩恵を施したが、谷山の人でウイリスの診療をうけたのはおそらく鬼丸半助と、中之塩屋の千亀の夫是枝源左衛門だけであろう。

鬼丸半助は傷が重かったので、治療も長引いた。やがて除隊して帰郷したが、藩庁から手厚い慰勞金がさがり、一生の間年々米四十俵の御挾持米おちがさがったばかりでなく、実に丁寧な慰問の書き付けを筥に入れて下された。今日の年金あるいは挾

助料にあたるものかとも思う。次にその書き付けをここに記しておく。なお書き付けは知政所から出されている。

一、御扶持米四拾俵 但一世

番兵式番階谷山十族 鬼丸半助

右者諸所江出兵為王事抽忠節重傷を負迄及奮戦故二賊巢を屠速急成功頭而御藩威も相立実二宣難之功不少

別而御感之至被思召候依之為御賑恤右之通被下置候左候而平愈の上者軍治之諸官をも可被仰付候間精々可致療養候

一金百両

右同人

右蒙重傷廢人相成候付被慰勞度右之通拝領被仰付候

右可申渡旨軍務局江可申渡候

五月 知政所

半介は数年後には健康体に回復した。西南役には西郷方に従軍したが、肥後の国で戦死した。彼には二男一女があった。南麓鬼丸彰氏は半介の曾孫である。

谷山上福元辻之堂出身の伊地知彦治は戊辰戦役で戦死した。伊地知家には毎年恩賞米が四十俵ずつ運はれてくる。

伊地知家の表の間も縁側も米俵で一ぱいである。彦治の母畷亀さんは毎日米俵を眺めながらひとりでぶつぶつ語っている。「この米俵が彦治だ、この米俵は彦治だから売つてもない、食うともない」と之くりかえしていた。米には虫がわいてへや一ぱい虫だらけである。四十俵の米粒は一つも用をなさなかつた。それが毎年のことであるから有名

である。米は売らなくても伊地知家は八十石という高い石高の家であったから、別に不自由はない。一番かわいがつて育てた長男の彦治をなくして、何とも訴えようのない不平を、「売らんだ。食はんだ」とひとりごとを言つて心を慰さめたのであろう。畷亀さんはすねたのではない。子を思う愛情の深い人であったのだと察せられる。

#### 関口真心流師範山下房泰の忠死

山下惣右衛門房泰は、谷山五ヶ別府笠木の出身である。若いころ郷里にあって武術に励み、のち江戸に出て西尾家の門人となり、技を磨き鍊達したので、遂に師範になった。藩に抱えられて褒米十八俵を賜わり、藩の門弟を多く指導して技の奥義を伝授した。また在郷の門弟も指南をうけている。慶応三年丁卯十月十四日慶喜は大政奉還を朝廷に請い、朝廷は翌十五日これを許された。かくて十二月九日には、王政復古の号令が発せられている。にもかかわらず会・桑二藩など徳川氏の旧恩を思う者どもはこの政情に不満をいだいて、京都や江戸はただならぬ空気につまれていた。十二月になって、徳川氏は諸藩兵に江戸薩摩藩邸を襲撃させたのであるが、十二月二十五日薩摩藩邸は襲撃にあつてゐる。房泰は武術の師範家であり、先頭にたつて藩邸を準備したにちがいない。しかし、雲霞うんかのごとく押し寄せる激戦のうずにあつてはいかに師範家でもたまつたものではない。遂に忠死したのである。教えをうけた門弟たちは先生の死を嘆いた。藩も哀悼の意をこめて百三十金を賜わり、葬祭の資にあてられた。いま笠木櫓山の墓地に次の碑銘の墓と門弟などの建てた献灯二基がある。

#### 潤操常善居士

慶応三年丁卯十二月二十五日、卯十二月二十五日未明江戸土佐屋鋪、徳川氏合戦之節戦死山下惣右衛門紀房泰

献燈（左）

山下房泰関口真心流師住江戸西尾家成門人積業以伝授而在邑門弟被指南故君年々賜褒米拾八俵然焉慶応三丁卯年在東京旧芝邸冬十二月廿五日徳川氏兵忽来困邸乃迎戰遂歿君垂哀恤賜百三十金資葬祭矣先生忠死嗚呼不堪悲衷情供石塔一基以慰神靈云

明治四年辛未三月 日誌 門弟中

献燈（右）

奉寄進

山下竜右衛門 竹彦太郎 床次金左衛門 児玉林左衛門 浜田伝左衛門

明治二年己巳八月十二日

### 三 西南戦争と谷山

西南戦争の直接原因となったものの一つに西郷刺殺事件があった。川路大警視の示唆で在京の中原尚雄園田長輝等県下諸郷出身の警部巡查学生等約二十名が、県下の事情視察として帰県した。この帰県者の中に谷山麓出身の平田宗質と菅井政美がいる。私学校幹部はこれを西郷刺殺として憤激した。この刺殺事件について政府側は「視察」と称した、「視察」と「刺殺」いずれが事実か分からないが事態は急転直下、十年二月十二日西郷桐野篠原連名で「率兵上京」を県庁に届けでて戦争はぼつ発したのである。

谷山郷は大半私学校側にくみしたが、明治五年初代戸長を勤めた長野祐通は私学校党の招きにがんとして応ぜず、

門を閉じて出なかつた。祐通はやがて上京して警部となり官軍の警察隊長とし征戦に参加したが豊後方面で戦死した。官軍方は谷山を偵察して「賊の巢くつ」とみとめた。それだけに谷山の戦災はひどかつた。県の出張所と病院を設置した名越高福邸（高福は名越高業氏の曾父）と警察隊の本部になった伊地知万右衛門邸（万右衛門は元海軍少将伊地知四郎氏の祖父）救じゅつ所の置かれた下町の山下吉右衛門宅等新軒を残して麓麓も町も焼野が原になった。り災者は救じゅつ所でわずかばかりの米をもらつて飢えをしのいだ。影原野頭笠松別府等と縁故を求めて避難するものが多かつた。西郷方の巨かとみられた松田東園（東園は号、名は為徳、医業当年四十九）が官軍に捕えられたのが七月一日である。この前官軍は多数谷山へ乗り込んでまず投降勧告の布達を所要所に掲げた。布達の一枚を北麓厚地規矩也氏が保存している。全文次の通り、

今般西郷隆盛等汝等を脅カシ己レガ不義ヲ助ケシム汝等已ムヲ得スシテ之レニ与リ又決シテ出本心ニ非サルヲ知ルナリ隆盛力不義天豈ニ之ヲ助ケンヤ汝等速ニ前非ヲ悔ヒ其刀ト銃トヲ捨テ来リ降ヲ官軍ニ上ルヘハ朝廷必ス寛典ノ御処分アルヘシ然ラサレバ身ヲ矢丸ニオトスノミナラス到底天誅ヲ免カレサルベシ汝ノ父母妻子亦之ヲ如何スヘキ我ト汝ト同シク天皇陛下ノ赤子也天兵実ニ不得已ニ加フル也汝能ク之ヲ勘考セヨ

明治拾歳丑旧五月五日吉日 官軍本陣

いまここに「鹿児島県庁丁丑日誌」により関係分を拾つて戦争の経過などをふりかえることにする。

五月十三日雨 日曜日

本日十二時ヨリ谷山邸ニ大斥候を出ス、島令属官新輩ト共ニ武ノ橋ニ至リテ行軍ヲ見ル、兵員凡ソニ中隊ナリト云フ、

時二哨兵線外ニ立退キタル婦女子等陸續トシテ救恤取扱所ニ往来スルヲ見ル、皆蹠ニシテ雨ニ濡レ奮暴ヲ担フ者アリ幼嬰ヲ提抱スル者アリ、彷徨躊躇スル者アリ、何レモ多少ノ醃菜魚飯ヲ携へ皆羶然トシテ胸壁ノ間ヲ出ツ、其状憫痛スベク実ニ目視ニ堪サルナリ、此日ノ行軍ハ主トシテ郡元ノ硝石庫ヲ焼クニアレバ、敢テ戦鬪ヲナサス、帰宮ノ際谷山副戸長吉井忠奎ヲ縛シテ帰ル

五月十五日雨 火曜日

勅使侍従長従三位東久世通僖征討総督 本宮ニ来ル、谷山郷副戸長吉井忠奎、裁判所ニ送致セラレ、糺問ノ末無罪ニ帰ス

救恤取扱所ニ来リテ救助ヲ願フ者五十人

施ス所ノ米八斗三升ナリ

五月二十日晴 日曜日

県下第二大区十小区二番地平民田辺為太郎ナル者商人五六名ト共ニ、宮車入県以降兼テ第一旅団被服課其ノ他ノ軍衛ニ於テ、用達被申付居タルモ、開戦ノ後同志ノ者ハ皆遁走シ、為太郎独リ依然トシテ奉務ス、然ルニ去ル十日糧食課病院其ノ他第一大隊用品買求ノ為メ、自船ヲ以テ谷山ニ至リシニ、同所ニ於テ同行ノ使丁及舟子ヲ合セテ悉ク賊徒ニ捕縛セラレ、上伊敷村賊徒ノ本宮ニ於テ苛酷ヲ受ケ、其日ハ馬舎ノ庇ニ繫累セラル、翌十二日ノ夜ニ至リ眼ヲ抉リ手ヲ断ツ等ノ悲惨ノ苦楚ヲ極メ終ニ賊手ニ弄殺セラレタリ、為太郎曾テ任俠ノ聞ヘアリ、西郷等ガ出兵ニ際シ、金二百円乾梅二樽刀二本ヲ出シテ賊用ニ供ス、此等ノ縁故アルガ故ニ別府辺見等モ故ト交際アリ、故ニ妻子等凶報ヲ聞ト

雖モ、敢テ生命ニ関スル禍ナキヲ期スト、且此日為太郎が谷山ニ行クヤ哨兵線内ノ市街ハ本夕兵燹ノ患ナキヲ保スヘカラサルニヨリ、衣類家什ヲ拵テ彼地ニ携ヘ旧知ニ托ミテ監護セシム、賊等又之ヲ掠奪シ悉ク糶売ス、為太郎其性剛毅ニシテ堅忍不撓、官府ノ為メニ能ク其身ヲ致シ命ヲ隕ス、おと実ニ衷憫ニ耐ヘサルナリ、妻美津娘恵以情具ミテ旅団及県庁ニ哀訴シ来テ遺族ノ扶助ヲ乞フ

六月一日

赤水村出張所ヨリ上申書

別紙賊徒ノ回章鹿屋郷辺垂気近傍致回達居候ヲ写取有分探索ノ者ノ手ニ入候ニ付差出申候、此模様ニテハ賊徒モ亦頗ル困難ヲ極メ候趣ニ相見ヘ頻リニ良民ヲ強迫致居候体ニ御座候、右ノ外旧県官ニテ賊党ニ与セシ阿多慶ニナル者しむがた下方表ニ

モ（谷山、山川、伊作、市来、伊集院辺ヲ云）近日募兵ノ為メ罷越大ニ強迫招集致候得共山川郷戸長某、市来郷副戸長某等其需ニ応ゼザルヌ以テ終ニ之ガ為メニ殺害セラレ候由愍然ノ至リニ候、又昨日谷山ノ賊徒五六名募兵ノ為垂水ヘ罷越候風説モ相聞ヘ申候

右ハ公ク話確トモ難相定候得共全ク浮説ニモ有之間敷被存候、賊ノ残忍刻薄ナル言語ニ難尽候、依テ右回章写供御内覽候也

別紙回章ノ写

今般不容易拵ニ立リ至己ニ此際ニ臨ミ候上ハ姦賊分隊ヲ日向路ニ差向ケ人民困難ニ差掛リ候儀眼前ノ事ニ候間何レ我光割抛シ民政ヲ布キ候地ヲ父母ノ地ト思ヘハ士民一心ノ義務ヲ竭スハ当然ノ事ニテ、募兵ノ尽力ハ勿論之儀ニ候間、

士族ノ外農商ハ可成強富壯年輩ヲ可募立万々及違背者共ハ敵ト見做シ軍政ノ処分可行候条各区戸長へ御注意有之度候様御尽力ノ程分テ御依頼候也

但南北兩道迅速御諭達有之度候也

明治十年五月廿一日 本 營

支庁御中

六月廿四日 日曜日

賊徒嘗テ砲壘ヲ三所ニ築ク催馬樂山ト云ヒ、山王山ト云ヒ、武ノ丘ト曰フ、武ノ丘及山王山ハ其ノ西南ニ当リ催馬樂山ハ其東北ニ位ス、官軍砲壁ヲ築キ東北之ヲ永安橋ノ前後ニ限リ西南之ヲ甲突川ノ左岸ニ限ル、甲突川ハ西南ヨリ斜流シテ東南ノ方海ニ入ル四大橋ヲ架ス其ノ海ニ接スルモノヲ武ノ橋ト曰ヒ次ハ高麗次ハ西田次ハ新上ト曰フ、此日官軍大挙シテ西南ノ賊ニ向フ、午前三時官ヲ發シ兵分レテ四大橋ヨリ進ム、橋ヨリ南賊壘ニ至ルマテ距離凡ソ十町、賊各戒器ヲ以テ之ヲ其半途ニ迎フ、官軍河決ノ勢ヲ以テ突進スレバ賊モ亦漲潮ノ態ヲ以テ敢テ撓マス、巨砲ト小銃ト山嶺ヨリ水涯ヨリ林ヨリ丘ヨリ官賊交モ發ス、響山嶺ヲ動カシ火焰大壘ニ滿ツ、既ニシテ賊兵漸ク逡巡官軍弛奮フ、進テ其巢窟唐湊及ヒ武ノ両村ニ火ス、武村ハ嘗テ西郷隆盛ノ家スル所一隊ノ兵此ニ固守ス、撃テ之ヲ斃ス家燼ス、丘上及山嶺ノ壘猶堅フシテ拔ケス、賊徒皆必死ニシテ之ヲ守ル、時ニ水兵汽艦ニ隻ヲ以テ進ミ其一隻ノ兵ハ谷山村ヨリ陸シ其二隻ノ兵ハ涙橋ノ際ヨリ陸ス、涙橋ハ武橋ヨリ南十余町ヲ距テ、賊兵線ノ最モ備フル所而シテ壘ノ東面ニ当リ、谷山村ハ其南又一里ヲ距テ賊窟トス、此ニ陸スル者ハ先ツ之ニ火シテ而シア間道ヨリ其背後ニ出テ橋際ヨリ陸スル者

ハ之ヲ横断シテ其側面ヲ衝ク、賊三面敵ヲ迎ヘ猶挫折セスカヲ悉シテ之ニ接ス、或ハ銃或ハ刀刺右擊縦横奪戰官軍之ヲ冒シ三面齊ク迫ル此ニ於テ、賊進、戰居守ノ策復施ス所ナク狼狽混沓為ス所ヲ知ラス、或ハ突進シテ斃サレ、或ハ身ヲ脱シテ逃レ山ニ谷ニ林ニ丘ニ斃ルル者跡ヲ接シ逃ル相踵ス、時正ニ夜九時、官軍凱旋ス、此夜官兵胸壁ヲ此ニ築ク

参軍本營有馬中秘史ヨリ來書

本日武村辺ヨリ谷山辺迄進撃相成自然各營共手薄ニ付万一指火等ノ異変有之候テハ甚不都合ニ候間巡查ニ於テ殊ニ注意候様御達置有之度此段申進候也

明治十年六月廿四日

谷山口出張申付候事 鎌田信夫 仝 栗屋景明 仝 吉井忠奎

六月卅日 土曜日

県令ヘ伺書

鹿兒島県士族谷山郷旧戸長 松田東園 仝松田弥左衛門 仝佐藤幸内

右ノ者賊徒ニ与ミシ谷山郷ヨリ出兵セシ賊中ノ巨魁ナルモノニテ方今立戻リ潜伏致シ人民ヘ対シ官軍ノ為ニ使役セラレ候者ハ悉ク妻子迄切殺等其他浮言ヲ吐キ人民ヲ鼓動シ加之立去候殘賊ヘ窃ニ塩菜ノ仕送等致候聞有之其者捕縛致候得ハ人心一定ノ場合ニモ運ヒ自然背從ノ徒モ從テ帰順可致見込有之候間巡查十名出張リ右賊徒ヲ捕縛致シ人民ノ方向一定致度此段相伺候也

任鹿兒島県十等属 神保龍玄 同堀 興憲

当分戸長心得申付 平田郷兵エ一ヶ月金五円給与候事

七月一日

川村參軍ヨリ達書

別紙記載ノ郷々へ明二日午前第六時第三旅団ヨリ一中隊為巡邏差出候ニ付例之通其県官員差出し説諭及帰順等之手続夫々取計可申尤穎娃郷ヨリ二手ニ分レ候筈ニ付右ノ含ヲ以御差出方可被取計尚詳細之儀ハ該団へ引合可有之此旨相達候也

七月一日

(別紙) 鹿兒島ヨリ巡邏兵出張左之通

谷山 喜入 指宿 山川 穎娃 知覽 鹿籠 勝目 坊泊 加世田 秋目 伊作 吉利 伊集院 鹿兒島

谷山ヨリ帰序 古賀保高

谷山地方巡回申付候事 福井忠利 同鈴木壮七 同曾根静夫 同有馬純徳

七月二日

谷山出張警部栗屋景明ヨリ報告書

本日午前第九時過ギ海軍士官兵卒二十三名ヲ率ヒ来着同十時比別働第三旅団小隊長中村小太郎兵士六十名ヲ率ヒ同来着外二警部補近藤定治巡查十名ヲ連レ同来着之レハ出張所近傍ノ巡邏ヲ托シ海軍兵ニハ戸長心得吉井氏外一名ヲ教

導卜為シ兼テ上申致置シ松田東園捕獲方ヲ托シ難ナク捕ヘ得候、第三旅団ヲ途中ヨリ二手ニ為シ貰ヒ一手ニハ清岡警部堀氏教導タリ一手ニハ私外ニ戸長心得平田氏教導シ当出張所ヨリ式里半斗ヲ經テ平川ト由ス所ニ至リ山ヲ包ミ松田弥左衛門ヲ探偵致候処同人一両日削他郷ヘ逃匿致候跡ニテ残念但シ之モ一両日内就捕ノ見込有之候尤遺留品ノ儀ハ下福元村ノ内草野村影原村坂ノ上村ニテ都合雞十九羽ニ卵三百及坂ノ上村ニテ種油十九桶及里方限村ニテ玄米四十二俵ヲ探知明朝迄ニハ取寄スヘク積ニ有之候右帰途私殘賊二名ヲ取押ヘ何分夜ニ入タル儀ニ付明日口供ヲ付シ第四課ヘ送致積ニ有之候

右東園ハ私ノ帰ラサル中海兵鹿兒島表ヘ連帰候右概略ニテ詳細之儀ハ清岡警部ノ口頭ニ付シ置候間同人儀上申可仕候条仍遺留品取殘シ有之候間明日取寄セシ上万緒詳細上申可致候依テ概略上申仕候也

十年七月一日

七月五日 丙第八号

谷山麓ヘ具出張所ヲ取設候条差向候諸願伺届共右近傍ノ者ハ同所ヘ可差出此旨布達候事

丙第九号

谷山下町山下吉右衛門宅ヲ以テ当分救恤所ニ相定メ候条今般兵乱ノ為メ火災ニ罹リ又ハ産業ヲ失ヒ忽チ饑飢ニ迫ル者ハ御救助被仰付候条同所ヘ可願出此旨布達候事

七月六日

宮城、今水、伊集院、重富、谷山出張所官員ヘ達書帰順願出候者取扱方之儀ハ兼テ相達置候処右ハ賊徒ノ別ヲ不問

此際総テ自宅謹慎申付可置此旨相達候事

谷山出張申付候事 御用掛 三田宗三 同安原一郎

七月七日

病院ヲ谷山郷麓名越高福邸ニ開設シ之カ治療為ス其負傷者及ヒ食人ノ如キハ之ヲ官費ニス

戸籍掛申付候事 谷山出張所詰申付候事 八等属三上 環

七月八日

十二所ノ救恤所ヲ谷山郷ノ各町村ニ開設シ之ニ給スルニ飯或ハ米ヲ以テス十二所トハ麓、松崎町、和田浜、上福元村、下福元村、和田塩屋村、中村、山田村、五ヶ別府、平川村、錫山、岩屋ヲ云フ

丙第十一号

谷山麓へ当県出張所相設候旨丙第八号ヲ以テ及布達候処尚同所士族名越高福邸へ一時病院設置シ医員相詰治療為致候条負傷者ハ勿論其他貧窮ノ者ハ総テ官費ヲ以療食為致候条此旨布達候事

谷山出張申付候事 十等属 松井堂介

志布志出張申付候事 雇 吉井友輔

七月十三日

谷山出張所詰申付候事六等属心得島田 豊

垂水出張所詰申付候事 雇 吉井友輔 同 雇 平田宗恩

七月廿八日

谷山郷十二ヶ所ノ救恤所ヲ廢ス 但本月八日開設 右十二ヶ所開設ノ日ヨリ今日ニ至リ人員米量 人員 壹万三千三百四十八人米量 四百六十四石式斗二升五合

九月十三日半晴半雨

桜島出張御用掛西久保紀林ヨリ上申書

谷山郷士族 伊地知季治 同名越高大 同竹下旧邦 同大脇為政 同吉利巾熊

右ノ者共ヨリ願書

私共儀先般賊徒ニ与シ出軍仕候先非ヲ悔悟シ帰順自首仕候処自宅謹慎被申付置候然ルニ今般ノ事変ニ付本月一日高千穂丸ニ乗組是迄御手厚ク御保護ニ奉願難有奉存然ル処谷山郷ノ儀本県御出張所等モ御取設ケ相成最早賊徒乱入等ノ懸念モ無之段伝承仕候ニ付帰郷仕度此段奉願候也

十年九月十四日

谷山郷士族 厚地政信 平山武貞 竹下旧章 竹下旧孝 崎田仲五左エ門 岩倉増七 厚地政慎

伊地知源助 岩崎林太郎 山下三次郎 大脇為徳

阿多郷士族 郡山新伯 外十四名

私共儀今般ノ事変ニ付本月一日高千穂丸ニ乗組是迄御手厚ク以下前同文

十年九月十四日

右何レモ許可但其帰順人ノ如キハ警視出張所へ照会ノ上之ヲ許可ス

九月廿日

谷山出張所官員ヨリ上申書

当郷村々巡回村内ノ動静ヲ視人心ノ向背ヲ察スルニ下在 和田、下福  
元、平川 等ノ三ヶ村ハ賊ニ再応出兵セシ者寡ク將賊徒立

入士民ヲ煽動シ或ハ脅迫セシトノコトモ不相聞畜鹿兒島ヨリ避居ノ者多人數有之候得共方今不良ノ者潜居候様ノ儀ハ無之先以平穩ニ相聞へ候、上在 上福元、山田、  
中村、五箇別府 等ノ村々ニハ賊徒永谷卯一ナル者其ノ他數名立越シ士民ヲ脅迫セシヲ以

テ既ニ応援出兵セシ者凡四十名且此ノ挙ニ乗シ不良ノ輩東奔西走人民ヲ鼓動シ巡查四名及鹿兒島ヨリ立退來候商民等ヲ殺害シ又ハ人家ニ押入物品ヲ掠奪セシ者等モ若干有之其巨魁連累ノ者警視隊ニ於テ己ニ捕護セシ事凡四百名ニ向ナントス然ルニ中村山田五ヶ別府等ノ村々ニハ右不良ノ徒遁逃山中ニ潜伏シ中村ノ如キハ夜中在方へ出歿竊ニ居民へ飲食ヲ請求セシ赴モ相聞へ候ニ付一層戸長ニ注意為致右等ハ速ニ反正帰順ノ道ヲ運ス様懇諭致置其旨警視本營へモ及照會置候尤巡回先ニテハ重立農民ヲ相招キ々々厚ク説諭ヲ加へ置候

九月廿一日

支庁各出張所へ達書

各区正副戸長ノ内今般ノ騒乱ニ付不都合之聞へ有之候者ハ速ニ免職可申付筈候ニ付行狀篤卜取調且右代員ノ儀モ見込相添早々可申出此旨相達候事

九月廿四日

曾テ賊徒ノ鹿兒島ニ突入シ旧城山ニ拠ルヤ官軍道ヨリ集リ之ヲ囲ム兵凡數万其山ヲ繞ラシ胸壁ヲ築キ之ニ加フルニ二三重ノ竹柵ヲ以テス備禦甚嚴ナリ賊徒既ニ重圍ヲ蒙リ亦逃ルニ道ナシ官軍モ亦必スシモ其危嶮ヲ冒シ之ニ迫ルヲ要セス唯砲撃ヲ急ニス日夜概子間斷ナク其左右前後ヨリ之ヲ彈射シ其塁ヲ摧キ其官ヲ燒ク其營ト爲ル所ノ県庁私学校島津邸及ヒ岩崎ノ一街等漸加皆燼ス賊己ニ營ノ舍ス可キ者ト墨ノ拠ル可キ者トヲ失ヒ地ヲ鑿テ穴居ス兵氣大ニ衰ヘ糧食殆ント尽ク賊中旧陸軍中尉山野田一輔河野主一郎ナル者アリ一日使者トシテ高島少將ノ營ニ來リ御征討ノ趣旨ヲ問フ川村參軍之ニ面接ス使者之ヲ氷解ス大ニ恐伏スル者ノ如シ乃チ其ノ一人ヲ留メ其一人ヲ遣リ時日ヲ期シ西郷隆盛ヲシテ來ラシム且ツ之ニ告ケシメテ曰ク若シ期ヲ過キ來ラサレハ則チ兵アルノミ期既ニ過キ隆盛來ラス官軍策ヲ決シ九月廿四日午前第四時ヲ以テ兵ヲ發シ其四面ヨリ突進ス賊徒大ニ狼狽シ左逃レ右ニ迫ラレ前ニ避ケ後ニ撃タレ或ハ林藪ニ潛ミ或ハ山谷ニ転ヒ或ハ其穴ヲ失シ他ノ穴ニ入り一穴ニ群入シテ叢刺セラルル者アリ白旗ヲ振フテ衷ヲ乞フ者アリ時ニ西郷隆盛等逃走シテ山下ニ出ツ官兵之ヲ撃ツ銃丸其小腹ヲ貫ク從兵急ニ其首ヲ刎子之ヲ匿ス桐野利秋逸見十郎太別府晋助等皆斃ル西郷隆盛ノ斃ルルヤ実ニ本日午前第七時過キナリ戦フ者既ニ斃レ逃ル者既ニ降り賊類全ク盛ク此日其斃ルル者西郷以下百五十九人其降ル者坂田諸潔以下二百余人而シテ官兵ノ之ニ死スル者凡四十人、県令川村山県両參軍ニ就見シ賊徒ノ死屍ヲ請フ之ヲ聽ル因テ之ヲ協議シ西郷以下三十九人ノ死屍ヲ淨光明寺ノ境内ニ埋葬シ木標ヲ建ツ県令及ヒ属官數名之ニ會ス其百二十人ヲ元不斷光院等ニ埋葬ス（以下略ス）

谷山五ヶ別府町筥木部落ろやま嶺山ノ招魂祭は西南役私学校徒に從軍した生存者が建てたもので堂々たる記念碑で戦死者四十七名生存者九十七名の名前が彫りこんである。ここに戦死者の名前をあげる。

招魂家

明治十年西南ノ役私学校徒ニ從軍シ戦死シタル戦友諸士ノ招魂家ヲ茲ニ建設ス  
明治十一年三月十八日 全役戦友存命者

池田市郎 岩崎岩次郎 大脇源右工門 池田真兵衛 萩原四右工門

四元甚左工門 今村万助 新保友次 竹下吉工門 栗田丸之丞

藤崎矢之助 松崎矢市郎 山形村次 郡山万右工門 藤崎金八

松崎直右工門 小牟田市助 山下滝右工門 鎌田金院郎 久永直太郎

弓削怒兵衛 久留金右工門 坂元新蔵 重野源七 久留矢太郎

清藤新兵衛 本村吉左工門 久留八郎 清藤仲八 本村竜太郎

久永伸左工門 木藤万助 鈴木 広 前田太八 西 乙次郎

野田実之進 外山直兵衛 八反田万次 野田喜次郎 西 藤太郎

井原周太郎 今村金次郎 新保彦次 竹内新四郎 伊地知新助

徳永市左工門 津留幸左工門 (以上戦死者四十七名)

註、西南戦役に谷山出身戦死者のうち南洲神社の祭神は三十七柱である。(南洲神社宮司鶴田正義氏より通知)

竹之内矢太郎とかたみの鉄砲

下福元町野頭竹之内矢太郎の家に、西郷南洲翁の遺品が数点のこざれている。昭和二年南洲翁五十年祭の際、これ

らの品を全部展覽に出品したので、松本学鹿兒島県知事より感謝状が竹之内家におくられている。

矢太郎は十二、三才の少年時代から西郷先生の身边につきまともった従者で、西郷先生岩崎谷の洞中生活のころも、炊飯や湯茶のことから洗濯のこと一切矢太郎が世話したのだという。城山陥落の前日（あるいは数日前とも）西郷先生の命令で、重創を負った先生の長子郎は菊次郎のお供をして舟で鹿兒島をはなれ谷山の柏原の海岸に上陸し、谷山から幾多の難路をへて河頭温泉の湯治に落ちついた。岩崎谷で西郷先生との別れはつらかった。先生は手づから先生自家用の鉄砲を矢太郎に授けられた。新品の鉄砲である。この鉄砲は英国製で英国の王冠と一八六六年製の銘がうつてある。主従今生の別れ、かたみの鉄砲である。

矢太郎の家には西郷先生の夜具類から衣類調度品など多数のものがあつたが、矢太郎の養子としてきた鹿兒島出身のやりてが、かような品々を人手に渡したという。現在は西郷先生書の掛軸、海舟、鉄舟の掛軸等が残されている。大正の初めごろ亡くなった矢太郎を診療した某医師は直接矢太郎から西郷先生の書数点を貰っている。矢太郎の家は矢太郎の生れぬ前から西郷先生が狩りにこられた際の泊り宿になつていたという。矢太郎が肩幅広く目も太く眉毛も濃く容貌が西郷型であつた為か、矢太郎は西郷の落し子だなど噂があつたという。いづれにしても鉄砲は一百年を経た上に大西郷大英国などとながりのある谷山の貴重な文化財である。

#### 四、丁丑役出旅日要記

第五大隊三番中隊右小隊二分隊 谷山士族 名越高倫記

丑旧正月一日雪、十時宿元出發、鹿府山下小学江宿陳致シ今日兵隊ノ番号組合セ相知ル、小隊長ハ神宮司助左エ門卜

云フ人ナリ、隊ハ五番大隊ノ三番小隊ノ二分隊ニテ五列ハ佐藤清操、佐藤清真、名越高倫、伊地知季政、池田端十郎ナリ

旧正月二日大雪、番兵相勤候

三日大雪、八時ヨリ練兵場へ出張其儘帰り候

四日 休息

五日雪雨、今日序下ヨリ出立、市来湊江宿ス

六日雪雨、今日市来湊ヨリ阿久根泊

七日雪雨、今日阿久根ヨリ出水麓泊

八日晴、今日出水米之津ヨリ舟ニ而肥後ノ佐敷へ宿ス

九日晴、今日佐敷ヨリ出立、松橋ニ宿ス

十日晴、今日夜五時頃ヨリ松橋出立、熊本江七時到着、直ニ戦争ニ及ビ夫ヨリ昼夜止マズシテ白川ノ安政橋ノ下、川

原ニ留リ寝ヌ

十一日、植木ト云フ処ニ敵兵居ルト聞イテ夜五時頃熊本出兵ニテ行ク向フ処敵早木へ葉江寄セ来テ合戦スルヨリ砲声

ヲ聞クヤ否ヤ我々共間道ヨリ出テ直ニ木ノ葉ノ敵ニ当リ横歩致シ勝利ヲ得敵ノ銃機等分ヨリ味方ノ勢ヲ揃ヘ午後七

時頃又植木へ引揚宿陳ス

十二日少雨、今日休息シ番兵ス

十三日晴、夜五時頃ヨリ出兵山鹿ノ町へ到着致候ココモ敵早引弘ヒ爰宿ス

十四日晴、朝八時頃合戦ハジマリ我々共横歩シテ九時頃出戦勝利ヲ得四時頃植木江到着是ニ泊ス今夜夜具ナク寒クシテ寝ラレズ

十五日晴、午前六時植木出兵ニテ又山鹿町江十二時頃到着ス

十六日晴、午前六時ヨリ九時迄熊入橋ノ先ニ番兵ス、夫ヨリ帰り温泉へ行ク程ナク帰ル

十七日晴、休息温泉へ行ク帰りテ夜九時ヨリ熊入橋ノ先へ番兵ス十二時交代帰ル

十八日晴、今日ハ終日宿ニ休息ス

十九日晴、今日十一時ヨリ南ノ関へ行ク賊ニテ候処山鹿ヨリ一里程岩村トカ大窪村トカ申ス処ニ敵台場ヲ築キ待居リ候間敵ニテ合戦十二時比ヨリ始リ昼夜ノ分無之

二十日雪雨、今日六時比味方退キ山鹿ノ田ノ中ニテ又合戦ス其時自分等ハ志岐村トカ申ス処ノ隣ノ高島ニ番兵ス

廿一日雪雨、廿日ノ夜十二時ヨリ右ノ処ニ番兵ニ行キオル処一時比又合戦ハジマリ敵退キ今日勝利ヲ得六時帰ル

廿二日晴、今日休息、昼五時ヨリ例ノ処ニ番兵ニ行キ夜九時ヨリ十二時迄勤ム

廿三日晴、今日ノ夕方六時ニ番兵ヨリ山鹿宿陳ニ帰ル

廿四日晴、今日ノ夕方六時ニ志々岐村ノ上ノ原ニ六時ヨリ九時迄番兵ス

廿五日雨、今日朝六時ヨリ九時番兵シ夕方六時山鹿宿陳ニ帰ル

廿六日霪雨、今日五時比迄ハ山鹿宿陳ニ休ム夫ヨリ志々岐村ノ原ニ番兵ス

廿七日晴、今日三時ヨリ五時迄番兵シ山鹿二帰陳ス

廿八日晴、今日六時頃ヨリ敵鍋田宗像ヨリ寄セ来リ直ニ合戦ニ及ビ候得共我等右分隊番兵非番ニテ戰場ニ出デズ只砲

声ヲ聞居候処味方苦戦ニ及ビ三時頃ヨリ為援兵我々共城原江繰出、五時比切込勝利ヲ得、今夜台場固カタメ、終夜サグリ

鉄砲少ク夜アカシ候

廿九日晴、今朝七時比城之原交代致シ山鹿宿陳ニ帰り午後四時比ヨリ又志々岐村ノ方江番兵トシテ差越夜十二時ヨリ

三時近番兵致候

三十日晴、今日十二時ヨリ三時迄番兵夫ヨリ直ニ交代致シ山鹿宿陳ニ帰り候

二月一日晴、今朝六時頃ヨリ城原江合戦ハジマリ、敵兵強クシテ第四隊一番ヨリ乞フニヨリ昼十一時頃援光トシテ城

原ノ敵ニ向ヒ合戦致シ候処味方勝利ヲ得三時頃兵引揚ニ相成候

二月二日晴、今朝七時頃ヨリ志々岐村笠松原ノ番兵交代トシテ差越九時ヨリ十二時迄相詰メ又夜九時ヨリ十二時迄相

詰メ志々岐村ノ医師後藤元長処江宿ス

三日晴、今朝九時頃番兵交代致シ山鹿町ノ早川処江帰隊ス

四日晴、今朝七時頃ヨリ番兵トシテ志々岐村ノ笠松原ノ番光所へ直ニ差越交代致シ又夜六時ヨリ差越九時ニ後藤元長処

江宿ス

五日晴、今朝七時頃番兵ノ交代致シ山鹿町ノ早川処江帰隊ス

六日雨、今朝七時頃ヨリ番兵交代トシテ志々岐村ノ後藤元長処ニ差越午後三時ヨリ笠松原江交代シ六時ニ又

交代ス

七日雨、今朝六時交代致ス賊ニ而候処左半隊植木辺江援兵トシテ差越夫故今日迄番兵致シ候処六時頃ヨリ城原方江合戦ハジマリ我々共右半隊笠松原江番兵致居候処急ニ引取ル様承リ十時頃直ニ引揚ニ相成午後五時頃田島村迄引揚ニ相成候

旧二月八日晴、今朝五時ヨリ出立ス鳥ノ巢村ニ隊留シ守所相究リ番兵ス

九日雨、今朝ヨリ鳥ノ巢守ヲ打捨テ南田島ナリ向ヘ田島ニ守ヲ付ケ島ニ宿シ昼夜交代シ番ス

十日曇、右ノ守所ヨリ少シ東南ノ方ヘ守ヲ換ヘテ守ル其換ヘル所以ハ森木ノ味方少シ危フシテ南田島ノ守兵之内五ノ

七番四ノ二番同十番力為援兵行クラ以ナリ

十一日大霜晴、右ノ守所ニ番兵ス

十二日雨、右ノ所ニ番兵致シ居候ニ又五ノ七番四ノ二番等帰隊ニ付十一時頃初メノ守所ニ帰リ番兵ス

十三日晴、氣雨少霽、右ノ所ニ番兵今日鞋代ソラヂトシテ四十錢頂戴ス

十四日晴、右ノ所ニ夜十時頃迄番兵シ夫ヨリ植木ノ交代ニ差越シ左半隊ト入代リ敵ト台場ヨリノ戦ナリ

十五日晴、今日モ台場ヘ終夜五人宛相詰メ一時間交代ニテ台場ヨリ銃戦ス

十六日雨、今日モ右ノ通りニ而五人宛昼一時間夜一時間交代ニテ台場ヘ相詰候

十七日阿曾山島ハ雪見江今日モ右ノ通りニ而候

十八日晴、今日モ右ノ通りニ而台場詰互ニ交代也

十九日雨、今日モ右ノ通ニ而互ニ交代致番兵ス

二十日晴、今日鹿子木本宮江報知役ノ交代トシテ自分ト桜島ノ萩原氏差越交代致シ候

廿一日晴、今日鹿子木本宮報知交代致シ植木隣ノ守所江帰り右ノ通番兵ス

廿二日晴、今日南田島ノ方ノ番兵四ノ二番ノ守所へ敵兵朝五時頃攻メ掛ケタル処遂ニ鳥ノ巢辺迄退キ居ルノ増知ニヨ

リ自分等同隊ノ四分隊萩原十五一分隊援兵トシテ差越切込候処直ニ追ヒ払ヒ小銃時計其外分捕致シ勝利ヲ得午後一時頃隊引揚帰ル

廿三日晴、今日モ右ノ守所へ交代番兵シ帰宿陳致シ候処敵ノ玉肩先スイ通り候得共神力武運強フシテ不傷

廿四日雪雨、今日植木隣ノ守所江互ニ交代番兵ス

廿五日雨、夕べ一時頃ヨリ鳥ノ巢方江応援トシテ差越候得共戦無之

廿六日雨、今日午後六時頃迄ハ鳥ノ巢江居陳シ夫ヨリ直ニ植木ノ守所江帰ル

廿七日雨、今日モ植木ノ台場ヲ右ノ通ニ守リ候又同郷松元太左エ門川尻ノ病院江差越炎ニ帰国ノ向宇宿ノ石川金兵衛

ヨリ承り宿元へ書状認メ右金兵衛江頼ミ候処早出立跡ニ相成候

廿八日晴、今日モ植木ノ守所ヲ互ニ交代致シ守ナリ

廿九日晴、今日モ右ノ通守ル又鞋錢廿錢頂戴致候今又左ノ腕ニ敵ノ玉当リ候得共神力武運強フシテ不傷

旧二月晦日晴、今日モ植木ノ守所互ニ交代致シ守也

旧三月一日晴、今日モ右ノ通相勤候

二日半天、今日八時頃植木ノ守所ヲ退キ永峯ト云フ所江午後八時頃到着

三日晴、午前八時頃永峯ノ本營報知役交代ニ差越居候処十二時頃ヨリ藤崎宮ト云フ処江報知トシテ差越午後八時頃本營へ歸ル

四日雨、今日モ本營江報知役ニテ詰居候

五日晴、今日右ノ通相勤候

六日晴、今日迄四日永峯ノ本營江詰居候得共自分本隊ヨリ交代人モ不參其上自分本隊ノ守所モ相不知候間本營詰ノ人々江相尋候処ハヤ大津ノ松本隊繰出タル由被申夫ヨリ直ニ同役上田勇次郎外隊ノ報知役二名都合四人同道ニ而大津相尋差越候也

七日晴、今日大津其外諸処江午前五時頃ヨリ敵掛リ合戦ニ及ビ応援トシテ四ノ一番隊ノ処江差越敵ノ様子尋ネ候処味方敵重ノ由承リ夫ヨリ歸リ六ツ時分受持台場へ詰候

八日晴、今日午前一時頃ヨリ上大津坂之上ノ先ノ台場引揚ケ広野高山ヲ越へ午後三時頃矢部ニ到着在家ニ宿陳

九日晴、今日ハ休息シ午後三時頃ヨリ矢部ノ浜辺ニ歩行シ六ツ時分帰宿

十日晴、今日午前七時ヨリ宿出兵シ花立村ト云処ノ台場ヲ守リ候

十一日雨、今日午前八時右ノ入佐村ノ内花立山台場ヲ交代シ歸リ候

十二日雨、今日午前四時右宿陳繰出シ十二時頃馬見原ニ到着直ニ手前ノ坂ノ上ニ番兵シ午後三時頃歸リ同夕ハ白米壹升五合宛ト朝昼晩ノ飯ヲ負ヒ山野ヲ通行ス

十三日雨、今日ハ四時馬見原出兵ニ而七ツ過栗場クリバエ合トカ云フ処ニ着陳昨日ヨリ大山中ヲ通り候テ人皆勞苦ス

十四日雨、今日モ山中ヲ通り今日小崎へ七ツ時分到着シロロト云フ処ニハ長サ十四五間内外ノ桂釣橋掛ケアリ其上ヲ渡ル時人皆肝膽ヲ冷ス

十五日晴、今日セ山中ヲ通り江代へ七ツ時分到着人家無クシテ道ノ傍江布屋ヲ張り候得共内セマクシテ畠ノ中江藁敷キ寝候

十六日晴、今日ハ江代へ滞陳シ時宜ニ仍テハ後ノ胡麻山迄敷引退ノ話等有之

十七日晴、今日モ江代江滞陳、今日佐藤清操病氣ニ而球磨ノ人吉病院へ入ル賦ニ而出張病院ノ証書隊長ノ添書持参ニ而午前九時頃江代出立差越候ニ付宿元書状認メ相頼置ナリ

十八日晴、今日モ江代へ滞陳致候

十九日晴、今日モ右同断

二十日半天、今日十二時江代出兵一時頃湯山村ニ到着此ニ一泊ス

廿一日雨、今日八時頃湯山村出兵午後一時頃大河内村江着泊ス

廿二日雨、今日右大河内村江滞陳

廿三日晴、今日午前八時頃大河内村出兵午後六時頃神門村江着陳肥後松橋泊リ以後此処ニ而初テ膳ニスワリ食ス  
廿四日半天、今日午前八時頃神門出立午前三時頃山陰江着、此道七里位

廿五日雨、今日九時頃山陰出兵里数三里午後五時頃細島江到着此処ハ海辺ニ而少シ賑テ魚類モ有リ



十一日晴、午前六時敷根町ノ赤塚宗之助処出立十二時頃重富町之山中源兵衛処ニ着泊、今日晴幸便ニ遠矢氏ニ一左右ヲ遣ス五里位

十二日葛、午前六時重富町ノ山中源兵衛処出立吉野、蒲谷村ノ武甚助処へ着泊、二里位

十三日晴、午前十時吉野葛蒲谷村ノ武甚助処出立実方但坂元清藏処ニ着泊

十四日晴、午前十時頃坂元清藏処出立催馬楽ノ松元彦六ノ処ニ着泊ス

十五日晴、右同所ニ同断

十六日晴、午前七時ヨリ福昌寺之上ノ台場江番兵ニ差越明朝午前七時帰ル賦

十七日晴、午前七時番兵交代致シ宿陳ニ帰ル

十八日晴、午前七時福昌寺ノ上ノ台場ニ交代ニ差越昼夜相詰候

十九日晴、午前七時右番兵交代ニ差越昼夜相詰候

十九日晴、午前七時右番兵交代致シ宿陳松元氏江帰ル

二十日晴、午前七時受持ノ台場江交代ニ差越昼夜二人宛ノ立番致シ明午前七時帰リ

廿一日晴、午前七時台場ノ当番左小隊へ継渡同刻宿陳江帰リ候

廿二日晴、午前七時受持ノ台場江交代ニ差越昼夜二人宛立番交代致シ翌日午前七時宿陳松元氏江帰ル全日家内差越候

廿三日晴、午前七時左小隊ト交代致同刻松元氏江帰ル昨日ヨリ家内差越松元氏江一泊致シ今朝竜<sup>リュウワンヨカド</sup>所門ノ清畷処ニ宿イ

タシ自分モ差越候

廿四日雨、午前七時受持台場江交代ニ差越昼夜二人宛立番交代致シ翌午前七時宿陳松元氏江帰ル  
廿五日雨、午前七時左小隊ト交代致シ松元氏へ帰ル  
廿六日晴、午前七時受持台場江差越左小隊ト交代致シ昼夜二人宛番兵相勤候  
廿七日雨、午前七時左小隊江番兵当番繼渡シ同刻松元氏へ帰宿  
廿八日半天、午前七時受持台場へ差越左小隊ト番兵交代致シ自分等一分隊ニ而第一台場相勤候  
廿九日半天、午前七時左小隊へ番兵当番繼渡同刻松元氏へ帰宿  
旧五月一日雨、午前七時台場へ差越左小隊ト交代致シ当番相勤候  
二日晴、午前七時左小隊江番兵当番繼渡同刻陳宮松元氏江帰り朝飯ヲ喰ヒ八時帰營  
三日晴、午前七時台場へ行き左小隊ト交代我々ハ当番  
四日晴、午前七時左小隊へ台場当番繼渡同刻宿陳松元氏へ帰り朝飯、夫ヨリ下多見片平門ノ嘉右エ門所ニ転宿  
五日雨、午前六時頃ヨリ敵兵稲荷川辺迄寄セ候ヲ見ルヤ否ヤ我味方ノ守兵発銃ニ及ビ一時間位打合ヒ敵夫ヨリ引退ナ  
リ午前七時台場へ行き左小隊ト番兵交代致シ当番堅固ニ相勤候  
六日晴、午前七時左小隊江台場当番繼渡同刻宿陳ニ帰ル今日本營ヨリ金頂戴分隊ニ而酒宴ヲ催シ散鬱ス  
七日曇、午前七時台場江行き左小隊ト交代致シ当番堅固ニ相勤候  
八日曇、午前七時左小隊江台場当番繼渡同刻宿陳江帰ル  
九日雨、午前七時台場江差越左小隊ト交代致シ番兵堅固ニ相勤候

十日半天、午前七時左小隊江台場番兵継渡同刻帰ス

十一日晴、午前七時安藤氏卜前之台場江差越左小隊ト交代致シ番兵堅固ニ相勤候

十二日晴、午前七時左小隊へ台場番兵継渡同刻帰陳ス今日ハ朝ヨリ草牟田其外戦争ハジマリ候処重富ヨリ差越ス敵ハヤ吉野菖蒲谷辺ニ押寄セ合戦ニ及ビ候処味方退ク色ニ而我々共隊一小隊其外援トシテ差越戦ヒ候処如何思ヒ候ヤ本道ノ味方川上迄引揚今宵爰ニ一宿番兵ス、今日三番分隊手負池端十郎、二番分隊後藤

十三日半天、朝三時ヨリ菖蒲谷迄振武隊、行進隊、奇兵隊等押寄候処早雀ケ宮へ差越タル由聞キ味方押寄セ合戦勝利、又旗物坂脇方はモ同時ニ戦争ハジマリ候処何レモ勝利ニ而長クハ追ス今日勝軍ノ祝本宮ヨリ頂戴午前七時台場へ差越左小隊ト交代番兵堅固ニ相勤候今朝ヨリ下柴立辺ヨリ敵掛リ催馬楽方限ノ兵隊奇兵十四番中隊左小隊始メ其外諸隊応援トシテ差越候得共如何ナル所以カ味方引揚終ニ嵩岡迄敵ヨリ取ラレタル由、今日ノ戦ニ伊地知仲八戦死重富佐七郎ハ台場番兵ニ而落手

十四日半天、今日左小隊交代ニ不参候間自分等見張堅固ニ相勤候

十五日半天、今日迄モ台場番兵交代ニ不参四番分隊ト自分等分隊田尻松下木場牟田我ニ而見張固等堅固ニ相勤候処午後一時頃敵吉田方ヨリ敗リ川上坂元辺迄攻メ寄タル報知有直ニ台場引揚敵ノ後ヲシタヒ行キ戦争ニ及ビ候処味方彈藥乏シクシテ終ニ味方引揚、今日ノ戦ニ隊長林氏初其外押伍兵士ニ至ル迄手負戦死等有リ今宵ハ実方学校江泊ス

十六日雨、午前十一時頃実方学校ニ而兵糧ツカイ応援トシテ帯迫ノ敵ニ当リ兵器其ノ上彈藥等乏シクシテ終ニ味方吉田麓迄引揚一泊今日モ敵ハ勿論味方モ手負戦死アリ

十七日半天、午前七時頃出立十二時頃帖佐麓蓑毛氏江宿陳

十八日曇天、午後五時頃帖佐麓蓑毛氏出兵六時頃加治木之町ニ着泊

十九日半天、今日加治木之町ヨリ十時頃兵隊繰出岩ノ原江暫時見合セ夫ヨリ帖佐十日町迄繰出ニ相成重富辺ノ味方処迄斥候ヲ出シ候得共戰ニ相成儀更ニ無之由聞キ直ニ加治木町宿陳ニ歸リ今宵十一時頃ヨリ又帖佐迄差越夜明シ候

二十日晴、帖佐ニ台場築キ候処午前七時頃敵兵加治木ノ味方ト我等共台場東ノ岡之上ノ味方ト戰爭ニ及ビ我々共台場見張等堅固ニ相勤今宵十時頃奇兵六番中隊江台場繼渡十二時二十分加治木町之宿陳江着泊

廿一日晴、午前七時頃ヨリ加治木町下之海辺江我々共隊見張ニ出候

廿二日晴、午前五時頃ヨリ隊繰出十二時頃敷根麓下之在家ニ着泊

廿三日晴、今日ハ右之処ニ滞陳

廿四日晴、午前四時頃ヨリ敷根出立ニ而午後四時頃末吉中原ノ中村氏江宿陳

廿五日晴、午時頃ヨリ末吉出兵ニ而夜一時頃恒吉ノ町ニ休息市成ノ麓之様行ク

廿六日晴、午前五時頃市成ノ麓ニ着候処敵寄セ来候ニ付我隊モ戰場ニ繰出戰ヒ候処暫有テ味方外隊ノ所ヨリ敗レ我ト

伊地知比福山之内村トヤラ処迄行キ今宵是ニ一泊

廿七日雨、午前八時頃右ノ村出立ニ而午後六時又末吉中原ノ某殿処ニ行キ候処竹下孫左エ門上田勇次郎其外三四名病

氣ニ而滞在本隊ニ恒吉ノ様繰出タル由我ト伊地知比是ニ一泊

廿八日晴、午前八時頃末吉中原出立ニ而午後五時頃恒吉ノ町ニ着、給養ニ行キ本隊ノ居処聞キ候処市成ニ而ハ候得共

場所如何トカ間モナク隊ノ張出居候場迄行ク、人有リ夫々随行ク道ニ而味方引揚ル様聞ク又夫ヨリ恒吉迄退ク  
廿九日半天、午後五時頃ヨリ恒吉出立ニ而奇兵十四番隊同六番隊其外各隊大崎向テ夜繰出

三十日晴、午前六時頃大崎麓近く旧寺ノ跡力は処ニ而終日敵ヲ取込戦ヒ夜九時頃敵間道ヨリ引退キ味方モ同刻其場引  
揚恒吉之様引揚ゲノ賦ニテ候処振武隊参リ又大崎ノ在家ニ宿陳ス

旧六月一日晴、午前六時頃右ノ処繰出麓近く行ク時土人敵近寄来ルト云哉否哉敵銃打掛候間味方少シ脇ノ野ニ伏シ戦  
ヒ候得共味方カナワジトヤ思ヒケン軍監神宮司氏等見付走来リ押返シ戦切込候処敵北<sup>ニダ</sup>テ行キ味方大勝利也今宵八麓  
近辺ニ番兵ス

二日半天、大崎麓午前七時頃繰出午後四時頃末吉麓ニ着泊

三日晴、十二時頃末吉麓繰出午後三時通山ニ着今宵九時頃繰出椎葉立トカ云茶屋ニ休ム

四日雨、午前四時頃右茶屋繰出福山街道牧神之辺迄行候処敵台場築キ待カマヘ候間此ニテ合戦致候得共味方ノ方地利  
悪クシテ十二時頃ヨリソロソロ味方引揚ゲ昼飯ヲ喰ヒ又通山之宿陳ニ帰泊

五日雨、今日見張所出来午前八時頃ヨリ左半隊差越十二時ヨリ右半隊交代ニ差越午後五時ヨリ又左半隊ト交代シ宿陳  
ニ帰居候処今宵十二時ヨリ財部之様繰出夜三時頃同町ニ到着是ニ休ム

六日雨、午前四時頃ヨリ財部何村繰出敵地近く行ク味方ノ地利ヲ見ルニ些ト悪シト云テ軍監神宮司等兵ヲ引揚ゲ今日  
ハソレナリ帰リ財部町武士ニ宿陳ス

七日雨、午後六時頃財部繰出夜一時頃高野江是ニ些寐ス

<sup>カクダネ</sup>

八日晴、今日午前四時頃高野ノ先霧島山ノ尾南方岡野ニ而戦ヒ時ヲウツサジ敵ノ見張台場三四ヶ所ハ乗取候得共味方ノ古惜ハ彈藥乏シク地利悪キ故台場モ取カヘサレ味方少ク引候故我々共隊山谷ヨリ下リ退キ今宵ハ高野ニ一泊

九日半天、午前十時頃ヨリ高野繰出庄内安永町ニ一時頃着是ニ一泊

十日晴、午前七時頃安永町繰出十二時頃末吉之麓ニ着午後二時頃ヨリ右半隊ハ恒吉岩川街道ニ見張致候（注、以下記事ナシ）